

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新													
<p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～32 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>33 データ伝送サービス</td> <td>当社のデータ伝送サービス契約約款（以下「データ伝送サービス契約約款」といいます。）に基づいて主としてデータ通信の用に供することを目的として符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス</td> </tr> </tbody> </table>		用語	意味	1～32 (略)	(略)	33 データ伝送サービス	当社のデータ伝送サービス契約約款（以下「データ伝送サービス契約約款」といいます。）に基づいて主としてデータ通信の用に供することを目的として符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス	<p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～32 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>33 削除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		用語	意味	1～32 (略)	(略)	33 削除	
用語	意味														
1～32 (略)	(略)														
33 データ伝送サービス	当社のデータ伝送サービス契約約款（以下「データ伝送サービス契約約款」といいます。）に基づいて主としてデータ通信の用に供することを目的として符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス														
用語	意味														
1～32 (略)	(略)														
33 削除															
<p>第10章 料金等</p> <p>第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信路設定伝送機能等（端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄、第6欄、<u>第8欄</u>及び第9欄に係るものに限ります。）、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、<u>データ伝送機能</u>、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。）の場合 専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線（通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。）の廃止等（専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。）による当該機能の利用の解除（以下この項において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。）</p>		<p>第10章 料金等</p> <p>第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信路設定伝送機能等（端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄、第6欄及び第9欄に係るものに限ります。）、光信号中継伝送機能、通信路設定伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能及び端末間伝送等機能をいいます。以下同じとします。）の場合 専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を準用して、当該機能の利用を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線（通信路設定伝送機能等のうち、その中途から当社の契約者が指定する場所までの間に設置する部分をいいます。以下同じとします。）の廃止等（専用サービス契約約款に規定する接続専用回線の接続休止をした場合を含みます。）による当該機能の利用の解除（以下この項において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（当該機能の利用を開始した日と解除等があった日が同一である場合は1日とします。）</p>													
<p>2 料金表第1表第1（網使用料）に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等（2-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。）又は波長多重機能については、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定（同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。）を準用します。この場合において、端末回線伝送機能（2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄、<u>第8欄</u>及び第9欄に係るものに限ります。）、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、<u>データ伝送機能</u>、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとし、</p>		<p>2 料金表第1表第1（網使用料）に規定する端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、通信路設定伝送機能等（2-1-2第2欄に規定する加算額を除きます。以下この項において同じとします。）又は波長多重機能については、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第10項の規定により利用したものとみなす期間を除き、専用サービス契約約款中最低利用期間の規定（同規定中「専用契約の解除」とあるのは「専用契約の解除若しくは接続専用回線の接続休止」と読み替えるものとし、他社料金設定回線に係る規定を除きます。）を準用します。この場合において、端末回線伝送機能（2-1-1-1第2欄ウ欄、第6欄及び第9欄に係るものに限ります。）、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、中継伝送専用機能、光信号中継伝送機能、イーサネットフレーム伝送機能、光信号局内伝送機能又は波長多重機能は、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの場合の規定に準ずるものとし、</p>													
<p>3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態（その機能に著</p>		<p>3 協定事業者は、第1項の期間において、次の各号の事由により機能を利用できない状態（その機能に著</p>													

しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となるときを含みます。)が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第8欄に係るものに限ります。)及びデータ伝送機能を利用できない状態については、データ伝送サービス契約約款中基本料金及び通信料金の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。)及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定(故障回復時間に係るものに限ります。)を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。

- (1) 当社の責めに帰すべき事由により、接続の停止となったとき。
- (2) 当社が電気通信事業を休止したとき。
- (3) その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。

4~5 (略)

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

- (1)~(30) (略)
- (31) 当社が、端末回線伝送機能2-1-1-1第8欄及びデータ伝送機能を利用する協定事業者に対し、これらの機能に係る当社の電気通信設備(以下「データ伝送サービスに係る設備」といいます。)の故障情報等を提供するために必要となる情報の登録を行ったとき。
- (32)~(34) (略)

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

(工事等の制限)

第95条の5

- 1 (略)
- (1)~(5) (略)
- (6) 先進国首脳会合その他これに準ずる重要な国際会議が行われるとき。

しい支障が生じ、全く利用ができない状態と同程度の状態となるときを含みます。)が生じた場合は、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料の支払いを要しません。この場合において、端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に係るものに限ります。)、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款中専用料の支払義務に係る規定を、中継伝送専用機能を利用できない状態については、専用サービス契約約款に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料の支払義務に係る規定を、端末回線伝送機能(2-1-1-1第9欄に係るものに限ります。)及びイーサネットフレーム伝送機能を利用できない状態については、当社のLAN型通信網サービス契約約款中利用料金の支払義務に係る規定(故障回復時間に係るものに限ります。)を、それぞれ準用して利用できなかった時間に対応する網使用料を算定し、その支払いを要しないこととします。

- (1) 当社の責めに帰すべき事由により、接続の停止となったとき。
- (2) 当社が電気通信事業を休止したとき。
- (3) その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。

4~5 (略)

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

- (1)~(30) (略)
- (31) 削除
- (32)~(34) (略)
- (35) 当社が、接続申込者が光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査したとき。

第14章 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い

(工事等の制限)

第95条の5

- 1 (略)
- (1)~(5) (略)
- (6) 主要国首脳会議その他これに準ずる重要な国際会議が行われるとき。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 役務区間単位料金による接続専用回線等に係る料金の適用	利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合デジタル通信サービス契約約款に定める相互接続通信路設定機能を利用するサービス又はデータ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービス等に係る料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は2（料金額）2-1-1-1第2欄から第4欄若しくは第8欄、2-1の2、2-6又は2-6の2に掲げる網使用料の支払いを要しません。
(8)～(8)-4 (略)	(略)
(8)-5 加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係る料金の適用	2（料金額）2-2の2に掲げる網使用料については、加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係る伝送装置ごとに、その伝送装置に収容される加入者交換機接続回線（加入者交換機又はその交換機の伝送装置と接続するための接続回線をいいます。以下同じとします。）数（中継伝送専用機能に係るものを除きます。）に応じて適用します。
(8)-6 加入者交換機回線対応部専用機能に係る料金の適用	2（料金額）2-2第7欄に掲げる網使用料については、当社の加入者交換機とそれに対向して接続する協定事業者の交換機との間の区間（両端の交換機及び伝送装置等により構成されるものをいいます。）ごとの加入者交換機接続回線数に応じて適用します。
(8)-7～(9) (略)	(略)
(10) 通信路設定伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～イ (略) ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類（一般専用サービス（以下「一般専用」といいます。）、高速デジタル伝送サービス（以下「高速デジタル伝送」といいます。）、ATM専用サービス（以下「ATM専用」といいます。）、品目、サービスクラス（以下「クラス」といいます。）の区別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。 エ～カ (略)
(10)-2 (略)	(略)
(10)-3 データ伝送機能に係る料金の適用	ア データ伝送機能（ATM方式により符号の伝送を行うものであって、データ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスの通信の区別がタイプ1のものに準ずるものに限ります。以下同じとします。）については、データ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスのサービスクラス（クラス1（網が通常状態にある場合に上限伝送速度による通信を行うことができるものをいいます。以下同じとします。）、クラス2（網が通常状態にある場合に最低伝送速度による通信を行うことができるものであって、かつ網に余裕がある場合に上限伝送速度による通信が可能であるものをいいます。以下同じとします。）の区分があります。）、上限伝送速度及び最低伝送

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(6) (略)	(略)
(7) 役務区間単位料金による接続専用回線等に係る料金の適用	利用者料金が役務区間単位料金であるときの接続専用回線、総合デジタル通信サービス契約約款に定める相互接続通信路設定機能を利用するサービス等に係る料金については、当社の契約約款等に規定するところにより当社の契約者が支払うものとし、協定事業者は2（料金額）2-1-1-1第2欄から第4欄、2-1の2又は2-6に掲げる網使用料の支払いを要しません。
(8)～(8)-4 (略)	(略)
(8)-5 削除	
(8)-6 加入者交換機回線対応部専用機能に係る料金の適用	2（料金額）2-2第7欄に掲げる網使用料については、当社の加入者交換機とそれに対向して接続する協定事業者の交換機との間の区間（両端の交換機及び伝送装置等により構成されるものをいいます。）ごとの加入者交換機接続回線（加入者交換機又はその交換機の伝送装置と接続するための接続回線をいいます。以下同じとします。）数に応じて適用します。
(8)-7～(9) (略)	(略)
(10) 通信路設定伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～イ (略) ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類（一般専用サービス（以下「一般専用」といいます。）、高速デジタル伝送サービス（以下「高速デジタル伝送」といいます。）、品目、サービスクラス（以下「クラス」といいます。）の区別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。 エ～カ (略)
(10)-2 (略)	(略)
(10)-3 削除	

	<p>速度の区別に準じて2-6の2に掲げる料金額を適用します。</p> <p>イ 単位料金区域ごとに当社が別に定める通信用建物と異なる通信用建物において、第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第5-2欄に規定する箇所て接続する場合は、2-6の2-1に掲げる料金額に2-6の2-2に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p>
(10)-4~(12) (略)	(略)
(12)-2 端末回線伝送機能及びデータ伝送機能の組み合わせ	<p>端末回線伝送機能2-1-1-1第8欄及びデータ伝送機能については、データ伝送サービスに準じて該当する機能を組み合わせて適用します。</p>
(12)-3~(22) (略)	(略)
(23) DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。	<p>DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。</p>
(24)~(25) (略)	(略)
(26) 端末間伝送等機能の料金の適用	<p>ア 端末間伝送等機能は、一般専用（帯域品目のうち放送利用に係るものを除きます。）<u>、高速デジタル伝送及びATM専用に適用します。</u>ただし、専用サービス契約約款附則第11条に規定するものを除きます。</p> <p>イ 端末間伝送等機能の基本額を、専用サービス契約約款に規定する基本額とみなして、長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用について、専用サービス契約約款に規定されている部分を準用します。</p> <p>この場合において、当社は、長期継続利用に係る端末間伝送等機能を利用している協定事業者から、長期継続利用の廃止等があった場合に支払いを要する額を一括支払いする旨の規定を適用しないよう求める申出があったときは、次のとおりとします。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) その協定事業者が端末間伝送等機能の利用を終了すると同時に当社の契約約款に基づく契約（専用契約（高速デジタル伝送サービス又はATM専用サービスに係るものに限ります。）<u>、LAN型通信網契約又はデータ伝送契約とし、他社料金設定回線に係るものを除きます。</u>）の申込みがあり、当社がそれを承諾した場合であって、契約者変更がない場合又はその協定事業者が契約者となる場合には、その協定事業者とその契約の申込みを行った者が同一の協定事業者であるものとみなして取り扱うものとします。</p>

(10)-4~(12) (略)	(略)
(12)-2 削除	
(12)-3~(22) (略)	(略)
(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。	<p>DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。</p>
(24)~(25) (略)	(略)
(26) 端末間伝送等機能の料金の適用	<p>ア 端末間伝送等機能は、一般専用（帯域品目のうち放送利用に係るものを除きます。）<u>及び高速デジタル伝送に適用します。</u>ただし、専用サービス契約約款附則第11条に規定するものを除きます。</p> <p>イ 端末間伝送等機能の基本額を、専用サービス契約約款に規定する基本額とみなして、長期継続利用に係る基本額の適用及び高額利用に係る基本額の割引の適用について、専用サービス契約約款に規定されている部分を準用します。</p> <p>この場合において、当社は、長期継続利用に係る端末間伝送等機能を利用している協定事業者から、長期継続利用の廃止等があった場合に支払いを要する額を一括支払いする旨の規定を適用しないよう求める申出があったときは、次のとおりとします。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) その協定事業者が端末間伝送等機能の利用を終了すると同時に当社の契約約款に基づく契約（専用契約（高速デジタル伝送サービスに係るものに限ります。）<u>又はLAN型通信網契約とし、他社料金設定回線に係るものを除きます。</u>）の申込みがあり、当社がそれを承諾した場合であって、契約者変更がない場合又はその協定事業者が契約者となる場合には、その協定事業者とその契約の申込みを行った者が同一の協定事業者であるものとみなして取り扱うものとします。</p>

(27)～(28) (略)	(略)
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	ア (略) イ 波長多重機能イ欄に係る料金については、光信号多重分離機能に係る料金と組み合わせて適用します。

(27)～(28) (略)	(略)
(29) 波長多重機能に係る料金の適用	ア (略) イ 波長多重機能イ欄に係る料金については、光信号多重分離機能ア欄に係る料金と組み合わせて適用します。

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単 位	料 金 額	備 考			
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を受容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)			
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの (以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	<u>1,333円</u>	2-1の4に係る料金は含みません。	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	<u>1,333円</u>		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	<u>1,373円</u>		
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの		(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに		<u>1,350円</u>
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	<u>1,350円</u>			
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1 回線ごとに	<u>1,391円</u>			
		イ 4線式のもの		1 回線ごとに	<u>2,781円</u>		
		ウ～エ (略)		(略)	(略)		

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単 位	料 金 額	備 考			
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を受容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)			
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの (以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	<u>1,402円</u>	2-1の4に係る料金は含みません。	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	<u>1,402円</u>		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	<u>1,444円</u>		
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの		(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに		<u>1,529円</u>
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	<u>1,529円</u>			
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1 回線ごとに	<u>1,575円</u>			
		イ 4線式のもの		1 回線ごとに	<u>3,150円</u>		
		ウ～エ (略)		(略)	(略)		

(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	227円		
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	227円		
				(イ) 当社の局内スプリッタを用いない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,381円
			② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,381円	
					C AB以外のもの	1回線ごとに	1,422円	
					A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	52円	
	イ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。）			(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	495円	
					② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	495円	
					(イ) 当社の局内スプリッタを用いない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに
				② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,649円
						C AB以外のもの	1回線ごとに	1,690円
						A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	320円
B 保守の区別がタイプ1－2のもの				1回線ごとに	320円			

(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	345円			
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	345円			
				(イ) 当社の局内スプリッタを用いない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,575円	
			② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,575円		
					C AB以外のもの	1回線ごとに	1,622円		
					A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	54円		
	B 保守の区別がタイプ1－2のもの				1回線ごとに	54円			
					(イ) 当社の局内スプリッタを用いない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	652円
					② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	652円
	C AB以外のもの	1回線ごとに	1,882円						
	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,882円						
	B 保守の区別がタイプ1－2のもの				1回線ごとに	1,882円			
A 保守の区別がタイプ1－1のもの					1回線ごとに	1,929円			
A 保守の区別がタイプ1－1のもの					1回線ごとに	361円			
B 保守の区別がタイプ1－2のもの				1回線ごとに	361円				

(4)-2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>752円</u>	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>752円</u>	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	<u>775円</u>	
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>241円</u>	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>241円</u>	
		イ (略)	(略)	(略)	

(4)-2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>856円</u>	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>856円</u>	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	<u>882円</u>	
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>262円</u>	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>262円</u>	
		イ (略)	(略)	(略)	

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-1の2 (略)



## 2-1-1-2 加算料

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	81円	—
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	443円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.885円	

## 2-1-1-2 加算料

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	204円	—
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	468円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1.060円	

2-1-1-2の2 (略)

2-1-1-2の2 (略)

## 2-1-2 加算額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)

## 2-1-2 加算額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)

イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。）を利用する場合	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	<u>178 円</u>	—
	(イ) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	<u>186 円</u>	
	(ウ) (7) (イ) 以外のもの	<u>192 円</u>	

イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。）を利用する場合	(7) 保守の 区別がタイプ1-1のもの	<u>180 円</u>	—
	(イ) 保守の 区別がタイプ1-2のもの	<u>189 円</u>	
	(ウ) (7) (イ) 以外のもの	<u>192 円</u>	

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	(1) 発信側の端末回線 単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに	<u>1,209 円</u>	—
	(2) 着信側の端末回線 単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに	<u>79,781 円</u>	

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	(1) 発信側の端末回線 単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに	<u>1,294 円</u>	—
	(2) 着信側の端末回線 単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに	<u>85,565 円</u>	

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/s タイプ」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	255円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	255円
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	263円
	(2) 1Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	766円
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	766円
		ウ アイ以外のもの	789円

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/s タイプ」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	410円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	410円
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	422円
	(2) 1Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	862円
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	862円
		ウ アイ以外のもの	888円

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区 分		料金額	備 考
光信号多重分離機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	257円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	257円
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	265円
	イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	488円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	488円
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	503円

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区 分		料金額	備 考
光信号多重分離機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号主端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	261円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	261円
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	269円
	イ 光信号主端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	256円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	256円
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	264円

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0641円	_____	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	0.0527円	_____	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	10,000,000円	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002408円	_____
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0.00002781円	
		ウ (略)	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00003130円	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00003636円	

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0896円	_____	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1通信ごとに	0.0637円	_____	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	10,083,333円	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002839円	_____
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0.00003292円	
		ウ (略)	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00003634円	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00004259円	

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア 削除 イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限り、)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	34,270円	

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2-2 (略)

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	(略)	

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2-2 (略)

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り、)とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	(略)	

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合	—
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	443円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	0.885円	

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合	—
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	468円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	1,060円	

2-6 通信路設定伝送機能  
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額  
 2-6-1-1 基本料

1回線ごとに月額

区分	料金額		備考		
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	11,968円 10,769円		
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,647円 7,690円		
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	104,971円 103,772円		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	イ 高速デジタル伝送に係るもの	クラスが下記以外のもの	11,302円 10,171円	
			エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの	11,523円 10,371円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	11,968円 10,769円	
			保守の区別が上記以外のもの	118,735円 116,337円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	118,735円 116,337円	
			エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの	16,301円 14,039円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	16,626円 14,317円	
			保守の区別が上記以外のもの	17,266円 14,868円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	132,364円 128,768円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	146,083円 141,288円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	173,523円 166,330円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	200,962円 191,372円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	255,840円 241,455円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	338,156円 316,578円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	420,473円 391,703円	
			クラスが下記以外のもの	エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの	119,295円 92,151円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	121,676円 93,990円
				保守の区別が上記以外のもの	126,436円 97,666円
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	681,149円 629,597円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	955,538円 880,011円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,216,214円 1,117,906円
				エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの	432,157円 331,461円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	440,796円 338,085円
				保守の区別が上記以外のもの	458,072円 351,336円
ウ ATM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	275,441円 265,029円		
		セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの	245,233円 240,321円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	250,134円 245,122円		
		保守の区別が上記以外のもの	259,932円 254,726円		
		エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの	245,233円 240,321円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	250,134円 245,122円		
		保守の区別が上記以外のもの	259,932円 254,726円		
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	309,872円 290,347円		
		セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	272,067円 262,049円	
			保守の区別が上記以外のもの	282,728円 272,316円	
			エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの	266,739円 256,915円	
保守の区別がタイプ1-2のもの	272,067円 262,049円				
保守の区別が上記以外のもの	282,728円 272,316円				
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	373,810円 337,364円			
	セカンドクラスの 保守の区別がタイプ1-1のもの	305,111円 286,691円			
	保守の区別がタイプ1-2のもの	311,210円 292,420円			
	保守の区別が上記以外のもの	323,404円 303,879円			
	エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの	301,453円 284,261円			
保守の区別がタイプ1-2のもの	307,479円 289,941円				
保守の区別が上記以外のもの	319,529円 301,303円				

2-6 通信路設定伝送機能  
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額  
 2-6-1-1 基本料

1回線ごとに月額

区分	料金額		備考		
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	12,521円 11,482円		
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,572円 8,127円		
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	118,372円 117,333円		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	イ 高速デジタル伝送に係るもの	クラスが下記以外のもの	11,838円 10,857円	
			エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの	12,067円 11,065円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	12,521円 11,482円	
			保守の区別が上記以外のもの	132,987円 130,909円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	132,987円 130,909円	
			エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの	17,432円 15,470円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	17,770円 15,771円	
			保守の区別が上記以外のもの	18,448円 16,370円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	147,463円 144,346円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	162,036円 157,875円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	191,174円 184,935円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	220,312円 211,995円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	278,593円 266,114円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	366,011円 347,293円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	453,429円 428,472円	
			クラスが下記以外のもの	エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの	134,812円 111,268円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	137,498円 113,485円
				保守の区別が上記以外のもの	142,873円 117,916円
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	730,254円 685,539円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,021,647円 956,136円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,298,471円 1,213,203円
				エコノミークラス 保守の区別がタイプ1-1のもの	607,282円 527,742円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	619,420円 538,288円
				保守の区別が上記以外のもの	643,690円 559,378円

3. 0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		437,750円	384,382円	
	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	339,825円	314,037円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	346,618円	320,313円	
		保守の区別が上記以外のもの	360,200円	332,866円	
	エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	336,167円	311,607円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	342,887円	317,834円	
保守の区別が上記以外のもの		356,325円	330,290円		
4. 0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		491,853円	424,166円	
	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	376,233円	341,849円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	383,752円	348,681円	
		保守の区別が上記以外のもの	398,792円	362,346円	
	エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	368,917円	336,989円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	376,292円	343,724円	
保守の区別が上記以外のもの		391,038円	357,195円		
5. 0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		536,119円	456,716円	
	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	407,019円	365,267円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	415,153円	372,567円	
		保守の区別が上記以外のもの	431,424円	387,169円	
	エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	396,045円	357,977円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	403,963円	365,132円	
保守の区別が上記以外のもの		419,795円	379,442円		
6. 0Mbit/sから 49. 0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		590,222円	496,500円
		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	439,769円	390,649円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	448,558円	398,457円
			保守の区別が上記以外のもの	466,143円	414,074円
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	425,137円	380,929円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	433,633円	388,543円
	保守の区別が上記以外のもの		450,629円	403,771円	
	(4) 6. 0Mbit/sを超え る1. 0Mbit/sごと に	クラスが下記以外のもの		17,660円	12,987円
		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	14,834円	11,037円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	15,128円	11,258円
			保守の区別が上記以外のもの	15,721円	11,700円
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	10,093円	7,889円
保守の区別がタイプ1-2のもの			10,299円	8,047円	
保守の区別が上記以外のもの	10,699円		8,363円		
50. 0Mbit/sから 134. 0Mbit/sまで の符号伝送が可能 なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		1,367,327円	1,067,942円
		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,092,413円	876,285円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,114,258円	893,806円
			保守の区別が上記以外のもの	1,157,944円	928,849円
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	869,275円	728,055円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	886,657円	742,611円
	保守の区別が上記以外のもの		921,418円	771,725円	
	(4) 50. 0Mbit/sを超え る1. 0Mbit/sごと に	クラスが下記以外のもの		3,182円	2,341円
		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,821円	2,751円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	3,897円	2,806円
			保守の区別が上記以外のもの	4,048円	2,916円
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,840円	1,435円
保守の区別がタイプ1-2のもの			1,876円	1,464円	
保守の区別が上記以外のもの	1,950円		1,522円		
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		1,637,840円	1,266,861円	
	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,417,115円	1,110,115円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,445,452円	1,132,312円	
		保守の区別が上記以外のもの	1,502,128円	1,176,708円	
	エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,025,709円	850,105円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,046,219円	867,102円	
保守の区別が上記以外のもの		1,087,236円	901,097円		



区分	料金額		備考	
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	180円	1,737円	-
	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	190円	1,379円	
アイ高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	180円	1,737円	-
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	170円	1,639円	
128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	360円	3,475円	-
	エコノミークラスのもの	340円	3,278円	
192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	540円	5,212円	-
	エコノミークラスのもの	350円	3,344円	
256kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	720円	6,949円	-
	エコノミークラスのもの	360円	3,475円	
384kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,080円	10,424円	-
	エコノミークラスのもの	360円	3,475円	
512kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,440円	13,899円	-
	エコノミークラスのもの	360円	3,475円	
768kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,160円	20,848円	-
	エコノミークラスのもの	360円	3,475円	
1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	3,240円	31,272円	-
	エコノミークラスのもの	4,320円	41,696円	
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	4,080円	39,336円	-
	エコノミークラスのもの	4,160円	40,123円	
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	7,750円	74,706円	-
	エコノミークラスのもの	4,320円	41,696円	
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	11,350円	109,452円	-
	エコノミークラスのもの	7,380円	199,260円	
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	14,780円	142,462円	-
	エコノミークラスのもの	7,530円	203,245円	
0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	760円	20,606円	-
	セカンドクラスのもの	370円	9,914円	
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,430円	38,637円	-
	セカンドクラスのもの	720円	19,440円	
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,670円	72,122円	-
	セカンドクラスのもの	1,350円	36,450円	
3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	3,910円	105,608円	-
	セカンドクラスのもの	1,890円	51,030円	

区分	料金額		備考	
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	380円	2,612円	-
	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	410円	1,824円	
アイ高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	380円	2,612円	-
	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	360円	2,464円	
128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	760円	5,224円	-
	エコノミークラスのもの	720円	4,928円	
192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,140円	7,836円	-
	エコノミークラスのもの	730円	5,027円	
256kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,520円	10,447円	-
	エコノミークラスのもの	760円	5,224円	
384kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,290円	15,671円	-
	エコノミークラスのもの	760円	5,224円	
512kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	3,050円	20,895円	-
	エコノミークラスのもの	760円	5,224円	
768kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	4,580円	31,342円	-
	エコノミークラスのもの	760円	5,224円	
1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	6,870円	47,013円	-
	エコノミークラスのもの	9,160円	62,684円	
1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	8,640円	59,136円	-
	エコノミークラスのもの	8,810円	60,319円	
3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	16,410円	112,309円	-
	エコノミークラスのもの	9,160円	62,684円	
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	24,040円	164,546円	-
	エコノミークラスのもの	9,840円	351,288円	
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	31,290円	214,171円	-
	エコノミークラスのもの	10,040円	358,314円	
0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	10,430円	372,365円	-
	セカンドクラスのもの	370円	9,914円	

4. 0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,960円	133,942円	
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,520円	68,040円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,570円	69,401円	
			保守の区別が上記以外のもの	2,670円	72,122円	
		エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,340円	63,180円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,390円	64,444円	
	保守の区別が上記以外のもの		2,480円	66,971円		
	5. 0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	5,820円	157,124円
			エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	3,060円	82,620円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	3,120円	84,272円
				保守の区別が上記以外のもの	3,240円	87,577円
			エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,790円	75,330円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	2,850円	76,837円
		保守の区別が上記以外のもの		2,960円	79,850円	
		6. 0Mbit/sから 49. 0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	6. 870円	185,458円
セカンドクラ スのもの				保守の区別がタイプ1-1のもの	3,600円	97,200円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	3,670円	99,144円
				保守の区別が上記以外のもの	3,820円	103,032円
エコノミーク ラスのもの				保守の区別がタイプ1-1のもの	3,240円	87,480円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	3,300円	89,230円
			保守の区別が上記以外のもの	3,430円	92,729円	
(イ) 6. 0Mbit/sを超え る1. 0Mbit/sごと に			クラスが下記以外のもの	340円	9,249円	
	セカンドクラ スのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	280円	7,511円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	280円	7,661円	
			保守の区別が上記以外のもの	290円	7,962円	
	エコノミーク ラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	160円	4,363円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	170円	4,450円	
保守の区別が上記以外のもの			170円	4,625円		
50. 0Mbit/sから 134. 0Mbit/sまで の符号伝送が可能 なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの		クラスが下記以外のもの	21,940円	592,434円	
		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	15,840円	427,680円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	16,160円	436,234円	
			保守の区別が上記以外のもの	16,790円	453,341円	
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	10,350円	279,450円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	10,560円	285,039円	
	保守の区別が上記以外のもの		10,970円	296,217円		
	(イ) 50. 0Mbit/sを超え る1. 0Mbit/sごと に	クラスが下記以外のもの	60円	1,667円		
		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	80円	2,116円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	80円	2,158円	
			保守の区別が上記以外のもの	80円	2,242円	
		エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	30円	800円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	30円	816円	
	保守の区別が上記以外のもの		30円	848円		
	134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラ スのもの	27,190円	734,103円	
保守の区別がタイプ1-1のもの			22,500円	607,500円		
保守の区別がタイプ1-2のもの			22,950円	619,650円		
エコノミーク ラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	23,850円	643,950円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	12,870円	347,490円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	13,130円	354,440円		
保守の区別が上記以外のもの	13,640円	368,339円				

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

			1回線ごとに月額			
区 分			料金額	備考		
通信 路 設 定 機 能	専用回 線ノ ード 装 置、中 送 継 送 機 能 未 取 容 す る 装 置 に よ り 通 信 路 の 設 定 並 び に 伝 送 を 行 う 機 能	ア 一般 専用に係 るもの	通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	10,140円	-	
		イ 高速 デジタル 伝送に係 るもの	専ら音声を送信するため、通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	7,061円	-	
	ア 一般 専用に係 るもの	イ 高速 デジタル 伝送に係 るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	103,143円	-
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	115,080円	-
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	126,882円	-
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	138,774円	-
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	162,559円	-
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	186,343円	-
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	233,912円	-
			1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	305,264円	-
			1. 536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1. 536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	376,617円	-
			3. 072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3. 072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	602,568円	-
			4. 608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4. 608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	840,410円	-
6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,066,362円	-			

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

			1回線ごとに月額			
区 分			料金額	備考		
通信 路 設 定 機 能	専用回 線ノ ード 装 置、中 送 継 送 機 能 未 取 容 す る 装 置 に よ り 通 信 路 の 設 定 並 び に 伝 送 を 行 う 機 能	ア 一般 専用に係 るもの	通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	10,798円	-	
		イ 高速 デジタル 伝送に係 るもの	専ら音声を送信するため、通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	7,443円	-	
	ア 一般 専用に係 るもの	イ 高速 デジタル 伝送に係 るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	116,649円	-
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	129,542円	-
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	142,295円	-
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	155,140円	-
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	180,833円	-
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	206,525円	-
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	257,910円	-
			1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	334,986円	-
			1. 536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1. 536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	412,063円	-
			3. 072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3. 072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	656,140円	-
			4. 608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4. 608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	913,063円	-
6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,157,140円	-			

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

2-6の2 削除

			1回線ごとに月額	
区分			料金額	備考
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	6,143円
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	11,683円
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	17,232円
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	22,781円
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	33,879円
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	44,977円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	78,271円
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	155,957円
	ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	15,124円
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの	30,050円
		上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	20,782円
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	52,024円
		上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	40,593円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	90,646円
		上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	59,960円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	135,647円
		上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	78,104円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	180,651円
		上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	94,807円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	222,489円
上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	109,345円		
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	264,273円		
上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	122,607円		
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	299,620円		
上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	131,819円		
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	335,023円		
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	141,640円		
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	363,934円		
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	151,518円		
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	392,900円		

2-6の2-2 加算料

			1回線ごとに月額			
区分			料金額	備考		
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置(端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。)により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	1,360円	-	
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	2,720円		
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	4,080円		
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	5,440円		
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	8,160円		
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	10,880円		
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	19,040円		
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	38,040円		
		ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		3,563円
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの		7,222円
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	4,950円		
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	12,607円		
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	9,806円		
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	22,073円		
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	14,552円		
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	33,102円		
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	18,999円		
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	44,132円		
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	23,093円			
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	54,386円			
上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	26,656円				
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	64,627円				
上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	29,906円				
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	73,290円				
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	32,164円				
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	81,967円				
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	34,571円				
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	89,053円				
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	36,992円				
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	96,152円				

## 2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	197円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合	201円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	イ 音声利用IP通信網サービスの契約者と同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	198円	
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	39円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア (略)	(略)	(略)	(略)

## 2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	258円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合	264円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
		イ 音声利用IP通信網サービスの契約者と同一の接続形態により接続する場合	1案内ごとに	
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	74円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア (略)	(略)	(略)	(略)

	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	35.11円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ (略)	(略)	(略)	(略)

	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	38.21円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ (略)	(略)	(略)	(略)

2-9 (略)

2-9 (略)

2-10 公衆電話機能  
2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2.0663円	——
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.2429円	——

2-10 公衆電話機能  
2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2.4691円	——
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.7461円	——

2-10-2 (略)

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)～(11) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの 1回線ごとに月額	48円	——
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの 1回線ごとに月額	57円	——
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	37円	——

2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)～(11) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの 1回線ごとに月額	44円	——
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの 1回線ごとに月額	54円	——
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	46円	——

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	57円	—	
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	—	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	—	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	—	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	57円	—	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	443円	—
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.885円	—
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	—	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	54円	—	
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	54円	—	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	54円	—	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	54円	—	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	54円	—	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	468円	—
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1.060円	—
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	54円	—	

2-1-2 端末間伝送等機能  
2-1-2-1 基本額

1回線ごとに月額

区 分			減額率	料金額	備考
端末間伝送等機能	第5条(標準的接続箇所)表中第1欄で接続する場合において、その接続形態が当社との契約者と同となる機能	当社の専用サービスと同一なもの	ア～イ(略)	(略)	専用サービス契約の該当する基本額から基本額に減額率を乗じた額を減じた額
			ウ ATM 専用に係るもの	8.6%	
			(7) (イ)以外のもの (イ) 連絡調整業務なしの場合	21.6%	

2-1-2 端末間伝送等機能  
2-1-2-1 基本額

1回線ごとに月額

区 分			減額率	料金額	備考
端末間伝送等機能	第5条(標準的接続箇所)表中第1欄で接続する場合において、その接続形態が当社との契約者と同となる機能	当社の専用サービスと同一なもの	ア～イ(略)	(略)	専用サービス契約の該当する基本額から基本額に減額率を乗じた額を減じた額
			ウ ATM 専用に係るもの	8.6%	
			(7) (イ)以外のもの (イ) 連絡調整業務なしの場合	21.6%	

2-1-3 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア～ウ (略)	(略)	(略)
		エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	231,341円
		オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	6,313円

2-1-3 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア～ウ (略)	(略)	(略)
		エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	48,630円
		オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	3,010円



## 2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	15,713円	_____

## 2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	22,459円	_____

第2 網改造料  
1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(37) (略)	(略)	(略)
(38) <u>グループセキュリティサービス</u> に係る付加機能	特定中継事業者の契約約款等に規定する <u>グループセキュリティ機能</u> （以下「 <u>グループセキュリティサービス</u> 」といいます。）を行うために加入者交換機及び中継交換機に付加する機能	特定中継事業者に適用します。
(39)～(62) (略)	(略)	(略)
(63) <u>故障情報等提供機能</u>	<u>データ伝送サービスに係る設備の故障情報等を協定事業者に提供するための機能</u>	_____

第2 網改造料  
1 適用 (略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(37) (略)	(略)	(略)
(38) <u>メンバーズネットサービス</u> に係る付加機能	特定中継事業者の契約約款等に規定する <u>メンバーズネット機能</u> （以下「 <u>メンバーズネットサービス</u> 」といいます。）を行うために加入者交換機及び中継交換機に付加する機能	特定中継事業者に適用します。
(39)～(62) (略)	(略)	(略)
(63) <u>削除</u>	_____	_____

2 料金額

2-1 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.256
	電力設備	0.922
	伝送機械設備	0.161
	無線機械設備	0.129
諸掛費比率	土地及び通信用建物	(略)
	土地及び通信用建物以外	0.007
共通割掛費比率		0.084

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.034
		端末系交換機能	0.052
		中継系交換機能	0.060
		中継伝送機能	0.037
		通信料対応設備合計	0.050
		データ系設備合計	(略)
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.032
		端末系交換機能	0.048
		中継系交換機能	0.054
		中継伝送機能	0.034
		通信料対応設備合計	0.046
		データ系設備合計	0.099
		繰延資産比率	0.0097
		投資等比率	(略)
貯蔵品比率	0.0089		
他人資本比率	0.250		
自己資本比率	0.750		
他人資本利率	(略)		
自己資本利益率	0.0066		
有利子負債以外の負債の比率	0.048		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0085		
利益対応税率	(略)		
貸倒率	(略)		

2 料金額

2-1 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.258
	電力設備	0.920
	伝送機械設備	0.158
	無線機械設備	0.625
諸掛費比率	土地及び通信用建物	(略)
	土地及び通信用物以外	0.008
共通割掛費比率		0.103

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.033
		端末系交換機能	0.058
		中継系交換機能	0.069
		中継伝送機能	0.040
		通信料対応設備合計	0.055
		データ系設備合計	(略)
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.030
		端末系交換機能	0.052
		中継系交換機能	0.048
		中継伝送機能	0.033
		通信料対応設備合計	0.049
		データ系設備合計	0.097
		繰延資産比率	0.0096
		投資等比率	(略)
貯蔵品比率	0.0083		
他人資本比率	0.221		
自己資本比率	0.779		
他人資本利率	(略)		
自己資本利益率	0.0050		
有利子負債以外の負債の比率	0.056		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0068		
利益対応税率	(略)		
貸倒率	(略)		

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(9) (略)	(略)
(10) 工事費の適用時間帯	ア (略) イ 2 (工事費の額) 2-1 第10欄、第15欄から第17欄まで、第19欄から第21欄まで、第23欄及び第23-2欄、並びに第29欄から第32欄までに掲げる工事費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。 ウ (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備 考
(1)～(9) (略)			
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,604円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに 3,242円	
(11)～(14) (略)			
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに 1,773円	特定中継事業者に適用します。
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,170円	特定中継事業者に適用します。
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合 1回線ごとに 1,506円	特定中継事業者に適用します。
		廃止の場合 1回線ごとに 1,370円	
(18) メンバーズネットサービ	当社の加入者交換機にメンバーズネット	新設の場合 1回 平日昼間 4,215円	特定中継事業者に適用します。

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(9) (略)	(略)
(10) 工事費の適用時間帯	ア (略) イ 2 (工事費の額) 2-1 第10欄、第15欄及び第16欄、第19欄から第21欄まで、第23欄及び第23-2欄、並びに第29欄から第32欄までに掲げる工事費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。 ウ (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備 考
(1)～(9) (略)			
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,611円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに 3,251円	
(11)～(14) (略)			
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに 1,778円	特定中継事業者に適用します。
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,176円	特定中継事業者に適用します。
(17) 削除			
(18) メンバーズネットサービ	当社の加入者交換機に特定中継事業者の	新設の場合 1回 平日昼間 4,277円	特定中継事業者に適用します。

ス登録工事費	サービスを登録する 工事に要する費用			線 ご と に	平日夜 間	4,861円	
					平日深 夜	5,598円	
					土日祝 日 昼夜間	5,046円	
					土日祝 日深夜	5,783円	
					廃止の場 合		
				平日夜 間	3,838円		
				平日深 夜	4,421円		
				土日祝 日 昼夜間	3,985円		
				土日祝 日深夜	4,567円		
	(19) 特定中継事 業者利用停止 工事費	当社の加入者交換機に特定中継 事業者の契約者に対する利用停 止情報を登録する工事に要する 費用			1回線ごと に	762円	
(20) 特定中継事 業者契約不締 結工事費	当社の加入者交換機に特定中継 事業者の契約不締結情報を登録 する工事に要する費用			1回線ごと に	(略)	特定中継事業 者に適用しま す。	
(21) 全国型着信 短縮ダイヤル 機能登録工事 費	当社の加入者交換機に特定端末 系事業者の契約約款等に規定す る全国型着信短縮ダイヤル機能 を登録する工事に要する費用			1工事ごと に	6,974円	特定端末系事 業者に適用し ます。	
(22)～(24) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(25) ルーティン グ番号登録工 事費	ルーテ ィン グ番 号を 加入 者交 換機 に登 録等 する 工事 に要 する	ア 基 本 額	(7) (イ) 以外 の場合	1ル ー テ ィ ン グ 番 号 ご と に	平日昼 間	1,134円	移転先事業者 に適用します。
					平日夜 間	1,308円	
					平日深 夜	1,506円	
					土日祝 日 昼夜間	(略)	

ス登録工事費	契約約款等に規定す るメンバーズネット 機能（以下「メン バーズネットサー ビス」といいます。）を 登録する工事に要す る費用			線 ご と に	平日夜 間	4,865円	
					平日深 夜	5,594円	
					土日祝 日 昼夜間	5,048円	
					土日祝 日深夜	5,777円	
					廃止の場 合		
				平日夜 間	3,842円		
				平日深 夜	4,417円		
				土日祝 日 昼夜間	3,986円		
				土日祝 日深夜	4,562円		
	(19) 特定中継事 業者利用停止 工事費	当社の加入者交換機に特定中継 事業者の契約者に対する利用停 止情報を登録する工事に要する 費用			1回線ごと に	765円	
(20) 特定中継事 業者契約不締 結工事費	当社の加入者交換機に特定中継 事業者の契約不締結情報を登録 する工事に要する費用			1回線ごと に	(略)	特定中継事業 者に適用しま す。	
(21) 全国型着信 短縮ダイヤル 機能登録工事 費	当社の加入者交換機に特定端末 系事業者の契約約款等に規定す る全国型着信短縮ダイヤル機能 を登録する工事に要する費用			1工事ごと に	6,993円	特定端末系事 業者に適用し ます。	
(22)～(24) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(25) ルーティン グ番号登録工 事費	ルーテ ィン グ番 号を 加入 者交 換機 に登 録等 する 工事 に要 する	ア 基 本 額	(7) (イ) 以外 の場合	1ル ー テ ィ ン グ 番 号 ご と に	平日昼 間	1,138円	移転先事業者 に適用します。
					平日夜 間	1,309円	
					平日深 夜	1,505円	
					土日祝 日 昼夜間	(略)	

	費用		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ご	土日祝日深夜	1,556円	
				1 ルーティング番号ご	平日昼間	707円	
				1 ルーティング番号ご	平日夜間	815円	
				1 ルーティング番号ご	平日深夜	(略)	
				1 ルーティング番号ご	土日祝日昼夜間	(略)	
				1 ルーティング番号ご	土日祝日深夜	970円	
		イ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ご	平日昼間	1,134円	ルーティング番号を指定した協定事業者 に適用します。
				1 ルーティング番号ご	平日夜間	1,308円	
				1 ルーティング番号ご	平日深夜	1,506円	
				1 ルーティング番号ご	土日祝日昼夜間	(略)	
				1 ルーティング番号ご	土日祝日深夜	1,556円	
		イ	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ご	平日昼間	620円	
				1 ルーティング番号ご	平日夜間	715円	
				1 ルーティング番号ご	平日深夜	(略)	
				1 ルーティング番号ご	土日祝日昼夜間	(略)	
				1 ルーティング番号ご	土日祝日深夜	851円	

	費用		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ご	土日祝日深夜	1,555円	
				1 ルーティング番号ご	平日昼間	709円	
				1 ルーティング番号ご	平日夜間	816円	
				1 ルーティング番号ご	平日深夜	(略)	
				1 ルーティング番号ご	土日祝日昼夜間	(略)	
				1 ルーティング番号ご	土日祝日深夜	968円	
		イ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ご	平日昼間	1,138円	ルーティング番号を指定した協定事業者 に適用します。
				1 ルーティング番号ご	平日夜間	1,309円	
				1 ルーティング番号ご	平日深夜	1,505円	
				1 ルーティング番号ご	土日祝日昼夜間	(略)	
				1 ルーティング番号ご	土日祝日深夜	1,555円	
		イ	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ご	平日昼間	622円	
				1 ルーティング番号ご	平日夜間	716円	
				1 ルーティング番号ご	平日深夜	(略)	
				1 ルーティング番号ご	土日祝日昼夜間	(略)	
				1 ルーティング番号ご	土日祝日深夜	850円	

		及び契約者回線番号等を削除する場合	(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じても行う場合	等ごとに 1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	土日祝日深夜 平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼夜間 土日祝日深夜	1,744 円 620 円 715 円 (略) (略) 851 円	
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼夜間 土日祝日深夜	2,269 円 2,616 円 3,013 円 2,716 円 3,113 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じても行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼夜間 土日祝日深夜	1,159 円 1,337 円 1,539 円 (略) 1,590 円	
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間 平日夜間	14,597 円 16,448 円		

		及び契約者回線番号等を削除する場合	(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じても行う場合	等ごとに 1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	土日祝日深夜 平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼夜間 土日祝日深夜	1,741 円 622 円 716 円 (略) (略) 850 円	
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼夜間 土日祝日深夜	2,275 円 2,619 円 3,011 円 2,717 円 3,109 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じても行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間 平日夜間 平日深夜 土日祝日昼夜間 土日祝日深夜	1,162 円 1,338 円 1,538 円 (略) 1,589 円	
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間 平日夜間	14,608 円 16,439 円		

としのて 当社の内 光配線(主 として建 一戸の建 ての建設 物にされ 置る形態 によるに 設置する に限りま す。)るに 工事する 費用	イ 協定事業者が現 に利用している光屋 内配線を加工する場 合	1 工事 ごとに	平日 深夜	<u>18,561 円</u>	_____
			土日 祝日 昼間	<u>16,978 円</u>	_____
			土日 祝日 夜間	<u>16,978 円</u>	_____
			土日 祝日 深夜	<u>19,094 円</u>	_____
			平日 昼間	<u>10,954 円</u>	_____
			平日 夜間	<u>12,631 円</u>	_____
			平日 深夜	<u>14,546 円</u>	_____
			土日 祝日 昼間	<u>13,111 円</u>	_____
			土日 祝日 夜間	<u>13,111 円</u>	_____
			土日 祝日 深夜	<u>15,028 円</u>	_____

としのて 当社の内 光配線(主 として建 一戸の建 ての建設 物にされ 置る形態 によるに 設置する に限りま す。)るに 工事する 費用	イ 協定事業者が現 に利用している光屋 内配線を加工する場 合	1 工事 ごとに	平日 深夜	<u>18,528 円</u>	_____
			土日 祝日 昼間	<u>16,962 円</u>	_____
			土日 祝日 夜間	<u>16,962 円</u>	_____
			土日 祝日 深夜	<u>19,052 円</u>	_____
			平日 昼間	<u>10,984 円</u>	_____
			平日 夜間	<u>12,643 円</u>	_____
			平日 深夜	<u>14,535 円</u>	_____
			土日 祝日 昼間	<u>13,116 円</u>	_____
			土日 祝日 夜間	<u>13,116 円</u>	_____
			土日 祝日 深夜	<u>15,011 円</u>	_____



	ウ既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に設置された光成端盤(光屋内配線を終端しているものに限ります。以下(イ)欄において同じとします。)を利用する場合	①当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合	1 工事ごとに		<u>2,641 円</u>	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者に実施していただきます。
				②当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合	1 工事ごとに	平日 昼間	<u>7,396 円</u>
			平日 夜間			<u>8,124 円</u>	
			平日 深夜			<u>8,955 円</u>	
			土日 祝日 昼間			<u>8,332 円</u>	
			土日 祝日 夜間			<u>8,332 円</u>	
			土日 祝日 深夜			<u>9,164 円</u>	

	ウ既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に設置された光成端盤(光屋内配線を終端しているものに限ります。以下(イ)欄において同じとします。)を利用する場合	①当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合	1 工事ごとに		<u>2,238 円</u>	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者に実施していただきます。
				②当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合	1 工事ごとに	平日 昼間	<u>7,006 円</u>
			平日 夜間			<u>7,726 円</u>	
			平日 深夜			<u>8,547 円</u>	
			土日 祝日 昼間			<u>7,931 円</u>	
			土日 祝日 夜間			<u>7,931 円</u>	
			土日 祝日 深夜			<u>8,754 円</u>	

			(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごとに	平日 昼間	6,192 円	—
					平日 夜間	6,762 円	—
					平日 深夜	7,412 円	—
					土日 祝日 昼間	6,925 円	—
					土日 祝日 夜間	6,925 円	—
					土日 祝日 深夜	7,576 円	—
(28) (略)	(略)					(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限りません。）の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	7,023 円	—	
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	8,263 円	—	
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	1,444 円	—	
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	7,953 円	—	
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取	ア 光信号端末回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	7,023 円	—	
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	12,392 円	—	

			(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごとに	平日 昼間	5,885 円	—
					平日 夜間	6,448 円	—
					平日 深夜	7,091 円	—
					土日 祝日 昼間	6,609 円	—
					土日 祝日 夜間	6,609 円	—
					土日 祝日 深夜	7,252 円	—
(28) (略)	(略)					(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限りません。）の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	7,043 円	—	
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	8,286 円	—	
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	1,448 円	—	
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	7,975 円	—	
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取	ア 光信号端末回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	7,043 円	—	
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	12,426 円	—	

	替する工事に要する費用	イ 一般光信号中継回線の場合	(7)	1 工事ごとに	1,444 円	—		
			基本額	(イ)	1 工事ごとに	10,538 円	—	
(31) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用		1 工事ごとに	8,889 円	—	—		
(33) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	4,149 円	—	—		
			平日 夜間	4,757 円				
			平日 深夜	5,451 円				
			土日 祝日 昼間	4,995 円				
			土日 祝日 夜間	4,995 円				
			土日 祝日 深夜	5,626 円				
			平日 昼間	1,514 円			—	—
			平日 夜間	1,633 円				
平日 深夜	1,768 円							
土日 祝日 昼間	1,677 円							
土日 祝日 夜間	1,677 円							
土日 祝日 深夜	1,803 円							

	替する工事に要する費用	イ 一般光信号中継回線の場合	(7)	1 工事ごとに	1,448 円	—		
			基本額	(イ)	1 工事ごとに	10,567 円	—	
(31) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用		1 工事ごとに	8,914 円	—	—		
(33) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	4,034 円	—	—		
			平日 夜間	4,616 円				
			平日 深夜	5,281 円				
			土日 祝日 昼間	4,851 円				
			土日 祝日 夜間	4,851 円				
			土日 祝日 深夜	5,448 円				
			平日 昼間	1,462 円			—	—
			平日 夜間	1,571 円				
平日 深夜	1,696 円							
土日 祝日 昼間	1,624 円							
土日 祝日 夜間	1,624 円							
土日 祝日 深夜	1,727 円							

(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場 合に加算する費用	1 光 信号 分岐 端 末 回 線 ご と に	平日 夜間	<u>1,093円</u>	—				
			平日 深夜	<u>2,341円</u>					
			土日 祝日 昼間	<u>1,406円</u>					
			土日 祝日 夜間	<u>1,406円</u>					
			土日 祝日 深夜	<u>2,655円</u>					
			(37) 融着接続 工事費	光信号端末回線（光局外スプリッ タを含まないものに限りま す。）との接続を申込む場合に、当該回 線の架空部分と引込部分を、融着 接続工事（光ファイバケーブル同 士を融着して接続する工事をい い、単芯により構成される光ファ イバケーブルについて工事を行う 場合に限りま す。）により接続す る場合に要する費用		1 回 線 ご と	平日 昼間	<u>3,378円</u>	—
							土日 祝日 昼間	<u>4,044円</u>	

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	<u>6,199円</u>
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>7,148円</u>
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,232円</u>
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>7,420円</u>
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,505円</u>

(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場 合に加算する費用	1 光 信号 分岐 端 末 回 線 ご と に	平日 夜間	<u>1,108円</u>	—				
			平日 深夜	<u>2,371円</u>					
			土日 祝日 昼間	<u>1,424円</u>					
			土日 祝日 夜間	<u>1,424円</u>					
			土日 祝日 深夜	<u>2,689円</u>					
			(37) 融着接続 工事費	光信号端末回線（光局外スプリッ タを含まないものに限りま す。）との接続を申込む場合に、当該回 線の架空部分と引込部分を、融着 接続工事（光ファイバケーブル同 士を融着して接続する工事をい い、単芯により構成される光ファ イバケーブルについて工事を行う 場合に限りま す。）により接続す る場合に要する費用		1 回 線 ご と に	平日 昼間	<u>3,388円</u>	—
							土日 祝日 昼間	<u>4,046円</u>	

2-2~2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	<u>6,216円</u>
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>7,155円</u>
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,226円</u>
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>7,423円</u>
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,495円</u>

第2 手続費

1 適用 (略)

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分			単位	手続費の額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3) 電話 帳掲載手 続費	協定事業者の 契約者の契約 者回線番号等 を電話帳に掲 載する場合に 要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ご とに1掲 載あたり	(略)	——
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ご とに1掲 載あたり	225円	——
(4) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(5) お客 様情報 照会書 作成手 続費	第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)又は第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用		1件ごと に	229円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用 契約締 結手続 費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごと に	(略)	みなし契約事業者に適用します。
(7) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(8) みな し契約者 に関する 宛名情報 提供手続 費	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続きに要する費用	1照 会 ごと に	平日 昼間	8,369円	みなし契約事業者に適用します。
			土日 祝日 昼 夜 間	10,017円	
			1件ごと に		
(9) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(10) 立会	当社が指定する	ア (略)	(略)	(略)	(略)

第2 手続費

1 適用 (略)

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分			単位	手続費の額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(3) 電話 帳掲載手 続費	協定事業者の 契約者の契約 者回線番号等 を電話帳に掲 載する場合に 要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ご とに1掲 載あたり	(略)	——
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ご とに1掲 載あたり	226円	——
(4) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(5) お客 様情報 照会書 作成手 続費	第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)又は第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用		1件ごと に	230円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用 契約締 結手続 費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごと に	(略)	みなし契約事業者に適用します。
(7) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(8) みな し契約者 に関する 宛名情報 提供手続 費	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続きに要する費用	1照 会 ごと に	平日 昼間	8,392円	みなし契約事業者に適用します。
			土日 祝日 昼 夜 間	10,021円	
			1件ごと に		
(9) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(10) 立会	当社が指定する	ア (略)	(略)	(略)	(略)

費	立会者の立会いに要する費用	イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1 回 ご と に	平日昼間	<u>10,929 円</u>	—	
				平日夜間	<u>12,602 円</u>		
				平日深夜	<u>14,513 円</u>		
				土日祝日 昼夜間	<u>13,081 円</u>		
				土日祝日 深夜	<u>14,994 円</u>		
				ウ 第95条の第1項第2号に定める接続に必要な装置等の設置に係る業行	(7) (イ) 以外の場合		1 回 ご と に
		平日夜間	<u>13,774 円</u>				
		平日深夜	<u>15,863 円</u>				
		土日祝日 昼夜間	<u>14,298 円</u>				
		土日祝日 深夜	<u>16,389 円</u>				
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光	1 回 ご と に	1 回 ご と に	平日昼間	<u>8,505 円</u>	—
		平日夜間			<u>9,807 円</u>		
平日深夜	<u>11,294 円</u>						
土日祝日 昼夜間	<u>10,180 円</u>						

費	立会者の立会いに要する費用	イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1 回 ご と に	平日昼間	<u>10,959 円</u>	—	
				平日夜間	<u>12,614 円</u>		
				平日深夜	<u>14,502 円</u>		
				土日祝日 昼夜間	<u>13,087 円</u>		
				土日祝日 深夜	<u>14,977 円</u>		
				ウ 第95条の第1項第2号に定める接続に必要な装置等の設置に係る業行	(7) (イ) 以外の場合		1 回 ご と に
		平日夜間	<u>13,788 円</u>				
		平日深夜	<u>15,852 円</u>				
		土日祝日 昼夜間	<u>14,304 円</u>				
		土日祝日 深夜	<u>16,370 円</u>				
		(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光	1 回 ご と に	1 回 ご と に	平日昼間	<u>8,528 円</u>	—
		平日夜間			<u>9,817 円</u>		
平日深夜	<u>11,286 円</u>						
土日祝日 昼夜間	<u>10,184 円</u>						

		場合であつて、その装置を社通用物に当てる場合	主配線盤に接続し又は切断する場合	土日祝日 深夜	<u>11,669円</u>	
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1回ごとに	<u>9,813円</u>	———
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	<u>1,035円</u>	———
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	<u>651円</u>	———
(13) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)

		場合であつて、その装置を社通用物に当てる場合	主配線盤に接続し又は切断する場合	土日祝日 深夜	<u>11,655円</u>	
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1回ごとに	<u>9,840円</u>	———
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	<u>1,038円</u>	———
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	<u>653円</u>	———
(13) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)

(13)- 2 DSL 回線収 容状況 調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用		1回線ごとに	707円	—		
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用		1回線ごとに	961円	申告事業者に適用します。		
(13)- 3 DSL 回線換 算線路 長等調 査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用		1回線ごとに	713円	—		
(14)優先 接続受 付手続 費	優先接続の受付に要する費用		1変更ごとに	36円	—		
(15)光回 線設備線 路条件調 査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,298円	—
				② 当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	725円	
		(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	824円	—	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用		1区間ごとに	1,655円	—	
ウ 同条第2項に規定する光	(7) 基本額		1番号ごとの1成功検索ごとに	6円	—		

(13)- 2 DSL 回線収 容状況 調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用		1回線ごとに	709円	—		
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用		1回線ごとに	963円	申告事業者に適用します。		
(13)- 3 DSL 回線換 算線路 長等調 査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用		1回線ごとに	715円	—		
(14)優先 接続受 付手続 費	優先接続の受付に要する費用		1変更ごとに	44円	—		
(15)光回 線設備線 路条件調 査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,315円	—
				② 当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	727円	
		(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	827円	—	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用		1区間ごとに	1,660円	—	
ウ 同条第2項に規定する光	(7) 基本額		1番号ごとの1成功検索ごとに	87円	—		



		信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(イ) 光信号端末回線（光外ブリタを含む）の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	1円	_____	
				② 同時に複数の光信号回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	2円	_____	
(16)～(20) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り。）を協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに			8,790円	_____	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに			837円	_____	
(16)～(20) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り。）を協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに			8,814円	_____	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに			839円	_____	

(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用			1区間ごとに	2,139円	—
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	4,352円	—
				(イ) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	
	イ 伝送損失の調査に要する費用				1区間ごとに	2,777円
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	48,278円	—
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	34,095円	

(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用			1区間ごとに	2,145円	—
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	4,364円	—
				(イ) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	
	イ 伝送損失の調査に要する費用				1区間ごとに	2,785円
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	48,410円	—
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	34,188円	

			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>22,862円</u>	—
			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>19,198円</u>	—
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,865円</u>	—
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,152円</u>	—
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,788円</u>	—
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>22,925円</u>	—
			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>19,251円</u>	—
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,889円</u>	—
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,174円</u>	—
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,807円</u>	—

			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,652円</u>	—	
			ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (イ) 以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,714円</u>	—
				(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>3,100円</u>	—
			エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>5,684円</u>	—	
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>6,122円</u>	—		
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>1,154円</u>	—		

			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,670円</u>	—	
			ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (イ) 以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,732円</u>	—
				(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>3,108円</u>	—
			エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>5,700円</u>	—	
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>18,744円</u>	—		
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>1,193円</u>	—		

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>1,913円</u>	—
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	<u>34円</u>	—
		イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合があります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	<u>90円</u>	—
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>654円</u>	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>232円</u>	—
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	<u>26,628円</u>	—
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用		1電柱ごとに	<u>713円</u>	—
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	<u>1,159円</u>	—
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	<u>10,414円</u>	—

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>1,918円</u>	—
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	<u>32円</u>	—
		イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合があります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	<u>79円</u>	—
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>657円</u>	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>222円</u>	—
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	<u>26,697円</u>	—
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合は調査に要する費用		1電柱ごとに	<u>715円</u>	—
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	<u>1,162円</u>	—
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	<u>10,443円</u>	—

(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	平日 昼間	7,922 円	_____
			平日 夜間	14,389 円	_____
			平日 深夜	22,547 円	_____
			土日 祝日 昼間	9,483 円	_____
			土日 祝日 夜間	14,936 円	_____
			土日 祝日 深夜	23,295 円	_____
			(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用（協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。）	(7) 光局外スプリッタを含まないもの 同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,275 円	_____
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,790 円	_____

(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	平日 昼間	7,944 円	_____
			平日 夜間	14,403 円	_____
			平日 深夜	22,531 円	_____
			土日 祝日 昼間	9,487 円	_____
			土日 祝日 夜間	14,942 円	_____
			土日 祝日 深夜	23,268 円	_____
			(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用（協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。）	(7) 光局外スプリッタを含まないもの 同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,281 円	_____
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	2,797 円	_____

イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,002円</u>	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,008円</u>	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
	(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,523円</u>			(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,530円</u>	
ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,002円</u>	—	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>2,008円</u>	—
	(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>3,081円</u>			(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>3,089円</u>	
エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>3,719円</u>	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。	エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	<u>3,730円</u>	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。

		(イ) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの と光局外 スプリッ タを含む ものの組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>4,234 円</u>	
	オ 第 34 条の 10 第 7 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(7) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの 同士の組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>3,719 円</u>	
		(イ) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの と光局外 スプリッ タを含む ものの組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>4,234 円</u>	
	カ (略)		(略)	(略)	(略)
(34) 申込 者情報 確認結 果即時 通知手 続費	第99条の13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する 場合の手続きに要する費用		月額	<u>1,489,265 円</u>	

		(イ) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの と光局外 スプリッ タを含む ものの組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>4,246 円</u>	
	オ 第 34 条の 10 第 7 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(7) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの 同士の組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>3,730 円</u>	
		(イ) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの と光局外 スプリッ タを含む ものの組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>4,246 円</u>	
	カ (略)		(略)	(略)	(略)
(34) 申込 者情報 確認結 果即時 通知手 続費	第99条の13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する 場合の手続きに要する費用		月額	<u>1,634,311 円</u>	
(35) 光信 号分岐 端末回 線工事 日予約	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、 申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について 調査するとき要する費用		1 光 信号分 平日 昼間	<u>6,732 円</u>	



可否調査費		岐端未回線ごとに	土日祝日昼間	8,039円	
-------	--	----------	--------	--------	--

2-2 2-1 以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)
(10) 故障情報等提供に係る登録手続費	データ伝送サービスに係る設備の故障情報等を協定事業者に提供するために必要となる情報を登録するときに要する費用	1件ごとに	

2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)	
(1)~(5) (略)	
(6) (略)	
区 分	内 容
一般管理費比率	0.098

2-2 2-1 以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)
(10) 削除			

2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)	
(1)~(5) (略)	
(6) (略)	
区 分	内 容
一般管理費比率	0.105

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区分	内容
設備管理運営費比率	0.300
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

	区分	内容
取付費比率	受電設備	1.319
	発電設備	0.628
	電源設備及び蓄電池設備	0.915
	空気調整設備	1.602
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.020
自己資本利益率		0.0429

(3) (略)

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区分	内容
設備管理運営費比率	0.302
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

	区分	内容
取付費比率	受電設備	1.314
	発電設備	0.633
	電源設備及び蓄電池設備	0.889
	空気調整設備	1.598
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.022
自己資本利益率		0.0504

(3) (略)

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料  
 2-1 (略)  
 2-2 料金額

1平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,568円	31,361円
	札幌南	997円	32,207円
	札幌1外	4,363円	64,533円
	大通り2丁目	4,360円	43,950円
	新琴似	767円	24,423円
	篠路	565円	20,507円
	札幌東	720円	99,325円
	丘珠	760円	21,132円
	東苗穂	55円	32,264円
	札幌白石	1,027円	30,073円
	札幌北郷	426円	25,209円
	札幌豊平	924円	23,204円
	札幌月寒	1,269円	30,188円
	清田	591円	22,049円
	真駒内	1,311円	39,270円
	発寒	1,156円	17,118円
	厚別	(略)	26,554円
	もみじ台	655円	17,787円
	手稲	517円	14,568円
	函館	336円	88,505円
	函館松陰	771円	30,450円
	函館北	552円	18,053円
	桔梗	132円	17,762円
	函館千歳	557円	53,661円
	小樽2	321円	16,947円
	旭川	300円	32,235円
	旭川東光	341円	20,721円
	春光	338円	12,070円
	東鷹栖	195円	19,325円
	永山	249円	16,913円
	東旭川	212円	13,318円
	旭川市外	257円	24,518円
	旭川神楽	223円	14,809円
	室蘭	217円	21,038円
	新室西	233円	68,344円
	釧路	364円	48,899円
	釧路鳥取	255円	24,842円
	釧路南	242円	25,990円
	釧路武佐	181円	22,500円
	愛国	355円	22,277円
	帯広稲田	331円	20,301円
	西帯広	286円	15,653円
	白樺通り	377円	30,110円
	帯広東	(略)	24,832円
	北海道北見	276円	13,739円
	岩見沢	199円	23,624円
	網走	177円	16,232円
	留萌	90円	14,171円
	苫小牧	265円	16,526円
	苫小牧東	152円	43,698円
	苫小牧西	269円	20,371円
	勇払	122円	29,076円
	稚内	206円	17,445円
	稚内南	169円	29,155円
	美唄	163円	14,781円
	芦別	105円	10,917円
	江別	434円	16,064円
	札幌大麻	196円	37,488円
	紋別	96円	20,205円
	士別	102円	18,414円
	名寄	168円	18,574円
	根室	(略)	23,086円
	千歳	(略)	21,775円

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料  
 2-1 (略)  
 2-2 料金額

1平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,723円	29,752円
	札幌南	1,142円	30,662円
	札幌1外	5,057円	58,319円
	大通り2丁目	5,053円	39,282円
	新琴似	765円	22,789円
	篠路	568円	18,058円
	札幌東	716円	79,242円
	丘珠	755円	18,488円
	東苗穂	52円	30,850円
	札幌白石	1,033円	30,105円
	札幌北郷	412円	22,135円
	札幌豊平	1,068円	19,927円
	札幌月寒	1,367円	28,948円
	清田	585円	18,301円
	真駒内	1,307円	35,633円
	発寒	1,198円	15,581円
	厚別	(略)	23,233円
	もみじ台	639円	15,328円
	手稲	523円	13,240円
	函館	339円	63,338円
	函館松陰	766円	27,837円
	函館北	533円	15,592円
	桔梗	127円	15,895円
	函館千歳	568円	36,200円
	小樽2	310円	17,029円
	旭川	298円	30,308円
	旭川東光	334円	22,399円
	春光	342円	11,404円
	東鷹栖	194円	16,555円
	永山	248円	14,889円
	東旭川	203円	59,980円
	旭川市外	255円	25,655円
	旭川神楽	221円	13,072円
	室蘭	214円	19,947円
	新室西	215円	64,012円
	釧路	358円	35,886円
	釧路鳥取	251円	23,323円
	釧路南	233円	17,827円
	釧路武佐	175円	19,418円
	愛国	345円	19,491円
	帯広稲田	335円	19,191円
	西帯広	284円	13,026円
	白樺通り	362円	26,323円
	帯広東	(略)	22,689円
	北海道北見	273円	11,964円
	岩見沢	193円	29,210円
	網走	171円	19,346円
	留萌	99円	15,562円
	苫小牧	243円	15,404円
	苫小牧東	148円	41,012円
	苫小牧西	264円	24,691円
	勇払	107円	32,334円
	稚内	183円	15,570円
	稚内南	162円	26,425円
	美唄	139円	15,898円
	芦別	101円	9,956円
	江別	420円	13,908円
	札幌大麻	191円	36,347円
	紋別	94円	17,719円
	士別	100円	16,840円
	名寄	169円	16,024円
	根室	(略)	20,650円
	千歳	(略)	23,119円

泉沢	282円	61,808円
滝川	115円	14,653円
砂川	177円	13,439円
石狩深川	271円	19,893円
富良野	214円	29,268円
恵庭	271円	19,222円
島松	263円	15,770円
北海道伊達	423円	10,573円
石狩広島	299円	10,907円
輪厚	920円	19,642円
石狩	37円	26,825円
当別	110円	12,544円
倶知安	237円	23,146円
岩内	164円	20,576円
余市	161円	19,787円
北海道栗山	136円	13,117円
門別富川	120円	23,286円
静内	31円	21,699円
浦河	203円	14,705円
木野	348円	25,553円
土幌	51円	15,255円
鹿追	51円	21,036円
新得	106円	54,292円
大樹	99円	29,151円
本別	247円	19,399円
足寄	131円	19,018円
釧路白糠	115円	37,047円
中標津	153円	26,764円
根室標津	67円	35,023円
札幌石山	500円	18,805円
川沿	671円	15,569円
東相の内	163円	29,548円
遠軽	194円	18,095円
幕別	141円	20,230円
南幌	110円	33,832円
簾舞	(略)	27,042円
虻田	176円	18,725円
錦岡	446円	30,455円
美幌	183円	14,116円
岩見沢幌向	38円	32,450円
湯の川	379円	33,511円
神楽岡	327円	16,685円
本輪西	337円	16,705円
白鳥台	222円	16,188円
七重浜	427円	32,122円
上磯	303円	45,247円
函館大野	242円	28,924円
森	173円	19,796円
北海道八雲	260円	27,015円
苫小牧萩野	103円	18,806円
知内	319円	36,731円
長万部	119円	19,225円
旭川東川	273円	17,760円
音更	209円	51,251円
蘭越	186円	49,574円
鷹栖	152円	25,968円
桜ヶ岡	96円	11,825円
木古内	171円	18,353円
今金	157円	24,721円
白老	122円	23,236円
赤平	79円	12,825円
東神楽	102円	31,366円
美瑛	144円	19,386円
奈井江	107円	22,115円
上富良野	115円	28,757円
十勝池田	(略)	13,931円
大楽毛	103円	20,499円
浦幌	81円	46,022円
西の里	1,158円	14,633円

泉沢	266円	55,029円
滝川	106円	19,154円
砂川	162円	12,756円
石狩深川	228円	17,877円
富良野	207円	26,451円
恵庭	266円	16,988円
島松	259円	15,255円
北海道伊達	413円	11,302円
石狩広島	303円	9,826円
輪厚	897円	16,716円
石狩	34円	24,117円
当別	105円	11,434円
倶知安	252円	33,560円
岩内	153円	18,176円
余市	153円	17,595円
北海道栗山	130円	11,156円
門別富川	110円	20,892円
静内	105円	20,655円
浦河	187円	15,812円
木野	338円	23,205円
土幌	50円	44,055円
鹿追	49円	53,413円
新得	100円	49,207円
大樹	94円	25,200円
本別	227円	17,119円
足寄	128円	22,441円
釧路白糠	110円	33,320円
中標津	142円	24,298円
根室標津	64円	32,036円
札幌石山	472円	16,700円
川沿	659円	27,385円
東相の内	155円	26,022円
遠軽	189円	16,363円
幕別	132円	59,890円
南幌	107円	30,006円
簾舞	(略)	23,635円
虻田	164円	16,076円
錦岡	406円	29,645円
美幌	176円	12,409円
岩見沢幌向	31円	27,983円
湯の川	364円	30,401円
神楽岡	324円	15,106円
本輪西	325円	17,077円
白鳥台	203円	42,907円
七重浜	374円	29,746円
上磯	297円	43,107円
函館大野	232円	25,429円
森	160円	20,239円
北海道八雲	244円	24,640円
苫小牧萩野	99円	16,935円
知内	310円	32,949円
長万部	108円	16,730円
旭川東川	267円	80,475円
音更	208円	46,654円
蘭越	178円	44,275円
鷹栖	150円	22,214円
桜ヶ岡	93円	22,053円
木古内	168円	16,110円
今金	154円	22,079円
白老	123円	19,993円
赤平	74円	11,486円
東神楽	96円	26,994円
美瑛	141円	33,471円
奈井江	98円	20,965円
上富良野	113円	25,096円
十勝池田	(略)	12,007円
大楽毛	99円	18,335円
浦幌	77円	41,494円
西の里	1,102円	12,897円

石狩高岡	22円	29,882円
江差	251円	26,700円
旭岡	162円	31,533円
銭亀	59円	54,505円
羽幌	73円	18,886円
厚岸	112円	21,522円
北海道松前	510円	18,829円
鶴川	109円	21,153円
十勝清水	(略)	28,135円
歌志内	31円	42,450円
花畔	185円	18,956円
松前福島	106円	18,806円
上の国	229円	36,241円
北檜山	160円	57,484円
古平	75円	66,494円
上砂川	74円	32,573円
上川	50円	15,878円
中富良野	148円	24,082円
増毛	98円	35,375円
早来	113円	18,294円
新冠	276円	56,116円
庶路	81円	19,555円
稀府	141円	18,483円
茂辺地	231円	23,512円
上士幌	239円	22,026円
定山溪	94円	14,759円
二セコ	206円	37,744円
音別	98円	22,502円
空知太	132円	20,561円
喜茂別	99円	34,784円
京極	219円	70,804円
比布	174円	55,330円
伊達豊浦	321円	21,500円
絵鞆	180円	45,073円
登別	221円	22,624円
遠矢	125円	23,496円
女満別	218円	25,224円
熊石	161円	12,454円
瀬棚	157円	23,988円
中湧別	114円	12,597円
興部	59円	23,893円
えりも	293円	28,030円
西神楽	122円	33,600円
山部	119円	27,140円
大沼	202円	31,330円
江差乙部	262円	27,797円
久遠	103円	79,862円
仁木	306円	24,550円
妹背牛	217円	76,365円
深川沼田	202円	69,950円
幾寅	107円	29,600円
遠別	155円	25,483円
津別	181円	21,078円
小清水	202円	23,037円
訓子府	159円	18,693円
佐呂間	146円	25,165円
常呂	204円	18,742円
滝上	80円	15,433円
雄武	73円	60,595円
早来追分	222円	19,230円
平取	102円	24,782円
厚賀	158円	18,893円
あいの里	286円	118,844円
弟子屈	136円	28,190円
茶志内	61円	54,960円
日高町	96円	56,150円
稚内豊富	270円	33,156円
留辺蘂	57円	16,176円
朝里	428円	28,580円

石狩高岡	16円	25,665円
江差	233円	28,718円
旭岡	154円	27,482円
銭亀	57円	49,213円
羽幌	70円	16,226円
厚岸	107円	18,859円
北海道松前	507円	16,350円
鶴川	104円	18,530円
十勝清水	(略)	27,233円
歌志内	30円	39,457円
花畔	183円	17,934円
松前福島	102円	15,866円
上の国	222円	77,269円
北檜山	154円	65,207円
古平	66円	62,370円
上砂川	69円	27,583円
上川	48円	13,198円
中富良野	138円	54,487円
増毛	85円	30,277円
早来	108円	16,517円
新冠	267円	50,838円
庶路	78円	41,802円
稀府	137円	51,351円
茂辺地	210円	54,351円
上士幌	214円	19,823円
定山溪	108円	12,684円
二セコ	200円	33,028円
音別	96円	50,719円
空知太	127円	48,223円
喜茂別	95円	104,072円
京極	214円	63,790円
比布	168円	74,026円
伊達豊浦	310円	18,591円
絵鞆	158円	40,421円
登別	215円	19,413円
遠矢	115円	20,115円
女満別	210円	21,866円
熊石	158円	10,625円
瀬棚	155円	56,238円
中湧別	112円	11,003円
興部	53円	21,458円
えりも	287円	25,523円
西神楽	116円	28,728円
山部	116円	57,326円
大沼	200円	57,044円
江差乙部	257円	24,367円
久遠	100円	74,807円
仁木	300円	21,546円
妹背牛	212円	99,273円
深川沼田	197円	63,342円
幾寅	104円	59,160円
遠別	150円	60,441円
津別	173円	17,962円
小清水	193円	53,086円
訓子府	154円	33,458円
佐呂間	142円	57,686円
常呂	190円	16,010円
滝上	72円	13,243円
雄武	66円	53,975円
早来追分	216円	16,268円
平取	97円	20,903円
厚賀	153円	50,597円
あいの里	262円	111,497円
弟子屈	123円	33,765円
茶志内	51円	104,528円
日高町	93円	57,878円
稚内豊富	261円	29,309円
留辺蘂	50円	13,809円
朝里	422円	27,377円

銭函	248円	29,620円
オタモイ	148円	20,548円
岩見沢三笠	60円	17,654円
江部乙	43円	27,245円
音江	46円	18,365円
鷺別	252円	27,663円
登別東	167円	17,487円
七飯	289円	33,692円
南茅部	183円	16,049円
由仁	127円	35,228円
栗山長沼	134円	17,823円
新十津川	118円	30,290円
当麻	242円	21,523円
美深	36円	19,482円
北見枝幸	183円	22,646円
端野	446円	51,452円
虎杖浜	97円	33,782円
芽室	238円	40,187円
札内	274円	24,093円
阿寒	184円	18,530円
岩内前田	165円	109,442円
卯原内	66円	62,294円
生田原	78円	49,242円
登別温泉	140円	24,741円
夕張	105円	10,696円
花咲	59円	47,518円
有珠	82円	31,914円
栗沢	102円	27,780円
風連	95円	30,334円
広尾	60円	14,009円
霧多布	165円	42,358円
蘭島	94円	60,257円
月形	118円	37,232円
斜里	151円	18,623円
別海	234円	58,159円
和寒	146円	25,738円
香深	206円	49,831円
船泊	122円	52,639円

青森県

松森	537円	20,783円
沖館	543円	20,432円
青森荒川	433円	16,306円
野内	299円	53,814円
青森新城	150円	20,680円
四ツ石	119円	20,991円
東野内	191円	31,924円
弘前	319円	23,053円
弘前南	528円	34,765円
弘前城東	262円	30,968円
青森八戸	840円	33,414円
八戸高館	581円	22,289円
八戸港	287円	21,830円
是川	251円	15,340円
新尻内	424円	51,903円
八戸NW3棟	589円	27,110円
黒石	296円	15,031円
五所川原	286円	21,629円
十和田	234円	25,940円
八戸三沢	370円	20,893円
むつ	132円	17,657円
青森大湊	34円	11,052円
青森小湊	146円	28,946円
蟹田	93円	29,125円
鱒ヶ沢	265円	19,741円
浪岡	117円	12,794円
野辺地	164円	14,507円
七戸	120円	17,331円

銭函	241円	24,576円
オタモイ	140円	17,230円
岩見沢三笠	56円	16,684円
江部乙	40円	23,680円
音江	41円	42,605円
鷺別	246円	24,917円
登別東	150円	46,440円
七飯	287円	21,595円
南茅部	169円	14,205円
由仁	123円	30,182円
栗山長沼	130円	16,079円
新十津川	113円	26,849円
当麻	234円	18,523円
美深	32円	17,080円
北見枝幸	178円	20,340円
端野	429円	46,823円
虎杖浜	86円	29,983円
芽室	234円	35,903円
札内	262円	20,970円
阿寒	170円	49,333円
岩内前田	156円	163,010円
卯原内	58円	113,051円
生田原	71円	104,086円
登別温泉	120円	21,803円
夕張	84円	9,047円
花咲	50円	80,773円
有珠	76円	28,087円
栗沢	94円	24,915円
風連	94円	26,553円
広尾	59円	11,534円
霧多布	153円	41,646円
蘭島	88円	53,995円
月形	105円	32,086円
斜里	143円	18,450円
別海	232円	52,437円
和寒	142円	22,287円
香深	165円	46,648円
船泊	92円	108,176円
清水沢	71円	42,639円
浜頓別	61円	14,108円
更別	276円	110,941円

青森県

松森	532円	22,036円
沖館	562円	26,046円
青森荒川	428円	14,491円
野内	281円	32,434円
青森新城	141円	18,244円
四ツ石	213円	18,495円
東野内	178円	35,376円
弘前	318円	19,218円
弘前南	507円	33,263円
弘前城東	239円	27,242円
青森八戸	812円	39,840円
八戸高館	579円	14,135円
八戸港	282円	20,865円
是川	246円	14,154円
新尻内	410円	48,591円
八戸NW3棟	566円	27,961円
黒石	270円	13,489円
五所川原	278円	21,421円
十和田	228円	28,032円
八戸三沢	380円	18,658円
むつ	128円	19,704円
青森大湊	32円	10,245円
青森小湊	137円	25,494円
蟹田	91円	26,105円
鱒ヶ沢	237円	18,838円
浪岡	113円	10,688円
野辺地	152円	14,605円
七戸	115円	16,891円

	六ヶ所	168円	68,270円
	三戸	194円	9,417円
	八戸階上	119円	21,059円
	八戸大館	1,297円	23,661円
	百石	217円	24,974円
	八戸下田	125円	30,457円
	青森大畑	124円	54,347円
	木造	127円	13,691円
	大浦	160円	44,183円
	弘前藤崎	161円	33,335円
	大鱈	151円	21,331円
	板柳	157円	33,157円
	金木	375円	14,459円
	六戸	185円	68,544円
	上北	123円	55,264円
	五戸	98円	17,429円
	今別	451円	22,809円
	陸奥常盤	226円	37,314円
	上市川	33円	29,561円
	陸奥横浜	199円	22,629円
	深浦	301円	32,227円
	弘前森田	84円	34,473円
	田舎館	86円	44,408円
	乙供	109円	53,434円
	天間林	60円	30,867円
	田子	410円	26,844円
	福地	306円	16,778円
	北金ヶ沢	309円	33,820円
	弘前新和	76円	25,941円
	高杉	68円	80,948円
	奥内	99円	16,041円
	新平賀	250円	84,472円
	八戸南郷	277円	21,114円
	長橋	62円	72,593円
	四和	66円	40,105円
	陸奥蓬田	174円	70,590円
	弘前柏	206円	29,787円
	車力	140円	77,182円
	小阿弥	59円	35,213円
	弘前中里	156円	30,379円
	市浦	109円	27,194円
	青森白糠	152円	81,359円
	上名久井	244円	25,213円
	諏訪平	370円	25,921円
	倉石	107円	28,498円
	青森新郷	123円	20,943円
	尾上	50円	34,734円
	小泊	269円	49,013円
	青森大間	226円	28,802円
	近川駅前	63円	25,047円
	千歳平	59円	26,836円
	弘前石川	339円	20,626円
	弘前鶴田	203円	24,191円
	弘前梅沢	(略)	74,657円
	稲垣	126円	68,968円
	名川	242円	27,137円
	青森	445円	43,425円
	浅虫	181円	43,065円
	温湯	88円	22,694円
	浜三沢	70円	16,676円
	織笠	74円	23,697円
	国吉	190円	32,547円
	弘前相馬	270円	73,788円
	目屋	94円	33,587円
	陸奥川内	271円	33,265円
	佐井	143円	26,410円
岩手県	盛岡2	814円	38,308円
	盛岡仙北	1,366円	21,424円
	盛岡上田	503円	34,760円

	六ヶ所	147円	63,062円
	三戸	187円	10,398円
	八戸階上	118円	18,531円
	八戸大館	1,258円	20,279円
	百石	215円	21,772円
	八戸下田	124円	26,982円
	青森大畑	117円	49,667円
	木造	123円	11,628円
	大浦	157円	39,678円
	弘前藤崎	146円	22,944円
	大鱈	148円	19,458円
	板柳	149円	20,191円
	金木	347円	13,175円
	六戸	171円	65,840円
	上北	124円	32,528円
	五戸	92円	13,529円
	今別	332円	19,827円
	陸奥常盤	211円	34,372円
	上市川	29円	23,636円
	陸奥横浜	178円	20,850円
	深浦	273円	28,136円
	弘前森田	81円	32,009円
	田舎館	76円	40,485円
	乙供	100円	48,360円
	天間林	56円	26,566円
	田子	371円	23,514円
	福地	285円	17,325円
	北金ヶ沢	274円	29,341円
	弘前新和	70円	22,509円
	高杉	64円	51,852円
	奥内	97円	14,337円
	新平賀	244円	78,654円
	八戸南郷	259円	19,514円
	長橋	56円	70,427円
	四和	58円	35,368円
	陸奥蓬田	156円	45,157円
	弘前柏	208円	25,730円
	車力	123円	73,503円
	小阿弥	55円	30,947円
	弘前中里	148円	26,754円
	市浦	102円	23,527円
	青森白糠	140円	78,654円
	上名久井	232円	23,148円
	諏訪平	343円	22,618円
	倉石	90円	22,777円
	青森新郷	112円	20,255円
	尾上	125円	31,103円
	小泊	261円	44,178円
	青森大間	208円	26,323円
	近川駅前	57円	23,165円
	千歳平	55円	23,408円
	弘前石川	314円	17,479円
	弘前鶴田	193円	20,667円
	弘前梅沢	(略)	71,730円
	稲垣	116円	66,209円
	名川	211円	24,009円
	青森	437円	40,088円
	浅虫	176円	38,810円
	温湯	80円	19,020円
	浜三沢	66円	15,507円
	織笠	67円	23,634円
	国吉	175円	28,483円
	弘前相馬	254円	70,013円
	目屋	82円	29,229円
	陸奥川内	245円	29,507円
	佐井	121円	24,038円
岩手県	盛岡2	806円	45,065円
	盛岡仙北	1,373円	20,926円
	盛岡上田	514円	31,266円

青山第二	488円	34,920円
盛岡飯岡	689円	23,236円
宮古2	483円	31,661円
大船渡	265円	64,668円
岩手水沢	266円	31,699円
花巻	298円	34,132円
新宮野目	433円	23,254円
北上	254円	21,914円
相去	(略)	50,098円
久慈	313円	22,225円
遠野	254円	26,742円
一関	293円	26,927円
陸前高田	160円	348,988円
釜石	363円	43,974円
釜石上中島	617円	25,173円
江刺	180円	30,986円
二戸	246円	16,412円
新西根	181円	31,682円
千厩	325円	16,227円
宮古大野	272円	14,817円
盛岡太田	263円	24,820円
滝沢	281円	29,715円
藤根	195円	17,609円
赤荻	648円	24,750円
紫波	468円	38,496円
矢巾	633円	46,168円
広瀬	80円	17,734円
盛岡乙部	233円	25,937円
江釣子	175円	43,089円
雫石	214円	40,960円
岩手	313円	16,886円
石鳥谷	193円	21,762円
水沢西根	272円	23,996円
新平泉	288円	118,438円
岩泉	349円	18,722円
小鳥谷	320円	46,184円
摺沢	336円	19,622円
岩手川崎	142円	55,451円
水沢東山	176円	82,153円
津軽石	139円	87,811円
萩荘	370円	19,427円
花巻温泉	227円	18,424円
鶴住居	602円	299,226円
種市	443円	35,813円
釜石広田	292円	66,949円
金田一	308円	29,643円
渋民	241円	46,530円
好摩	489円	34,711円
水沢小山	218円	47,550円
胆沢	163円	49,412円
軽米	694円	29,783円
豊間根	689円	22,582円
住田	291円	38,753円
細浦	216円	73,457円
田老	385円	243,727円
岩手上郷	294円	12,802円
釜石平田	290円	41,134円
六原	98円	18,067円
三陸	190円	80,174円
綾里	274円	32,527円
宮古小川	148円	34,339円
普代	406円	49,711円
宮古八木	276円	17,970円
湯口	145円	48,346円
和賀	(略)	68,766円
滝沢駅前	274円	38,306円
大槌	112円	218,133円
一戸	250円	17,194円
伊手	102円	42,243円

青山第二	470円	30,855円
盛岡飯岡	681円	21,287円
宮古2	464円	28,713円
大船渡	344円	59,762円
岩手水沢	258円	31,718円
花巻	291円	30,768円
新宮野目	419円	45,735円
北上	251円	21,294円
相去	(略)	31,761円
久慈	245円	24,456円
遠野	245円	25,626円
一関	300円	23,003円
陸前高田	137円	292,533円
釜石	360円	42,686円
釜石上中島	471円	21,041円
江刺	179円	27,086円
二戸	231円	12,988円
新西根	173円	28,417円
千厩	288円	13,815円
宮古大野	262円	77,936円
盛岡太田	258円	21,894円
滝沢	277円	26,187円
藤根	191円	14,652円
赤荻	682円	23,523円
紫波	435円	34,927円
矢巾	653円	47,771円
広瀬	72円	16,220円
盛岡乙部	227円	24,133円
江釣子	176円	29,722円
雫石	209円	40,441円
岩手	278円	16,734円
石鳥谷	190円	14,831円
水沢西根	260円	21,102円
新平泉	277円	113,227円
岩泉	327円	19,974円
小鳥谷	292円	42,928円
摺沢	326円	17,751円
岩手川崎	128円	39,852円
水沢東山	169円	59,657円
津軽石	165円	118,509円
萩荘	360円	18,292円
花巻温泉	213円	17,204円
鶴住居	545円	301,348円
種市	420円	32,009円
釜石広田	286円	47,510円
金田一	284円	27,613円
渋民	237円	29,576円
好摩	479円	31,483円
水沢小山	208円	33,722円
胆沢	158円	32,725円
軽米	638円	27,286円
豊間根	676円	79,959円
住田	295円	36,267円
細浦	211円	69,274円
田老	209円	230,089円
岩手上郷	272円	12,034円
釜石平田	284円	36,302円
六原	88円	18,400円
三陸	130円	246,481円
綾里	253円	80,454円
宮古小川	135円	29,509円
普代	380円	31,228円
宮古八木	268円	15,278円
湯口	131円	43,414円
和賀	(略)	43,076円
滝沢駅前	249円	32,665円
大槌	63円	130,137円
一戸	232円	41,570円
伊手	92円	37,414円



上平沢	178円	25,462円
盛岡東和	165円	55,840円
九戸	261円	18,317円
唐丹	536円	106,890円
小本	139円	18,003円
姉体	214円	26,251円
二子	170円	20,513円
水沢飯豊	103円	63,929円
盛岡西山	84円	54,434円
葛巻	307円	121,163円
平館	159円	39,488円
東八幡平	228円	29,568円
大迫	300円	48,492円
金ヶ崎	267円	47,642円
前沢	(略)	58,719円
衣川	222円	35,877円
花泉	548円	41,422円
宮守	407円	32,457円
安代	306円	64,448円
田山	192円	34,258円
湯田	(略)	29,172円
室根	154円	44,046円
宮古新里	249円	41,024円
浄法寺	445円	34,456円
岩手大東	242円	37,547円
水沢藤沢	404円	22,013円
田野畑	294円	63,256円
宮古川井	154円	56,237円
宮城県 仙台青葉通	3,677円	89,084円
仙台長町	1,060円	36,442円
台原	599円	26,661円
愛子	623円	36,795円
岩切	433円	232,324円
仙台高砂	1,182円	28,589円
鶴ヶ谷	578円	49,820円
苦竹料金	547円	33,538円
榴ヶ岡	241円	38,707円
南小泉	1,310円	16,254円
荒井	887円	25,517円
仙台中田	682円	23,920円
西多賀	523円	23,297円
仙台泉	970円	40,018円
野村	656円	24,496円
泉ヶ岳	110円	56,522円
門脇	313円	33,294円
塩釜	274円	20,273円
古川	356円	33,315円
気仙沼	120円	26,838円
仙南白石	166円	30,948円
名取	539円	17,663円
岩沼桜	621円	22,566円
仙南	230円	26,169円
村田	226円	32,843円
仙南船岡	575円	69,541円
利府	752円	48,650円
富谷	342円	41,332円
明石交換所	307円	70,605円
築館源光	212円	27,508円
迫	60円	56,763円
宮城河北	220円	45,018円
矢本	784円	55,503円
八木山	2,812円	27,031円
多賀城	938円	35,294円
仙台松島	181円	21,286円
七ヶ浜	215円	118,712円
栗駒	185円	14,343円
折立	399円	25,106円
三本木	242円	44,182円
仙台中山	1,155円	21,024円

上平沢	169円	23,198円
盛岡東和	155円	52,752円
九戸	242円	15,434円
唐丹	464円	81,708円
小本	138円	81,065円
姉体	215円	23,306円
二子	173円	18,106円
水沢飯豊	101円	58,109円
盛岡西山	76円	48,666円
葛巻	288円	114,386円
平館	151円	35,291円
東八幡平	208円	25,849円
大迫	283円	27,480円
金ヶ崎	262円	44,682円
前沢	(略)	63,918円
衣川	218円	20,600円
花泉	517円	25,616円
宮守	386円	30,395円
安代	281円	46,998円
田山	169円	29,708円
湯田	(略)	25,002円
室根	140円	27,108円
宮古新里	227円	30,026円
浄法寺	376円	30,353円
岩手大東	228円	46,152円
水沢藤沢	381円	21,165円
田野畑	275円	44,306円
宮古川井	140円	33,767円
宮城県 仙台青葉通	4,080円	55,441円
仙台長町	1,029円	30,184円
台原	593円	24,015円
愛子	675円	56,637円
岩切	513円	220,480円
仙台高砂	1,183円	52,288円
鶴ヶ谷	574円	45,872円
苦竹料金	492円	35,039円
榴ヶ岡	693円	41,978円
南小泉	1,379円	11,905円
荒井	874円	76,076円
仙台中田	674円	21,981円
西多賀	513円	16,936円
仙台泉	917円	33,912円
野村	616円	20,592円
泉ヶ岳	103円	47,778円
門脇	289円	31,360円
塩釜	265円	15,530円
古川	334円	25,459円
気仙沼	110円	22,561円
仙南白石	154円	25,328円
名取	558円	17,188円
岩沼桜	625円	21,796円
仙南	225円	26,896円
村田	302円	30,712円
仙南船岡	533円	59,508円
利府	720円	45,073円
富谷	333円	37,103円
明石交換所	281円	65,820円
築館源光	205円	22,649円
迫	133円	49,944円
宮城河北	213円	27,911円
矢本	751円	41,449円
八木山	2,865円	20,709円
多賀城	920円	48,722円
仙台松島	176円	17,098円
七ヶ浜	792円	113,585円
栗駒	180円	12,006円
折立	385円	21,561円
三本木	239円	39,130円
仙台中山	1,140円	17,065円

大衡	191円	24,050円
中新田	258円	29,497円
亘理	470円	44,466円
石越	167円	17,588円
歌津	240円	325,238円
角田	172円	46,682円
鹿島台	225円	19,403円
生出	208円	10,469円
仙台今泉	620円	25,618円
仙南槻木	461円	29,723円
第2高館	257円	81,008円
古川中田	295円	34,116円
古川南郷	198円	56,843円
若柳	169円	60,089円
渡波	263円	62,675円
西古川	203円	55,226円
石巻階上	384円	26,316円
閑上	267円	13,791円
丸森	217円	36,066円
坂元	167円	29,528円
山下	246円	28,568円
大郷	123円	18,517円
古川小野田	241円	16,782円
古川松山	380円	32,498円
岩出山	194円	17,949円
涌谷	220円	32,734円
竈岳	147円	43,537円
田尻	434円	13,538円
小牛田	240円	25,949円
北浦駅前	117円	26,388円
寺崎	243円	13,298円
女川	74円	281,078円
志津川	19円	263,702円
本吉	541円	28,831円
唐桑	245円	163,697円
荒谷	230円	21,549円
芋沢	131円	55,269円
円田	125円	34,525円
色麻	182円	36,145円
古川鳴子	188円	29,982円
一迫	332円	26,100円
登米	216円	46,841円
古川南方	309円	49,098円
広淵	328円	19,510円
野蒜	71円	55,817円
遠刈田	155円	15,245円
高清水	453円	21,353円
金成	135円	43,660円
仙南北郷	127円	32,373円
古川宮崎	234円	24,916円
瀬峰	414円	25,248円
鶯沢	70円	29,101円
米谷	119円	51,863円
宮城河南	459円	14,296円
鳴瀬	211円	39,096円
作並	(略)	86,996円
仙南川崎	202円	40,913円
仙南大内	163円	50,014円
牡鹿	33円	148,420円
石巻津山	116円	43,345円
古川新田	177円	36,337円
古川米山	240円	26,470円
石巻雄勝	85円	156,790円
石巻大島	267円	22,828円
新棟秋田	317円	39,105円
秋田大町	241円	34,590円
土崎	240円	18,677円
秋田仁井田	342円	24,022円
能代	111円	16,190円

秋田県

大衡	177円	21,660円
中新田	245円	27,321円
亘理	440円	32,495円
石越	162円	16,452円
歌津	200円	186,707円
角田	165円	42,064円
鹿島台	206円	17,817円
生出	203円	39,679円
仙台今泉	614円	24,518円
仙南槻木	456円	28,235円
第2高館	250円	75,578円
古川中田	291円	21,527円
古川南郷	191円	48,675円
若柳	158円	42,852円
渡波	233円	59,387円
西古川	199円	50,407円
石巻階上	376円	23,776円
閑上	295円	14,534円
丸森	210円	33,002円
坂元	165円	26,939円
山下	222円	24,116円
大郷	118円	14,622円
古川小野田	234円	74,015円
古川松山	372円	99,476円
岩出山	188円	16,138円
涌谷	221円	29,802円
竈岳	138円	37,858円
田尻	419円	12,399円
小牛田	211円	24,243円
北浦駅前	111円	24,636円
寺崎	238円	11,258円
女川	78円	141,271円
志津川	117円	135,403円
本吉	509円	22,801円
唐桑	209円	156,453円
荒谷	209円	89,170円
芋沢	121円	44,314円
円田	113円	31,169円
色麻	165円	30,299円
古川鳴子	178円	27,341円
一迫	316円	24,263円
登米	213円	41,931円
古川南方	289円	111,350円
広淵	320円	17,287円
野蒜	136円	45,203円
遠刈田	143円	15,067円
高清水	421円	19,318円
金成	168円	38,211円
仙南北郷	124円	29,998円
古川宮崎	214円	91,888円
瀬峰	382円	82,249円
鶯沢	69円	90,170円
米谷	115円	45,180円
宮城河南	453円	12,986円
鳴瀬	198円	34,728円
作並	(略)	45,179円
仙南川崎	192円	28,406円
仙南大内	155円	47,065円
牡鹿	52円	140,864円
石巻津山	108円	38,154円
古川新田	162円	30,694円
古川米山	220円	22,916円
石巻雄勝	75円	149,420円
石巻大島	259円	20,007円
新棟秋田	299円	35,289円
秋田大町	231円	33,137円
土崎	227円	19,610円
秋田仁井田	327円	21,732円
能代	105円	14,293円

秋田県

東能代	160円	24,012円
横手	179円	25,012円
秋田大館	189円	15,376円
十二所	58円	22,087円
秋田本荘	183円	22,799円
男鹿	97円	16,177円
秋田湯沢	105円	21,593円
大曲	146円	32,174円
鹿角	160円	14,823円
大館鷹巣	139円	24,013円
五城目	171円	26,009円
秋田追分	202円	20,260円
天王	262円	21,541円
秋田大湯	353円	42,589円
仁賀保	144円	22,986円
象潟	248円	16,883円
横手神岡	105円	27,221円
角館	187円	28,293円
西馬音内	312円	17,323円
東成瀬	102円	42,659円
外旭川	244円	21,620円
釈迦内	91円	25,070円
太平	101円	33,088円
下浜	82円	26,088円
角間川	121円	45,627円
内小友	87円	47,635円
比内	233円	14,003円
合川	36円	35,154円
八郎潟	178円	23,005円
横手六郷	149円	18,575円
森岳	301円	32,726円
由利	123円	26,851円
稲川	318円	29,088円
横手雄勝	340円	28,511円
八竜	180円	14,525円
琴丘	126円	15,632円
刈和野	150円	34,904円
中仙	183円	26,095円
小坂	164円	23,092円
東由利	163円	21,122円
秋田太田	185円	33,538円
千畑	141円	30,198円
秋田井川	254円	25,787円
飯田川	157円	11,687円
若美	147円	23,023円
二ツ井	191円	25,920円
花岡	78円	22,628円
雄和	178円	32,639円
上小阿仁	136円	29,095円
八森	149円	28,312円
沢目	112円	32,738円
田沢湖	165円	31,431円
米内沢	157円	16,565円
秋田船越	152円	24,556円
秋田河辺	239円	17,269円
矢島	143円	8,950円
秋田北浦	78円	34,017円
金浦	262円	25,541円
八幡平	113円	31,766円
阿仁	144円	26,330円
横手神代	234円	45,496円
秋田脇本	54円	32,114円
由利院内	301円	42,524円
平鹿	104円	13,688円
雄物川	217円	20,347円
西目	353円	21,868円
増田	133円	29,297円
横手大森	263円	38,830円
秋田大内	272円	28,174円

東能代	147円	23,844円
横手	172円	22,166円
秋田大館	170円	16,881円
十二所	52円	19,417円
秋田本荘	187円	20,684円
男鹿	84円	14,306円
秋田湯沢	97円	20,028円
大曲	131円	34,224円
鹿角	151円	16,958円
大館鷹巣	133円	17,486円
五城目	151円	22,206円
秋田追分	194円	17,362円
天王	248円	18,488円
秋田大湯	347円	34,615円
仁賀保	138円	18,735円
象潟	242円	15,154円
横手神岡	97円	24,119円
角館	180円	25,598円
西馬音内	298円	15,097円
東成瀬	86円	34,471円
外旭川	226円	19,104円
釈迦内	83円	21,682円
太平	93円	28,815円
下浜	75円	24,252円
角間川	102円	40,225円
内小友	81円	43,054円
比内	217円	11,448円
合川	32円	30,355円
八郎潟	173円	22,174円
横手六郷	139円	16,026円
森岳	241円	28,638円
由利	114円	21,780円
稲川	296円	25,623円
横手雄勝	313円	24,595円
八竜	156円	12,216円
琴丘	110円	13,310円
刈和野	138円	31,014円
中仙	169円	23,281円
小坂	153円	20,318円
東由利	151円	17,600円
秋田太田	169円	28,086円
千畑	135円	25,095円
秋田井川	235円	25,542円
飯田川	144円	11,610円
若美	132円	20,031円
二ツ井	176円	23,125円
花岡	74円	19,825円
雄和	162円	29,102円
上小阿仁	129円	24,954円
八森	128円	23,860円
沢目	93円	29,628円
田沢湖	148円	26,962円
米内沢	145円	14,526円
秋田船越	140円	20,960円
秋田河辺	228円	15,593円
矢島	131円	8,112円
秋田北浦	69円	29,944円
金浦	235円	23,794円
八幡平	102円	28,288円
阿仁	131円	22,110円
横手神代	219円	39,171円
秋田脇本	49円	27,841円
由利院内	263円	34,479円
平鹿	103円	11,867円
雄物川	197円	17,414円
西目	332円	21,165円
増田	128円	27,581円
横手大森	234円	35,244円
秋田大内	248円	25,689円

	秋田鳥海	120円	28,808円
	西明寺	208円	34,741円
	横手山内	269円	34,440円
	須川	71円	64,977円
	横手十文字	214円	12,392円
	横手金沢	167円	30,938円
	大館大湯	104円	42,502円
	十和田南	148円	25,875円
	早口	190円	21,194円
	秋田道川	184円	25,990円
	秋田協和	203円	72,424円
	横手仙北	170円	22,118円
	後三年	172円	41,430円
	五里合	83円	21,302円
	藤里	148円	45,790円
	大雄	221円	29,581円
	外小友	163円	33,008円
山形県	山形	386円	27,250円
	山形金井	471円	16,877円
	山形十文字	269円	19,525円
	今塚	1,078円	109,660円
	あかねヶ丘	674円	37,105円
	米沢	265円	25,923円
	米沢窪田	195円	23,773円
	八幡原	76円	39,161円
	鶴岡	328円	15,425円
	酒田2	357円	29,199円
	酒田緑ヶ丘	315円	24,435円
	酒田高砂	123円	23,267円
	新庄	372円	27,683円
	寒河江	351円	33,190円
	山形上山	265円	19,045円
	村山	174円	29,868円
	長井	151円	34,793円
	天童	356円	33,106円
	高掬	501円	10,233円
	神町	386円	19,423円
	東根	291円	28,611円
	尾花沢	310円	72,979円
	南陽	185円	31,158円
	河北	159円	20,887円
	山形朝日	194円	15,885円
	白鷹	186円	17,894円
	余目	133円	15,695円
	藤島	197円	37,630円
	酒田三川	189円	39,732円
	温海	358円	41,163円
	山形小国	202円	36,467円
	庄内朝日機械	123円	44,870円
	山形川西	243円	26,528円
	酒田水沢	95円	40,912円
	袖浦	115円	27,180円
	山形大江	313円	32,434円
	山辺	369円	39,807円
	山形中山	354円	17,384円
	南原	97円	28,368円
	宮内	215円	35,416円
	高畠	304円	20,411円
	櫛引	140円	29,498円
白岩	362円	19,758円	
山形西川	124円	34,089円	
糠野目	226円	40,684円	
米沢飯豊	174円	26,270円	
酒田羽黒	241円	53,846円	
本道寺	58円	80,425円	
山形平田	303円	19,742円	
酒田立川	217円	28,488円	
酒田松山	242円	33,656円	
酒田三瀬	85円	30,934円	

	秋田鳥海	108円	24,478円
	西明寺	186円	29,125円
	横手山内	241円	28,904円
	須川	64円	60,296円
	横手十文字	201円	10,329円
	横手金沢	152円	24,797円
	大館大湯	99円	25,749円
	十和田南	137円	22,694円
	早口	184円	18,402円
	秋田道川	169円	25,590円
	秋田協和	185円	66,832円
	横手仙北	156円	17,604円
	後三年	152円	35,332円
	五里合	72円	21,808円
	藤里	140円	41,165円
	大雄	201円	25,816円
	外小友	160円	29,081円
山形県	山形	377円	29,056円
	山形金井	468円	15,662円
	山形十文字	263円	17,298円
	今塚	1,071円	104,838円
	あかねヶ丘	685円	49,411円
	米沢	250円	25,788円
	米沢窪田	190円	19,670円
	八幡原	72円	33,672円
	鶴岡	320円	18,550円
	酒田2	350円	26,171円
	酒田緑ヶ丘	299円	22,562円
	酒田高砂	111円	20,700円
	新庄	352円	23,850円
	寒河江	338円	41,126円
	山形上山	260円	15,661円
	村山	164円	26,088円
	長井	148円	23,299円
	天童	349円	32,401円
	高掬	505円	9,519円
	神町	375円	17,696円
	東根	284円	27,125円
	尾花沢	296円	42,438円
	南陽	186円	21,245円
	河北	154円	18,129円
	山形朝日	179円	13,680円
	白鷹	184円	15,447円
	余目	127円	12,822円
	藤島	191円	34,056円
	酒田三川	185円	33,712円
	温海	349円	31,195円
	山形小国	197円	33,145円
	庄内朝日機械	109円	37,992円
	山形川西	237円	23,564円
	酒田水沢	85円	34,089円
	袖浦	109円	40,816円
	山形大江	295円	28,677円
	山辺	357円	21,372円
	山形中山	342円	77,260円
	南原	95円	23,314円
	宮内	216円	32,670円
	高畠	298円	18,167円
	櫛引	138円	24,387円
白岩	348円	17,736円	
山形西川	122円	30,175円	
糠野目	218円	34,291円	
米沢飯豊	158円	22,861円	
酒田羽黒	232円	46,852円	
本道寺	53円	69,442円	
山形平田	301円	17,705円	
酒田立川	207円	24,751円	
酒田松山	238円	30,055円	
酒田三瀬	82円	26,083円	

	山形金山	101円	28,394円
	真室川	194円	30,126円
	中和田	191円	20,369円
	鼠ヶ関	127円	56,246円
	蔵王	183円	43,552円
	酒田大山	281円	14,219円
	湯野浜	225円	68,484円
	本楯	125円	34,786円
	泉田	105円	34,832円
	村山大久保	212円	30,470円
	山形白鳥	214円	34,921円
	山形東郷	125円	53,993円
	福原	146円	36,024円
	大石田	163円	41,517円
	鮭川	123円	31,353円
	古口	137円	33,187円
	遊佐	221円	19,668円
	吹浦	57円	39,494円
	酒田八幡	125円	33,714円
	舟形	193円	60,642円
	須田板	172円	34,242円
	山形玉野	89円	30,983円
	清水	107円	35,150円
福島県	福島	389円	44,060円
	福島清水	714円	23,846円
	福島佐倉	439円	20,305円
	瀬上	551円	14,614円
	福島大森	574円	20,510円
	蓬萊	349円	21,913円
	飯坂	(略)	23,852円
	福島花園	546円	31,037円
	会津若松	423円	23,181円
	東栄町分局	728円	20,364円
	福島郡山	1,457円	24,392円
	郡山芳賀	686円	36,874円
	笹川	703円	21,004円
	日和田	146円	37,624円
	喜久田	307円	39,690円
	大槻	668円	18,181円
	郡山守山	76円	44,441円
	磐梯熱海	136円	52,002円
	いわき	522円	32,765円
	小名浜	388円	27,337円
	勿来	386円	30,386円
	内郷	536円	13,779円
	好間	575円	35,151円
	草野	406円	14,217円
	いわき常磐	259円	20,071円
	四倉	435円	41,249円
	いわき若葉台	1,263円	20,972円
	いわき泉	567円	42,796円
	いわき玉川	442円	18,430円
	いわき窪田	473円	26,309円
	白河	(略)	31,938円
	福島原町	444円	26,161円
	郡山須賀川	293円	32,661円
	喜多方	318円	16,505円
	福島相馬	525円	16,945円
	二本松	315円	17,309円
	福島藤田	302円	28,913円
	二本松本宮	243円	11,969円
	田島	338円	24,211円
	猪苗代	276円	35,896円
	会津若松坂下	374円	24,884円
	郡山西郷	305円	27,245円
	郡山石川	334円	24,200円
	三春	226円	17,176円
	磐城富岡	464円	14,732円
	浪江	950円	23,623円

	山形金山	94円	24,808円
	真室川	186円	26,353円
	中和田	180円	16,258円
	鼠ヶ関	121円	52,550円
	蔵王	173円	36,516円
	酒田大山	275円	12,707円
	湯野浜	205円	57,978円
	本楯	119円	30,909円
	泉田	101円	30,551円
	村山大久保	199円	26,831円
	山形白鳥	197円	31,192円
	山形東郷	117円	48,196円
	福原	139円	37,866円
	大石田	157円	37,330円
	鮭川	117円	27,824円
	古口	131円	29,253円
	遊佐	208円	16,690円
	吹浦	56円	33,236円
	酒田八幡	121円	29,863円
	舟形	188円	59,582円
	須田板	163円	29,739円
	山形玉野	95円	26,879円
	清水	102円	30,607円
福島県	福島	396円	39,591円
	福島清水	702円	21,354円
	福島佐倉	429円	18,970円
	瀬上	548円	12,837円
	福島大森	570円	18,312円
	蓬萊	336円	22,701円
	飯坂	(略)	25,174円
	福島花園	497円	27,559円
	会津若松	408円	19,807円
	東栄町分局	705円	19,474円
	福島郡山	1,491円	25,982円
	郡山芳賀	695円	32,679円
	笹川	693円	18,499円
	日和田	141円	34,563円
	喜久田	302円	36,567円
	大槻	659円	16,197円
	郡山守山	74円	40,755円
	磐梯熱海	131円	47,672円
	いわき	536円	27,605円
	小名浜	385円	39,592円
	勿来	326円	29,273円
	内郷	530円	15,527円
	好間	565円	32,763円
	草野	400円	13,246円
	いわき常磐	257円	18,928円
	四倉	480円	38,582円
	いわき若葉台	1,202円	24,992円
	いわき泉	591円	40,229円
	いわき玉川	503円	16,347円
	いわき窪田	501円	22,363円
	白河	(略)	31,607円
	福島原町	422円	27,049円
	郡山須賀川	273円	40,880円
	喜多方	304円	13,564円
	福島相馬	514円	33,116円
	二本松	314円	16,591円
	福島藤田	297円	26,674円
	二本松本宮	238円	9,949円
	田島	335円	21,215円
	猪苗代	268円	32,879円
	会津若松坂下	373円	23,455円
	郡山西郷	302円	24,063円
	郡山石川	335円	21,142円
	三春	218円	15,564円
	磐城富岡	449円	12,597円
	浪江	730円	21,552円

会津山口	333円	22,960円
会津若松広田	(略)	51,817円
福島梁川	(略)	32,725円
保原	396円	17,456円
江名	239円	32,549円
福島川俣	221円	21,607円
塙	520円	23,402円
新地	448円	35,133円
小高	657円	35,335円
福島伊達	414円	41,718円
桑折	407円	21,902円
福島松川	265円	26,790円
鏡石	329円	14,802円
塩川	356円	38,410円
棚倉	272円	15,751円
郡山浅川	133円	29,066円
福島鹿島	347円	27,733円
柳津	79円	41,818円
飯野	296円	33,094円
磐梯	182円	42,460円
霊山	199円	49,535円
橋本	466円	21,155円
泉崎	184円	48,229円
大玉	207円	29,224円
大林	323円	30,820円
表郷	123円	37,659円
郡山中島	122円	47,641円
湖南	123円	39,635円
白沢	143円	27,348円
多田野	115円	19,758円
古殿	210円	28,561円
西会津	103円	25,131円
北会津	127円	20,700円
新鶴	234円	40,306円
いわき広野	290円	19,950円
久ノ浜	194円	252,818円
船引	355円	40,120円
鮫川	144円	14,797円
福島東和	291円	33,067円
郡山岩瀬	300円	29,190円
川桁	98円	34,388円
柳橋	183円	29,253円
岩代	117円	19,165円
郡山長沼	206円	32,664円
会津若松下郷	254円	21,714円
熱塩	138円	45,633円
山都	169円	21,658円
郡山東	109円	22,146円
大信	184円	33,376円
都路	103円	13,984円
常葉	162円	23,287円
檜葉	36円	24,576円
庭坂	20円	21,100円
沼之内	352円	39,753円
いわき小川	276円	24,739円
上遠野	360円	22,308円
小作田	297円	19,024円
原釜	(略)	31,433円
裏磐梯	1,107円	73,154円
会津高田	294円	43,496円
会津本郷	217円	17,471円
郡山玉川	215円	20,001円
小野新町	304円	37,528円
大熊	595円	24,172円
いわき双葉	246円	31,021円
飯館	484円	23,688円
天栄	247円	26,622円
只見	345円	31,252円
会津若松吾妻	72円	112,758円

会津山口	317円	20,317円
会津若松広田	(略)	29,250円
福島梁川	(略)	29,919円
保原	390円	15,653円
江名	227円	29,818円
福島川俣	215円	24,137円
塙	516円	20,597円
新地	442円	32,213円
小高	505円	32,891円
福島伊達	404円	39,148円
桑折	401円	26,278円
福島松川	264円	24,790円
鏡石	332円	13,596円
塩川	339円	33,699円
棚倉	277円	14,345円
郡山浅川	127円	27,045円
福島鹿島	337円	25,725円
柳津	77円	29,180円
飯野	290円	30,724円
磐梯	174円	37,885円
霊山	194円	45,720円
橋本	454円	34,026円
泉崎	185円	28,478円
大玉	218円	27,401円
大林	306円	27,439円
表郷	118円	33,651円
郡山中島	120円	35,175円
湖南	111円	35,079円
白沢	136円	25,338円
多田野	111円	17,749円
古殿	216円	25,836円
西会津	99円	22,336円
北会津	122円	17,778円
新鶴	224円	35,932円
いわき広野	286円	18,292円
久ノ浜	217円	465,658円
船引	338円	34,320円
鮫川	136円	13,599円
福島東和	278円	32,665円
郡山岩瀬	289円	25,363円
川桁	96円	30,684円
柳橋	172円	27,728円
岩代	114円	17,176円
郡山長沼	194円	28,736円
会津若松下郷	241円	18,675円
熱塩	124円	41,165円
山都	164円	18,965円
郡山東	108円	20,088円
大信	185円	27,799円
都路	95円	13,101円
常葉	155円	21,005円
檜葉	35円	21,749円
庭坂	66円	19,584円
沼之内	389円	36,517円
いわき小川	270円	22,510円
上遠野	345円	20,158円
小作田	285円	16,952円
原釜	(略)	27,961円
裏磐梯	1,068円	45,978円
会津高田	280円	38,574円
会津本郷	213円	15,312円
郡山玉川	211円	18,846円
小野新町	303円	35,001円
大熊	457円	22,708円
いわき双葉	242円	28,288円
飯館	370円	22,270円
天栄	231円	23,060円
只見	332円	27,631円
会津若松吾妻	66円	100,298円

	矢祭	(略)	19,933円
	滝根	181円	26,051円
	大越	40円	37,365円
	郡山七郷	232円	20,794円
	移	200円	28,285円
茨城県	水戸大町	(略)	46,880円
	茨城赤塚	555円	34,987円
	水戸吉田	349円	20,215円
	千波	579円	28,809円
	多賀	379円	20,180円
	久慈浜	384円	15,424円
	日立別館	306円	23,780円
	茨城日高	273円	42,627円
	土浦	267円	44,021円
	荒川沖	489円	16,595円
	神立	253円	34,151円
	石岡国府	404円	33,177円
	下館別館	385円	20,697円
	下館川島	317円	15,414円
	結城	418円	21,709円
	結城南	226円	20,195円
	竜ヶ崎	82円	32,619円
	土浦佐貫	467円	25,567円
	那珂湊	314円	18,395円
	阿字ヶ浦	447円	20,173円
	下妻	318円	31,989円
	水海道菅生	449円	34,557円
	水海道別	512円	46,875円
	茨城勝田	356円	27,940円
	高萩	201円	32,303円
	北茨城	219円	19,459円
	取手	475円	23,574円
	茨城岩井	185円	35,320円
	土浦牛久	788円	23,076円
	つくば	(略)	41,251円
	大穂	731円	17,874円
	桜	242円	20,432円
	つくば北	146円	23,332円
	筑波山	346円	20,080円
	吉沼	97円	39,997円
	筑波谷田部	382円	19,853円
	土浦豊里	425円	29,036円
	大洗	446円	15,574円
	友部	376円	41,616円
	茨城東海	532円	21,125円
	那珂	365円	7,726円
	常陸大宮	367円	28,690円
	金砂郷	152円	14,343円
十王	363円	25,951円	
常陸鹿島	541円	23,785円	
神栖	480円	22,725円	
茨城萩原	263円	17,519円	
潮来延方	340円	14,707円	
美浦	220円	36,390円	
谷和原	441円	37,467円	
守谷清水	723円	55,726円	
古河2	649円	18,918円	
古河旭	1,202円	10,117円	
総和2	312円	45,546円	
古河南	380円	27,244円	
茨城境	380円	38,187円	
石岡東	374円	58,541円	
石岡	533円	49,196円	
常陸太田別館	327円	23,665円	
羽鳥	282円	15,365円	
千葉若松	133円	26,537円	
矢田部	258円	45,196円	
阿見	355円	10,278円	
高場	400円	43,975円	

	矢祭	(略)	18,077円
	滝根	175円	24,334円
	大越	34円	35,297円
	郡山七郷	221円	19,113円
	移	183円	29,370円
茨城県	水戸大町	(略)	44,802円
	茨城赤塚	543円	37,644円
	水戸吉田	341円	16,830円
	千波	565円	38,078円
	多賀	375円	19,780円
	久慈浜	375円	18,290円
	日立別館	289円	24,858円
	茨城日高	355円	38,866円
	土浦	261円	38,171円
	荒川沖	496円	30,636円
	神立	257円	32,414円
	石岡国府	403円	31,490円
	下館別館	374円	19,682円
	下館川島	302円	54,642円
	結城	422円	24,781円
	結城南	227円	18,523円
	竜ヶ崎	158円	30,043円
	土浦佐貫	541円	24,538円
	那珂湊	291円	26,963円
	阿字ヶ浦	426円	18,166円
	下妻	310円	29,233円
	水海道菅生	430円	33,061円
	水海道別	424円	47,361円
	茨城勝田	354円	28,239円
	高萩	192円	32,414円
	北茨城	201円	18,364円
	取手	465円	22,282円
	茨城岩井	179円	30,933円
	土浦牛久	783円	18,869円
	つくば	(略)	35,233円
	大穂	742円	16,556円
	桜	235円	18,174円
	つくば北	143円	21,227円
	筑波山	325円	18,487円
	吉沼	91円	35,754円
	筑波谷田部	368円	17,521円
	土浦豊里	427円	88,938円
	大洗	434円	13,770円
	友部	383円	36,638円
	茨城東海	510円	20,753円
	那珂	363円	6,947円
	常陸大宮	353円	37,997円
	金砂郷	147円	60,998円
十王	355円	20,618円	
常陸鹿島	487円	22,155円	
神栖	422円	22,632円	
茨城萩原	243円	18,051円	
潮来延方	323円	29,725円	
美浦	210円	33,865円	
谷和原	431円	166,683円	
守谷清水	683円	39,780円	
古河2	648円	11,203円	
古河旭	1,154円	15,503円	
総和2	302円	39,690円	
古河南	373円	44,885円	
茨城境	364円	36,615円	
石岡東	358円	97,167円	
石岡	467円	40,262円	
常陸太田別館	317円	21,779円	
羽鳥	276円	54,558円	
千葉若松	126円	24,039円	
矢田部	246円	50,000円	
阿見	353円	11,808円	
高場	415円	36,454円	

笠間	359円	18,144円
稲戸井	541円	18,834円
茨城	281円	57,094円
茨城岩瀬	270円	22,837円
大子	239円	29,473円
鉾田	175円	19,673円
江戸崎	160円	14,992円
伊奈	343円	86,681円
藤代蔵前	482円	29,035円
奥野	155円	13,804円
牛堀	384円	36,344円
阿見南	133円	10,006円
茨城東	75円	24,664円
総和	312円	25,012円
岡田	184円	36,743円
関城	132円	23,289円
茨城協和	476円	12,486円
利根	132円	7,857円
いばらき旭	101円	26,322円
常澄	227円	27,510円
内原	947円	15,995円
石岡大野	175円	30,332円
菱崎	201円	17,216円
新利根	111円	24,286円
岩間	316円	19,268円
八郷	86円	13,468円
茨城鳥栖	108円	25,647円
涸沼	161円	23,438円
瓜連	490円	17,834円
茨城北浦	72円	15,751円
茨城玉造	104円	23,229円
常北	269円	30,251円
岡郷	178円	10,431円
五霞	182円	13,487円
茨城八千代	279円	29,969円
大洋	97円	10,341円
茨城土浦	249円	35,407円
波崎	243円	39,344円
茨城出島	118円	27,646円
沖宿	122円	15,316円
潮来	216円	41,011円
明野	138円	26,322円
真壁	229円	19,792円
茨城千代田	311円	31,077円
茨城大津	292円	17,733円
茨城稲田	165円	27,656円
七郷	192円	15,421円
桂	26円	19,378円
土浦河内	123円	18,531円
美野里	165円	30,401円
新治	179円	15,101円
茨城麻生	180円	42,528円
飯富	198円	19,333円
国田	217円	13,077円
菅原	197円	57,514円
行方	88円	14,106円
蔵川	104円	20,201円
出島東	134円	22,923円
小幡	83円	19,615円
雨引	228円	21,045円
八俣	107円	13,463円
猿島	125円	44,853円
御前山	154円	16,037円
茨城三和	774円	30,057円
沓掛	152円	19,768円
いばらき小川	175円	70,250円
山方	206円	15,705円
水府	65円	8,085円
茨城桜川	84円	13,214円

笠間	340円	26,689円
稲戸井	525円	18,255円
茨城	274円	52,873円
茨城岩瀬	267円	19,416円
大子	210円	27,265円
鉾田	164円	20,137円
江戸崎	153円	13,478円
伊奈	324円	99,681円
藤代蔵前	458円	36,046円
奥野	149円	25,790円
牛堀	353円	30,416円
阿見南	130円	9,327円
茨城東	69円	21,901円
総和	302円	23,464円
岡田	174円	35,150円
関城	128円	20,983円
茨城協和	465円	51,604円
利根	127円	59,948円
いばらき旭	99円	32,912円
常澄	212円	24,054円
内原	944円	16,506円
石岡大野	171円	20,908円
菱崎	194円	56,230円
新利根	110円	30,745円
岩間	307円	17,586円
八郷	84円	15,395円
茨城鳥栖	100円	24,666円
涸沼	147円	24,507円
瓜連	473円	15,957円
茨城北浦	69円	64,885円
茨城玉造	103円	20,545円
常北	248円	20,218円
岡郷	174円	39,276円
五霞	179円	48,205円
茨城八千代	275円	29,986円
大洋	90円	57,957円
茨城土浦	248円	32,867円
波崎	244円	39,347円
茨城出島	111円	29,464円
沖宿	117円	21,312円
潮来	220円	37,084円
明野	129円	23,311円
真壁	223円	17,953円
茨城千代田	310円	23,998円
茨城大津	284円	16,394円
茨城稲田	156円	31,781円
七郷	181円	14,282円
桂	27円	17,649円
土浦河内	126円	23,337円
美野里	163円	27,696円
新治	160円	13,505円
茨城麻生	186円	45,096円
飯富	190円	17,685円
国田	154円	12,788円
菅原	173円	52,420円
行方	81円	18,478円
蔵川	96円	25,308円
出島東	130円	25,631円
小幡	79円	84,933円
雨引	222円	23,349円
八俣	103円	25,150円
猿島	118円	38,849円
御前山	142円	14,990円
茨城三和	763円	28,222円
沓掛	143円	18,331円
いばらき小川	167円	65,603円
山方	184円	15,915円
水府	53円	57,819円
茨城桜川	82円	58,781円



栃木県	石下	203円	27,191円
	茨城美和	238円	78,975円
	宇都宮	728円	51,634円
	宇都宮平出	299円	28,798円
	道場宿	328円	50,984円
	瑞穂野	(略)	21,411円
	徳次郎	543円	28,286円
	砥上	579円	41,037円
	江曾島	839円	13,192円
	雀宮	833円	43,479円
	足利	348円	35,883円
	足利相生	502円	34,729円
	足利西	344円	17,612円
	足利南	545円	20,872円
	栃木	374円	37,497円
	栃木北	371円	30,819円
	佐野	299円	25,408円
	鹿沼	326円	22,240円
	北犬飼	274円	22,716円
	日光	369円	59,850円
	今市	224円	28,642円
	栃木小山	829円	55,429円
	雨ヶ谷	409円	9,400円
	延島	262円	16,442円
	真岡	278円	30,354円
	大田原2	241円	23,579円
	矢板	552円	21,981円
	黒磯	388円	27,954円
	上三川	520円	18,718円
	栃木河内	559円	47,708円
	栃木芳賀	338円	30,255円
	栃木壬生2	1,779円	17,989円
	石橋	600円	27,616円
	栃木小金井	631円	36,242円
	新野木	612円	102,884円
	栃木大平	405円	20,584円
	岩舟	278円	20,723円
	鬼怒川川治	211円	20,401円
	宝積寺	539円	13,782円
	栃木烏山	219円	13,849円
	西那須野2	385円	17,876円
	田沼	361円	11,140円
	益子	363円	26,854円
間々田	369円	45,415円	
栃木城山	355円	14,325円	
南犬飼	437円	19,336円	
氏家別	448円	31,669円	
葛生2	337円	30,492円	
赤見	246円	57,108円	
薬師寺	193円	14,380円	
小山西	159円	28,076円	
卒島	267円	10,333円	
栃木富田	312円	24,221円	
栃木藤岡2	281円	14,433円	
栃木田原	188円	26,074円	
栃木西方	168円	13,425円	
上河内	229円	29,472円	
野崎	244円	132,412円	
佐久山	140円	16,397円	
片岡	246円	29,523円	
東那須野	284円	11,500円	
栃木梅沢	166円	52,819円	
楡木	178円	94,504円	
栃木大沢	188円	17,590円	
伊王野2	138円	26,438円	
喜連川	(略)	51,759円	
馬頭	204円	19,306円	
黒羽	70円	14,854円	
黒田原	223円	34,348円	

栃木県	石下	181円	102,362円
	茨城美和	218円	61,917円
	宇都宮	742円	44,476円
	宇都宮平出	302円	34,281円
	道場宿	326円	37,060円
	瑞穂野	(略)	18,009円
	徳次郎	540円	32,265円
	砥上	561円	43,771円
	江曾島	850円	16,418円
	雀宮	830円	34,812円
	足利	345円	48,175円
	足利相生	498円	33,629円
	足利西	334円	15,915円
	足利南	540円	20,255円
	栃木	341円	32,642円
	栃木北	236円	26,968円
	佐野	287円	24,057円
	鹿沼	316円	19,552円
	北犬飼	259円	70,800円
	日光	355円	55,087円
	今市	219円	24,537円
	栃木小山	824円	48,120円
	雨ヶ谷	396円	9,306円
	延島	187円	14,042円
	真岡	274円	30,525円
	大田原2	234円	25,402円
	矢板	510円	22,297円
	黒磯	377円	37,037円
	上三川	522円	72,359円
	栃木河内	554円	47,720円
	栃木芳賀	329円	28,060円
	栃木壬生2	1,768円	17,689円
	石橋	560円	25,038円
	栃木小金井	615円	30,495円
	新野木	508円	113,654円
	栃木大平	403円	68,025円
	岩舟	276円	18,610円
	鬼怒川川治	206円	33,390円
	宝積寺	534円	12,528円
	栃木烏山	202円	12,281円
	西那須野2	325円	15,938円
	田沼	360円	8,909円
	益子	350円	43,571円
間々田	367円	39,664円	
栃木城山	296円	12,984円	
南犬飼	426円	16,875円	
氏家別	437円	30,489円	
葛生2	263円	28,273円	
赤見	244円	50,510円	
薬師寺	184円	26,628円	
小山西	154円	26,420円	
卒島	259円	39,847円	
栃木富田	297円	32,209円	
栃木藤岡2	264円	13,109円	
栃木田原	185円	43,306円	
栃木西方	160円	47,021円	
上河内	218円	42,742円	
野崎	238円	119,389円	
佐久山	136円	38,917円	
片岡	233円	20,808円	
東那須野	273円	23,355円	
栃木梅沢	156円	48,978円	
楡木	166円	89,586円	
栃木大沢	177円	15,579円	
伊王野2	125円	22,949円	
喜連川	(略)	49,025円	
馬頭	194円	17,467円	
黒羽	64円	60,145円	
黒田原	217円	30,543円	

	栃木二宮	277円	19,512円
	市貝	276円	20,856円
	南那須	197円	25,315円
	文棟	142円	25,237円
	栃木栗野	287円	36,192円
	玉生	249円	23,632円
	熟田	125円	25,252円
	栃木小川	420円	34,371円
	塩原2	229円	15,401円
	関谷	191円	14,417円
	栃木茂木	261円	30,981円
	湯津上	264円	13,294円
	足尾交換局2	286円	17,986円
	栃木水橋	150円	33,569円
	船生	134円	25,026円
	栃木大宮	150円	36,677円
	川治	137円	25,791円
	栃木2	374円	36,982円
	那須横沢	96円	23,513円
	那須	94円	77,779円
	那須大沢	65円	29,565円
	南摩	379円	25,144円
群馬県	前橋	659円	54,290円
	野中別	845円	24,795円
	前橋元総社	526円	39,463円
	佐鳥	413円	25,442円
	前橋芳賀	231円	37,921円
	国領	464円	38,309円
	群馬高崎	439円	50,302円
	高崎支店別1	439円	32,244円
	高崎問屋町	525円	34,524円
	倉賀野	777円	16,846円
	大類	1,021円	25,577円
	群馬長野	900円	19,859円
	桐生錦町	231円	18,449円
	桐生相生	537円	65,367円
	伊勢崎	420円	48,665円
	豊受	324円	32,811円
	群馬太田	870円	43,090円
	太田九合	797円	17,311円
	宝泉	417円	21,567円
	群馬沼田	797円	37,452円
	館林支別1	272円	25,664円
	群馬渋川	403円	21,141円
	群馬藤岡	446円	32,029円
	群馬富岡	320円	26,457円
	群馬安中	469円	16,629円
	新群馬町	426円	24,080円
	群馬新町	321円	10,337円
	群馬長野原	439円	31,430円
	草津温泉	299円	42,977円
	玉村	489円	48,216円
	笠懸	(略)	18,870円
	大間々	763円	18,603円
	群馬大泉	222円	18,608円
	中之条	199円	28,816円
	高林	453円	13,255円
	毛里田	220円	26,703円
	群馬川内	362円	16,045円
	赤城	133円	28,205円
	群馬富士見	(略)	21,071円
	群馬原町	102円	30,775円
北軽井沢	26円	25,241円	
采女	270円	29,810円	
藪塚本町	106円	16,616円	
群馬板倉	716円	31,198円	
群馬川俣	324円	29,343円	
赤岩	268円	19,074円	
吉井	449円	16,387円	

	栃木二宮	269円	17,463円
	市貝	264円	34,260円
	南那須	191円	48,158円
	文棟	131円	71,956円
	栃木栗野	269円	55,816円
	玉生	240円	15,013円
	熟田	120円	41,256円
	栃木小川	396円	31,414円
	塩原2	221円	14,045円
	関谷	186円	33,422円
	栃木茂木	248円	72,401円
	湯津上	254円	23,456円
	足尾交換局2	264円	16,006円
	栃木水橋	143円	45,884円
	船生	130円	16,503円
	栃木大宮	140円	31,425円
	川治	130円	41,230円
	栃木2	341円	26,508円
	那須横沢	84円	22,686円
	那須	89円	39,034円
	那須大沢	61円	30,613円
	南摩	362円	47,176円
群馬県	前橋	664円	60,288円
	野中別	866円	19,389円
	前橋元総社	514円	47,363円
	佐鳥	418円	23,219円
	前橋芳賀	227円	58,021円
	国領	521円	33,296円
	群馬高崎	453円	50,385円
	高崎支店別1	453円	26,589円
	高崎問屋町	522円	42,206円
	倉賀野	790円	18,180円
	大類	994円	25,481円
	群馬長野	879円	22,199円
	桐生錦町	229円	17,970円
	桐生相生	526円	36,125円
	伊勢崎	409円	41,644円
	豊受	330円	46,160円
	群馬太田	866円	39,322円
	太田九合	794円	20,418円
	宝泉	415円	18,864円
	群馬沼田	779円	47,857円
	館林支別1	274円	28,624円
	群馬渋川	393円	26,144円
	群馬藤岡	440円	34,517円
	群馬富岡	341円	27,492円
	群馬安中	460円	16,401円
	新群馬町	402円	21,200円
	群馬新町	378円	67,815円
	群馬長野原	419円	29,268円
	草津温泉	290円	37,949円
	玉村	483円	59,635円
	笠懸	(略)	17,676円
	大間々	774円	23,166円
	群馬大泉	231円	61,455円
	中之条	194円	29,488円
	高林	457円	11,776円
	毛里田	216円	26,647円
	群馬川内	348円	16,992円
	赤城	136円	25,800円
	群馬富士見	(略)	18,054円
	群馬原町	98円	73,355円
北軽井沢	24円	22,568円	
采女	263円	27,631円	
藪塚本町	105円	15,049円	
群馬板倉	695円	27,972円	
群馬川俣	316円	26,922円	
赤岩	263円	16,926円	
吉井	442円	14,845円	

大胡	323円	24,906円
粕川	314円	24,351円
榛名	591円	28,101円
箕郷	405円	17,771円
鬼石	173円	22,905円
下仁田交換セ	155円	19,459円
甘楽	198円	17,853円
松井田	443円	15,164円
月夜野	310円	27,221円
群馬水上	139円	37,856円
群馬布施	440円	34,926円
原市	300円	20,401円
浅間高原	84円	28,102円
子持	184円	32,352円
群馬吉岡	(略)	22,445円
邑楽	248円	15,114円
群馬城南	322円	19,459円
駒形	680円	22,472円
梅田	234円	28,437円
群馬新里	74円	75,385円
新国定	614円	124,765円
群馬境交換セ	302円	20,880円
尾島	227円	26,298円
群馬新田	232円	13,987円
新田金井	247円	25,155円
新南蛇井	482円	72,830円
北橋	199円	31,650円
渋川伊香保	339円	18,853円
群馬岩崎	105円	21,205円
館林東	200円	31,062円
倉淵	366円	61,046円
磐戸	211円	37,092円
嬭恋	518円	22,558円
追貝	388円	37,910円
片品	376円	66,138円
伊勢崎支別1	420円	30,266円
猿ヶ京	534円	21,531円
埼玉県		
川越	1,530円	39,172円
川越新宿	2,630円	34,547円
南古谷	2,590円	67,129円
川越霞ヶ関	3,104円	22,926円
熊谷末広	615円	35,695円
三ヶ尻	1,069円	25,428円
埼玉川口	4,458円	38,725円
川口青木	3,760円	41,978円
川口芝	2,097円	30,573円
安行	3,042円	29,479円
浦和東	5,100円	24,756円
浦和白幡	3,711円	20,297円
浦和常盤	2,053円	42,112円
中尾	2,007円	25,768円
浦和美園	1,508円	61,202円
埼玉大宮	4,951円	41,506円
大宮東大成	1,859円	27,094円
大宮大和田	1,414円	19,412円
大宮指扇	1,475円	22,164円
行田別館	536円	18,967円
秩父	681円	24,222円
所沢	2,738円	30,608円
所沢元町	3,117円	24,834円
所沢北野	1,097円	17,097円
所沢東	2,065円	23,901円
所沢下富	1,397円	20,610円
飯能緑町	1,576円	32,379円
原市場	671円	31,315円
吾野	700円	32,710円
加須	468円	26,144円
加須花崎	502円	22,116円
埼玉本庄	583円	23,104円

大胡	314円	22,033円
粕川	311円	21,921円
榛名	575円	25,921円
箕郷	396円	15,270円
鬼石	164円	20,490円
下仁田交換セ	147円	17,300円
甘楽	194円	15,908円
松井田	426円	13,261円
月夜野	305円	26,686円
群馬水上	134円	32,464円
群馬布施	414円	29,334円
原市	295円	17,699円
浅間高原	65円	24,213円
子持	175円	29,410円
群馬吉岡	(略)	27,615円
邑楽	244円	16,849円
群馬城南	324円	17,109円
駒形	674円	44,327円
梅田	219円	27,193円
群馬新里	70円	70,126円
新国定	590円	121,514円
群馬境交換セ	350円	17,950円
尾島	310円	24,288円
群馬新田	226円	12,437円
新田金井	232円	24,812円
新南蛇井	439円	68,414円
北橋	190円	28,905円
渋川伊香保	319円	25,910円
群馬岩崎	96円	18,336円
館林東	191円	27,967円
倉淵	357円	56,294円
磐戸	183円	31,097円
嬭恋	472円	20,289円
追貝	367円	34,255円
片品	361円	62,512円
伊勢崎支別1	409円	27,987円
猿ヶ京	508円	19,291円
埼玉県		
川越	1,545円	40,477円
川越新宿	2,569円	31,588円
南古谷	2,246円	61,917円
川越霞ヶ関	3,110円	22,726円
熊谷末広	607円	33,034円
三ヶ尻	1,068円	24,277円
埼玉川口	4,447円	41,877円
川口青木	3,720円	47,832円
川口芝	2,070円	26,211円
安行	3,028円	30,345円
浦和東	4,044円	24,344円
浦和白幡	3,767円	20,842円
浦和常盤	2,135円	41,106円
中尾	1,950円	26,424円
浦和美園	1,504円	57,385円
埼玉大宮	5,111円	46,833円
大宮東大成	1,881円	25,882円
大宮大和田	1,404円	20,326円
大宮指扇	1,463円	24,040円
行田別館	460円	17,322円
秩父	667円	22,074円
所沢	2,661円	28,385円
所沢元町	3,068円	25,017円
所沢北野	1,198円	20,972円
所沢東	2,027円	21,402円
所沢下富	1,368円	20,482円
飯能緑町	1,523円	30,048円
原市場	650円	31,028円
吾野	662円	85,713円
加須	457円	27,149円
加須花崎	478円	21,084円
埼玉本庄	570円	25,592円

東松山 2	1,158円	18,993円
岩槻	1,268円	34,406円
和土	814円	13,454円
春日部武里	1,453円	25,483円
春日部八木崎	1,292円	38,772円
狭山 2	1,786円	12,987円
狭山入曽	4,119円	27,341円
埼玉羽生	367円	15,275円
鴻巣	1,027円	23,252円
埼玉深谷 2	488円	22,357円
上尾	1,627円	27,825円
新平方	1,957円	22,598円
浦和与野	2,973円	20,662円
草加局舎 1	1,203円	40,946円
草加弁天	1,084円	19,496円
草加清門	1,665円	24,283円
越谷	2,027円	36,676円
越谷大里	1,335円	25,144円
越谷蒲生	2,144円	43,891円
蕨戸田	2,549円	37,675円
西戸田	2,457円	32,762円
入間	3,728円	19,023円
入間西武	1,019円	62,684円
入間宮寺	423円	19,146円
入間金子	948円	30,375円
鳩ヶ谷	2,239円	24,795円
朝霞	1,584円	27,006円
志木	3,056円	25,239円
新座	2,160円	17,384円
埼玉加納	272円	19,400円
桶川	1,429円	43,047円
久喜 2	1,412円	31,808円
鴻巣北本	2,776円	16,906円
草加八潮	1,759円	24,443円
埼玉富士見	1,913円	19,413円
埼玉三郷	1,773円	21,355円
三郷鷹野	1,252円	17,219円
三郷小谷堀	1,201円	27,997円
蓮田	1,228円	29,153円
坂戸本町	1,259円	19,096円
幸手	452円	22,478円
鶴ヶ島	1,096円	20,130円
武蔵日高電 2	2,022円	23,912円
埼玉吉川	1,559円	24,909円
上尾伊奈	646円	28,628円
埼玉吹上 2	897円	33,927円
大井	2,909円	29,499円
川越三芳	939円	28,115円
毛呂山 2	476円	23,513円
嵐山	589円	38,739円
埼玉小川別	416円	32,064円
川越川島	368円	50,399円
埼玉吉見	440円	18,138円
皆野	399円	56,984円
熊谷吉田	322円	20,986円
埼玉江南	401円	20,700円
妻沼	366円	19,994円
埼玉岡部	478円	17,567円
寄居	435円	17,471円
川里	233円	35,063円
大利根	352円	18,837円
白岡	1,411円	21,839円
菑蒲	454円	33,611円
埼玉栗橋	598円	26,835円
鷲宮	658円	26,676円
杉戸別館	895円	21,476円
第二松伏	928円	27,051円
新庄和	1,544円	78,139円
箕田	571円	14,228円

東松山 2	1,113円	19,206円
岩槻	1,273円	31,216円
和土	787円	11,819円
春日部武里	1,454円	26,618円
春日部八木崎	1,269円	29,227円
狭山 2	1,790円	12,909円
狭山入曽	4,019円	23,995円
埼玉羽生	336円	14,910円
鴻巣	1,021円	22,194円
埼玉深谷 2	490円	21,715円
上尾	1,599円	25,730円
新平方	1,926円	21,268円
浦和与野	2,991円	23,510円
草加局舎 1	1,198円	38,621円
草加弁天	1,079円	19,024円
草加清門	1,626円	24,370円
越谷	2,030円	36,722円
越谷大里	1,321円	27,753円
越谷蒲生	2,088円	50,915円
蕨戸田	2,729円	36,979円
西戸田	2,452円	29,034円
入間	3,766円	22,474円
入間西武	1,053円	55,710円
入間宮寺	448円	18,897円
入間金子	928円	25,168円
鳩ヶ谷	2,274円	19,991円
朝霞	1,532円	36,213円
志木	3,026円	25,266円
新座	2,120円	18,453円
埼玉加納	266円	16,190円
桶川	1,387円	33,104円
久喜 2	1,415円	28,820円
鴻巣北本	2,732円	17,773円
草加八潮	1,747円	28,365円
埼玉富士見	1,896円	17,239円
埼玉三郷	1,774円	22,796円
三郷鷹野	1,236円	21,131円
三郷小谷堀	1,182円	36,867円
蓮田	1,031円	29,633円
坂戸本町	1,257円	19,254円
幸手	442円	25,371円
鶴ヶ島	1,088円	21,015円
武蔵日高電 2	1,985円	20,883円
埼玉吉川	1,551円	34,343円
上尾伊奈	632円	25,991円
埼玉吹上 2	869円	33,242円
大井	2,883円	35,727円
川越三芳	924円	25,037円
毛呂山 2	452円	21,095円
嵐山	577円	69,247円
埼玉小川別	411円	34,020円
川越川島	360円	50,946円
埼玉吉見	435円	54,936円
皆野	392円	53,288円
熊谷吉田	302円	64,670円
埼玉江南	396円	19,852円
妻沼	349円	16,705円
埼玉岡部	475円	53,044円
寄居	417円	15,134円
川里	227円	34,814円
大利根	338円	19,550円
白岡	1,423円	27,176円
菑蒲	445円	31,537円
埼玉栗橋	591円	51,612円
鷲宮	649円	22,075円
杉戸別館	862円	27,833円
第二松伏	869円	25,835円
新庄和	1,447円	67,231円
箕田	545円	13,116円

埼玉滑川	570円	25,919円
児玉	287円	53,876円
慈恩寺	337円	26,791円
神川	170円	32,296円
上里	499円	21,518円
熊谷豊里	146円	31,261円
北川辺	197円	15,785円
行田北河原	161円	26,377円
行田埼玉	255円	17,521円
加須樋遣川	162円	71,050円
高坂	1,354円	20,786円
曹山	370円	21,342円
川通	420円	57,701円
みろく	135円	24,672円
埼玉平野	406円	104,813円
幸手八代	477円	80,502円
越生	430円	49,403円
埼玉玉川	343円	26,915円
長瀬	571円	27,174円
上吉田	246円	30,712円
小鹿野	243円	39,694円
両神	295円	67,415円
埼玉荒川	405円	22,757円
埼玉美里	233円	19,400円
埼玉川本	236円	54,896円
寄居男衾	255円	52,862円
騎西	468円	18,085円
高麗	659円	26,896円
鳩山	304円	28,505円
埼玉花園	235円	13,690円
杉戸椿	518円	48,460円
内間木	1,109円	26,945円
名栗	124円	22,725円
東秩父	320円	19,916円
宝珠花	565円	78,972円
さいたま新都	4,211円	177,284円
久喜	1,412円	45,906円
千葉	1,173円	40,956円
千葉南	1,347円	40,588円
幕張	2,023円	47,243円
犢橋	586円	23,359円
千葉轟	2,005円	26,969円
桜木	1,842円	33,468円
菅田	785円	16,001円
新土気	1,069円	44,021円
高洲	2,005円	26,657円
稲毛	1,719円	21,097円
銚子	489円	50,083円
市川	3,562円	30,055円
鬼高	1,920円	31,045円
浦安行徳	3,736円	48,035円
市川中山	2,858円	42,851円
市川曾谷	3,116円	15,791円
市川原木	1,681円	26,614円
市川大野	1,419円	22,184円
船橋	1,427円	37,963円
薬園台	2,081円	19,143円
船橋本町	3,977円	35,190円
千葉上山	1,153円	32,525円
千葉豊富	818円	68,118円
二和	1,654円	33,012円
館山	634円	30,213円
木更津富士見	282円	20,057円
下烏田	380円	13,450円
矢那	337円	24,207円
松戸	2,916円	51,713円
五香	1,297円	21,051円
松戸小金	1,611円	17,641円
松戸高塚	1,748円	17,886円

千葉県

埼玉滑川	565円	67,808円
児玉	273円	50,873円
慈恩寺	329円	24,709円
神川	163円	71,036円
上里	456円	19,620円
熊谷豊里	142円	69,976円
北川辺	193円	22,381円
行田北河原	156円	26,911円
行田埼玉	244円	64,812円
加須樋遣川	152円	73,510円
高坂	1,342円	18,252円
曹山	363円	21,576円
川通	407円	57,553円
みろく	132円	24,275円
埼玉平野	369円	89,109円
幸手八代	459円	76,683円
越生	420円	46,206円
埼玉玉川	330円	26,385円
長瀬	560円	20,528円
上吉田	225円	64,511円
小鹿野	233円	37,198円
両神	278円	66,672円
埼玉荒川	396円	22,565円
埼玉美里	230円	69,503円
埼玉川本	234円	48,192円
寄居男衾	240円	51,270円
騎西	444円	16,403円
高麗	569円	56,906円
鳩山	296円	26,055円
埼玉花園	231円	69,062円
杉戸椿	487円	40,833円
内間木	1,095円	25,536円
名栗	123円	64,565円
東秩父	299円	70,586円
宝珠花	560円	77,450円
さいたま新都	4,149円	164,686円
久喜	1,415円	44,965円
千葉	1,167円	39,735円
千葉南	1,342円	36,100円
幕張	2,017円	70,842円
犢橋	573円	40,884円
千葉轟	2,016円	30,039円
桜木	1,778円	30,792円
菅田	773円	62,514円
新土気	1,031円	48,055円
高洲	1,987円	23,037円
稲毛	1,717円	21,240円
銚子	477円	56,365円
市川	3,494円	28,442円
鬼高	1,841円	27,963円
浦安行徳	3,681円	58,225円
市川中山	2,812円	26,030円
市川曾谷	3,173円	19,010円
市川原木	1,664円	23,893円
市川大野	1,354円	19,363円
船橋	1,467円	40,474円
薬園台	2,037円	18,603円
船橋本町	4,040円	32,809円
千葉上山	1,105円	26,378円
千葉豊富	782円	62,712円
二和	1,638円	36,775円
館山	595円	28,706円
木更津富士見	278円	25,555円
下烏田	351円	12,674円
矢那	325円	22,186円
松戸	2,929円	60,000円
五香	1,293円	22,189円
松戸小金	1,677円	17,633円
松戸高塚	1,646円	47,052円

千葉県

上花輪	760円	18,131円
川間交換セン	663円	29,324円
佐原	850円	22,084円
茂原別館	535円	27,277円
成田	865円	33,062円
成田赤坂	518円	19,163円
千葉佐倉	635円	34,695円
志津	631円	7,952円
馬渡	393円	16,924円
東金別館	503円	19,065円
八日市場	387円	33,861円
千葉旭	475円	34,741円
習志野	2,290円	19,964円
津田沼	2,732円	23,218円
千葉柏	3,019円	37,004円
逆井	1,957円	23,364円
田中	1,146円	40,044円
豊四季	2,052円	24,492円
市原	869円	33,646円
千葉八幡	746円	10,752円
辰巳	695円	22,665円
瀬又	465円	9,984円
流山	958円	14,594円
南流山	2,258円	9,632円
千葉八千代	1,159円	26,131円
吉橋	768円	33,460円
米本	918円	33,341円
我孫子	1,174円	16,186円
鴨川	838円	18,587円
鎌ヶ谷	1,184円	26,887円
君津	580円	16,433円
千葉富津	329円	12,388円
浦安	3,472円	24,560円
四街道	884円	28,696円
袖ヶ浦	659円	18,074円
八街	316円	37,939円
千葉船穂	1,004円	18,557円
関宿	494円	36,613円
沼南	595円	28,656円
白井	817円	23,061円
千葉大網	1,339円	39,127円
九十九里	141円	30,507円
成東	247円	20,681円
睦沢	368円	30,219円
長生	283円	13,376円
長柄	261円	24,897円
千葉御宿	568円	15,210円
坂月	6,579円	18,506円
木更津	407円	33,639円
茂原	674円	63,491円
勝浦	268円	48,960円
姉崎	361円	49,471円
富里	1,773円	27,570円
千葉大原	236円	28,732円
野呂	994円	27,944円
千葉清川	363円	14,881円
三ツ堀	342円	35,658円
成毛	24円	12,872円
千葉三和	330円	41,882円
湖北	481円	29,547円
小名木	983円	18,758円
東高野	233円	26,796円
酒々井	839円	26,766円
小見川	260円	18,250円
十倉	251円	88,996円
千葉野尻	172円	20,015円
四木	148円	74,336円
下総	132円	10,415円
印旛	249円	24,382円

上花輪	754円	23,841円
川間交換セン	635円	68,138円
佐原	844円	21,525円
茂原別館	522円	30,298円
成田	863円	29,691円
成田赤坂	507円	34,257円
千葉佐倉	625円	34,391円
志津	622円	22,068円
馬渡	387円	15,347円
東金別館	477円	17,267円
八日市場	369円	30,804円
千葉旭	474円	31,245円
習志野	2,337円	18,834円
津田沼	2,713円	20,477円
千葉柏	2,976円	46,318円
逆井	1,950円	23,028円
田中	1,118円	39,252円
豊四季	1,959円	24,185円
市原	853円	55,195円
千葉八幡	752円	11,302円
辰巳	691円	20,411円
瀬又	439円	8,174円
流山	948円	14,149円
南流山	2,264円	11,495円
千葉八千代	1,127円	24,685円
吉橋	732円	23,349円
米本	907円	28,912円
我孫子	1,166円	18,072円
鴨川	826円	20,096円
鎌ヶ谷	1,147円	23,451円
君津	598円	24,750円
千葉富津	322円	27,569円
浦安	3,492円	21,738円
四街道	878円	30,881円
袖ヶ浦	676円	15,668円
八街	314円	38,306円
千葉船穂	958円	17,647円
関宿	483円	32,672円
沼南	578円	27,683円
白井	770円	19,582円
千葉大網	1,331円	41,722円
九十九里	136円	27,695円
成東	242円	18,129円
睦沢	361円	28,445円
長生	274円	12,126円
長柄	253円	24,690円
千葉御宿	552円	14,288円
坂月	6,293円	21,141円
木更津	370円	31,141円
茂原	625円	55,871円
勝浦	266円	41,455円
姉崎	358円	30,627円
富里	1,757円	25,162円
千葉大原	171円	25,760円
野呂	933円	24,908円
千葉清川	340円	15,282円
三ツ堀	333円	32,846円
成毛	37円	11,817円
千葉三和	487円	24,810円
湖北	474円	28,421円
小名木	881円	17,999円
東高野	232円	24,928円
酒々井	804円	24,855円
小見川	253円	18,087円
十倉	248円	84,866円
千葉野尻	164円	18,128円
四木	140円	71,036円
下総	120円	9,346円
印旛	241円	24,147円

本焚	172円	23,378円
千葉山田	40円	38,731円
東庄	184円	27,160円
横芝	305円	21,374円
野栄	60円	19,293円
多古	187円	21,208円
芝山	117円	18,674円
船形	285円	17,967円
千葉一宮	374円	15,570円
本納	270円	42,700円
千葉白子	164円	18,646円
長南	214円	33,703円
夷隅	240円	25,910円
大多喜	258円	14,679円
白里	157円	32,089円
山武北	127円	40,239円
第二成東	122円	21,307円
有秋	526円	15,731円
千倉	200円	20,653円
三里塚	296円	27,514円
千葉岩根	207円	23,887円
塚原	446円	26,515円
天羽	565円	47,523円
大佐和	181円	14,278円
安食	204円	22,216円
千葉飯岡	149円	13,944円
岬	(略)	12,330円
鋸南	123円	14,452円
扇島	100円	32,323円
香取	279円	71,582円
千葉末吉	316円	12,106円
久留里	459円	21,340円
千葉清和	247円	19,292円
広岡	261円	34,103円
千葉平川	166円	23,342円
千潟	221円	21,182円
蓮沼	146円	20,453円
給田	145円	47,544円
印西	518円	29,711円
丸山	(略)	25,207円
岩戸	235円	18,388円
千葉茅野	267円	19,414円
千葉岩井	(略)	25,875円
千葉光	127円	34,481円
千葉和田	565円	16,791円
天津小湊	260円	23,607円
八日市場北	199円	103,508円
富浦	465円	21,198円
北多古	91円	70,242円
木更津佐貫	476円	87,881円
木更津三芳	466円	19,537円
千葉白浜	306円	17,435円
千葉七浦	196円	83,041円
犬石	149円	33,777円
西岬	137円	30,822円
千葉亀山	161円	22,908円
千葉興津	385円	13,623円
布佐	325円	29,680円
千葉牛久	306円	27,168円
千葉戸田	416円	67,070円
江見	230円	11,096円
千葉金谷	551円	83,934円
峰上	277円	90,581円
海上	400円	21,660円
北光	81円	19,191円
大原山田	340円	31,572円
千葉小湊	215円	34,357円
鶴舞	298円	34,551円
高滝	238円	76,565円

本焚	165円	20,349円
千葉山田	37円	37,679円
東庄	178円	22,180円
横芝	301円	18,741円
野栄	61円	18,018円
多古	184円	19,365円
芝山	109円	17,034円
船形	280円	17,688円
千葉一宮	368円	14,015円
本納	266円	38,892円
千葉白子	163円	17,059円
長南	148円	58,039円
夷隅	233円	23,262円
大多喜	244円	13,480円
白里	153円	28,578円
山武北	119円	36,330円
第二成東	119円	18,600円
有秋	498円	39,274円
千倉	197円	18,375円
三里塚	289円	27,955円
千葉岩根	205円	22,930円
塚原	430円	88,792円
天羽	532円	36,836円
大佐和	176円	12,710円
安食	208円	20,231円
千葉飯岡	144円	12,525円
岬	(略)	11,244円
鋸南	119円	12,689円
扇島	90円	28,996円
香取	263円	68,310円
千葉末吉	305円	11,081円
久留里	434円	19,292円
千葉清和	237円	17,664円
広岡	240円	31,869円
千葉平川	161円	21,314円
千潟	215円	19,205円
蓮沼	144円	18,095円
給田	144円	43,196円
印西	503円	28,583円
丸山	(略)	22,898円
岩戸	227円	72,269円
千葉茅野	255円	19,201円
千葉岩井	(略)	23,520円
千葉光	121円	29,753円
千葉和田	536円	114,053円
天津小湊	250円	20,846円
八日市場北	183円	97,332円
富浦	448円	19,443円
北多古	83円	67,168円
木更津佐貫	453円	83,514円
木更津三芳	465円	17,759円
千葉白浜	288円	17,289円
千葉七浦	178円	80,797円
犬石	138円	29,655円
西岬	131円	27,974円
千葉亀山	144円	89,497円
千葉興津	364円	12,464円
布佐	322円	26,921円
千葉牛久	303円	24,750円
千葉戸田	407円	64,383円
江見	213円	83,931円
千葉金谷	503円	80,039円
峰上	262円	84,883円
海上	386円	17,707円
北光	76円	17,494円
大原山田	304円	29,076円
千葉小湊	201円	31,904円
鶴舞	280円	32,373円
高滝	222円	71,925円

	月崎	173円	37,889円
	九美上	105円	62,722円
	殿廻	144円	121,410円
	平三	207円	33,232円
	大栄	103円	47,744円
	栗源	259円	75,775円
	千葉松尾	325円	16,274円
	北芝山	150円	22,798円
	南羽鳥	199円	28,490円
	鵬川仲	190円	26,102円
	古畑	210円	44,734円
	山武南	183円	26,095円
	神崎	291円	84,252円
	庄司	119円	54,263円
	東庄南	165円	24,687円
東京都	大手町F S	49,186円	125,211円
	霞ヶ関	45,324円	54,333円
	神田	13,322円	23,115円
	駿河台	9,070円	30,641円
	九段	8,334円	13,902円
	丸の内	26,476円	27,417円
	京橋	8,810円	47,265円
	銀座	33,990円	32,063円
	東銀座	27,116円	18,792円
	東京築地	6,153円	39,415円
	茅場兜	6,575円	23,756円
	晴海	6,422円	18,111円
	東京浜町	4,326円	25,718円
	芝	16,576円	23,046円
	東京赤坂	14,554円	28,796円
	東京青山	25,632円	43,349円
	白金	18,146円	21,930円
	東京三田	9,795円	25,716円
	新宿	15,840円	29,132円
	東京大久保	10,393円	38,115円
	四谷	7,078円	38,439円
	牛込	5,812円	22,618円
	西新宿	22,569円	38,612円
	小石川	6,669円	28,957円
	東京大塚	6,074円	102,508円
	駒込第2	6,580円	19,028円
	東京上野	15,347円	34,390円
	浅草	2,904円	23,248円
	吉原	2,235円	24,902円
	墨田	3,575円	85,634円
	本所	3,308円	65,537円
	向島	3,816円	34,511円
	江東	4,429円	40,464円
	東京深川	3,664円	24,898円
	東京城東	3,940円	56,030円
	江東辰巳	2,945円	14,329円
	東京新有明	6,493円	35,491円
	東京大崎	11,126円	28,725円
	荏原	5,909円	22,776円
	品川	6,786円	36,100円
	大田支店埠頭	2,297円	42,328円
	自由ヶ丘	8,851円	29,208円
	目黒本館	6,074円	32,170円
	蒲田	6,083円	28,585円
	東京大森	5,899円	34,092円
	馬込	5,141円	24,957円
	池上	5,802円	21,290円
	羽田	4,352円	26,192円
	田園調布	18,123円	43,237円
	雪ヶ谷	5,641円	23,706円
	矢口	3,892円	23,520円
	世田谷	6,341円	41,454円
	成城	8,333円	26,505円
	砧	7,110円	41,159円

	月崎	161円	35,260円
	九美上	95円	61,725円
	殿廻	131円	114,718円
	平三	182円	31,091円
	大栄	100円	25,572円
	栗源	249円	72,619円
	千葉松尾	322円	14,905円
	北芝山	147円	20,692円
	南羽鳥	193円	26,035円
	鵬川仲	170円	23,899円
	古畑	196円	41,124円
	山武南	175円	23,967円
	神崎	279円	78,910円
	庄司	108円	49,735円
	東庄南	160円	84,981円
東京都	大手町F S	53,281円	116,626円
	霞ヶ関	49,304円	55,666円
	神田	14,309円	22,185円
	駿河台	9,797円	26,455円
	九段	9,267円	13,646円
	丸の内	28,626円	26,943円
	京橋	10,382円	48,417円
	銀座	42,524円	32,399円
	東銀座	31,185円	18,013円
	東京築地	6,719円	60,915円
	茅場兜	7,083円	24,056円
	晴海	7,294円	31,771円
	東京浜町	4,568円	28,273円
	芝	18,021円	32,631円
	東京赤坂	16,457円	26,517円
	東京青山	30,811円	51,503円
	白金	20,187円	19,890円
	東京三田	10,501円	24,039円
	新宿	16,600円	25,684円
	東京大久保	11,488円	39,710円
	四谷	7,310円	29,279円
	牛込	6,150円	24,392円
	西新宿	25,691円	33,174円
	小石川	6,997円	34,963円
	東京大塚	6,568円	97,374円
	駒込第2	7,126円	17,596円
	東京上野	16,890円	40,703円
	浅草	3,368円	22,483円
	吉原	2,437円	23,701円
	墨田	3,657円	85,540円
	本所	3,502円	39,929円
	向島	3,946円	31,903円
	江東	4,498円	53,327円
	東京深川	3,670円	26,788円
	東京城東	4,003円	42,996円
	江東辰巳	2,930円	13,551円
	東京新有明	6,578円	37,181円
	東京大崎	11,936円	28,636円
	荏原	6,299円	20,126円
	品川	7,103円	33,208円
	大田支店埠頭	2,526円	32,180円
	自由ヶ丘	9,218円	25,531円
	目黒本館	6,424円	52,775円
	蒲田	6,474円	27,800円
	東京大森	6,233円	32,404円
	馬込	5,385円	23,582円
	池上	6,041円	18,955円
	羽田	4,754円	23,403円
	田園調布	20,147円	39,052円
	雪ヶ谷	5,816円	26,848円
	矢口	4,038円	22,268円
	世田谷	6,866円	38,968円
	成城	8,122円	29,344円
	砧	7,464円	37,950円



弦巻	8,742円	27,565円
東京烏山	7,468円	18,434円
東京玉川	13,959円	24,276円
東京瀬田	4,752円	25,293円
上北沢	6,272円	17,344円
松沢ビル2	4,273円	22,685円
東渋谷	22,580円	44,608円
代々木	9,563円	18,905円
渋谷	22,081円	33,036円
東京野方	6,655円	52,537円
東京中野	8,851円	30,391円
高円寺	6,111円	35,550円
杉並	4,991円	35,916円
井草	11,272円	22,816円
荻窪	3,591円	21,508円
久我山	5,888円	30,018円
池袋	4,682円	51,585円
巣鴨	3,306円	26,446円
落合別館	5,598円	24,354円
十条	4,761円	28,156円
王子	2,494円	60,392円
田端尾久	3,874円	34,326円
赤羽営業別館	4,040円	22,093円
東京荒川	1,992円	45,163円
板橋	3,675円	42,903円
成増	4,451円	28,823円
志村	3,906円	28,981円
南板橋別館	5,656円	14,758円
北町	3,579円	29,127円
練馬	5,124円	43,969円
東京大泉	4,603円	30,843円
関町	4,803円	21,307円
西練馬	4,774円	27,747円
石神井	4,157円	43,243円
梅島	3,130円	82,078円
千住	3,566円	27,937円
西新井	2,816円	26,574円
竹の塚	3,173円	26,811円
東京綾瀬	2,537円	39,447円
葛飾	3,624円	26,013円
亀有	3,717円	20,237円
金町	4,556円	25,890円
江戸川別館	3,153円	28,104円
小岩	3,385円	50,399円
葛西	3,112円	33,977円
東江戸川	2,883円	36,004円
八王子元横山	2,579円	19,838円
八王子浅川	1,842円	26,066円
八王子明神	2,245円	20,520円
八王子由木	2,377円	22,274円
八王子片倉	4,040円	36,173円
八王子滝山	1,867円	13,749円
八王子新明神	2,603円	39,624円
立川砂川	3,058円	40,686円
新立川	4,563円	19,661円
武蔵野	14,344円	44,558円
吉祥寺	7,725円	35,559円
武蔵境	4,435円	18,643円
三鷹	4,605円	24,129円
青梅	1,046円	24,685円
青梅東	1,094円	14,809円
武蔵府中	4,621円	22,751円
昭島	5,184円	27,617円
調布	3,951円	29,637円
町田	3,394円	22,793円
鶴川	3,273円	29,609円
町田忠生	1,597円	19,210円
町田北忠生	3,600円	23,552円
町田鶴間	2,147円	18,712円

弦巻	9,025円	27,562円
東京烏山	7,039円	19,017円
東京玉川	15,134円	25,421円
東京瀬田	4,928円	29,035円
上北沢	6,578円	21,097円
松沢ビル2	4,234円	45,415円
東渋谷	25,134円	36,126円
代々木	10,217円	17,033円
渋谷	24,521円	31,286円
東京野方	6,934円	54,051円
東京中野	9,682円	60,974円
高円寺	6,196円	54,338円
杉並	5,344円	38,574円
井草	11,490円	23,782円
荻窪	3,832円	20,414円
久我山	6,486円	26,617円
池袋	5,162円	62,379円
巣鴨	3,217円	31,499円
落合別館	5,782円	26,756円
十条	5,068円	28,451円
王子	2,580円	78,463円
田端尾久	4,082円	31,322円
赤羽営業別館	4,157円	22,761円
東京荒川	2,048円	63,471円
板橋	3,848円	41,172円
成増	4,512円	28,618円
志村	4,016円	28,331円
南板橋別館	5,614円	14,284円
北町	3,673円	47,674円
練馬	5,412円	39,990円
東京大泉	4,643円	29,340円
関町	4,882円	22,239円
西練馬	4,440円	26,946円
石神井	4,322円	39,338円
梅島	3,001円	54,953円
千住	3,469円	29,417円
西新井	2,907円	22,033円
竹の塚	3,189円	22,213円
東京綾瀬	2,504円	35,860円
葛飾	3,765円	27,550円
亀有	3,838円	18,455円
金町	4,005円	24,252円
江戸川別館	3,322円	29,345円
小岩	3,537円	49,581円
葛西	3,225円	50,249円
東江戸川	2,936円	33,305円
八王子元横山	2,521円	18,786円
八王子浅川	2,011円	31,904円
八王子明神	2,349円	20,372円
八王子由木	2,328円	26,566円
八王子片倉	3,942円	35,913円
八王子滝山	1,846円	10,242円
八王子新明神	2,609円	28,965円
立川砂川	3,248円	32,873円
新立川	4,482円	17,648円
武蔵野	14,778円	45,234円
吉祥寺	8,597円	64,891円
武蔵境	4,517円	23,693円
三鷹	4,988円	24,963円
青梅	1,034円	25,257円
青梅東	1,066円	15,171円
武蔵府中	4,758円	35,100円
昭島	5,073円	24,987円
調布	3,910円	38,175円
町田	3,245円	19,261円
鶴川	3,400円	33,010円
町田忠生	1,589円	26,190円
町田北忠生	3,474円	39,767円
町田鶴間	2,025円	23,550円

小金井	9,955円	26,624円
東京小平	3,140円	19,092円
東京日野	6,313円	18,586円
日野高幡	3,549円	15,470円
東村山	2,239円	28,631円
東京国分寺	4,603円	33,341円
国立	3,998円	25,525円
田無	3,657円	33,566円
保谷	3,675円	22,377円
福生	2,348円	20,721円
狛江	3,552円	19,645円
村山大和	2,528円	25,277円
清瀬	2,686円	20,874円
東久留米	2,804円	33,953円
武蔵村山	3,512円	46,792円
多摩	2,518円	24,162円
稲城長沼	4,231円	11,292円
稲城坂浜	6,342円	14,704円
福生秋川	2,891円	22,815円
福生羽村	5,433円	20,848円
福生瑞穂	2,511円	18,145円
福生日の出	1,549円	25,221円
八王子恩方	2,835円	14,599円
伊豆大島	356円	95,124円
三宅島	140円	65,162円
八丈島	404円	70,520円
九段別棟	8,334円	110,740円
五日市	1,770円	24,638円
東京大崎2	11,126円	36,879円
蔵前	3,144円	75,004円
八王子下川口	1,496円	24,178円
青梅吉野	2,133円	31,442円
中ノ郷	132円	172,587円
青梅小曾木	585円	17,489円
青梅沢井	723円	72,019円
福生桧原	543円	26,641円
青梅奥多摩	849円	18,802円
青梅古里	799円	28,355円
東江戸川別館	2,883円	27,753円
津久井青野原	723円	20,183円
新島	102円	71,921円
神津島	100円	113,363円
小笠原父島	501円	73,085円
相模原	1,309円	33,659円
相模大野	2,803円	14,527円
神奈川橋本	3,377円	30,852円
相模原田名	1,190円	15,615円
相模原麻溝	1,556円	16,445円
新相模原	2,463円	31,223円
津久井城山	1,444円	26,704円
津久井	826円	12,825円
鶴見営業所2	3,643円	27,431円
東寺尾	5,926円	20,239円
松見	4,006円	28,387円
横浜北	7,366円	40,538円
神奈川新町	2,071円	34,011円
横浜中	2,901円	52,374円
本牧	4,129円	24,827円
横浜長者町	1,927円	48,127円
横浜港	2,901円	77,268円
横浜南	1,902円	30,005円
保土ヶ谷	1,952円	36,528円
希望が丘西谷	3,027円	17,297円
横浜今井	2,757円	19,908円
磯子	2,029円	40,550円
杉田	8,847円	45,575円
横浜金沢	1,586円	27,477円
港北NT	3,958円	39,095円
綱島	3,359円	36,850円

神奈川県

小金井	9,656円	30,383円
東京小平	2,864円	19,299円
東京日野	5,773円	18,851円
日野高幡	3,627円	17,434円
東村山	2,139円	31,750円
東京国分寺	4,499円	35,373円
国立	3,897円	23,863円
田無	3,462円	34,725円
保谷	3,851円	21,092円
福生	2,312円	21,241円
狛江	3,442円	23,643円
村山大和	2,521円	29,490円
清瀬	2,656円	20,568円
東久留米	2,895円	34,205円
武蔵村山	3,348円	40,039円
多摩	2,516円	21,918円
稲城長沼	4,215円	13,205円
稲城坂浜	3,804円	20,776円
福生秋川	2,883円	24,762円
福生羽村	5,844円	42,412円
福生瑞穂	2,468円	18,156円
福生日の出	1,283円	23,532円
八王子恩方	2,803円	41,432円
伊豆大島	278円	101,141円
三宅島	133円	63,447円
八丈島	398円	50,543円
九段別棟	9,267円	102,393円
五日市	1,768円	21,986円
東京大崎2	11,936円	34,942円
蔵前	3,347円	112,058円
八王子下川口	1,486円	18,743円
青梅吉野	2,042円	39,347円
中ノ郷	116円	279,999円
青梅小曾木	570円	22,926円
青梅沢井	710円	81,940円
福生桧原	514円	25,144円
青梅奥多摩	803円	27,015円
青梅古里	725円	56,557円
東江戸川別館	2,936円	25,044円
津久井青野原	674円	18,005円
新島	99円	64,110円
神津島	94円	293,170円
小笠原父島	488円	65,761円
相模原	1,315円	33,778円
相模大野	2,833円	17,421円
神奈川橋本	3,870円	27,485円
相模原田名	1,162円	15,291円
相模原麻溝	1,546円	14,833円
新相模原	2,357円	31,393円
津久井城山	1,413円	24,183円
津久井	785円	11,583円
鶴見営業所2	3,710円	29,047円
東寺尾	5,820円	15,935円
松見	3,807円	46,463円
横浜北	7,381円	38,968円
神奈川新町	2,088円	32,617円
横浜中	3,008円	50,695円
本牧	4,136円	24,461円
横浜長者町	2,050円	37,631円
横浜港	3,008円	57,121円
横浜南	2,164円	30,635円
保土ヶ谷	1,987円	32,592円
希望が丘西谷	2,968円	17,155円
横浜今井	2,712円	17,263円
磯子	2,036円	38,693円
杉田	8,728円	31,339円
横浜金沢	1,584円	34,591円
港北NT	4,013円	51,769円
綱島	3,348円	41,904円

神奈川県

日吉	12,698円	38,751円
小机	5,342円	24,599円
東山田	4,993円	20,093円
戸塚	2,511円	43,978円
神奈川平戸	3,356円	24,602円
小雀	2,555円	31,174円
港南	3,199円	21,893円
港洋	6,180円	18,068円
希望が丘	2,721円	32,030円
神奈川若葉台	2,960円	28,245円
都岡	2,135円	25,348円
神奈川中山	4,362円	40,953円
美しが丘	4,681円	24,584円
長津田	4,801円	22,836円
谷本	6,480円	25,816円
荇田	7,252円	15,135円
すみよし台	7,252円	18,023円
瀬谷	2,217円	33,595円
戸塚本郷	1,816円	19,147円
神奈川泉	5,267円	27,284円
岡津	2,464円	38,390円
渡田	2,559円	30,572円
川崎臨港	3,006円	39,505円
川崎別館	2,704円	76,982円
幸	4,107円	22,393円
幸加瀬	3,180円	16,503円
川崎北	9,065円	25,765円
川崎北木月	5,002円	31,472円
溝ノ口	5,154円	36,999円
神奈川大塚	3,309円	26,254円
川崎北子母口	3,572円	39,220円
登戸	8,533円	20,758円
菅	2,644円	31,171円
川崎北菅生	2,412円	18,477円
登戸百合ヶ丘	3,357円	23,834円
柿生	4,196円	27,397円
横須賀南	1,944円	31,049円
衣笠	1,904円	52,446円
横須賀別館	1,427円	37,155円
追浜	1,625円	13,102円
南久里浜	1,410円	20,796円
武山	1,094円	9,698円
野比	1,846円	20,365円
平塚	2,978円	31,318円
平塚中里	2,186円	25,659円
田村	1,832円	20,883円
新金目	1,138円	19,249円
神奈川鎌倉	4,205円	27,724円
大船	3,890円	37,560円
鎌倉腰越	2,400円	37,242円
神奈川藤沢	2,103円	58,328円
藤沢支別棟C	2,103円	34,182円
長後営別棟	1,705円	33,967円
藤沢新辻堂	6,862円	29,739円
善行	2,394円	29,096円
御所見	797円	27,054円
大庭	2,090円	20,676円
小田原	1,081円	34,949円
国府津	2,229円	29,542円
小田原谷津	2,202円	18,521円
小田原橋	1,150円	51,600円
富水	871円	16,038円
茅ヶ崎	3,200円	29,194円
茅ヶ崎松林	2,548円	19,148円
逗子	3,357円	19,321円
神奈川三浦	893円	35,413円
南下浦3	1,046円	20,852円
秦野	876円	27,488円
西秦野	1,496円	46,997円

日吉	13,389円	37,028円
小机	5,165円	59,517円
東山田	4,897円	18,672円
戸塚	2,535円	42,534円
神奈川平戸	3,355円	22,901円
小雀	2,534円	30,386円
港南	3,187円	41,716円
港洋	6,089円	16,400円
希望が丘	2,728円	31,899円
神奈川若葉台	2,837円	27,416円
都岡	2,101円	26,794円
神奈川中山	4,399円	39,779円
美しが丘	4,319円	24,631円
長津田	4,896円	25,999円
谷本	6,449円	22,954円
荇田	7,254円	15,099円
すみよし台	7,062円	15,252円
瀬谷	2,273円	30,586円
戸塚本郷	1,871円	19,896円
神奈川泉	5,269円	77,857円
岡津	2,497円	36,308円
渡田	2,659円	32,504円
川崎臨港	3,010円	44,406円
川崎別館	2,815円	49,892円
幸	4,182円	21,202円
幸加瀬	3,149円	15,418円
川崎北	9,424円	33,868円
川崎北木月	5,060円	49,378円
溝ノ口	5,353円	43,006円
神奈川大塚	3,271円	33,367円
川崎北子母口	3,547円	47,899円
登戸	8,888円	36,804円
菅	2,718円	19,765円
川崎北菅生	2,318円	16,176円
登戸百合ヶ丘	3,363円	21,235円
柿生	4,236円	36,403円
横須賀南	1,935円	29,876円
衣笠	1,875円	54,260円
横須賀別館	1,367円	30,986円
追浜	1,577円	13,251円
南久里浜	1,374円	18,551円
武山	1,005円	12,187円
野比	1,823円	19,891円
平塚	2,971円	28,996円
平塚中里	2,146円	25,312円
田村	1,811円	18,880円
新金目	1,132円	17,750円
神奈川鎌倉	4,198円	30,103円
大船	3,938円	39,766円
鎌倉腰越	2,318円	36,012円
神奈川藤沢	2,099円	58,407円
藤沢支別棟C	2,099円	43,333円
長後営別棟	1,699円	34,630円
藤沢新辻堂	6,853円	32,920円
善行	2,402円	29,382円
御所見	784円	29,651円
大庭	2,026円	18,782円
小田原	1,073円	34,258円
国府津	2,228円	29,234円
小田原谷津	2,200円	18,793円
小田原橋	986円	47,343円
富水	727円	12,700円
茅ヶ崎	3,188円	30,534円
茅ヶ崎松林	2,511円	16,911円
逗子	3,359円	20,765円
神奈川三浦	724円	33,112円
南下浦3	1,021円	18,603円
秦野	862円	21,586円
西秦野	1,446円	44,450円

鶴巻	3,078円	54,183円
北秦野	1,103円	46,765円
厚木支別棟	1,845円	28,636円
厚木岡田	1,657円	21,825円
荻野	1,196円	18,818円
依知	1,157円	22,264円
愛名	874円	16,008円
神奈川大和	1,416円	23,880円
大和下鶴間	1,891円	21,226円
桜ヶ丘	2,002円	16,243円
伊勢原	2,102円	34,704円
海老名	2,576円	20,202円
中河内	1,683円	18,140円
座間	1,691円	43,534円
南足柄別館	1,116円	38,294円
神奈川綾瀬	1,547円	34,164円
神奈川葉山	2,156円	43,387円
東葉山	1,551円	14,422円
寒川	1,434円	14,847円
大磯	2,290円	54,368円
二宮	2,643円	19,391円
神奈川中井	403円	48,951円
松田	1,218円	20,612円
神奈川山北	603円	57,857円
箱根	617円	43,885円
湯河原別館	1,195円	26,326円
神奈川中津	929円	18,766円
神奈川田浦	970円	40,955円
愛川	568円	51,898円
下曾我	1,117円	48,679円
箱根町	894円	113,787円
湯本	980円	148,640円
真鶴	868円	48,637円
八王子内郷	470円	30,453円
八王子藤野	836円	22,305円
松輪	875円	51,666円
日吉営業所B	10,580円	27,095円
仙石原	527円	165,913円
新潟県		
関屋	978円	44,243円
坂井輪	948円	15,801円
新潟東	419円	43,661円
小金	637円	25,324円
山二ツ	909円	26,553円
新潟	633円	30,271円
長岡	422円	48,854円
関原	320円	19,014円
南長岡	330円	28,271円
西長岡	651円	26,984円
北長岡	374円	23,296円
三条	563円	21,580円
柏崎別	435円	34,878円
新発田	381円	31,904円
新津	394円	14,675円
小千谷	412円	19,698円
越後加茂	299円	29,541円
十日町	480円	22,410円
見附	293円	15,643円
村上	484円	26,924円
廿六木	457円	16,549円
糸魚川別	521円	15,662円
新井	266円	15,998円
五泉西	412円	19,799円
越後白根	551円	29,947円
上越	411円	23,865円
高田	421円	26,510円
聖籠	127円	21,392円
越後亀田	399円	16,853円
越後吉田	259円	22,744円
巻	467円	22,536円

鶴巻	2,971円	33,472円
北秦野	1,054円	43,604円
厚木支別棟	1,825円	25,288円
厚木岡田	1,561円	21,987円
荻野	1,145円	17,573円
依知	1,122円	20,870円
愛名	833円	17,701円
神奈川大和	1,387円	20,627円
大和下鶴間	1,823円	21,899円
桜ヶ丘	1,987円	16,834円
伊勢原	2,103円	33,410円
海老名	2,734円	27,464円
中河内	1,611円	15,735円
座間	1,632円	41,633円
南足柄別館	1,118円	25,685円
神奈川綾瀬	1,492円	43,751円
神奈川葉山	2,137円	41,037円
東葉山	1,857円	12,099円
寒川	1,392円	14,644円
大磯	2,203円	47,541円
二宮	2,442円	18,174円
神奈川中井	382円	45,719円
松田	1,178円	23,943円
神奈川山北	569円	54,076円
箱根	580円	37,996円
湯河原別館	943円	24,663円
神奈川中津	909円	24,502円
神奈川田浦	951円	38,428円
愛川	526円	48,312円
下曾我	1,072円	45,534円
箱根町	857円	109,482円
湯本	954円	70,907円
真鶴	815円	44,692円
八王子内郷	457円	28,428円
八王子藤野	823円	19,464円
松輪	811円	46,996円
日吉営業所B	11,157円	78,103円
仙石原	506円	154,444円
新潟県		
関屋	956円	40,043円
坂井輪	907円	18,273円
新潟東	418円	41,638円
小金	635円	26,450円
山二ツ	872円	31,684円
新潟	625円	33,966円
長岡	404円	41,480円
関原	314円	16,899円
南長岡	312円	55,054円
西長岡	646円	29,044円
北長岡	359円	22,945円
三条	532円	23,347円
柏崎別	418円	32,811円
新発田	335円	25,712円
新津	372円	18,914円
小千谷	401円	21,527円
越後加茂	283円	28,521円
十日町	473円	25,760円
見附	284円	17,542円
村上	474円	27,181円
廿六木	445円	19,450円
糸魚川別	498円	22,975円
新井	249円	20,662円
五泉西	385円	25,958円
越後白根	537円	33,082円
上越	373円	21,700円
高田	404円	28,551円
聖籠	118円	23,669円
越後亀田	411円	20,646円
越後吉田	248円	26,815円
巻	459円	18,404円

南三条	235円	26,201円
越後湯沢	284円	30,463円
塩沢	(略)	22,186円
六日町	681円	46,469円
越後大崎	167円	54,631円
安塚	50円	29,082円
佐和田南	416円	32,655円
両津	222円	12,862円
小出	402円	28,496円
内野交換所2	952円	56,881円
南新潟	201円	10,546円
与板	231円	9,358円
和島	97円	16,034円
第二三条	362円	18,813円
川東	54円	18,019円
紫雲寺	87円	17,760円
中条	286円	12,981円
大野町	453円	21,131円
松浜東	324円	39,183円
越後豊栄	505円	15,581円
石山東	828円	31,330円
下田第一	515円	22,886円
今町	407円	29,462円
水原	365円	70,242円
横越	339円	19,086円
分水	319円	37,966円
田上	198円	13,173円
寺泊	146円	13,687円
堀之内	313円	28,572円
村松	265円	17,452円
越後安田	269円	25,198円
小須戸	325円	22,410円
弥彦	318円	43,959円
岩室	129円	14,056円
越後荒川	222円	24,716円
津川	216円	21,197円
月岡	225円	41,759円
刈羽	414円	27,175円
千手	156円	30,061円
栃尾	401円	26,462円
越後曾根	216円	21,790円
月潟	84円	14,460円
越後三川	122円	32,431円
出雲崎	199円	15,522円
石打	252円	24,973円
津南	380円	40,895円
越後板倉	56円	16,335円
関川	234円	30,041円
新潟朝日	33円	26,727円
岩船	240円	15,227円
土市	181円	23,273円
京ヶ瀬	191円	9,612円
脇野町	224円	52,505円
越後川口	170円	24,112円
広神	139円	65,748円
土樽	165円	37,431円
越後大和	189円	20,097円
越後大潟	331円	22,352円
頸城	130円	48,173円
神林	79円	45,989円
菅谷	146円	25,783円
鯖石	177円	28,717円
太郎代	151円	26,956円
越路	349円	15,916円
能生	365円	38,093円
青海	204円	31,127円
妙高高原	194円	27,433円
越後三和	123円	35,899円
越後小国	324円	25,433円

南三条	219円	20,606円
越後湯沢	275円	27,272円
塩沢	(略)	19,533円
六日町	619円	45,849円
越後大崎	149円	47,960円
安塚	48円	33,123円
佐和田南	365円	34,426円
両津	200円	16,883円
小出	393円	34,673円
内野交換所2	945円	59,348円
南新潟	190円	9,418円
与板	227円	11,182円
和島	94円	14,292円
第二三条	347円	18,380円
川東	51円	45,046円
紫雲寺	85円	15,037円
中条	270円	11,492円
大野町	445円	39,849円
松浜東	319円	33,283円
越後豊栄	502円	14,563円
石山東	808円	29,798円
下田第一	481円	19,581円
今町	390円	18,622円
水原	362円	58,599円
横越	328円	15,343円
分水	307円	28,036円
田上	181円	34,691円
寺泊	139円	11,171円
堀之内	310円	25,486円
村松	263円	20,260円
越後安田	258円	22,509円
小須戸	310円	19,790円
弥彦	305円	93,071円
岩室	125円	11,439円
越後荒川	220円	22,069円
津川	206円	28,313円
月岡	213円	38,022円
刈羽	403円	23,760円
千手	147円	26,024円
栃尾	359円	24,562円
越後曾根	208円	19,783円
月潟	83円	13,655円
越後三川	113円	46,175円
出雲崎	196円	14,606円
石打	251円	21,314円
津南	369円	36,542円
越後板倉	55円	42,168円
関川	225円	26,306円
新潟朝日	31円	22,619円
岩船	243円	12,896円
土市	175円	20,342円
京ヶ瀬	182円	39,073円
脇野町	215円	45,607円
越後川口	160円	20,243円
広神	130円	52,210円
土樽	146円	45,320円
越後大和	182円	17,549円
越後大潟	324円	18,978円
頸城	121円	42,828円
神林	74円	27,934円
菅谷	127円	22,051円
鯖石	163円	24,652円
太郎代	147円	25,659円
越路	342円	13,308円
能生	351円	27,112円
青海	195円	18,658円
妙高高原	178円	25,523円
越後三和	114円	30,221円
越後小国	312円	21,421円

榆島	120円	48,324円
越後三国	66円	33,245円
越後松代	206円	28,642円
松之山	128円	37,412円
越後山北	560円	24,828円
越後片貝	295円	25,301円
乙	62円	36,121円
越後黒川	386円	12,578円
守門	108円	33,299円
城内	156円	27,611円
五日町	149円	44,422円
高柳	105円	23,638円
越後西山	114円	34,242円
越後中郷	82円	26,473円
妙高	213円	28,525円
梶屋敷	187円	31,151円
佐渡小木	391円	18,480円
佐渡相川	306円	14,433円
赤泊	97円	16,370円
佐渡金井	135円	14,057円
真野	169円	29,537円
名柄	126円	94,431円
栃尾南	50円	38,307円
越後野田	98円	15,042円
高士	123円	31,631円
越後築地	133円	41,329円
潟東	204円	20,050円
牧村	65円	17,238円
柿崎	180円	27,221円
越後吉川	162円	36,346円
赤倉	875円	26,658円
岩沢	330円	28,017円
秋山郷	28円	79,102円
佐渡畑野	193円	13,754円
羽茂	251円	16,912円
山梨県		
甲府	286円	30,853円
甲府北	793円	19,922円
甲府南	722円	56,011円
山梨吉田	634円	22,792円
都留	344円	30,801円
東山梨	395円	22,263円
大月局舎2	739円	22,625円
韮崎	365円	16,115円
勝沼	474円	36,283円
石和	5,569円	21,682円
鰍沢青柳	338円	14,043円
身延	347円	21,079円
新竜王	580円	67,567円
山梨昭和	435円	70,528円
田富	462円	43,936円
小笠原	394円	22,688円
忍野	374円	10,476円
山中湖	503円	14,178円
上野原局舎	428円	30,662円
敷島	575円	89,812円
塩山	394円	20,386円
春日居	295円	23,100円
市川大門	391円	21,634円
山梨白根	249円	19,469円
山梨双葉	424円	21,280円
山梨高根	293円	35,773円
長坂	130円	14,899円
山梨大泉	309円	34,974円
山梨曾根	293円	38,315円
小淵沢	126円	21,516円
河口湖	483円	15,411円
山梨八代	312円	17,354円
甲斐明野	311円	12,217円
山梨一宮	262円	84,763円

榆島	106円	43,374円
越後三国	56円	29,215円
越後松代	185円	20,919円
松之山	123円	32,711円
越後山北	504円	21,256円
越後片貝	289円	22,148円
乙	57円	32,751円
越後黒川	372円	10,392円
守門	100円	29,198円
城内	150円	22,841円
五日町	143円	39,931円
高柳	93円	35,497円
越後西山	106円	29,716円
越後中郷	79円	23,547円
妙高	198円	50,256円
梶屋敷	179円	43,897円
佐渡小木	366円	15,213円
佐渡相川	273円	13,542円
赤泊	83円	15,890円
佐渡金井	132円	22,340円
真野	158円	26,162円
名柄	119円	80,890円
栃尾南	44円	33,948円
越後野田	91円	38,822円
高士	110円	26,971円
越後築地	127円	37,279円
潟東	190円	18,035円
牧村	61円	44,456円
柿崎	175円	33,290円
越後吉川	155円	25,844円
赤倉	807円	24,193円
岩沢	322円	24,187円
秋山郷	24円	97,298円
佐渡畑野	183円	21,309円
羽茂	241円	16,639円
山梨県		
甲府	273円	35,670円
甲府北	951円	18,558円
甲府南	709円	50,719円
山梨吉田	609円	21,736円
都留	338円	32,609円
東山梨	376円	20,902円
大月局舎2	746円	18,123円
韮崎	498円	37,252円
勝沼	450円	32,599円
石和	3,759円	22,835円
鰍沢青柳	339円	14,217円
身延	326円	19,070円
新竜王	548円	65,343円
山梨昭和	434円	67,466円
田富	454円	40,703円
小笠原	381円	19,953円
忍野	362円	9,081円
山中湖	485円	13,563円
上野原局舎	430円	27,116円
敷島	564円	55,572円
塩山	381円	21,117円
春日居	275円	20,389円
市川大門	373円	18,685円
山梨白根	239円	17,446円
山梨双葉	402円	19,101円
山梨高根	283円	118,918円
長坂	126円	65,295円
山梨大泉	293円	140,913円
山梨曾根	278円	34,749円
小淵沢	129円	76,326円
河口湖	472円	63,308円
山梨八代	297円	11,022円
甲斐明野	292円	34,997円
山梨一宮	247円	79,301円

	中富	314円	14,975円
	南部	578円	22,534円
	須玉	397円	18,209円
	白州	282円	19,232円
	下部	353円	6,581円
	大月東	586円	7,180円
	山梨六郷	362円	43,001円
	山梨清里	370円	27,550円
	鳴沢	93円	25,611円
	大目	393円	10,204円
	小沼	468円	6,667円
	田富局舎2	462円	62,489円
	牧丘	271円	31,300円
	山梨平野	253円	17,303円
	早川	138円	8,162円
長野県	信濃吉田	757円	28,924円
	後町	596円	36,269円
	南長野	521円	33,035円
	信濃古里	293円	18,696円
	大豆島	413円	21,475円
	村井	824円	19,192円
	西松本	223円	11,966円
	南松本	907円	25,379円
	信濃上田	(略)	30,327円
	信濃大屋	553円	36,973円
	信濃塩田	586円	20,612円
	岡谷	329円	40,031円
	飯田	472円	28,872円
	信濃山本	370円	22,924円
	諏訪	428円	15,672円
	須坂	(略)	22,901円
	小諸	258円	21,810円
	伊那	331円	31,511円
	駒ヶ根	443円	20,114円
	信濃中野	409円	27,903円
	信濃大町	252円	28,749円
	信濃茅野	370円	19,499円
	塩尻	678円	14,709円
	更埴	390円	7,920円
	信濃佐久	405円	17,153円
	岩村田	377円	24,087円
	軽井沢	1,701円	16,526円
	中軽井沢	281円	13,267円
	丸子	139円	15,444円
	東部	344円	17,401円
	下諏訪	516円	15,729円
	辰野	330円	19,806円
	箕輪	336円	23,808円
	豊科	487円	25,398円
	穂高	556円	14,067円
	白馬	211円	13,040円
	坂城	297円	20,338円
	戸倉上山田	432円	12,563円
	野沢温泉	120円	18,236円
	松本東館	718円	15,820円
	浅間	1,611円	16,589円
	信濃飯山	232円	10,526円
	御代田	238円	19,469円
	信濃富士見	523円	19,424円
	信濃原	187円	19,367円
	信濃阿南	139円	24,619円
	木曾	299円	22,873円
	明科	368円	18,064円
	生坂	118円	31,790円
	波田	536円	16,825円
	信濃三郷	520円	12,222円
	信濃池田	201円	23,306円
	神城	241円	23,683円
	小布施	421円	28,365円

	中富	300円	12,850円
	南部	546円	20,118円
	須玉	380円	35,290円
	白州	260円	19,052円
	下部	328円	59,689円
	大月東	688円	16,879円
	山梨六郷	354円	38,711円
	山梨清里	365円	21,503円
	鳴沢	87円	23,017円
	大目	346円	9,231円
	小沼	456円	14,019円
	田富局舎2	454円	57,742円
	牧丘	251円	27,450円
	山梨平野	235円	12,307円
	早川	116円	8,485円
長野県	信濃吉田	748円	52,928円
	後町	593円	31,369円
	南長野	520円	19,149円
	信濃古里	265円	17,301円
	大豆島	389円	19,910円
	村井	830円	17,742円
	西松本	225円	11,173円
	南松本	898円	24,133円
	信濃上田	(略)	30,346円
	信濃大屋	512円	35,738円
	信濃塩田	578円	27,594円
	岡谷	323円	40,276円
	飯田	446円	30,350円
	信濃山本	353円	21,691円
	諏訪	398円	15,028円
	須坂	(略)	20,470円
	小諸	247円	23,198円
	伊那	330円	29,861円
	駒ヶ根	407円	20,124円
	信濃中野	403円	37,642円
	信濃大町	245円	28,914円
	信濃茅野	355円	17,606円
	塩尻	691円	13,186円
	更埴	360円	9,913円
	信濃佐久	395円	26,552円
	岩村田	371円	22,701円
	軽井沢	1,684円	25,323円
	中軽井沢	274円	14,155円
	丸子	137円	15,816円
	東部	322円	16,362円
	下諏訪	513円	20,674円
	辰野	310円	19,623円
	箕輪	326円	27,636円
	豊科	482円	23,959円
	穂高	554円	12,757円
	白馬	198円	18,001円
	坂城	287円	19,107円
	戸倉上山田	390円	11,529円
	野沢温泉	113円	16,272円
	松本東館	713円	14,439円
	浅間	1,617円	15,368円
	信濃飯山	222円	10,965円
	御代田	237円	18,157円
	信濃富士見	497円	16,586円
	信濃原	179円	16,065円
	信濃阿南	128円	23,052円
	木曾	271円	25,705円
	明科	365円	15,420円
	生坂	111円	75,039円
	波田	546円	15,365円
	信濃三郷	516円	11,026円
	信濃池田	198円	21,609円
	神城	230円	20,066円
	小布施	425円	26,467円

湯田中	351円	21,190円
信濃豊野	471円	36,898円
飯綱	365円	37,950円
平岡	170円	48,481円
上松	240円	22,871円
木曾榑川	320円	18,169円
四賀	267円	19,018円
梓川	(略)	29,886円
小谷話交換	296円	43,066円
七二会	39円	14,833円
若穂	200円	30,375円
信濃松代	288円	20,650円
浦里	125円	60,300円
信濃常盤	70円	31,675円
臼田	220円	21,339円
高野町	136円	28,465円
野辺山	46円	22,144円
南軽井沢	155円	16,660円
望月	153円	13,852円
信濃芦田	75円	22,835円
信濃長門	95円	13,944円
真田	39円	25,532円
武石	80円	18,606円
青木	100円	60,325円
高遠	274円	14,017円
信濃小野	77円	31,862円
飯島	241円	28,927円
信濃宮田	241円	95,113円
信濃松川	267円	26,701円
市田	302円	19,076円
阿智	93円	15,922円
麻績	118円	19,953円
信濃山形	108円	18,642円
信濃朝日	98円	20,516円
信濃有明	303円	13,570円
木島平	34円	22,994円
信濃町	185円	21,696円
信濃牟礼	124円	27,888円
信濃栄	19円	42,373円
狐島	520円	25,693円
蓼科	414円	35,594円
竜丘	606円	18,022円
樽池高原	203円	23,153円
南蓼科	536円	32,984円
浅科	382円	19,563円
三岳	202円	36,301円
遠山	147円	43,429円
鬼無里	200円	41,888円
喬木	388円	13,576円
戸隠	137円	46,187円
高府	104円	15,023円
信州新町	534円	23,883円
信濃下条	175円	14,233円
信濃西条	359円	14,539円
信濃大桑	169円	15,473円
信濃中川	84円	26,939円
信濃豊田	409円	24,582円
信濃和田	230円	32,031円
菅平	247円	39,884円
南木曾	274円	22,689円
八千穂	288円	49,268円
北御牧	383円	14,451円
野尻湖	453円	55,770円
藪原	270円	64,029円

湯田中	333円	20,427円
信濃豊野	465円	34,242円
飯綱	317円	24,624円
平岡	166円	29,784円
上松	226円	20,731円
木曾榑川	307円	48,905円
四賀	251円	17,061円
梓川	(略)	27,125円
小谷話交換	274円	38,338円
七二会	38円	13,853円
若穂	191円	28,508円
信濃松代	291円	19,341円
浦里	121円	58,456円
信濃常盤	66円	27,490円
臼田	216円	19,718円
高野町	127円	26,449円
野辺山	41円	18,869円
南軽井沢	144円	14,227円
望月	147円	44,903円
信濃芦田	74円	20,199円
信濃長門	91円	12,810円
真田	33円	23,829円
武石	77円	17,355円
青木	98円	57,586円
高遠	260円	13,785円
信濃小野	65円	29,832円
飯島	224円	26,797円
信濃宮田	217円	94,230円
信濃松川	265円	24,195円
市田	286円	17,928円
阿智	87円	20,935円
麻績	112円	17,804円
信濃山形	106円	17,509円
信濃朝日	94円	18,790円
信濃有明	295円	14,123円
木島平	32円	24,580円
信濃町	174円	18,759円
信濃牟礼	118円	24,610円
信濃栄	17円	38,835円
狐島	467円	26,247円
蓼科	381円	33,751円
竜丘	582円	16,238円
樽池高原	185円	37,263円
南蓼科	468円	65,679円
浅科	365円	20,194円
三岳	188円	78,403円
遠山	134円	31,025円
鬼無里	182円	37,474円
喬木	350円	58,749円
戸隠	127円	29,874円
高府	96円	13,843円
信州新町	505円	21,583円
信濃下条	164円	13,169円
信濃西条	340円	13,372円
信濃大桑	159円	13,131円
信濃中川	78円	28,774円
信濃豊田	389円	21,811円
信濃和田	219円	29,967円
菅平	232円	19,433円
南木曾	246円	22,871円
八千穂	274円	51,749円
北御牧	364円	13,351円
野尻湖	394円	35,605円
藪原	255円	61,960円



第2 とう道又は管路に係る負担額

(略)

1 (略)

2 とう道又は管路に係る料金額

2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	33,003 円
青森県	21,941 円
岩手県	76,150 円
宮城県	49,513 円
秋田県	27,159 円
山形県	45,886 円
福島県	36,718 円
茨城県	35,545 円
栃木県	39,194 円
群馬県	32,774 円
埼玉県	38,213 円
千葉県	35,247 円
東京都	56,161 円
神奈川県	65,697 円
新潟県	40,012 円
山梨県	24,295 円
長野県	30,762 円

第2 とう道又は管路に係る負担額

(略)

1 (略)

2 とう道又は管路に係る料金額

2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	39,353 円
青森県	27,408 円
岩手県	94,209 円
宮城県	60,121 円
秋田県	32,646 円
山形県	55,055 円
福島県	44,667 円
茨城県	43,459 円
栃木県	54,583 円
群馬県	38,274 円
埼玉県	50,308 円
千葉県	42,904 円
東京都	66,700 円
神奈川県	77,478 円
新潟県	47,708 円
山梨県	29,586 円
長野県	38,539 円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	144 円
青森県	134 円
岩手県	202 円
宮城県	228 円
秋田県	156 円
山形県	136 円
福島県	195 円
茨城県	178 円
栃木県	196 円
群馬県	201 円
埼玉県	219 円
千葉県	189 円
東京都	383 円
神奈川県	305 円
新潟県	185 円
山梨県	241 円
長野県	162 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額684円とします。

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	171 円
青森県	168 円
岩手県	242 円
宮城県	281 円
秋田県	183 円
山形県	163 円
福島県	232 円
茨城県	213 円
栃木県	242 円
群馬県	242 円
埼玉県	257 円
千葉県	227 円
東京都	450 円
神奈川県	357 円
新潟県	225 円
山梨県	277 円
長野県	194 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額644円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)  
2 負担額

区分		単位	負担額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	187 円	—
	(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、ます。）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	191 円	
	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	186 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	57 円	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

- (1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (15,968 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

- (2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区分	内容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,372 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	218 円

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)  
2 負担額

区分		単位	負担額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	285 円	—
	(イ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、ます。）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	292 円	
	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	285 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	56 円	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

- (1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (15,894 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

- (2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区分	内容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,528 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	223 円

別表 1

## 1-1 1-2 以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
端末回線伝送機能	(略)	
I S M折返し機能	(略)	
端末系交換機能	(略)	
光信号電気信号変換機能	(略)	
光信号多重分離機能	(略)	
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	協定事業者が設置する接続用伝送路設備と加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	
市内伝送機能	(略)	
中継系交換機能	(略)	
中継伝送機能	加入者交換機と市外中継交換機との間又は加入者交換機若しくは市外中継交換機と協定事業者が設置する電気通信設備との間等の相互接続通信を伝送する機能(加入者交換機接続用伝送装置利用機能を除きます。)	
通信路設定伝送機能	(略)	
データ伝送機能	(略)	
イーサネットフレーム伝送機能	(略)	
信号伝送機能	(略)	
番号案内機能	(略)	(略)
公衆電話機能	(略)	
端末間伝送等機能	(略)	
ルーティング伝送機能	(略)	
網同期クロック供給機能	(略)	
上記以外の機能	(略)	

別表 2 (略)

別表 3 様式

## 様式第 8 (第 11 条第 2 項関係)

## 様式第 8 別紙 1

## 接続約款適用外の場合の技術的条件

技術的条件の項目	技術的条件の具体的内容
(1)~(3) (略)	(略)
(4)信号方式	ア. T T C標準に準拠した N o. 7 信号方式 イ. I N T A F E E S ウ. P H S用公衆基地局-デジタル網間インタフェース エ. 現在の信号方式に変更はない オ. その他 ( )
(5)~(14) (略)	(略)

別表 1

## 1-1 1-2 以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
端末回線伝送機能	(略)	
I S M折返し機能	(略)	
端末系交換機能	(略)	
光信号電気信号変換機能	(略)	
光信号多重分離機能	(略)	
市内伝送機能	(略)	
中継系交換機能	(略)	
中継伝送機能	加入者交換機と市外中継交換機との間又は加入者交換機若しくは市外中継交換機と協定事業者が設置する電気通信設備との間等の相互接続通信を伝送する機能	
通信路設定伝送機能	(略)	
データ伝送機能	(略)	
イーサネットフレーム伝送機能	(略)	
信号伝送機能	(略)	
番号案内機能	(略)	(略)
公衆電話機能	(略)	
端末間伝送等機能	(略)	
ルーティング伝送機能	(略)	
網同期クロック供給機能	(略)	
上記以外の機能	(略)	

別表 2 (略)

別表 3 様式

## 様式第 8 (第 11 条第 2 項関係)

## 様式第 8 別紙 1

## 接続約款適用外の場合の技術的条件

技術的条件の項目	技術的条件の具体的内容
(1)~(3) (略)	(略)
(4)信号方式	ア. T T C標準に準拠した N o. 7 信号方式 イ. I N T A F E E S ウ. 現在の信号方式に変更はない エ. その他 ( )
(5)~(14) (略)	(略)

別表 4 (略)

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	2,641 円	—

別表 4 (略)

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	2,238 円	—

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条 この改正規定実施の際（平成12年3月6日）現に、専用サービス契約約款附則第11条に規定するものうち、協定事業者と接続する通信路設定伝送機能については、以下の料金表を適用します。  
 料金表第1表第1（網使用料）1適用（10）の規定は、以下の料金表に適用します。

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	200bit/sの符号伝送が可能なもの 11,968 円	10,769 円	—

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	200bit/sの符号伝送が可能なもの 180 円	1,737 円	—

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条 削除



続する場合)		ウ 平成 30 年 4 月 1 日か ら平成 31 年 3 月 31 日まで 適用する料金	1 回線ご とに	10,819円	
		エ 平成 31 年 4 月 1 日以 降に適用する料金	1 回線ご とに	9,373円	

(1)-2 端末回線伝送機能 (加算料)

月額

区分	単位	料金額	備考
専用サービス契約約款に 規定する施設設置負担金 等の適用がない場合の加 算料	4 芯式の もの	ア 平成 28 年 4 月 1 日か ら平成 29 年 3 月 31 日まで 適用する料金	1 回線ご とに 792円
		イ 平成 29 年 4 月 1 日か ら平成 30 年 3 月 31 日まで 適用する料金	1 回線ご とに 772円
		ウ 平成 30 年 4 月 1 日か ら平成 31 年 3 月 31 日まで 適用する料金	1 回線ご とに 768円
		エ 平成 31 年 4 月 1 日以 降に適用する料金	1 回線ご とに 732円

(2)-1 通信路設定伝送機能 (基本料)

1 回線ごとに月額

区分	料金額		備考				
	右欄以外の場 合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合					
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノ ード装置、中 継伝送路設 備及び端末 回線を収容 する伝送装 置により通 信路の設定 並びに伝送 を行う機能	高速デ ィジタ ル伝送 に係る もの	44. 210Mbit/sの符号伝送が 可能なもの	1,939,837 円	1,929,727 円		
			48. 384Mbit/sの符号伝送が 可能なもの	1,807,337 円	1,797,227 円		
			149. 760Mbit/sの符号伝 送が可能な もの	グレードが下 記以外のもの	2,516,476 円	2,502,881 円	
			599. 040Mbit/sの符号伝 送が可能な もの	デュアルクラ スのもの	2,383,976 円	2,370,381 円	
			599. 040Mbit/sの符号伝 送が可能な もの	グレードが下 記以外のもの	6,355,446 円	6,318,671 円	



			送が可能なもの	デュアルクラスのもの	6,222,946円	6,186,171円	
--	--	--	---------	------------	------------	------------	--

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考		
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20,220円	265,000円		
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20,220円	132,500円		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	27,190円		265,000円
				デュアルクラスのもの	27,190円		132,500円
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	73,550円		265,000円
				デュアルクラスのもの	73,550円		132,500円

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1 回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,125,603円	1,122,007円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	11,968円	10,769円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1 回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	540円	5,212円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	180円	1,737円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1 回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	12,521円	11,482円	—

イ. 加算料

1 回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	380円	2,612円	—

(2)分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,120,121円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	10,140円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

（実施時期）

1（略）

（経過措置）

2（略）

（1）適用（略）

（2）料金額

			1回線ごとに月額		
区分			料金額	備考	
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、）の相互変換を行う機能	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	2,174円	—
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	2,174円	
			ウ アイ以外のもの	2,239円	

(2)分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	10,798円	—

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

（実施時期）

1（略）

（経過措置）

2（略）

（1）適用（略）

（2）料金額

				1回線ごとに月額	
区分				料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、）の相互変換を行う機能	最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	3,000円	—
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	3,000円	
			ウ アイ以外のもの	3,090円	

附 則（平成 28 年 4 月 11 日東相制第 15-00085 号）

1～2 （略）

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

3 第 74 条の 2（手数料の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成 26 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考	
みなし契約者に関する宛名情報提供 手数料費		1 件ごとに		13.75 円	—	
優先接続受付手数料費		1 変更ごとに		218 円	—	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1 番号ごとの 1 成功 検索ごとに	5 円	—	
		(4) 加算額		①		1 円
				②		2 円
光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに		6,169 円	—	
	イ欄	1 通信用建物ごとに		1,157 円	—	
	ウ欄	1 通信用建物ごとに		1,918 円	—	
ルーティング番号登録工事 等受付手数料費	ア欄	1 件ごとに		29 円	—	
	イ欄	1 件ごとに		79 円	—	
同一番号移転可否情報調査 費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに		654 円	—	
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに		221 円	—	

附 則（平成 28 年 4 月 11 日東相制第 15-00085 号）

1～2 （略）

附 則（平成 29 年 4 月 14 日東相制第 16-00080 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 14 日から実施し、料金表の料金額（第 1 表第 1（網使用料）2-2 の 2、2-5-2 の 2、2-6-1-1 ウ欄、2-6-1-2 ウ欄、2-6 の 2 及び 2-1 2-1 ウ欄を除きます。）、工事費の額、手続費の額（第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第 35 欄を除きます。）、比率及び負担額、別表 5 の精算額並びに附則（平成 23 年 3 月 31 日東相制第 10-7088 号）、附則（平成 26 年 4 月 9 日東相制第 13-0106 号）及び第 3 項の料金額については、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

（調整額の算定に係る経過措置）

2 料金表第 1 表第 2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第 3 表第 1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき、料金表第 1 表第 2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（平成 29 年度に適用するものに限り。）は、利益対応税率を 0.4728 として算定します。

（通信路設定伝送機能及びデータ伝送機能に係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（2-6-1-1 ウ欄及び 2-6-1-2 ウ欄に係るものに限り。）並びにデータ伝送機能に係る第 3 条（用語の定義）第 1 項第 33 欄、第 64 条（定額制の網使用料の支払義務）第 1 項第 2 号、第 2 項及び第 3 項、第 68 条（手続費の支払義務）第 1 項第 31 号、料金表第 1 表第 1（網使用料）1（適用）第 7 欄、第 10 欄ウ欄、第 10-3 欄、第 12-2 欄、第 26 欄ア欄及びイ(イ)欄、料金表第 1 表第 1（網使用料）2（料金額）2-1 2-1 ウ欄、第 2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第 63 欄、料金表第 2 表（工事費及び手続費）第 2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第 31 欄並びに 2-2（2-1 以外の手続費）第 10 欄等の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金額を適用します。

ただし、網改造料の料金額については支払義務の発生する事業年度に適用する取得固定資産価額の算定に係る比率及び年額料金の算定に係る比率を用いて算定し、手続費 2（手続費の額）2-1（手続費）第 31 欄の手続費の額については支払義務の発生する事業年度に適用する手続費の額を適用し、2-2（2-1 以外の手続費）第 10 欄の手続費の額については、支払義務の発生する事業年度に適用する作業単金及び貸倒率を用いて算定します。

(1) 通信路設定伝送機能  
ア 基本料

				1回線ごとに月額			
区 分				料金額		備考	
				右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終了する場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに	A.T.M.専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	353,068円	344,841円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	312,092円	308,212円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	318,325円	314,367円
				エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	330,790円	326,677円
					保守の区別がタイプ1-1のもの	312,092円	308,212円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	318,325円	314,367円	
			1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	399,888円	384,464円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	340,500円	332,740円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	347,301円	339,385円
				エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	360,903円	352,676円
					保守の区別がタイプ1-1のもの	340,500円	332,740円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	347,301円	339,385円	
			2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	486,838円	458,049円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	391,006円	376,456円
					保守の区別がタイプ1-2のもの	398,818円	383,975円
				エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	414,440円	399,016円
					保守の区別がタイプ1-1のもの	385,752円	372,172円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	393,456円	379,606円	
	保守の区別が上記以外のもの	408,869円	394,475円				

伝送 を行 う機 能	3.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	573,794円	531,635円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	441,512円	420,172円
			保守の区別が上記以外のもの	450,331円	428,566円
	エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	467,976円	445,355円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	436,258円	415,888円	
		保守の区別が上記以外のもの	444,973円	424,196円	
	4.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	462,406円	440,814円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	654,053円	599,559円
			保守の区別が上記以外のもの	485,708円	458,548円
	エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	495,414円	467,709円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	514,822円	486,033円	
		保守の区別が上記以外のもの	475,200円	449,980円	
	5.0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	484,693円	458,970円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	503,686円	476,951円
			保守の区別が上記以外のもの	720,939円	656,164円
	エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	527,792円	494,812円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	538,338円	504,699円	
		保守の区別が上記以外のもの	559,429円	524,473円	
	6.0Mbit/sから 49.0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7) 6.0Mbit/sのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	512,030円	481,960円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	522,259円	491,590円
			保守の区別が上記以外のもの	542,723円	510,850円
	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	794,513円	718,428円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	576,186円	536,416円	
		保守の区別が上記以外のもの	587,701円	547,135円	
	エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	610,733円	568,574円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	555,170円	519,280円	
		保守の区別が上記以外のもの	566,264円	529,656円	
(4) 6.0Mbit/sを超え る1.0Mbit/sごと に	保守の区別がタイプ1-1のもの	588,454円	550,409円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	27,513円	23,285円		
	保守の区別が上記以外のもの	22,138円	18,851円		
エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	22,576円	19,228円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	23,464円	19,983円		
	保守の区別が上記以外のもの	15,093円	13,107円		
50.0Mbit/sから 134.0Mbit/sまで の符号伝送が可能 なもの	(7) 50.0Mbit/sのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	15,393円	13,369円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	15,997円	13,894円	
		保守の区別が上記以外のもの	2,005,153円	1,742,960円	
セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,550,168円	1,365,868円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,581,164円	1,393,176円		
	保守の区別が上記以外のもの	1,643,152円	1,447,793円		
エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,219,166円	1,095,976円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,243,537円	1,117,886円		
	保守の区別が上記以外のもの	1,292,286円	1,161,707円		
(4) 50.0Mbit/sを超え る1.0Mbit/sごと に	保守の区別がタイプ1-1のもの	5,428円	4,595円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	6,361円	5,343円		
	保守の区別が上記以外のもの	6,486円	5,449円		
エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	6,739円	5,664円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	3,021円	2,621円		
	保守の区別が上記以外のもの	3,080円	2,673円		
134.7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,201円	2,779円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,466,663円	2,133,528円	
		保守の区別が上記以外のもの	2,090,638円	1,820,008円	
エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,132,442円	1,856,399円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,216,049円	1,929,181円		
	保守の区別が上記以外のもの	1,475,920円	1,318,780円		
エコノミーク ラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,475,920円	1,318,780円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,505,429円	1,345,146円		
	保守の区別が上記以外のもの	1,564,449円	1,397,879円		

イ 加算料

1回線ごとに月額

			区分		料金額		備考	
					通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通 信 路 設 定 並 び に 伝 送 を 行 う 機 能	専 用 回 線 ノ ー ド 装 置 、 中 継 伝 送 路 設 備 及 び 端 末 回 線 を 収 容 す る 伝 送 装 置 に よ り 通 信 路 の 設 定 並 び に 伝 送 を 行 う 機 能	A T M専 用に 係 る もの	0.5Mbit/sの符号	クラスが下記以外のもの		1,020円	36,328円	
			伝送が可能なもの	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	480円	17,136円	
					保守の区別がタイプ1-2のもの	490円	17,479円	
					保守の区別が上記以外のもの	510円	18,164円	
				エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	480円	17,136円	
					保守の区別がタイプ1-2のもの	490円	17,479円	
					保守の区別が上記以外のもの	510円	18,164円	
			1.0Mbit/sの符号	クラスが下記以外のもの		1,910円	68,116円	
			伝送が可能なもの	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	960円	34,272円	
					保守の区別がタイプ1-2のもの	980円	34,957円	
					保守の区別が上記以外のもの	1,020円	36,328円	
				エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	960円	34,272円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	980円	34,957円		
				保守の区別が上記以外のもの	1,020円	36,328円		
		2.0Mbit/sの符号	クラスが下記以外のもの		3,560円	127,149円		
		伝送が可能なもの	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,800円	64,260円		
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1,840円	65,545円		
				保守の区別が上記以外のもの	1,910円	68,116円		
			エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,680円	59,976円		
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1,710円	61,176円		
				保守の区別が上記以外のもの	1,780円	63,575円		
		3.0Mbit/sの符号	クラスが下記以外のもの		5,220円	186,183円		
		伝送が可能なもの	セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,640円	94,248円		
				保守の区別がタイプ1-2のもの	2,690円	96,133円		
		保守の区別が上記以外のもの	2,800円	99,903円				
	エコノミークラス のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,520円	89,964円				
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,570円	91,763円				
		保守の区別が上記以外のもの	2,670円	95,362円				



4. 0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	6,740円	240,675円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	3,360円	119,952円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	3,430円	122,351円		
		保守の区別が上記以外のもの	3,560円	127,149円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	3,120円	111,384円		
5. 0Mbit/sの符号 伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,180円	113,612円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	3,310円	118,067円		
		保守の区別が上記以外のもの	8,010円	286,086円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	4,080円	145,656円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	4,160円	148,569円		
6. 0Mbit/sから 49. 0Mbit/sまでの 符号伝送が可能な もの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,320円	154,395円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	3,720円	132,804円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	3,790円	135,460円		
	エコノミー クラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,940円	140,772円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	9,410円	336,037円		
		保守の区別が上記以外のもの	4,920円	175,644円		
	(4) 6. 0Mbit/sを超え る1. 0Mbit/sごと に	セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	5,020円	179,157円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	5,220円	186,183円	
		エコノミー クラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,440円	158,508円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	4,530円	161,678円	
				保守の区別が上記以外のもの	4,710円	168,018円
				クラスが下記以外のもの	520円	18,680円
	50. 0Mbit/sから 134. 0Mbit/sまで の符号伝送が可能 なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	410円	14,507円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	410円	14,797円	
			保守の区別が上記以外のもの	430円	15,378円	
保守の区別がタイプ1-1のもの			250円	8,763円		
(4) 50. 0Mbit/sを超え る1. 0Mbit/sごと に		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	250円	8,938円	
			保守の区別が上記以外のもの	260円	9,289円	
		エコノミー クラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	32,440円	1,157,965円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	22,800円	813,960円	
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの		セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	23,260円	830,239円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	24,170円	862,798円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	15,240円	544,068円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	15,540円	554,949円	
	エコノミー クラスの もの	保守の区別がタイプ1-2のもの	16,150円	576,712円		
		保守の区別が上記以外のもの	100円	3,686円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	130円	4,486円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	130円	4,575円		
		保守の区別が上記以外のもの	130円	4,755円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	50円	1,764円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	50円	1,799円		
		保守の区別が上記以外のもの	50円	1,870円		
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラ スのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	41,210円	1,471,297円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	33,480円	1,195,236円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	34,150円	1,219,141円		
		保守の区別が上記以外のもの	35,490円	1,266,950円		
		保守の区別がタイプ1-1のもの	19,440円	694,008円		
エコノミー クラスの もの	保守の区別がタイプ1-1のもの	19,830円	707,888円			
	保守の区別がタイプ1-2のもの	20,610円	735,648円			
	保守の区別が上記以外のもの					

(2) データ伝送機能

ア 基本料

区分			1回線ごとに月額料金額	備考		
データ伝送機能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置を除きます。)により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のもの	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	8,919円	-	
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	16,632円		
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	24,345円		
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	32,058円		
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	47,484円		
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	62,910円		
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	109,188円		
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	217,170円		
		クラス2のもの	上限伝送速度が500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		22,109円
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの		42,471円
	上限伝送速度が1Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	30,593円		
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	73,554円		
	上限伝送速度が2Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	59,516円		
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	127,854円		
	上限伝送速度が3Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	87,745円		
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	191,178円		
	上限伝送速度が4Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	114,895円		
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	254,500円		
	上限伝送速度が5Mbit/sのもの		最低伝送速度が500Kbit/sのもの	140,272円		
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	313,351円		
上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	162,099円				
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	372,124円				
上限伝送速度が7Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	181,768円				
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	426,424円				
上限伝送速度が8Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	195,806円				
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	480,724円				
上限伝送速度が9Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	209,920円				
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	525,922円				
上限伝送速度が10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	223,957円				
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	571,196円				

イ 加算料

			1回線ごとに月額			
区分			料金額	備考		
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を收容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	2,250円	-	
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	4,500円		
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	6,750円		
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	9,000円		
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	13,500円		
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	18,000円		
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	31,500円		
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	63,000円		
		ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		6,098円
				最低伝送速度が300Kbit/sのもの		12,038円
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの		最低伝送速度が100Kbit/sのもの	8,573円		
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	21,105円		
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの		最低伝送速度が200Kbit/sのもの	17,010円		
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	36,945円		
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの		最低伝送速度が300Kbit/sのもの	25,245円		
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	55,418円		
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの		最低伝送速度が400Kbit/sのもの	33,165円		
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	73,890円		
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	40,568円			
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	91,058円			
上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	46,935円				
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	108,203円				
上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	52,673円				
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	124,043円				
上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	56,768円				
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	139,883円				
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	60,885円				
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	153,068円				
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	64,980円				
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	166,275円				

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

4 第74条の2(手数料の実績に基づく精算)の規定により精算を行う平成27年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手数料		1件ごとに		15.62円	—
優先接続受付手数料		1変更ごとに		39円	—
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(ア) 基本額	1番号ごとの1成功	7円	—
		(イ) 加算額	① 検索ごとに	1円	
			②	2円	
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに		77,095円	—
	イ欄	1通信用建物ごとに		1,193円	—
ルーティング番号登録工事等受付手数料	ア欄	1件ごとに		33円	—
	イ欄	1件ごとに		86円	—
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに		654円	—
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに		228円	—

※二重下線部は、平成29年2月2日東相制第16-00082号にて認可申請を実施した内容です。

技術的条件集

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(略)	(略)
(73) グループセキュリティサービス接続機能	特定中継事業者の契約約款に定めるグループセキュリティ機能に接続する機能
(略)	(略)

(略)

技術的条件集 形態別技術的条件 形態 3-3 加入者交換機接続インタフェース (多数事業者間接続用インタフェース)

(略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第34条 伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表6、技術的条件集別表6.1又は技術的条件集別表6.3に示すとおりとします。また、準対応網構成における信号網接続の場合は、技術的条件集別表29.1または技術的条件集別表29.2に示すとおりとします。

(略)

技術的条件集

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(略)	(略)
(73) 削除	削除
(略)	(略)

(略)

技術的条件集 形態別技術的条件 形態 3-3 加入者交換機接続インタフェース (多数事業者間接続用インタフェース)

(略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第34条 伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表6、又は技術的条件集別表6.1に示すとおりとします。また、準対応網構成における信号網接続の場合は、技術的条件集別表29.1または技術的条件集別表29.2に示すとおりとします。

(略)

第16節 形態5

(専用線ノード装置インタフェース仕様)

第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
LD-XC形回線接続装置 (LD-XC)	技術的条件集別表 11.1 に示すとおりとします。
HD形専用回線ノード装置 (CNE)	技術的条件集別表 11.2 に示すとおりとします。
ATM形加入者線終端装置 (ATM-SLT)	技術的条件集別表 11.4 に示すとおりとします。
LD-SLT形アダプタユニット (LD-ADP)	技術的条件集別表 11.5 に示すとおりとします。
ATM形専用回線ノード装置 (Model-A/B)	技術的条件集別表 11.6 に示すとおりとします。
I-SMD-B形遠隔加入者線多重伝送装置 (RT-MUX)	技術的条件集別表 11.7 に示すとおりとします。
DSM-L形専用サービスノード装置 (DSM-L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします。
超高速専用回線ノード装置 (SONET方式)	技術的条件集別表 11.10 に示すとおりとします。
超高速専用回線ノード装置 (SDH方式)	技術的条件集別表 11.11 に示すとおりとします。
新超高速専用回線ノード装置 (SONET方式)	技術的条件集別表 11.12 に示すとおりとします。
新超高速専用回線ノード装置 (SDH方式)	技術的条件集別表 11.13 に示すとおりとします。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第78条 伝送装置間インタフェース仕様は第52条 (伝送装置間インタフェース仕様)の規定を準用します。ただし、DSM-L形専用サービスノード装置、超高速専用回線

第16節 形態5

(専用線ノード装置インタフェース仕様)

第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
LD-XC形回線接続装置 (LD-XC)	技術的条件集別表 11.1 に示すとおりとします。
HD形専用回線ノード装置 (CNE)	技術的条件集別表 11.2 に示すとおりとします。
ATM形加入者線終端装置 (ATM-SLT)	技術的条件集別表 11.4 に示すとおりとします。
LD-SLT形アダプタユニット (LD-ADP)	技術的条件集別表 11.5 に示すとおりとします。
ATM形専用回線ノード装置 (Model-A/B)	技術的条件集別表 11.6 に示すとおりとします。
I-SMD-B形遠隔加入者線多重伝送装置 (RT-MUX)	技術的条件集別表 11.7 に示すとおりとします。
DSM-L形専用サービスノード装置 (DSM-L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第78条 伝送装置間インタフェース仕様は第52条 (伝送装置間インタフェース仕様)の規定を準用します。ただし、DSM-L形専用サービスノード装置については技術的

ノード装置（SONET方式）、超高速専用回線ノード装置（SDH方式）、新超高速専用回線ノード装置（SONET方式）及び新超高速専用回線ノード装置（SDH方式）についてはそれぞれ技術的条件集別表 1 1. 9、技術的条件集別表 1 1. 1 0、技術的条件集別表 1 1. 1 1、技術的条件集別表 1 1. 1 2 及び技術的条件集別表 1 1. 1 3 に示すとおりとします。  
(略)

条件集別表 1 1. 9 に示すとおりとします。  
(略)

第18節 形態6-2

(網構成)

第84条 (略)

(接続方式)

第85条 1~6 (略)

7 グループセキュリティサービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

(2) グループセキュリティサービス契約者の登録ができる当社の端末回線の種別は、第1種及び第2種総合デジタル通信サービスとします。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。

エ TC仕様は、技術的条件集別表13.1に示すとおりとします。

オ 網特有ASE仕様は、技術的条件集別表16に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報(各信号に設定されるパラメータを記述します。)は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→NSP(CUG1)

情報名	適用
発ユーザインデックス	○
CUG呼表示	●
発番号	●
ユーザサービス情報	●
発ユーザ種別	○
着番号	●

信号の方向：NSP→当社網(CUG1の成功応答)

情報名	適用
CUGインタロックコード	○
CUG呼表示	●

第18節 形態6-2

(網構成)

第84条 (略)

(接続方式)

第85条 1~6 (略)

7 削除



信号の方向：NSP→当社網（CUG 1の不成功応答）

情報名	適用
局内トランク種別	○
CUG理由表示	○

信号の方向：当社網→NSP（CUG 2）

情報名	適用
CUGインタロックコード	○
CUG呼表示	●
着番号	●
ユーザサービス情報	●
発ユーザ種別	○

信号の方向：NSP→当社網（CUG 2の成功応答）

情報名	適用
CUG呼表示	●

信号の方向：NSP→当社網（CUG 2の不成功応答）

情報名	適用
局内トランク種別	○
CUG理由表示	○

信号の方向：NSP→当社網（QCHG）

情報名	適用
課金形態	●
課金情報	○
契約者番号	○
ホストインデックス	○

信号の方向：NSP→当社網（SVEV）

情報名	適用
イベント報告表示	●

信号の方向：当社網→NSP（RPEV）

情報名	適用
呼状態	●
理由表示	●
料金明細情報	○

信号の方向：NSP→当社網（PLRS）

情報名	適用
発トランザクションID	●
着トランザクションID	●

信号の方向：当社網→NSP（RPRS）

情報名	適用
着トランザクションID	●
リソース状態	●

信号の方向：当社網→NSP（QRST）

情報名	適用
初期設定表示	●
シーケンス	○
着トランザクションID	○

信号の方向：NSP→当社網（RRST）

情報名	適用
シーケンス	○

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

カ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、グループセキュリティサービス契約発信で規定する接続シーケンス例はPT-O8のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とNSP間のみを規定することとし、その他については、発側網とNSP間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

- (4) 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条（接続方式）第1項の規定を準用します。
- (5) 本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第1項（6）の規定を準用します。
- (6) 当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第1項（7）の規定を準用します。

技術的条件集別表 4.1

1～5 (略)

NTT-Q 761-1 No.7 信号方式 I SDN ユーザ部の機能  
(略)

NTT-Q 762-1 信号と信号情報の機能概要  
(略)

NTT-Q 763-1 フォーマット及びコード  
1～2 (略)

3. I SDN ユーザ部のパラメータ

3.1～3.111 (略)

3.112 付加ユーザ種別  
(略)

g) NTT 長距離付加ユーザ種別 2 : サービスに関する情報を設定

00000000	予備
00000001	<u>GSS</u>
00000010	メンバーズネットサービス
00000011	} 予備
11111111	

【技別4では▼▲を規定していない】

(略)

技術的条件集別表 6.3 伝送装置間インタフェース仕様(2M/8Mインタフェース)

本インタフェース条件は、以下の通り規定する。

【準拠した規格一覧】

- ・TTC標準 JT- G703 デジタルハイアラキーインタフェースの物理的特性
- ・TTC標準 JT- G704 1次群および2次群デジタルハイアラキーインタフェースにおける同期フレーム構成

1. インタフェース規定点

本インタフェース条件を規定するポイントは図1の通りである。

技術的条件集別表 4.1

1～5 (略)

NTT-Q 761-1 No.7 信号方式 I SDN ユーザ部の機能  
(略)

NTT-Q 762-1 信号と信号情報の機能概要  
(略)

NTT-Q 763-1 フォーマット及びコード  
1～2 (略)

3. I SDN ユーザ部のパラメータ

3.1～3.111 (略)

3.112 付加ユーザ種別  
(略)

g) NTT 長距離付加ユーザ種別 2 : サービスに関する情報を設定

00000000	予備
00000001	<u>予備</u>
00000010	メンバーズネットサービス
00000011	} 予備
11111111	

【技別4では▼▲を規定していない】

(略)

技術的条件集別表 6.3 削除

## 2. 物理的条件

### 2.1 ケーブル

#### (1) 2M電気信号

本インタフェースに使用する電気ケーブルは、特性インピーダンス110Ωの平衡対ケーブルである。

#### (2) 8M電気信号

本インタフェースに適用する同軸ケーブルは特性インピーダンス75Ωの3C-2T同軸ケーブルである。

#### (3) 8M光信号

本インタフェースに適用する局内ケーブルは、GI型光ファイバケーブルとする。なお、GI型光ファイバケーブルはG I型光ファイバコードテクニカルリクワイヤメント (TR 5 4 2 1号) に示す光ファイバコードを使用している。

### 2.2 コネクタ

#### (1) 2M電気信号

本インタフェースに適用するコネクタは4W端子板である。

#### (2) 8M電気信号

本インタフェースに適用するコネクタはSP-3CPA-CLソケットである。

#### (3) 8M光信号

本インタフェースに適用するコネクタは、JIS C 5970 (F01形単心光ファイバコネクタ) であり、プラグはC等級以上 (マスタプラグ接続時の挿入損失が0.3dB以下)、接続時の反射減衰量は22dB以上とする。

## 3. 電気/光学的条件

### 3.1 2048kbit/s電気信号

電氣的パラメータ条件を表1に示す。

### 3.2 8192kbit/s電気信号

電氣的パラメータ条件を表2に示す。

### 3.3 8192kbit/s光信号

光学的パラメータ条件を表3に示す。

#### 4. 論理条件

##### 4.1 フレーム構成

###### 4.1.1 フレームフォーマット

2048kbit/s, 8192kbit/s信号のフレームフォーマットを図2～3に示す。

###### 4.1.2 フレーム同期方式

2048kbit/s, 8192kbit/s信号のフレーム同期方式を表4に示す。

##### 4.2 警報インタフェース条件

###### 4.2.1 警報発出解除条件

本インタフェースにおける警報発出解除条件を表5に示す。

###### 4.2.2 警報転送

本インタフェースにおける警報転送機能を図4に示す。

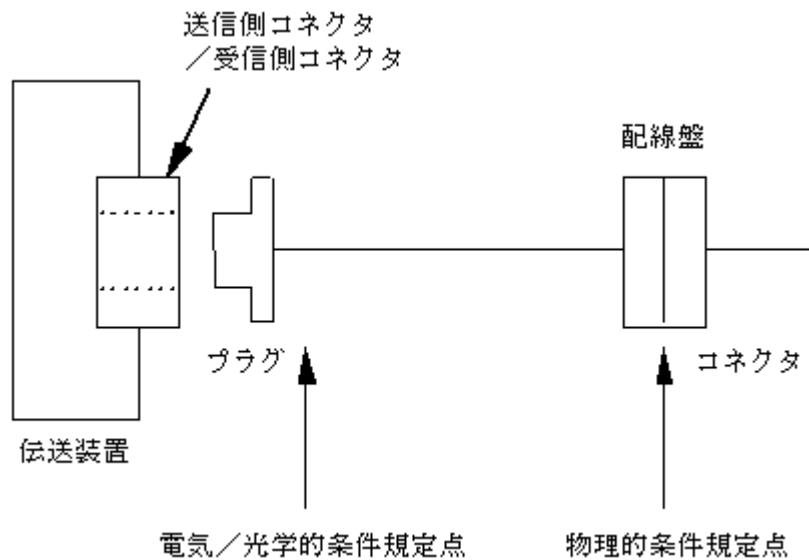


図1 インタフェース規定点

表1 2048kbit/s 電気インタフェースの電気的条件

項目	規格
インタフェース速度	2048kbit/s
伝送符号	MD 符号
測定負荷インピーダンス	110Ω (公称値)
出力波形	(a)パルス振幅 3.00V <sub>0-p</sub> ±0.75V (b)符号"0"の占有率η (50±10)% (c)立ち上り/立ち下り時間 50ns 以下

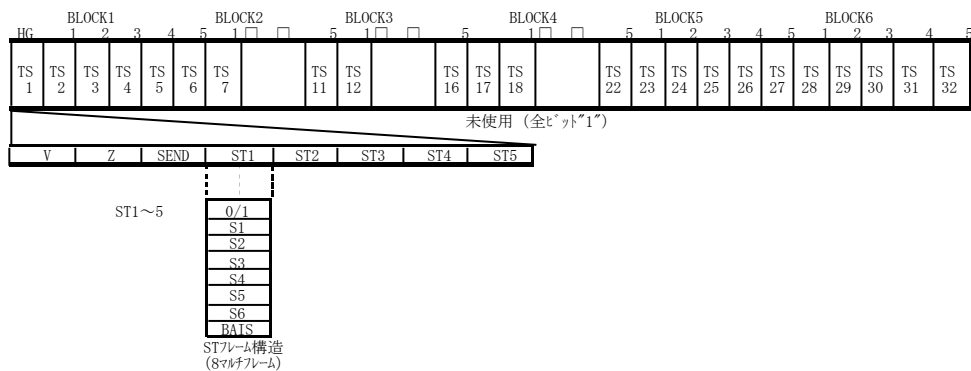
表2 8192kbit/s 電気インタフェースの電気的条件

項目	規格
インタフェース速度	8192kbit/s
伝送符号	MD 符号
測定負荷インピーダンス	110Ω (公称値)
出力波形	(a)パルス振幅 2.00V <sub>0-p</sub> ±0.24V

	(b)符号”0”の占有率 $\eta$ ( $50 \pm 10$ )%
	(c)立ち上り/立ち下り時間 15ns 以下

表 3 8192kbit/s 電気インターフェースの光学的条件

項目	規格
インターフェース速度	8192kbit/s
伝送符号	MD 符号
発光条件	75 $\Omega$
発光中心波長	8192kbit/s
平均送信電力	-22~-16dBm(平均値)
符号”0”の占有率 $\eta$	50 $\pm$ 10%
立ち上り/立ち下り時間	20ns 以下



記号	用途	内容
V	フレーム同期	“1” のバイオレーション
SEND	対局警報	正常：“0”，対局警報：“1”
S1-S6	シグナリング転送	対応するチャネルのシグナリング用
BAIS	HG BAIS警報	正常：“1”，警報時“0”
Z	予備	“1”

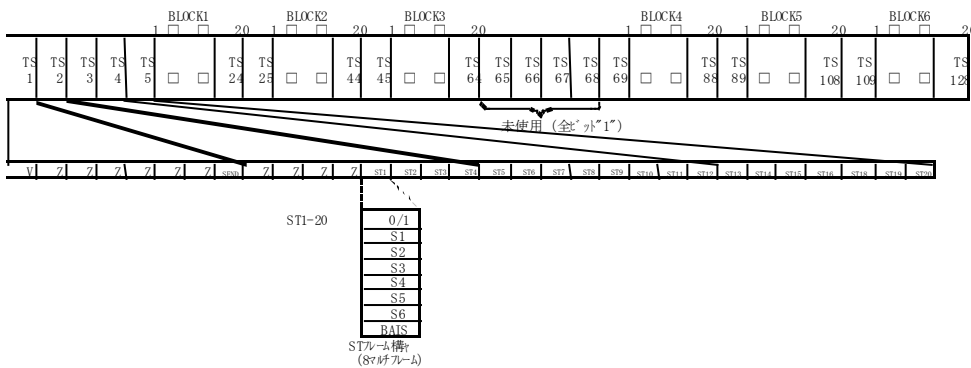
(注1) HG REC : STフレーム同期はずれ

(注2) HG AIS : STビット “1”

(注3) STフレーム相互の位相関係は独立である

図2 2048kbit/s フレーム構成図





記号	用途	内容
V	フレーム同期	“1” のバイオレーション
SEND	対局警報	正常：“0”，対局警報：“1”
S1-S6	シグナリング転送	対応するチャネルのシグナリング用
BAIS	HG BAIS警報	正常：“1”，警報時“0”
Z	予備	“1”

(注1) HG REC : STフレーム同期はずれ

(注2) HG AIS : STビット “1”

(注3) STフレーム相互の位相関係は独立である

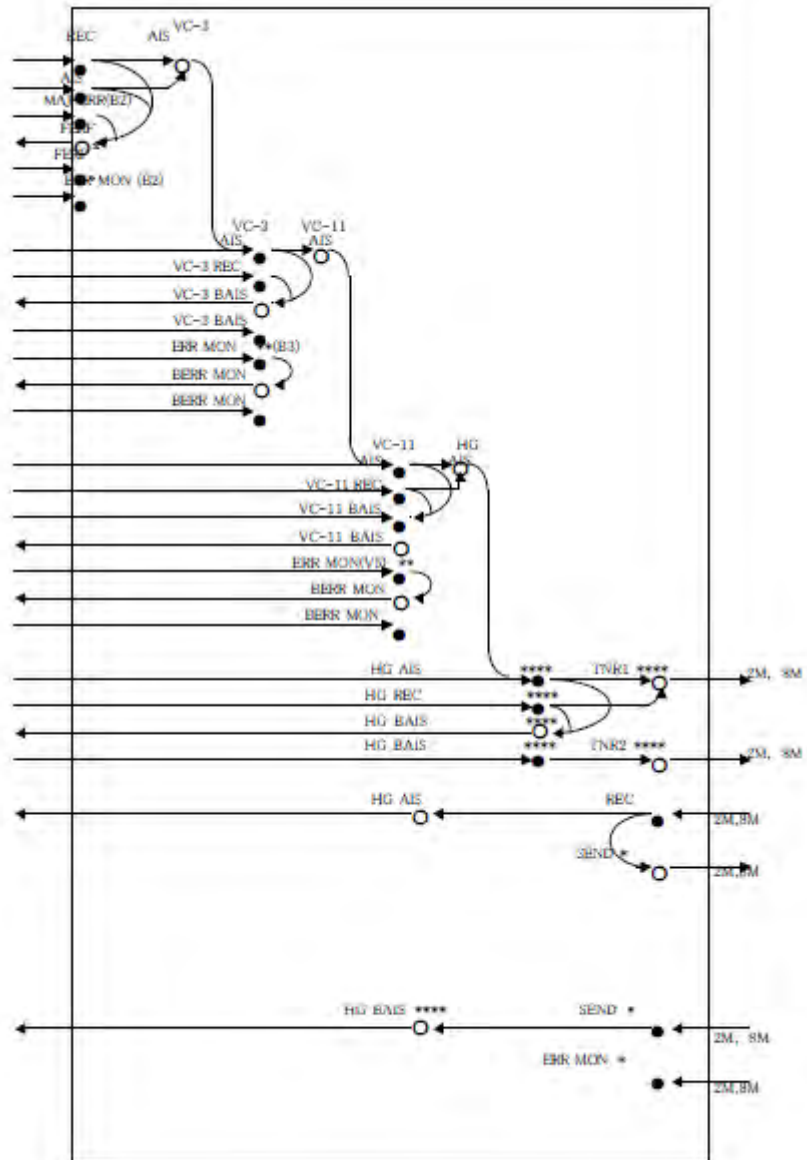
図3 8192kbit/s フレーム構成図

表4 フレーム同期方式

項目	フレーム同期パターン	パターン検索方法・パターン照合方法	フレーム同期保護 (注1, 2, 3)
2M 信号	CMI バイオレーション	・1ビット即時シフト方式	・リセット方式 ・前方：2段 ・後方：3段
8M 信号	CMI バイオレーション	・1ビット即時シフト方式	・リセット方式 ・前方：2段 ・後方：3段

表 4 警報発出解除条件

警報種別			発出条件	解除条件	記事
2Mインタフェース	入力断又はフレーム同期はずれ	REC	入力信号断 フレーム同期はずれ	フレーム同期復帰	
	対局警報	SEND	SEND ビット” 1” を連続 3 回受信	SEND ビット” 0” を連続 3 回受信	
	誤り発生	ERR MON	1 秒間に、フレームビット位置以外に符号則誤りを 1 個以上検出	1 秒間に、フレームビット位置以外に符号則誤りを検出しな	CAP-NET へは、1 秒以下の警報として発出する。
8Mインタフェース	入力断又はフレーム同期はずれ	REC	入力信号断 フレーム同期はずれ	フレーム同期復帰	
	対局警報	SEND	SEND ビット” 1” を連続 3 回受信	SEND ビット” 0” を連続 3 回受信	
	誤り発生	ERR MON	1 秒間に、フレームビット位置以外に符号則誤りを 1 個以上検出	1 秒間に、フレームビット位置以外に符号則誤りを検出しな	CAP-NET へは、1 秒以下の警報として発出する。
HGパス	ST フレーム同期はずれ	HG REC	ST フレーム同期はずれ	ST フレーム同期復帰	
	HG AIS 警報	HG AIS	ST フレーム中、32 ビット” 1” を連続受信	ST フレーム 32 ビット中、“ 0” を 2 個以上の受信	
	HG BAIS 警報	HG BAIS	ST フレーム中の BAIS ビット” 0” を連続 3 回受信	ST フレーム中の BAIS ビット” 1” を 1 回受信	



(注)

図4 警報転送図(1/2)

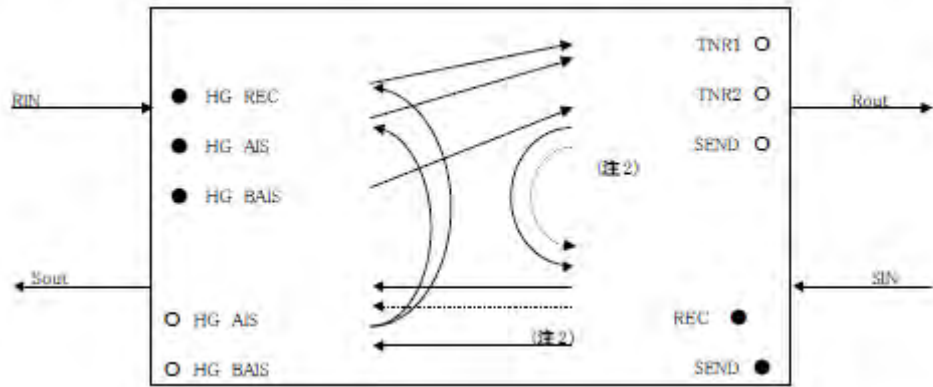


図4 警報転送図(2/2)

(略)

(略)

技術的条件集別表 11.10 専用回線ノード装置インタフェース仕様（超高速専用回線ノード装置（SONET方式））

技術的条件集別表 11.10 削除

### I. 参考とした規格一覧

本別表は以下の規格、勧告又は標準を参照している。

- Bellcore勧告 GR-253-CORE issue2 /December1995  
Synchronous Optical Network (SONET) Transport System : Common Generic Criteria
- JIS C 6835 SSMA-9.5/125 1999
- JIS C 5973 (F04形単心光ファイバコネクタ) 1998
- JIS C 5983 (F14形単心光ファイバコネクタ) 1997

### II. 本インタフェースの記述で使用する用語の定義

本インタフェースの記述において使用する「送信」「受信」の定義は以下の通りである。

- 「送信」：当社網から直接協定事業者網へ流れる信号の方向のことをいう。
- 「受信」：直接協定事業者網から当社網へ流れる信号の方向のことをいう。

また、「前方n段」、「後方m段」の定義は以下の通りである。

- 「前方n段」：フレーム同期状態においてフレーム同期パターン照合結果、n回連続不一致を検出したとき、フレーム同期復帰過程に移ること。
- 「後方m段」：フレーム同期復帰過程においてフレーム同期パターン照合結果、m回連続一致を検出したとき、フレーム同期状態に移ること。

### III. 本インタフェースで提供する当社超高速専用回線ノード装置の位置付け

本インタフェースで使用するSONETのセクション、ライン及びパスと各終端装置の関係を図1に示す。

当社超高速専用回線ノード装置はライン終端装置に相当する。従って、セクション及びラインは終端するがパスは終端しない。

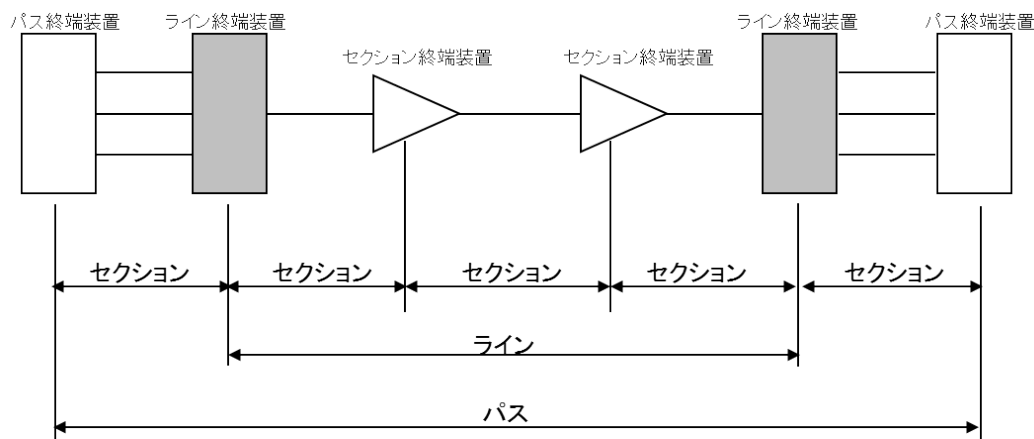


図1 SONETのセクション、ライン及びパスの規定

1. インタフェース規定点

本インタフェース条件を規定する規定点は図2のとおりである。

2. 物理的条件

2. 1 ケーブル

本インタフェースに適用するケーブルは、 $1.31\mu\text{m}$ 零分散シングルモードファイバケーブル (SM型光ファイバケーブル) とし、光ファイバ素線はJIS C 6835 SSMA-9.5/125相当のものを使用する。

2. 2 コネクタ

本インタフェースに適用するコネクタは、JIS C 5973 (F04形単心光ファイバコネクタ) またはJIS C 5983 (F14形単心光ファイバコネクタ) とする。

3. 光学的条件

3. 1 同期ハイアラキーのレート

OC-3 (Optical Carrier - Level 3) 及びOC-12のビットレートはBellcore勧告GR-253-COREに準拠する。

3. 2 光パラメータ条件

OC-3の光パラメータ条件はBellcore勧告 GR-253-COREの規定のうち、適用伝送路コードがSR (Short Reach) であり、光源がMLM (Multi-Longitudinal Mode) または、適用伝送路コードがLR (Long Reach) -1 であり、光源がMLMの各数値に準拠する。

OC-12の光パラメータ条件はBellcore勧告 GR-253-COREの規定のうち、適用伝送路コードがSR (Short Reach) であり、光源がMLM (Multi-Longitudinal Mode) または、適用伝送路コードがLR (Long Reach) -1 であり、光源がSLM (Single-Longitudinal Mode) の各数値に準拠する。

参考としてBellcore勧告 GR-253-COREに記載されている OC-3及びOC-12の光パラメータ条件を表1に示す。

### 3. 3 光伝送路の符号則

光伝送路の符号則はBellcore勧告 GR-253-COREに従ってスクランブリングされたNRZ (Non-Return-to-Zero) を使用する。

### 3. 4 光論理レベル

光論理レベルは論理"1"で発光、論理"0"で非発光とする。

### 3. 5 光伝送区間の符号誤り率、BER (Bit Error Ratio)

光伝送区間の符号誤り率 (BER) は、 $1 \times 10^{-10}$ 以下とする。

### 3. 6 光パルスマスク

OC-3及びOC-12の送信光パルスマスクを規定するパラメータはBellcore勧告 GR-253-COREに準拠する。

参考としてBellcore勧告 GR-253-CORE に記載されているOC-3及びOC-12の送信光パルスマスクを規定するパラメータを図3～図4に示す。

### 3. 7 ジッタ耐力

OC-3及びOC-12のジッタ耐力はBellcore勧告 GR-253-COREに準拠する。

参考としてBellcore勧告 GR-253-CORE に記載されているOC-3及びOC-12のジッタ耐力を図5に示す。

## 4. 論理的条件

### 4. 1 フレーム構成

#### (1) フレームフォーマット

本インタフェースで規定するOC-3のペイロードには3個のSTS-1 SPE (Synchronous Transport Signal - Level 1 Synchronous Payload Envelope) または1個のSTS-3c (Concatenation) SPEを、OC-12のペイロードには1個のSTS-12 c SPEを収容する。

それぞれのフレームフォーマットを図6～7に示す。

#### (2) オーバーヘッドバイトの定義

OC-3、OC-12、STS-1 SPE、STS-3 c SPE及びSTS-12 c SPEのオーバーヘッドバイトの定義を表2～5に示す。

### 4. 2 STS-1 SPEへのDS3の非同期マッピング

STS-1 SPEへのDS3非同期マッピングはBellcore勧告 GR-253-COREに準拠する。

参考としてBellcore勧告 GR-253-COREに記載されている STS-1 SPEへのDS3の非同期マッピングを図8に示す。

但し、STS-1 SPEへDS3を非同期マッピングをする場合は、本インタフェースで規定するOC-3のペイロードに収容している3個のSTS-1 SPEのうち1個のSTS-1 SPEのみへDS3をマッピングする。

### 4. 3 フレーム同期方式

0C-3、0C-12のフレーム同期方式を表6に示す

#### 4.4 警報インタフェース条件

##### (1) 警報発出解除及び転送条件

LOS (Loss of Signal)、LOF (Loss of Frame)、RDI-L (Line Remote Defect Indication)、AIS-L (Line Alarm Indication Signal)、AIS-P (STS Path Alarm Indication Signal) 及びLOP-P (Loss of Pointer) の警報発出解除及び転送条件はBellcore勧告 GR-253-COREに準拠する。

参考としてBellcore勧告 GR-253-CORE に記載されている警報発出及び解除条件を表7～8に示す。

##### (2) 警報転送図

警報転送図を図9に示す。

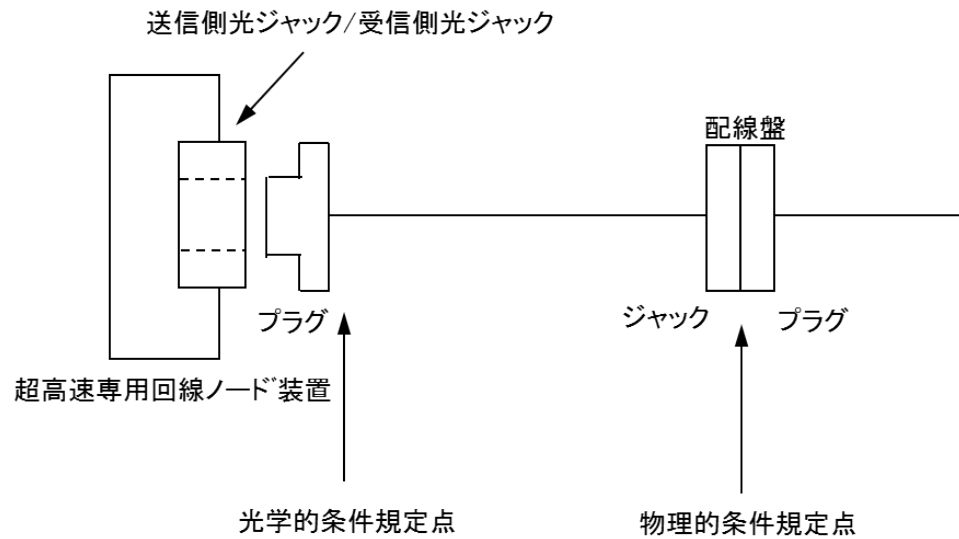


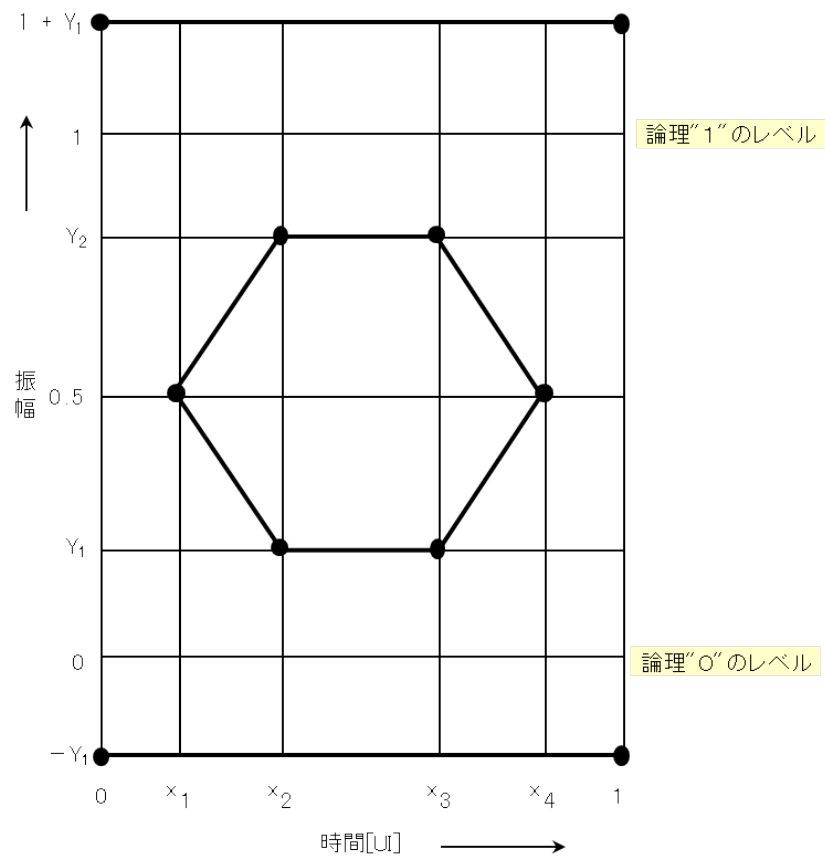
図2 インタフェース規定点



表1 光学的条件

項目	単位	SONET系(OC-3)インタフェース		SONET系(OC-12)インタフェース	
		局内用	局間用	局内用	局間用
Line Rate	bit/s	155.52 M		622.08 M	
適用伝送路コード	-	SR	LR-1	SR	LR-1
光源	-	MLM	MLM	MLM	SLM
波長範囲 ( $\lambda_{Tmin} - \lambda_{Tmax}$ )	nm	1260~1360	1280~1335	1261~1360	1280~1335
$\Delta \lambda_{rms}$	nm	40	4	14.5	NA
$\Delta \lambda_{20}$	nm	NA	NA	NA	1
サイドモード抑圧比 (SSR <sub>min</sub> )	dB	NA	NA	NA	30
平均送出レベル 最大(P <sub>Tmax</sub> )	dBm	-8	0	-8	+2
平均送出レベル 最小(P <sub>Tmin</sub> )	dBm	-15	-5	-15	-3
最小消光比 ( $r_{emin}$ )	dB	8.2	10	8.2	10
System OPL <sub>min</sub>	dB	NA	NA	NA	20
最大分散 (DSR <sub>max</sub> )	ps/nm	18	185	13	NA
減衰量範囲 (Attenuation)	dB	0~7	10~28	0~7	10~24
送受信装置間の 最大反射	dB	NA	NA	NA	-25
最大受光レベル (P <sub>rmax</sub> )	dBm	-8	-10	-8	-8
最小受光レベル (P <sub>rmin</sub> )	dBm	-23	-34	-23	-28
最大光路へナリティ (PO)	dB	1	1	1	1
受信装置の 最大反射	dB	NA	NA	NA	-14

SR: Short Reach (短距離)  
 LR: Long Reach (長距離)  
 MLM: Multi-Longitudinal Mode (マルチモード)  
 SLM: Single-Longitudinal Mode (シングルモード)  
 NA: Not Applicable (不適用)

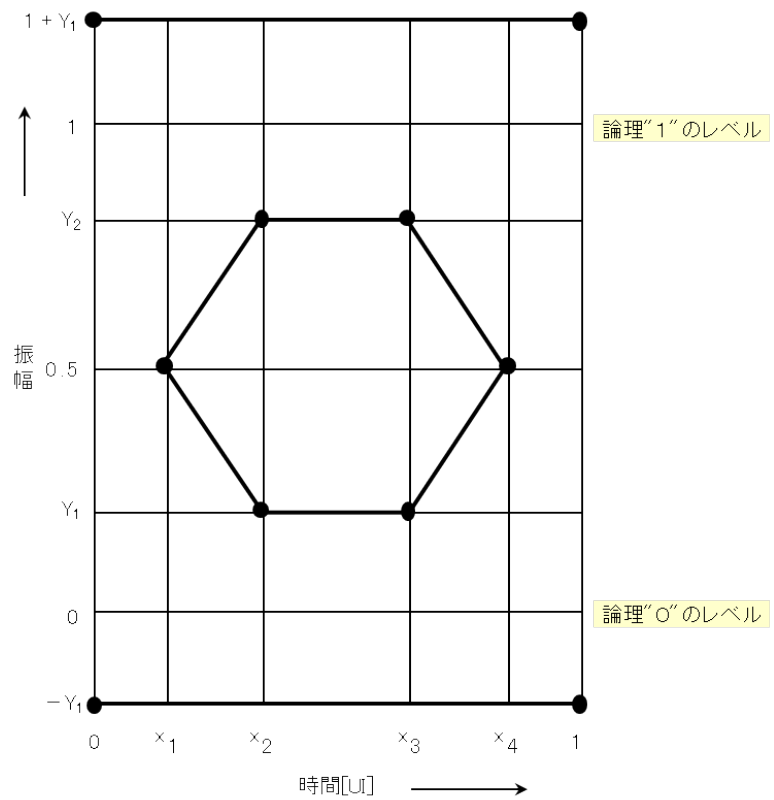


適用範囲：局内・局間OC-3

測定条件：f-3dBが伝送ビットレート×0.75の4次トムソソフィルタ

	$X_1/X_4$	$X_2/X_3$	$Y_1/Y_2$
OC-3	0.15/0.85	0.35/0.65	0.20/0.80

図3 OC-3信号のパルスマスク

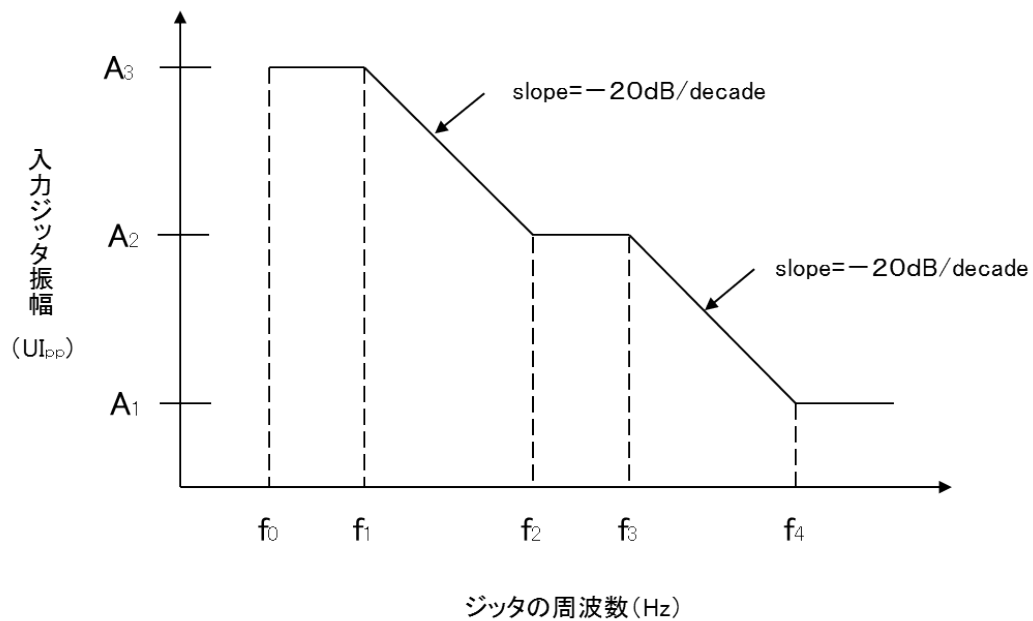


適用範囲：局内・局間OC-12

測定条件：f-3dBが伝送ビットレート×0.75の4次トムソンフィルタ

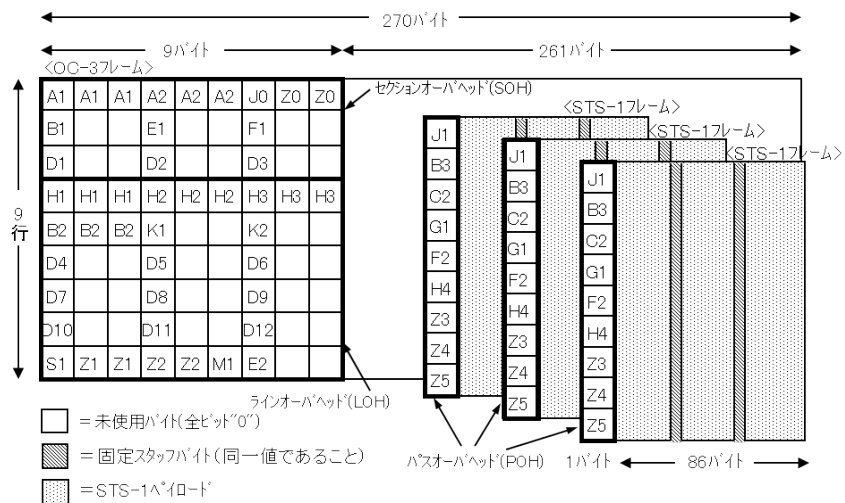
	$X_1/X_4$	$X_2/X_3$	$Y_1/Y_2$
OC-12	0.25/0.75	0.40/0.60	0.20/0.80

図4 OC-12信号のパルスマスク

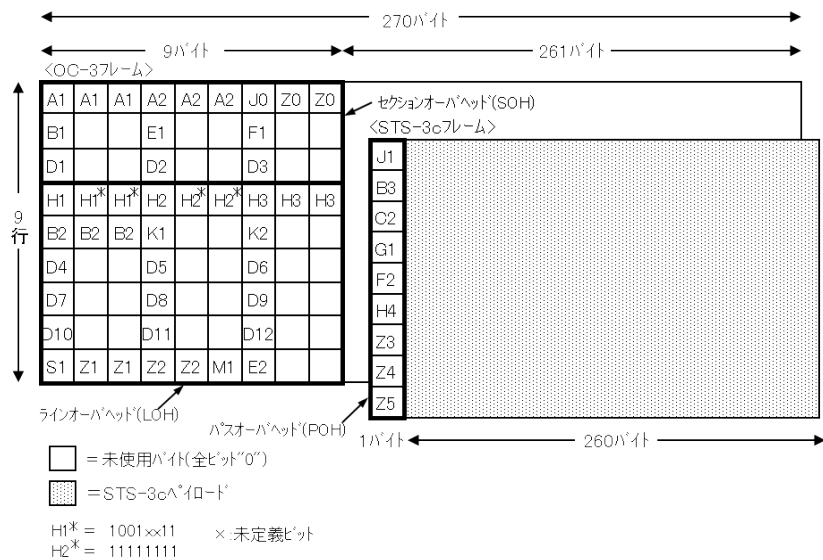


OC-N Level	$f_0$ (Hz)	$f_1$ (Hz)	$f_2$ (Hz)	$f_3$ (Hz)	$f_4$ (Hz)	$A_1$ ( $UI_{pp}$ )	$A_2$ ( $UI_{pp}$ )	$A_3$ ( $UI_{pp}$ )
3	10	30	300	6.5K	65K	0.15	1.5	15
12	10	30	300	25K	250K	0.15	1.5	15

図5 OC-Nのジッタ耐力

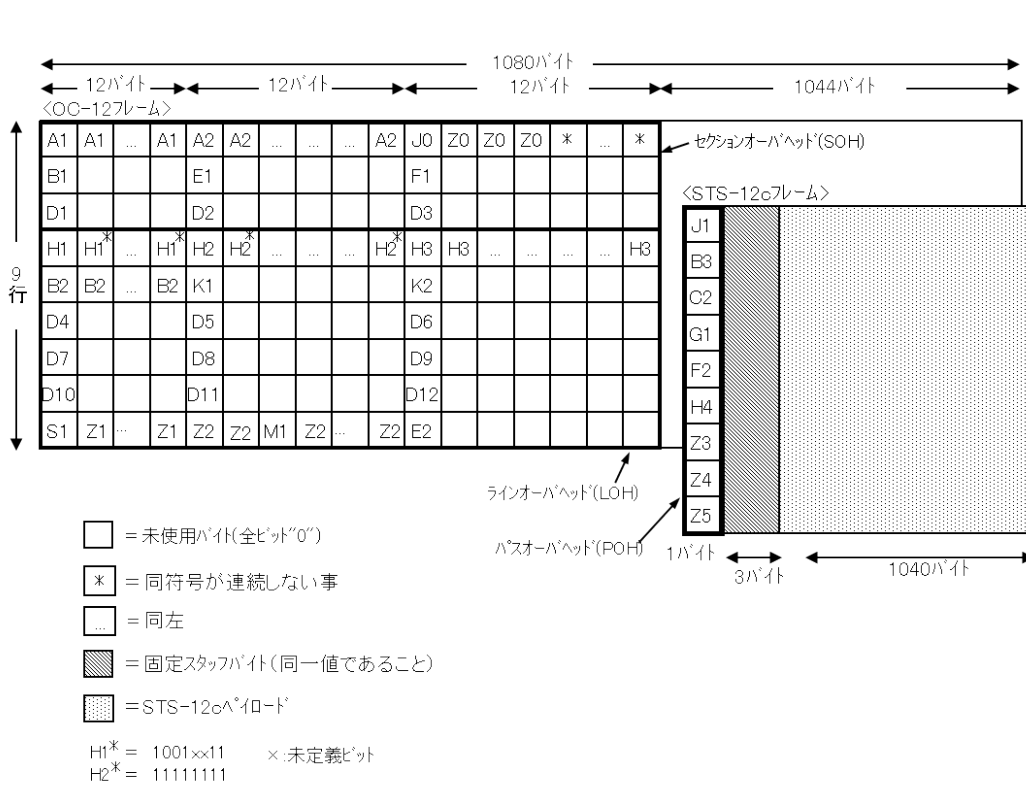


a) OC-3フレーム構成(STS-1マッピング)

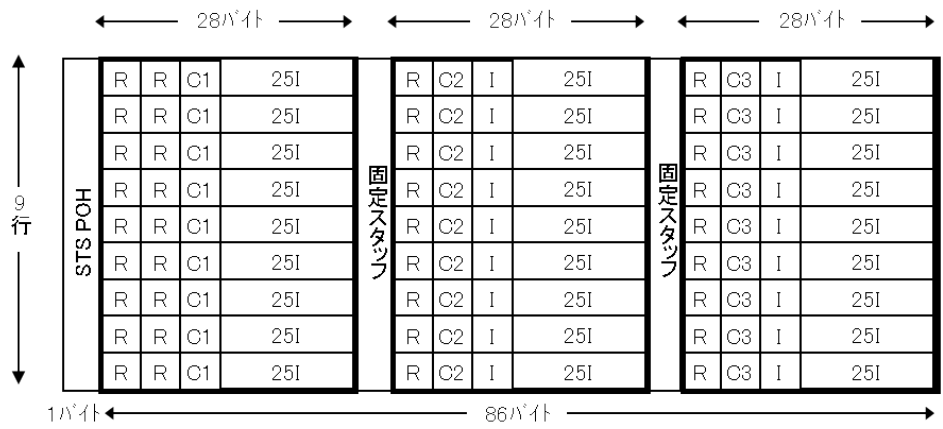


b) OC-3フレーム構成(STS-3cマッピング)

図6 OC-3信号のフレーム構成



OC-12フレーム構成(STS-12cマッピング)  
 図7 OC-12信号のフレーム構成



バイト

I = iiiiii  
 R = rrrrrr  
 C1 = moiiii  
 C2 = corrrr  
 C3 = corroors

ビット

i : information bit  
 r : fixed stuff bit  
 o : stuff control bit  
 s : stuff opportunity bit  
 o : overhead communications channel bit

□ : STS-1のペイロード

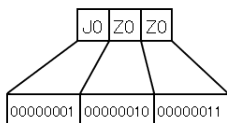
※DS3のフレームについては当社網ではノンフレームとする。

図8 STS-1 SPE への DS3 の非同期マッピング

表2 OC-3信号のセクション・ラインオーバーヘッド

記号	Bellcore勧告 GR-253-CORE上の用途	本IFでの用途	各ビットの値		
セクション オーバー ヘッド (SOH)	A1,A2	フレーム同期	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	A1:"11110110",A2:"00101000"	
	J0	セクションレース	未定義	送信 *1による,受信:無視	
	Z0	予約	未定義	送信 *1による,受信:無視	
	B1	セクションの誤り監視	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	前フレームの全ビットのBIP-8演算結果	
	E1	セクションオーダワイヤ	未定義	送信 ALL "1" or "0", 受信:無視	
	F1	セクションユーザチャンネル	未定義	送信 ALL "1" or "0", 受信:無視	
	D1~D3	セクションデータ通信チャンネル	未定義	送信 ALL "1" or "0", 受信:無視	
ライン オーバー ヘッド (LOH)	B2	ライン誤り監視	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	前フレームの第1行から第3行のSOHを除く 全ビットのBIP-24演算結果	
	K1, K2(b1~b5)	ライン切替系制御	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	切替要求要因,切替元伝送路等 *2 (切替方式:1+1 Uni-directional 但し,片系運用時は未使用)	
	K2(b6~b8)	ライン状態の転送	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	正常:"100" (Uni) *2 RDI:"110",AIS:"111"の検出	
	D4~D12	ラインデータ通信チャンネル	未定義	送信 ALL "1" or "0", 受信:無視	
	S1	同期状態メッセージ	未定義	送信 ALL "1" or "0", 受信:無視	
	Z1, Z2	予約	未定義	送信 ALL "1" or "0", 受信:無視	
	M1	対局誤り表示	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	送信/受信 "対局B2の演算結果"	
	E2	ラインオーダワイヤ	未定義	送信 ALL "1" or "0", 受信:無視	
STS ポイント	H1	b1~b4	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	normal:"0110",set:"1001"	
		b5,b6	未定義	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	送信 "00", 受信:無視
		b7,b8	STS先頭位相指示 正負スタフ指示	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	STS-1,STS-3C先頭位相 スタフ制御等
	H3	負スタフ用バイト	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	負スタフ時,バイト収容	
バイト	STS-1,STS-3C信号を格納	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	主信号伝送用		

\*1 J0,Z0の送信内容



\*2 K1, K2 (b1~b5) 及び K2 (b6~b8) には Bellcore 勧告 GR-253-CORE に準拠したビットを送受信する。

また,切替方式は Bellcore 勧告 GR-253-CORE に準拠した 1+1 Uni-directional 切戻し無し的方式とする。



表3 STS-1/STS-3cのパスオーバーヘッド

記号	Bellcore 勧告 GR-253-CORE上の用途	本IFでの用途	各ビットの値	
パス オーバ ヘッド (STS POH) ※1	J1	バストレース	未定義	規定しない
	B3	パス誤り監視	Bellcore 勧告 GR-253-COREに準拠	パス誤り監視(前フレームのSTS-1/STS-3cの全ビットのBIP-8演算結果) ※2
	C2	シグナルラベル	未定義	"00"以外 ※3
	G1(b1~b4)	パス対局誤り表示	未定義	規定しない
	G1(b5)	送信パス状態の転送	未定義	規定しない
	G1(b6~b8)	未使用	未定義	規定しない
	F2	パスユーザチャンネル	未定義	規定しない
	H4	位置表示	未定義	規定しない
	Z3	予約	未定義	規定しない
	Z4	予約	未定義	規定しない
	Z5	タンデムコネクション	未定義	規定しない

※1: STS POHについては当社網においてはすべて透過である。

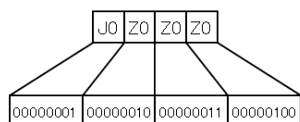
※2: B3バイトについて当社網においては透過するが、Bellcore 勧告 GR-253-COREの規定以外のバイトを当社網にて受信した場合、当社網内の冗長切替機能に影響を与える。このため当社網は直接協定事業者網に対しBellcore 勧告 GR-253-COREの規定に従ったバイトを送信することを要求する。

※3: C2バイトについて当社網においては透過するがC2="00"を当社網にて受信した場合、当社網の冗長切替機能に影響を与える。このため当社網は直接協定事業者網に対しC2="00"を送信しないことを要求する。

表4 OC-12信号のセクション・ラインオーバーヘッド

記号	Bellcore勧告 GR-253-CORE上の用途	本IFでの用途	各ビットの値		
セクション 管理 情報 (SOH)	A1,A2	フレーム同期	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	A1:"11110110",A2:"00101000"	
	J0	セクショント्रेस	未定義	送信" * 1による",受信:無視	
	Z0	予約	未定義	送信" * 1による",受信:無視	
	B1	セクションの誤り監視	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	前フレームの全ビットのBIP-8演算結果	
	E1	セクションオーダワイヤ	未定義	送信ALL"1"or"0",受信:無視	
	F1	セクションニューサチャネル	未定義	送信ALL"1"or"0",受信:無視	
	D1~D3	セクションデータ通信チャネル	未定義	送信ALL"1"or"0",受信:無視	
ライン 管理 情報 (LOH)	E2	ライン誤り監視	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	前フレームの第1行から第3行のSOHを除く全ビットのBIP-96演算結果	
	K1, K2(b1~b5)	ライン切替系の制御	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	切替要求要因,切替元伝送路等 * 2 (切替方式:1+1 Uni-directional 但し,片系運用時は未使用)	
	K2(b6~b8)	ライン状態の転送	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	正常:"100"(Uhi) * 2 RDI:"110",AIS:"111"の検出	
	D4~D12	ラインデータ通信チャネル	未定義	送信ALL"1"or"0",受信:無視	
	S1	同期状態メッセージ	未定義	送信ALL"1"or"0",受信:無視	
	Z1, Z2	予約	未定義	送信ALL"1"or"0",受信:無視	
	M1	対局誤り表示	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	送信/受信:"対局E2の演算結果"	
	E2	ラインオーダワイヤ	未定義	送信ALL"1"or"0",受信:無視	
STS ポイント	H1	b1~b4	NDF	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	normal:"0110",set:"1001"
		b5,b6	未定義	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	送信:"00",受信:無視
	H2	b7,b8	STS-1,STS-3c,STS-12c 先頭位相指示 正負スタフ指示	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	STS-12c先頭位相 スタフ制御等
		H3	負スタフ用バイト	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	負スタフ時^イロード収容
^イロード	STS-1,STS-3c,STS-12c 信号を格納	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠		主信号伝送用	

\* 1 J0,Z0の送信内容



\* 2 K1, K2 (b1~b5)及びK2 (b6~b8)にはBellcore勧告 GR-253-COREに準拠したビットを送受信する。

また,切替方式はBellcore勧告 GR-253-COREに準拠した1+1 Uni-directional 切戻し無し的方式とする。

表5 STS-12cのパスオーバーヘッド

記号	Bellcore勧告 GR-253-CORE上の用途	本IFでの用途	各ビットの値
パス オーバ ヘッド (POH) ※1	J1	パストレース	未定義
	B3	バス誤り監視	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠
	C2	シグナルラベル	未定義
	G1(b1~b4)	バス対局誤り表示	未定義
	G1(b5)	送信バス状態の転送	未定義
	G1(b6~b8)	未使用	未定義
	F2	バスユーザチャンネル	未定義
	H4	位置表示	未定義
	Z3	予約	未定義
	Z4	予約	未定義
	Z5	タンデムコネクション	未定義

※1: POHについては当社網においてはすべて透過である。

※2: B3バイトについて当社網においては透過するが、Bellcore勧告 GR-253-COREの規定以外のバイトを当社網にて受信した場合、当社網内の冗長切替機能に影響を与える。このため当社網は直接協定事業者網に対しBellcore勧告 GR-253-COREの規定に従ったバイトを送信することを要求する。

※3: C2バイトについて当社網においては透過するがC2="00"を当社網にて受信した場合、当社網の冗長切替機能に影響を与える。このため当社網は直接協定事業者網に対しC2="00"を送信しないことを要求する。

表6 フレーム同期方式

項目	フレーム同期 パターン	・パターン探索法 ・パターン照合法	フレーム同期保護
OC-3信号/ OC-12信号	A1: "11110110" A2: "00101000"	・1ビット即時シフト方式(※1) ・連続したA1,A1,A2及びA2バイトの32ビット同時照合方式	・リセット方式 ・前方: 5段 ・後方: 2段

※1: パターン探索法については、1ビット即時シフト方式または、1ビット即時シフト方式と同等なフレーム同期復帰特性を有するフレーム同期方式とする。

表7 警報発出解除条件

警報種別	検出条件	解除条件
①LOS	・光入力断	・光入力回復
②LOF	・フレーム同期外れ (フレーム同期パターン不一致を3ms連続検出)	・フレーム同期復帰 (フレーム同期パターン一致を3ms連続検出)
③RDI-L	・デスクランブル後のK2のb6-b8="110"を5フレーム連続検出	・デスクランブル後のK2のb6-b8≠"110"を5フレーム連続検出
④AIS-L	・デスクランブル後のK2のb6-b8="111"を5フレーム連続検出	・デスクランブル後のK2のb6-b8≠"111"を5フレーム連続検出
⑤AIS-P	・H1,H2バイトでALL"1"を3フレーム連続検出時	・正常ポインタを3フレーム連続検出時
⑥LOP-P	・異常ポインタを8フレーム連続検出時	・正常ポインタを3フレーム連続検出時

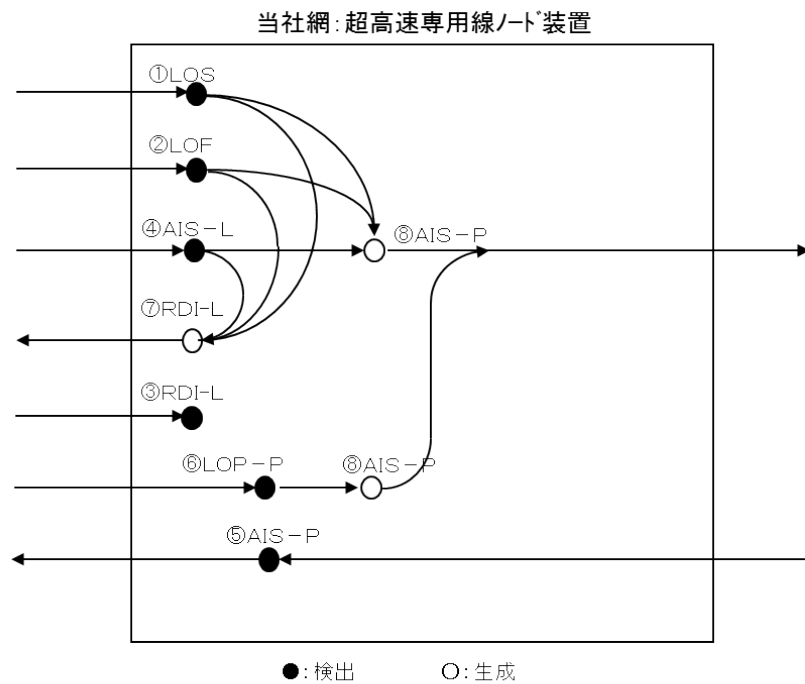
※表中の①～⑥の数字は図9の警報種別に該当する

表8 警報転送条件

警報種別	転送情報	転送条件	解除条件
⑦RDI-L	・スクランブル前のK2のb6-b8="110"を挿入	・LOS, LOF又はAIS-L検出時	・LOS, LOF又はAIS-L回復時
⑧AIS-P	・ペイロード及びH1,H2,H3バイトをALL"1"	・LOS, LOF,AIS-L又はLOP-P検出時	・LOS, LOF,AIS-L又はLOP-P回復時

※表中の⑦～⑧の数字は図9の警報種別に該当する

直接協定事業者網



※図中の①～⑧数字は表7/表8の警報種別に該当する

図9 警報転送図

当社網

技術的条件集別表11.11 専用回線ノード装置インタフェース仕様(超高速専用回線ノード装置(SDH方式))

技術的条件集別表 11.11 削除

## I. 参考とした規格一覧

本別表は以下の規格、勧告又は標準を参照している。

- ・ TTC標準 JT-G707 第4版 1997/4/23 同期デジタルハイアラークビット
- ・ TTC標準 JT-G957 第2版 1996/4/24 SDH多重系光インタフェース条件
- ・ TTC標準 JT-G783 AnnexB 第2版 1998/4/28 SDH多重変換装置の警報系・切替系の動作
- ・ Bellcore勧告 GR-253-CORE issue2 /December1995  
Synchronous Optical Network(SONET) Transport System : Common Generic Criteria
- ・ JIS C 6835 SSMA-9.5/125 1999
- ・ JIS C 5973 (F04形単心光ファイバコネクタ) 1998
- ・ JIS C 5983 (F14形単心光ファイバコネクタ) 1997

## II. 本インタフェースの記述で使用する用語の定義

本インタフェースの記述において使用する「送信」「受信」の定義は以下の通りである。

- ・ 「送信」：当社網から直接協定事業者網へ流れる信号の方向のことをいう。
- ・ 「受信」：直接協定事業者網から当社網へ流れる信号の方向のことをいう。

また、「前方n段」、「後方m段」の定義は以下の通りである。

- ・ 「前方n段」：フレーム同期状態においてフレーム同期パターン照合結果、n回連続不一致を検出したとき、フレーム同期復帰過程に移ること。
- ・ 「後方m段」：フレーム同期復帰過程においてフレーム同期パターン照合結果、m回連続一致を検出したとき、フレーム同期状態に移ること。

Ⅲ. 本インタフェースで提供する当社超高速専用回線ノード装置の位置付け

本インタフェースで使用するSDHの中継セクション、端局セクション及びパスと各終端装置の関係を図1示す。

当社超高速専用回線ノード装置は端局セクション終端装置に相当する。従って、中継セクション及び端局セクションは終端するがパスは終端しない。

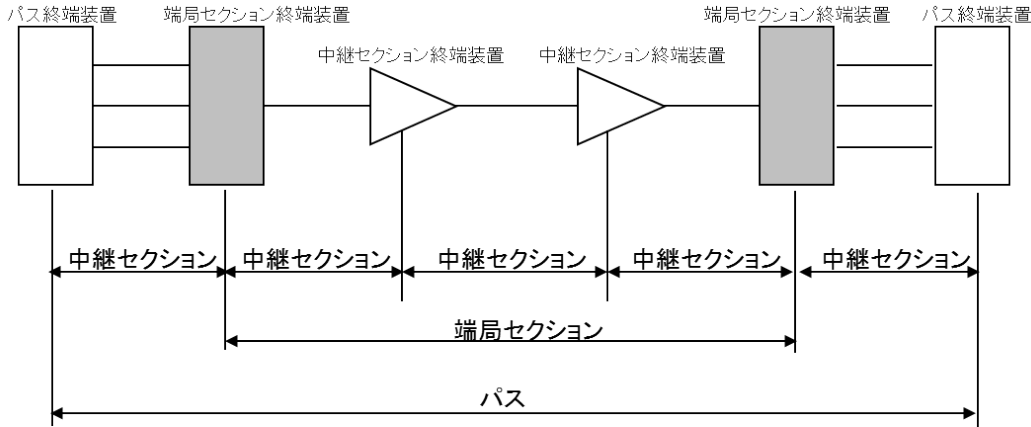


図1 SDHの中継セクション、端局セクション及びパスの規定

## 1. インタフェース規定点

本インタフェース条件を規定する規定点は図2のとおりである。

## 2. 物理的条件

### 2. 1 ケーブル

本インタフェースに適用するケーブルは、 $1.31\mu\text{m}$ 零分散シングルモードファイバケーブル (SM型光ファイバケーブル) とし、光ファイバ素線はJIS C 6835 SSMA-9.5/125相当のものを使用する。

### 2. 2 コネクタ

本インタフェースに適用するコネクタは、JIS C 5973 (F04形単心光ファイバコネクタ) またはJIS C 5983 (F14形単心光ファイバコネクタ) とする。

## 3. 光学的条件

### 3. 1 同期ハイアラキーのレート

STM-1 (Synchronous Transport Module - 1) 及びSTM-4のビットレートはTTC標準 JT-G707に準拠する。

### 3. 2 光パラメータ条件

STM-1光インタフェースのパラメータはTTC標準 JT-G957の規定のうち、適用伝送路コードがI (局内) -1であり、光源がMLM (Multi-Longitudinal Mode) または、適用伝送路コードがL (長距離) -1であり、光源がMLMの各数値に準拠する。

STM-4光インタフェースのパラメータはTTC標準 JT-G957の規定のうち、適用伝送路コードがI-4であり、光源がMLMまたは、適用伝送路コードがL-4.1であり、光源がSLM (Single-Longitudinal Mode) の各数値に準拠する。

参考としてTTC標準 JT-G957に記載されているSTM-1及びSTM-4の光パラメータ条件を表1に示す。

### 3. 3 光伝送路の符号則

光伝送路の符号則はTTC標準 JT-G707に従ってスクランプリングされたNRZ (Non-Return-to-Zero) を使用する。

### 3. 4 光論理レベル

光論理レベルは論理"1"で発光、論理"0"で非発光とする。

### 3. 5 光伝送区間の符号誤り率、BER (Bit Error Ratio)

光伝送区間の符号誤り率 (BER) は、 $1 \times 10^{-10}$ 以下とする。

### 3. 6 光パルスマスク

STM-1及びSTM-4の送信光パルスマスクを規定するパラメータはTTC標準 JT-G957に準拠する。

参考としてTTC標準 JT-G957に記載されているSTM-1及びSTM-4の光送信信号に対するパルスマスクを図3～図4に示す。

### 3. 7 ジッタ耐力

STM-1及びSTM-4のジッタ耐力はBellcore勧告 GR-253-COREに準拠する。

参考としてBellcore勧告 GR-253-COREに記載されているSTM-1及びSTM-4のジ



ッタ耐力を図5に示す。

但し、Bellcore勧告 GR-253-COREの勧告中で用いられているOC-3及びOC-12はそれぞれSTM-1及びSTM-4と読み替えること。

#### 4. 論理的条件

##### 4. 1 フレーム構成

###### (1) フレームフォーマット

本インタフェースで規定するSTM-1のペイロードには3個のVC-3 (Virtual Container - 3) または1個のVC-4を、STM-4のペイロードには1個のVC-4-4c (4 time Concatenated VC-4) を収容する。

それぞれのフレームフォーマットを図6～7に示す。

###### (2) オーバーヘッドバイトの定義

STM-1、STM-4、VC-3、VC-4及びVC-4-4cのオーバーヘッドバイトの定義を表2～5に示す。

##### 4. 2 VC-3へのDS3の非同期マッピング

VC-3へのDS3の非同期マッピングはBellcore勧告 GR-253-COREに準拠する。

参考としてBellcore勧告 GR-253-COREに記載されている VC-3へのDS3の非同期マッピングを図8に示す。

但し、VC-3へDS3を非同期マッピングをする場合は、本インタフェースで規定するSTM-1のペイロードに収容している3個のVC-3のうち1個のVC-3のみへDS3をマッピングする。また、Bellcore勧告 GR-253-COREの勧告中で用いられているSTS-1 SPEはVC-3と読み替えること。

##### 4. 3 フレーム同期方式

STM-1、STM-4のフレーム同期方式を表6に示す。

##### 4. 4 警報インタフェース条件

###### (1) 警報発出解除及び転送条件

LOS (Loss of Signal)、LOF (Loss of Frame)、RDI-L (Line Remote Defect Indication)、AIS-L (Line Alarm Indication Signal)、AIS-P (STS Path Alarm Indication Signal) 及びLOP-P (Loss of Pointer) の警報発出解除及び転送条件はBellcore勧告 GR-253-COREに準拠する。

参考としてBellcore勧告 GR-253-COREに記載されている警報発出及び解除条件を表7～8に示す。

###### (2) 警報転送図

警報転送図を図9に示す。

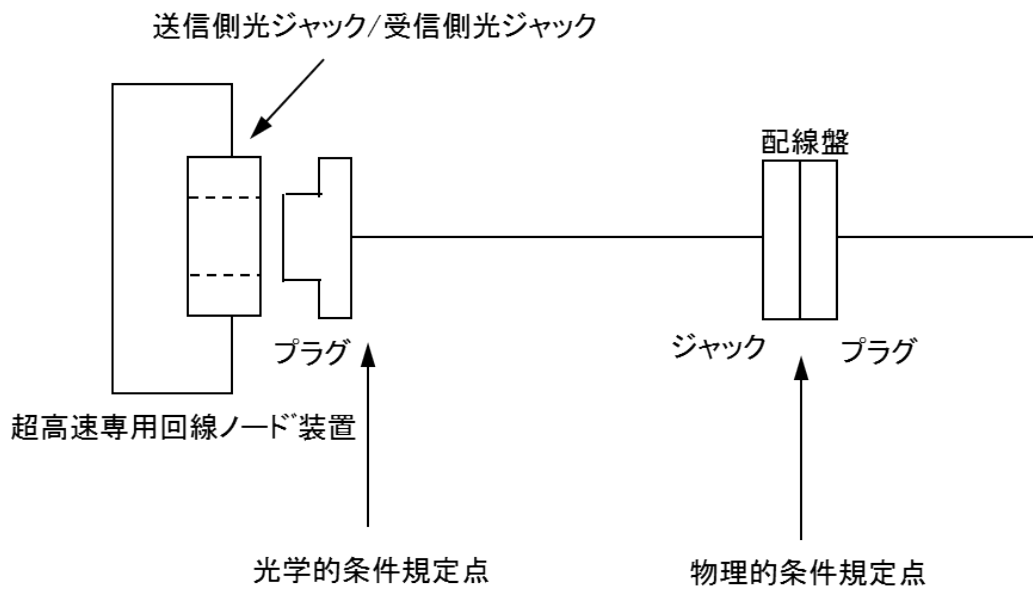
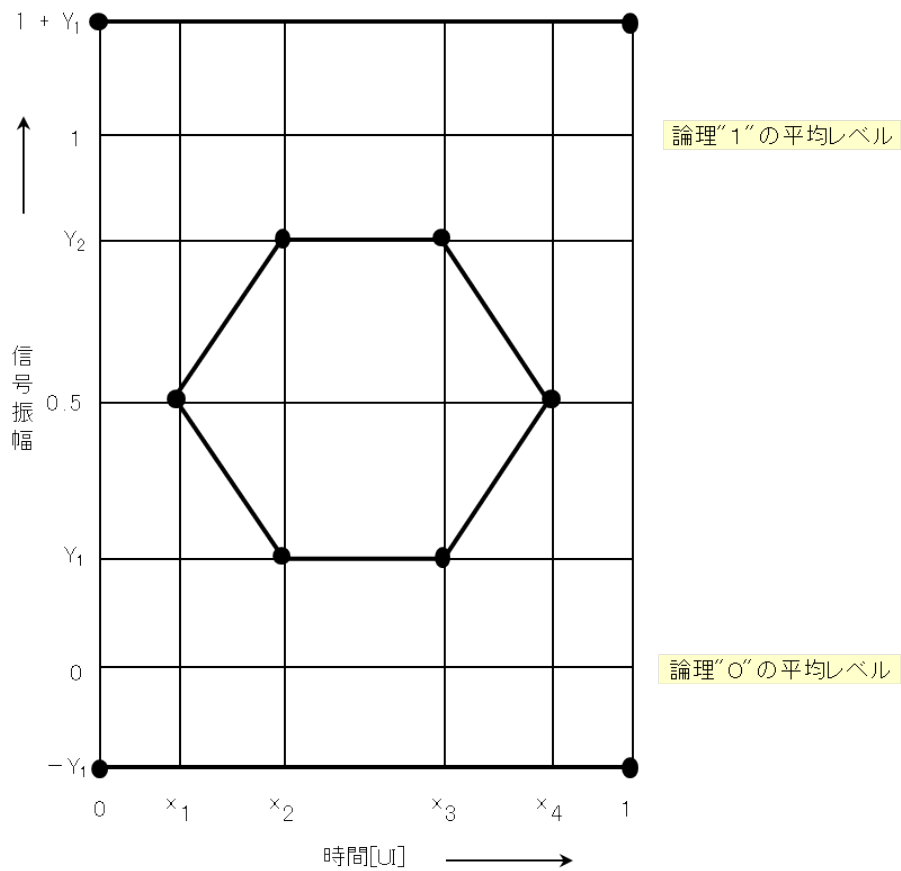


図2 インタフェース規定点

表1 光学的条件

項目	単位	SDH系(STM-1)インタフェース		SDH系(STM-4)インタフェース	
		局内用	局間用	局内用	局間用
デジタル信号 公称ビットレート	bit/s	155.520 M		622.080 M	
適用伝送路コード	—	I-1	L-1.1	I-4	L-4.1
波長範囲	nm	1260~1360	1280~1335	1261~1360	1280~1335
光源	—	MLM	MLM	MLM	SLM
最大RMS幅( $\sigma$ )	nm	40	4	14.5	—
最大-20dB幅	nm	—	—	—	1
最小サイドモード 抑圧比	dB	—	—	—	30
平均送出レベル 最大	dBm	-8	0	-8	+2
平均送出レベル 最小	dBm	-15	-5	-15	-3
最小消光比	dB	8.2	10	8.2	10
減衰量範囲	dB	0~7	10~28	0~7	10~24
最大分散	ps/nm	18	185	13	—
最小光リターンロス	dB	—	—	—	20
送受信装置間の 最大反射	dB	—	—	—	-25
最小受光レベル	dBm	-23	-34	-23	-28
最大受光レベル	dBm	-8	-10	-8	-8
最大光路へ帰る 最大反射	dB	1	1	1	1
受信装置での 最大反射	dB	—	—	—	-14

I: Intra-Office (局内)  
 L: Long-Haul (長距離)  
 MLM: Multi-Longitudinal Mode (マルチモード)  
 SLM: Single-Longitudinal Mode (シングルモード)

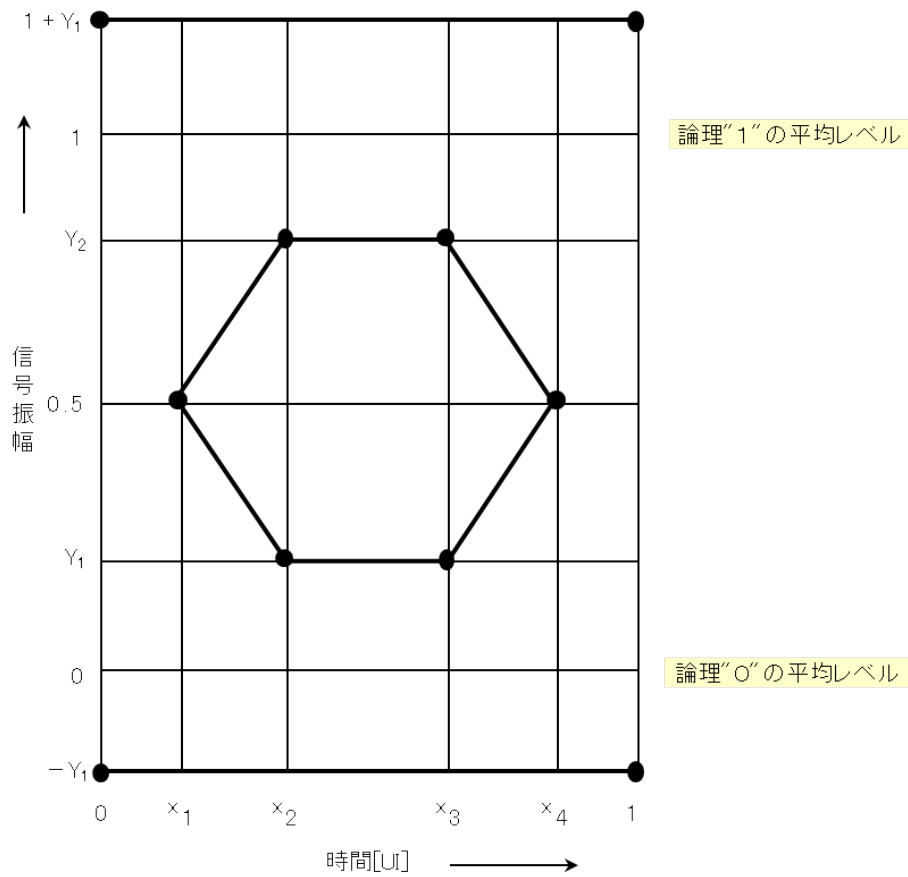


適用範囲：局内・局間STM-1

測定条件：f-3dBが伝送ビットレート×0.75の4次トムソンフィルタ

	$X_1/X_4$	$X_2/X_3$	$Y_1/Y_2$
STM-1	0.15/0.85	0.35/0.65	0.20/0.80

図3 STM-1信号のパルスマスク

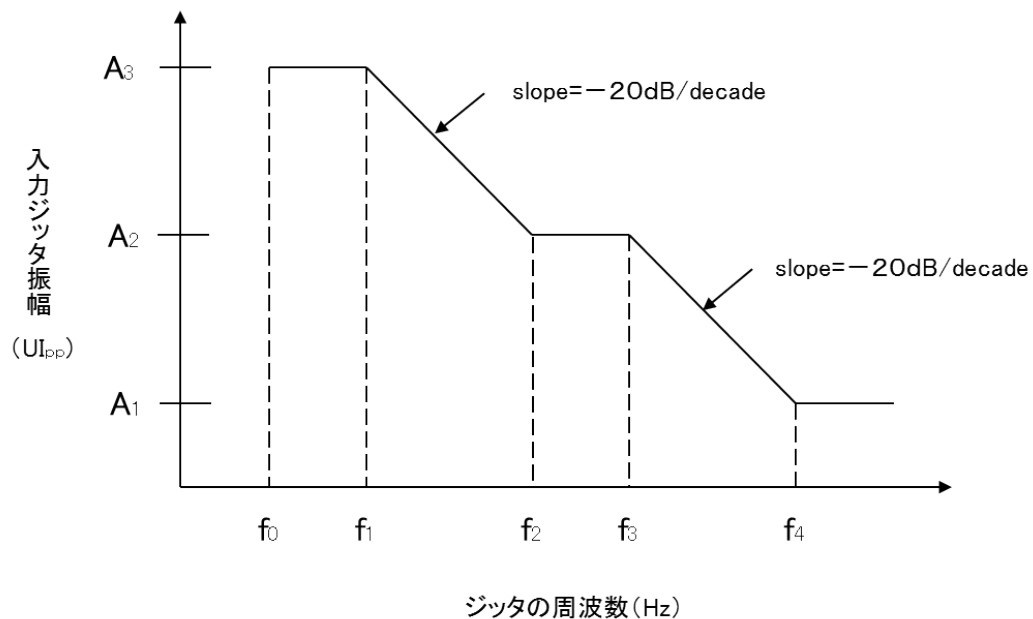


適用範囲：局内・局間STM-4

測定条件：f-3dBが伝送ビットレート×0.75の4次トムソンフィルタ

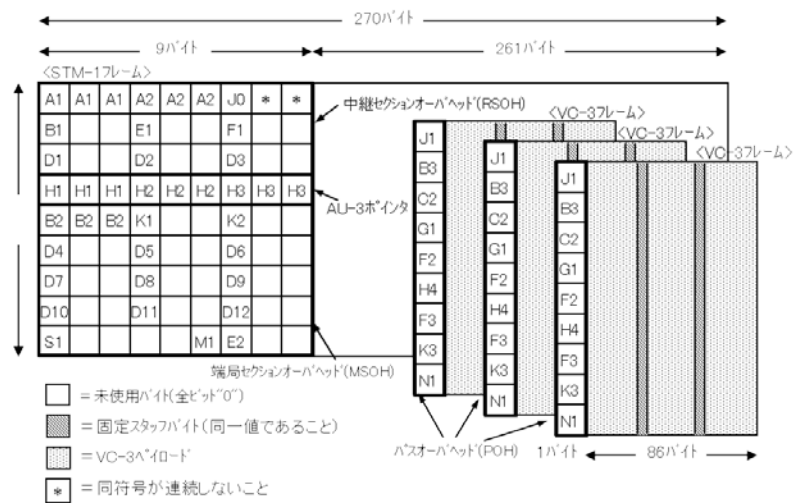
	$X_1/X_4$	$X_2/X_3$	$Y_1/Y_2$
STM-4	0.25/0.75	0.40/0.60	0.20/0.80

図4 STM-4信号のパルスマスク

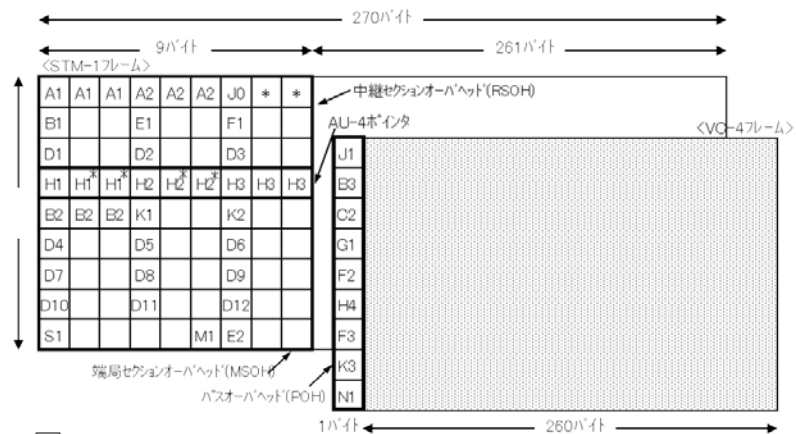


STM-N Level	f <sub>0</sub> (Hz)	f <sub>1</sub> (Hz)	f <sub>2</sub> (Hz)	f <sub>3</sub> (Hz)	f <sub>4</sub> (Hz)	A <sub>1</sub> (UI <sub>pp</sub> )	A <sub>2</sub> (UI <sub>pp</sub> )	A <sub>3</sub> (UI <sub>pp</sub> )
1	10	30	300	6.5K	65K	0.15	1.5	15
4	10	30	300	25K	250K	0.15	1.5	15

図5 STM-Nのジッタ耐力



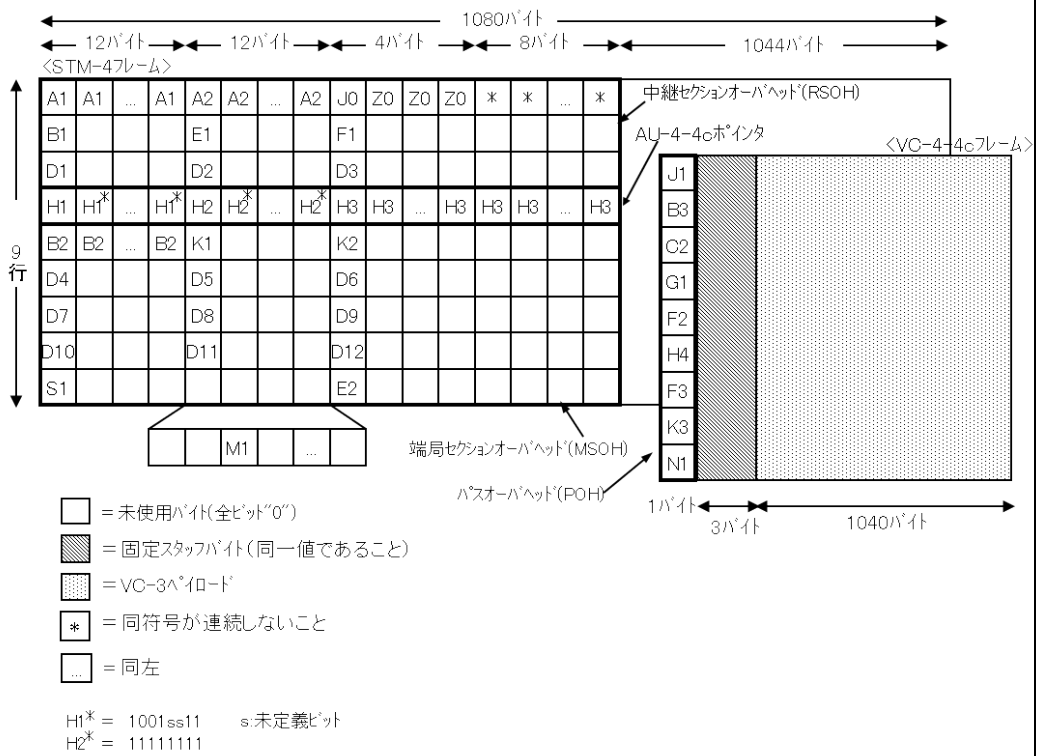
a) STM-1フレーム構成(AU-3マッピング)



b) STM-1フレーム構成(AU-4マッピング)

H1\* = 1001ss11    s:未定義ビット  
H2\* = 11111111

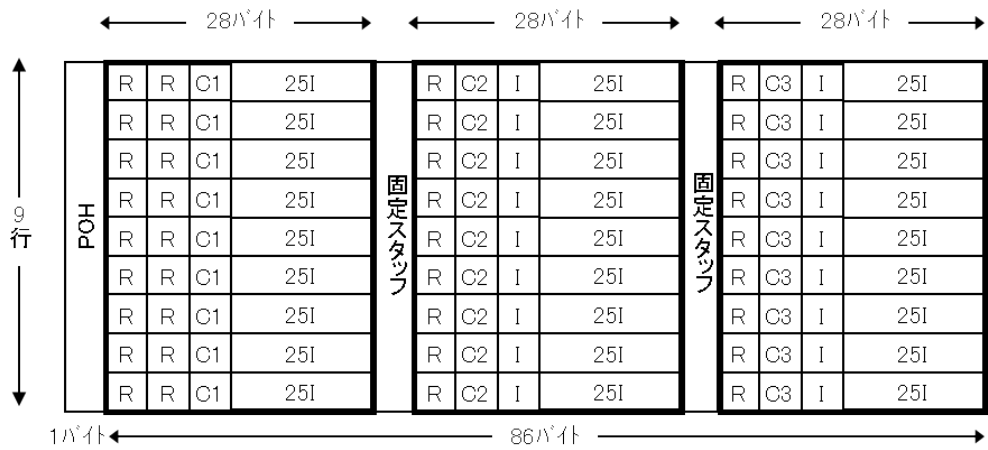
図6 STM-1信号のフレーム構成



STM-4フレーム構成(AU-4-4cマッピング)

図7 STM-4信号のフレーム構成





バイト

ビット

I = iiiiii  
 R = rrrrrr  
 C1 = rrciiii  
 C2 = corrrrr  
 C3 = corroors

i : information bit  
 r : fixed stuff bit  
 c : stuff control bit  
 s : stuff opportunity bit  
 o : overhead communications channel bit

⋯ : 同左

□ : VC-3のヘッポート

※DS3のフレームについては当社網ではノンフレームとする。

図8 VC-3ペイロードへのDS3非同期マッピング

表2 STM-1信号のセクションオーバーヘッド

記号	TTC標準JT-G707上の用途	本IFの用途	各ビットの値		
中継セクションオーバーヘッド (RSOH)	A1,A2	フレーム同期	TTC標準 JT-G707に準拠	A1:"11110110",A2:"00101000"	
	J0	中継セクショントレース	未定義	送信:"00000001",受信:無視	
	B1	中継セクションの誤り監視	TTC標準 JT-G707に準拠	前フレームの全ビットのBIP-8演算結果	
	E1	中継セクションオーダワイヤ	未定義	送信:ALL"1"or"0",受信:無視	
	F1	ユーザチャネル	未定義	送信:ALL"1"or"0",受信:無視	
	D1~D3	中継セクションDCC	未定義	送信:ALL"1"or"0",受信:無視	
端局セクションオーバーヘッド (MSOH)	B2	端局セクションの誤り監視	TTC標準 JT-G707に準拠	前フレームの第1行から第3行のRSOHを除く全ビットのBIP-24演算結果	
	K1, K2(b1~b5)	端局セクション切替系の制御	TTC標準 JT-G707に準拠	切替要求要因,切替元伝送路等 (但し、片系運用時は未使用) *1	
	K2(b6~b8)	端局セクション状態の転送	TTC標準 JT-G707に準拠	正常:"000" *1 AIS:"111",RDI:"110"	
	D4~D12	端局セクションDCC	未定義	送信:ALL"1"or"0",受信:無視	
	S1	同期状態メッセージ	未定義	送信:ALL"1"or"0",受信:無視	
	M1	対局誤り表示	TTC標準 JT-G707に準拠	送信/受信:"対局B2の演算結果"	
	E2	端局セクションオーダワイヤ	未定義	送信:ALL"1"or"0",受信:無視	
AUポイント	H1	b1~b4	NDF	TTC標準 JT-G707に準拠	normal:"0110",set:"1001"
		b5,b6	AUタイプ表示	TTC標準 JT-G707に準拠	送信:"10",受信:無視
		b7,b8	VC-3,VC-4先頭位相指示 正負スタッフ指示	TTC標準 JT-G707に準拠	VC-3,VC-4先頭位相 スタッフ制御等
	H3	負スタッフ用バイト	TTC標準 JT-G707に準拠	負スタッフ時,ポイント収容	
ポイント	VC-3,VC-4信号を格納	TTC標準 JT-G707に準拠	主信号伝送用		

\*1 K1,K2 (b1~b5) 及びK2 (b6~b8) にはTTC標準JT-G707に準拠したビットを送受信する。

但し、切り替え方式はTTC標準JT-G783 AnnexBに準拠する。

表3 VC-3/VC-4のパスオーバーヘッド

	記号	TTC標準 JT-G707上の用途	本IFでの用途	各ビットの値
バス 管理 情報 (POH)  ※1	J1	パストレース	未定義	規定しない
	B3	バス誤り監視	TTC標準 JT-G707に準拠	バス誤り監視(前フレームのVC-3/VC-4の全ビットのBIP-8演算結果) ※2
	C2	シグナルラベル	未定義	"00"以外 ※3
	G1(b1~b4)	バス対局誤り表示	未定義	規定しない
	G1(b5)	送信バス状態の転送	未定義	規定しない
	G1(b6~b8)	未使用	未定義	規定しない
	F2	パスイューザチャンネル	未定義	規定しない
	H4	位置表示	未定義	規定しない
	F3	パスイューザチャンネル	未定義	規定しない
	K3	APSチャンネル	未定義	規定しない
N1	網運用者バイト	未定義	規定しない	

※1: POHIについては当社網においてはすべて透過である。

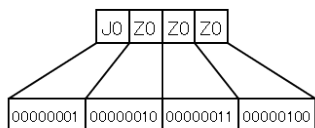
※2: B3バイトについて当社網においては透過するが、TTC標準 JT-G707の規定以外のバイトを当社網にて受信した場合、当社網内の冗長切替機能に影響を与える。このため当社網は直接協定事業者網に対しTTC標準 JT-G707の規定に従ったバイトを送信することを要求する。

※3: C2バイトについて当社網においては透過するがC2="00"を当社網にて受信した場合、当社網の冗長切替機能に影響を与える。このため当社網は直接協定事業者網に対しC2="00"を送信しないことを要求する。

表4 STM-4信号のセクションオーバーヘッド

	記号	TTC標準 JT-G707上の用途	本IFの用途	各ビットの値	
中継セクションオーバーヘッド (RSOH)	A1,A2	フレーム同期	TTC標準 JT-G707に準拠	A1:"11110110",A2:"00101000"	
	J0	中継セクショントレース	未定義	送信" * 1による",受信:無視	
	Z0	予備	未定義	送信" * 1による",受信:無視	
	B1	中継セクションの誤り監視	TTC標準 JT-G707に準拠	前フレームの全ビットのBIP-8演算結果	
	E1	中継セクションオーダワイヤ	未定義	送信ALL"1"or"0",受信:無視	
	F1	ユーザチャネル	未定義	送信ALL"1"or"0",受信:無視	
	D1~D3	中継セクションDCC	未定義	送信ALL"1"or"0",受信:無視	
端局セクションオーバーヘッド (MSOH)	B2	端局セクションの誤り監視	TTC標準 JT-G707に準拠	前フレームの第1行から第3行のRSOHを除く全ビットのBIP-96演算結果	
	K1, K2(b1~b5)	端局セクション切替系の制御	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	切替要求要因,切替元伝送路等 * 2 (切替方式:1+1 Uni-directional 但し、片系運用時は未使用)	
	K2(b6~b8)	端局セクション状態の転送	Bellcore勧告 GR-253-COREに準拠	正常"100" (Uni) * 2 RDI:"110",AIS:"111"の検出	
	D4~D12	端局セクションDCC	未定義	送信ALL"1"or"0",受信:無視	
	S1	同期状態メッセージ	未定義	送信ALL"1"or"0",受信:無視	
	M1	対局誤り表示	TTC標準 JT-G707に準拠	送信/受信"対局B2の演算結果"	
	E2	端局セクションオーダワイヤ	未定義	送信ALL"1"or"0",受信:無視	
AUポインタ	H1	b1~b4	NDF	TTC標準 JT-G707に準拠	normal:"0110",set:"1001"
		b5,b6	AUタイプ表示	TTC標準 JT-G707に準拠	送信"10",受信:無視
		b7,b8	VC-3,VC-4,VC-4-4c先頭位相指示 正負スタッフ指示	TTC標準 JT-G707に準拠	VC-4-4c先頭位相 スタッフ制御等
	H2	負スタッフ用バイト	TTC標準 JT-G707に準拠	負スタッフ時^パイロード収容	
^パイロード		VC-3,VC-4,VC-4-4c信号を格納	TTC標準 JT-G707に準拠	主信号伝送用	

\* 1 J0,Z0の送信内容



\* 2 K1,K2 (b1~b5) 及びK2 (b6~b8) にはBellcore勧告 GR-253-COREに準拠したビットを送受信する。  
また、切替方式はBellcore勧告 GR-253-COREに準拠した1+1Uni-directional 切戻し無し的方式とする。

表5 VC-4-4 c のパスオーバーヘッド

記号	TTC標準 JT-G707上の用途	本IFでの用途	各ビットの値	
バス管理情報 (POH) ※1	J1	パストレース	未定義	規定しない
	B3	パス誤り監視	TTC標準 JT-G707に準拠	パス誤り監視(前フレームのVC4-4cの全ビットのBIP-8演算結果) ※2
	C2	シグナルラベル	未定義	"00"以外 ※3
	G1(b1~b4)	パス対局誤り表示	未定義	規定しない
	G1(b5)	送信パス状態の転送	未定義	規定しない
	G1(b6~b8)	未使用	未定義	規定しない
	F2	パスユーザチャンネル	未定義	規定しない
	H4	位置表示	未定義	規定しない
	F3	パスユーザチャンネル	未定義	規定しない
	K3	APSチャンネル	未定義	規定しない
	N1	網運用者バイト	未定義	規定しない

※1: POHについては当社網においてはすべて透過である。

※2: B3バイトについて当社網においては透過するが、TTC標準 JT-G707の規定以外のバイトを当社網にて受信した場合、当社網内の冗長切替機能に影響を与える。このため当社網は直接協定事業者網に対しTTC標準 JT-G707の規定に従ったバイトを送信することを要求する。

※3: C2バイトについて当社網においては透過するがC2="00"を当社網にて受信した場合、当社網の冗長切替機能に影響を与える。このため当社網は直接協定事業者網に対しC2="00"を送信しないことを要求する。

表6 フレーム同期方式

項目	フレーム同期パターン	・パターン探索法 ・パターン照合法	フレーム同期保護
STM-1信号 / STM-4信号	A1: "11110110" A2: "00101000"	・1ビット即時シフト方式(※1) ・連続したA1,A1,A2及びA2バイトの32ビット同時照合方式	・リセット方式 ・前方: 5段 ・後方: 2段

※1: パターン探索法については、1ビット即時シフト方式または、1ビット即時シフト方式と同等なフレーム同期復帰特性を有するフレーム同期方式とする。

表7 警報発出解除条件

警報種別	検出条件	解除条件
①LOS	・光入力断	・光入力回復
②LOF	・フレーム同期外れ (フレーム同期パターン不一致を3ms連続検出)	・フレーム同期復帰 (フレーム同期パターン一致を3ms連続検出)
③RDI-L	・デスクランブル後のK2のb6-b8="110"を5フレーム連続検出	・デスクランブル後のK2のb6-b8≠"110"を5フレーム連続検出
④AIS-L	・デスクランブル後のK2のb6-b8="111"を5フレーム連続検出	・デスクランブル後のK2のb6-b8≠"111"を5フレーム連続検出
⑤AIS-P	・H1,H2バイトでALL"1"を3フレーム連続検出時	・正常ポインタを3フレーム連続検出時
⑥LOP-P	・異常ポインタを8フレーム連続検出時	・正常ポインタを3フレーム連続検出時

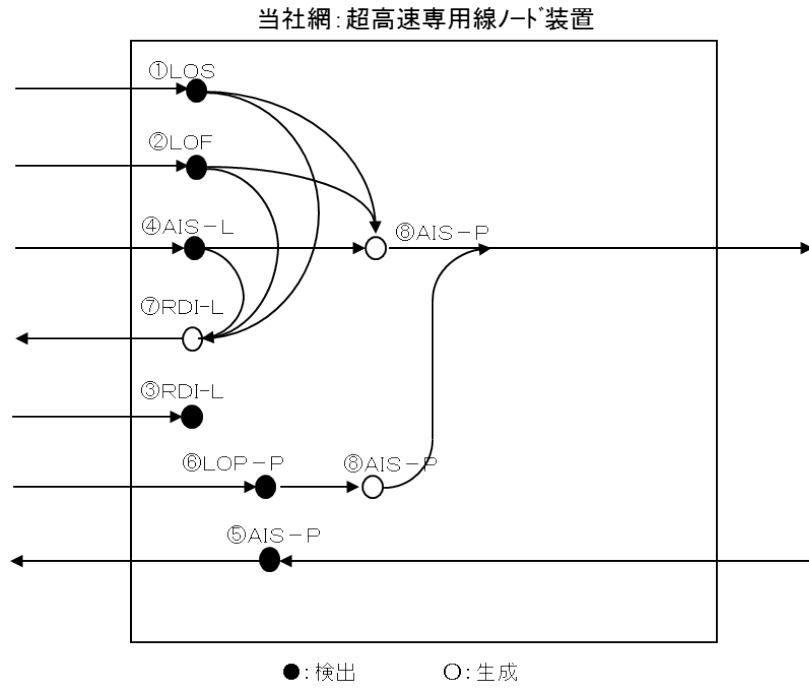
※表中の①～⑥の数字は図9の警報種別に該当する

表8 警報転送条件

警報種別	転送情報	転送条件	解除条件
⑦RDI-L	・スクランブル前のK2のb6-b8="110"を挿入	・LOS, LOF又はAIS-L検出時	・LOS, LOF又はAIS-L回復時
⑧AIS-P	・ペイロード及びH1,H2,H3バイトをALL"1"	・LOS, LOF,AIS-L又はLOP-P 検出時	・LOS, LOF,AIS-L又はLOP-P 回復時

※表中の⑦～⑧の数字は図9の警報種別に該当する

直接協定事業者網



※ 図中の①～⑧数字は表7/表8の警報種別に該当する

図9 警報転送図

当社網

技術的条件集別表11.12 専用回線ノード装置インタフェース仕様(超高速専用回線ノード装置(SONET方式))

技術的条件集別表 11.12 削除

本インタフェースの記述に関する留意事項

I. 参考とした規格一覧

本インタフェースは以下の勧告又は規格を参照している。

- ・Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3 / September 2000  
Synchronous Optical Network(SONET) Transport System : Common Generic Criteria
- ・Bellcore勧告 GR-253-CORE issue2 /December 1995  
Synchronous Optical Network(SONET) Transport System : Common Generic Criteria
- ・JIS規格 JIS C 6835 石英系シングルモード光ファイバ素線 1999
- ・JIS規格 JIS C 5973 F04形単心光ファイバコネクタ 1998
- ・JIS規格 JIS C 5983 F14形単心光ファイバコネクタ 1997

II. 本インタフェースの記述において使用する用語の定義

本インタフェースの記述において使用する「送信」「受信」の定義は以下の通りである。

- ・「送信」：当社網から直接協定事業者網へ流れる信号の方向のことをいう。
- ・「受信」：直接協定事業者網から当社網へ流れる信号の方向のことをいう。

また、「前方n段」、「後方m段」の定義は以下の通りである。

- ・「前方n段」：フレーム同期状態においてフレーム同期パターン照合結果、n回連続不一致を検出したとき、フレーム同期復帰過程に移ること。
- ・「後方m段」：フレーム同期復帰過程においてフレーム同期パターン照合結果、m回連続一致を検出したとき、フレーム同期状態に移ること。

III. 本インタフェースで提供する当社新超高速専用回線ノード装置の位置付け

本インタフェースで使用するSONETのセクション、ライン及びパスと各終端装置の関係を図1に示す。

当社新超高速専用回線ノード装置はライン終端装置に相当する。従って、セクション



及びラインは終端するがパスは終端しない。

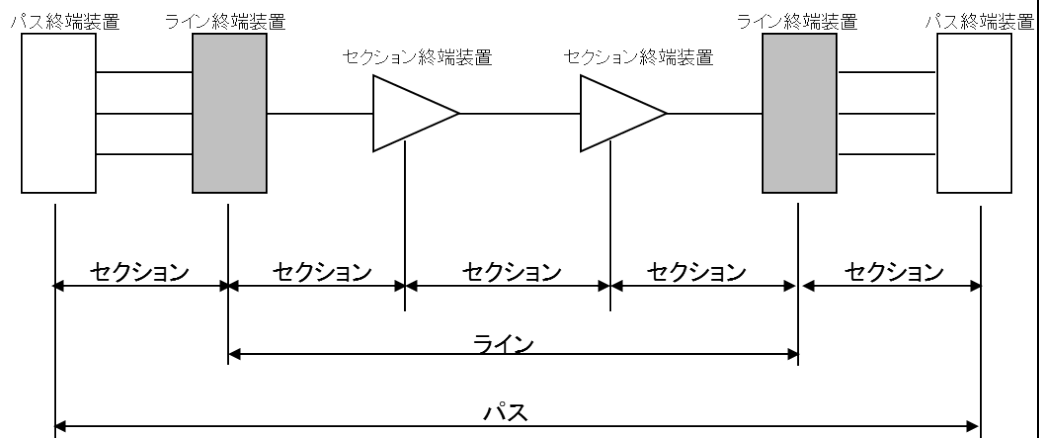


図1 SONET のセクション、ライン及びパスの規定

## 1. インタフェース規定点

本インタフェース条件を規定する規定点は図1及び図2のとおりである。

## 2. 物理的条件

### 2. 1 ケーブル

本インタフェースに適用するケーブルは、SM型光ファイバケーブルとし、光ファイバ素線はJIS C 6835 SSMA-9.5/125相当のものを使用する。

### 2. 2 コネクタ

本インタフェースに適用するコネクタは、JIS C 5973 (F04形単心光ファイバコネクタ) またはJIS C 5983 (F14形単心光ファイバコネクタ) とする。

## 3. 光学的条件

### 3. 1 同期ハイアラキーのレート

OC-3 (Optical Carrier - Level 3)、OC-12及びOC-48のビットレートはTelcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠する。

### 3. 2 光パラメータ条件

OC-3の光パラメータ条件はTelcordia勧告 GR-253-CORE issue3の規定のうち、適用伝送路コードがSR (Short Reach) -1であり、光源がMLM (Multi-Longitudinal Mode) または、適用伝送路コードがLR (Long Reach) -1であり、光源がSLM (Single-Longitudinal Mode) の各数値に準拠する。但し、適用伝送路コードがLR-1の波長範囲については、1290~1330 (nm) を使用する。

OC-12の光パラメータ条件はTelcordia勧告 GR-253-CORE issue3の規定のうち、適用伝送路コードがSR (Short Reach) -1であり、光源がMLM (Multi-Longitudinal Mode) または、適用伝送路コードがLR (Long Reach) -1であり、光源がSLM (Single-Longitudinal Mode) の各数値に準拠する。但し、適用伝送路コードがLR-1の波長範囲については、1290~1330 (nm) を使用する。

OC-48の光パラメータ条件はTelcordia勧告 GR-253-CORE issue3の規定のうち、適用伝送路コードがSR (Short Reach) -1であり、光源がMLM (Multi-Longitudinal Mode) または、適用伝送路コードがLR (Long Reach) -1であり、光源がSLM (Single-Longitudinal Mode) の各数値に準拠する。但し、適用伝送路コードがLR-1の波長範囲については、1290~1330 (nm) を使用する。

OC-3、OC-12及びOC-48の光パラメータ条件を表1に示す。

### 3. 3 光伝送路の符号則

光伝送路の符号則はTelcordia勧告 GR-253-CORE issue3に従ってスクランプリングされたNRZ (Non-Return-to-Zero) を使用する。

### 3. 4 光論理レベル

光論理レベルは論理"1"で発光、論理"0"で非発光とする。

### 3. 5 光伝送区間の符号誤り率 (BER (Bit Error Ratio))

光伝送区間の符号誤り率 (BER) は、 $1 \times 10^{-10}$ 以下とする。

### 3. 6 光パルスマスク

OC-3、OC-12及びOC-48の送信光パルスマスクを規定するパラメータはTelcordia勧告GR-253-CORE issue3に準拠する。

参考としてTelcordia勧告 GR-253-CORE issue3に記載されているOC-3、OC-12及びOC-48の送信光パルスマスクを規定するパラメータを図3～図5に示す。

### 3. 7 ジッタ耐力

OC-3、OC-12及びOC-48のジッタ耐力はTelcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠する。参考としてTelcordia勧告 GR-253-CORE issue3に記載されているOC-3、OC-12及びOC-48のジッタ耐力を図6に示す。

## 4. 論理的条件

### 4. 1 フレーム構成

#### (1) フレームフォーマット

本インタフェースで規定するOC-3のペイロードには3個のSTS-1 SPE (Synchronous Transport Signal - Level 1 Synchronous Payload Envelope) または1個のSTS-3c (Concatenation) SPEを収容する。

OC-12のペイロードには最大12個のSTS-1 SPEまたは最大4個のSTS-3cまたは1個のSTS-12c SPEを収容する。また、STS-1 SPE/STS-3cの混在収容が可能である。

OC-48のペイロードには最大48個のSTS-1 SPEまたは最大16個のSTS-3cまたは最大4個のSTS-12cまたは1個のSTS-48cを収容する。また、STS-1 SPE/STS-3c/STS-12c SPEの混在収容が可能である。

それぞれのフレームフォーマットを図7～13に示す。

#### (2) オーバヘッドバイトの定義

OC-3、OC-12、OC-48、STS-1 SPE、STS-3c SPE、STS-12c SPE、STS-48c SPEのオーバーヘッドバイトの定義を表2～5に示す。

### 4. 2 STS-1 SPEへのDS3の非同期マッピング

STS-1 SPEへのDS3非同期マッピングはTelcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠する。

参考としてTelcordia勧告 GR-253-CORE issue3に記載されている STS-1 SPEへのDS3の非同期マッピングを図8に示す。

### 4. 3 フレーム同期方式

OC-3、OC-12、OC-48のフレーム同期方式を表6に示す

### 4. 4 警報インタフェース条件

#### (1) 警報発出解除及び転送条件

LOS (Loss of Signal)、LOF (Loss of Frame)、RDI-L (Line Remote Defect Indication)、AIS-L (Line Alarm Indication Signal)、AIS-P (STS Path Alarm Indication)

Signal) 及びLOP-P (Loss of Pointer) の 警報発出解除及び転送条件はTelcordia (Bellcore) 勧告 GR-253-CORE issue2に準拠する。

参考としてBellcore勧告 GR-253-CORE issue2に記載されている警報発出及び解除条件を表 7～8 に示す。

(2) 警報転送図

警報転送図を図 1 5 に示す。

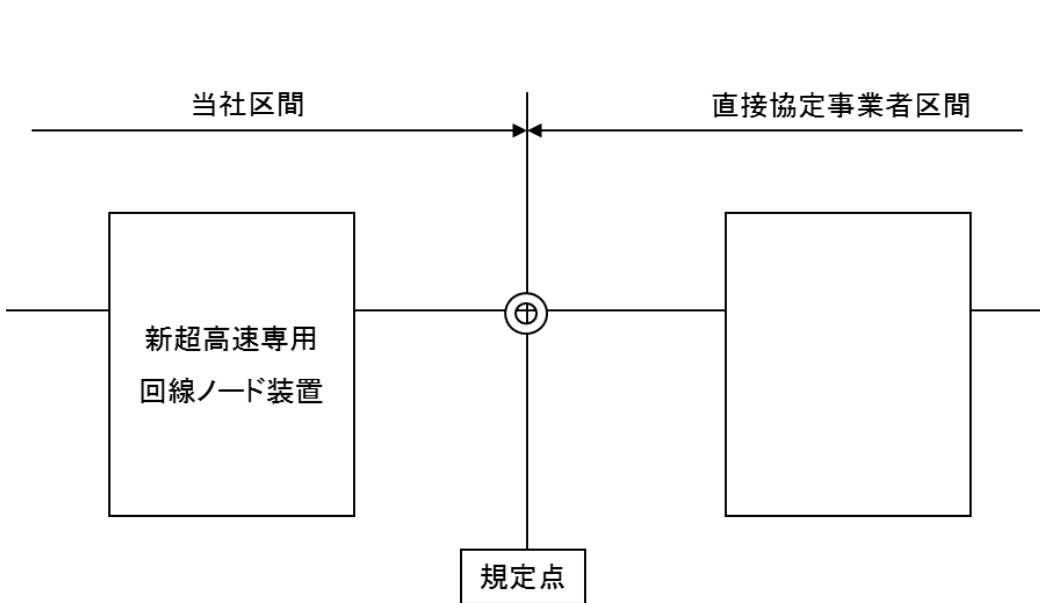


図1 インタフェース規定点

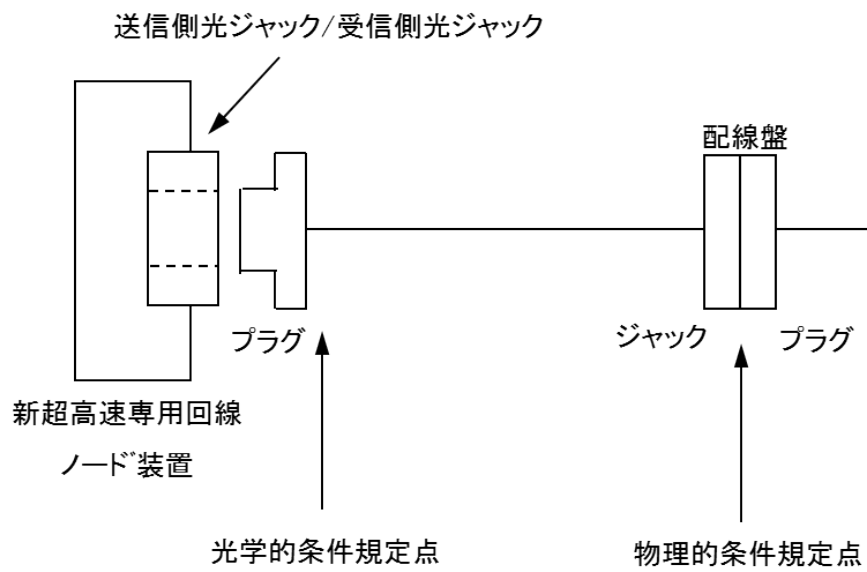
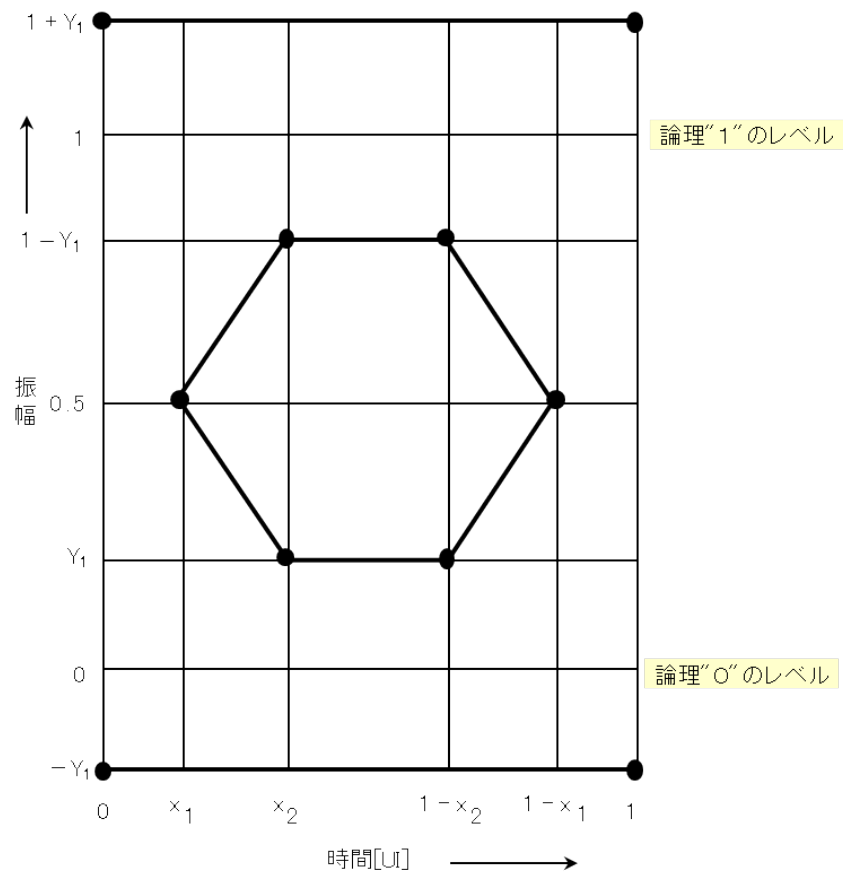


図2 光学的条件規定点及び物理的条件規定点

表1 光学的条件

項目	単位	SONET系(OC-3)インフォース		SONET系(OC-12)インフォース		SONET系(OC-48)インフォース	
		局内用	局間用	局内用	局間用	局内用	局間用
Line Rate	bit/s	155.52 M		622.08 M		2488.32 M	
適用伝送路コード	-	SR-1	LR-1	SR-1	LR-1	SR-1	LR-1
光源	-	MLM	SLM	MLM	SLM	MLM	SLM
波長範囲 ( $\lambda_{Tmin} - \lambda_{Tmax}$ )	nm	1260~1360	1290~1330	1261~1360	1290~1330	1266~1360	1290~1330
$\Delta \lambda_{rms}$	nm	40	NA	14.5	NA	4	NA
$\Delta \lambda_{20}$	nm	NA	1	NA	1	NA	1
サイドモード抑圧比 (SSR <sub>min</sub> )	dB	NA	30	NA	30	NA	30
平均送出レベル 最大(P <sub>Tmax</sub> )	dBm	-8	0	-8	+2	-3	+3
平均送出レベル 最小(P <sub>Tmin</sub> )	dBm	-15	-5	-15	-3	-10	-2
最小消光比 (r <sub>emin</sub> )	dB	8.2	10	8.2	10	8.2	8.2
System OPL <sub>min</sub>	dB	NA	NA	NA	20	24	24
最大分散 (DSR <sub>max</sub> )	ps/nm	18	NA	13	NA	12	NA
減衰量範囲 (Attenuation)	dB	0~7	10~28	0~7	10~24	0~7	10~24
送受信装置間の 最大反射	dB	NA	NA	NA	-25	-27	-27
最大受光レベル (P <sub>rmax</sub> )	dBm	-8	-10	-8	-8	-3	-9
最小受光レベル (P <sub>rmin</sub> )	dBm	-23	-34	-23	-28	-18	-27
最大光路へサリテイ (PO)	dB	1	1	1	1	1	1
受信装置の 最大反射	dB	NA	NA	NA	-14	-27	-27

SR: Short Reach (短距離)  
 LR: Long Reach (長距離)  
 MLM: Multi-Longitudinal Mode (マルチモード)  
 SLM: Single-Longitudinal Mode (シングルモード)  
 NA: Not Applicable (不適用)

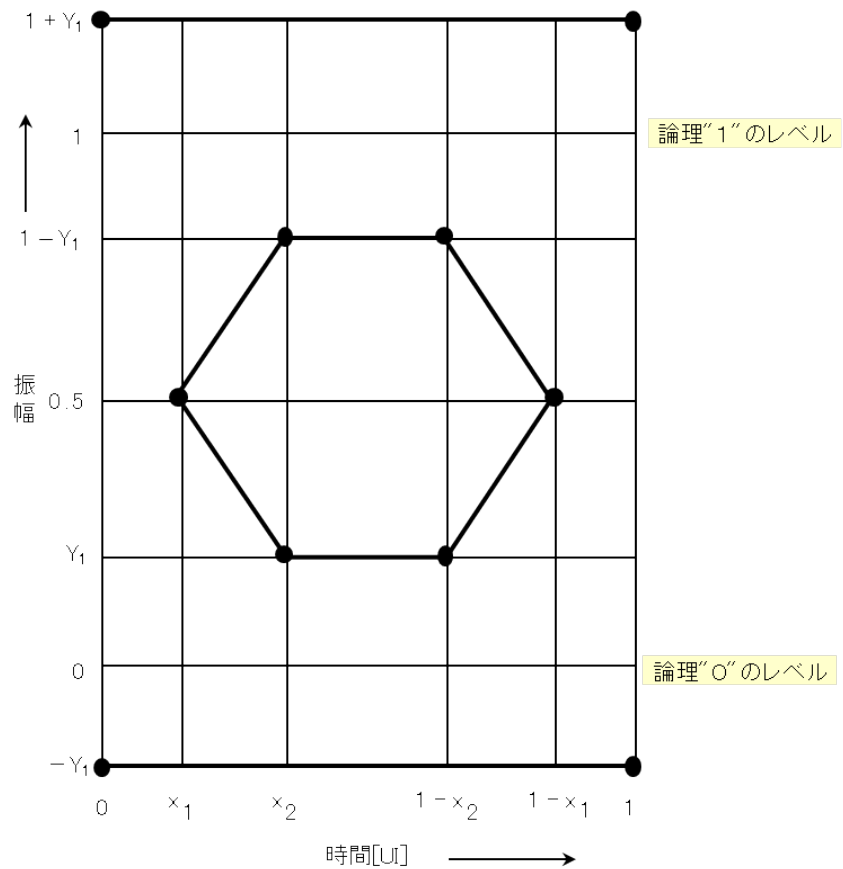


適用範囲：局内・局間OC-3

測定条件：f-3dBが伝送ビットレート×0.75の4次トムソンフィルタ

Rates	$X_1$	$X_2$	$Y_1$
OC-3	0.15	0.35	0.20

図3 OC-3信号のパルスマスク



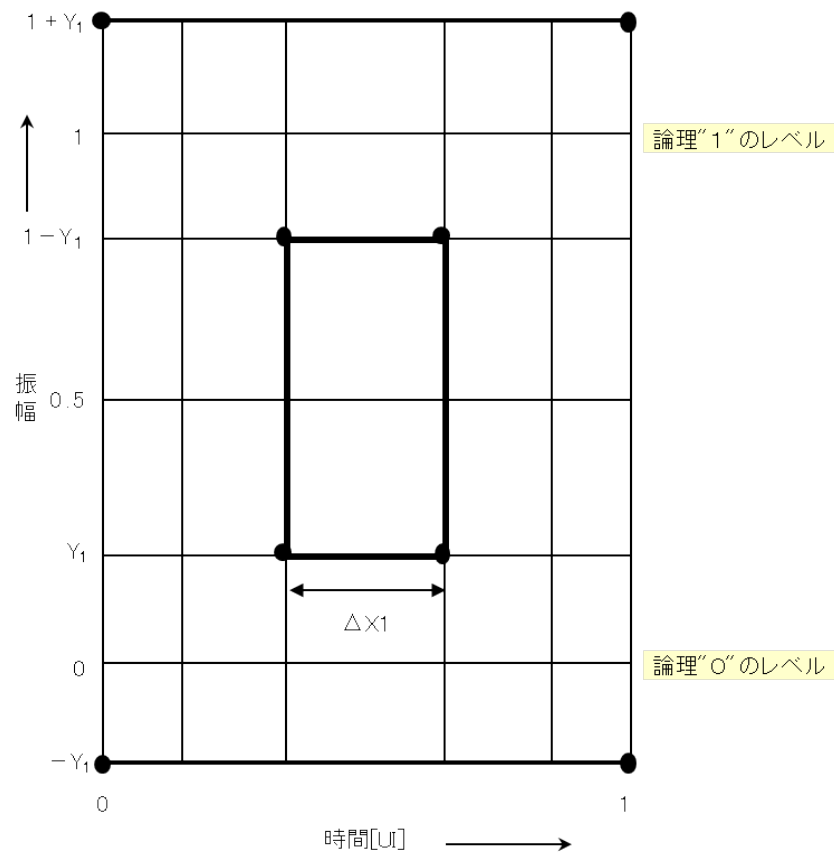
適用範囲：局内・局間OC-3

測定条件：f-3dBが伝送ビットレート×0.75の4次トムソンフィルタ

Rates	$X_1$	$X_2$	$Y_1$
OC-12	0.25	0.40	0.20

図4 OC-12信号のパルスマスク



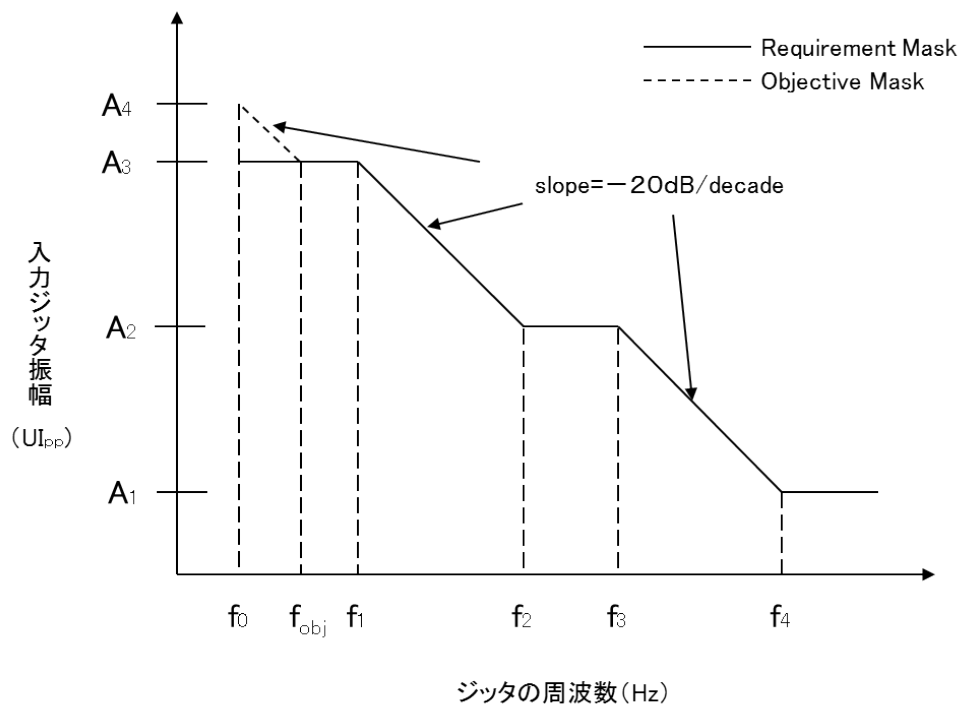


適用範囲：局内・局間OC-48

測定条件：f-3dBが伝送ビットレート×0.75の4次トムソンフィルタ

Rates	$\Delta X_1$	$Y_1$
OC-48	0.20	0.25

図5 OC-48信号のパルスマスク



OC-N Level	$f_0$ (Hz)	$f_{obj}$ (Hz)	$f_1$ (Hz)	$f_2$ (Hz)	$f_3$ (kHz)	$f_4$ (kHz)	$A_4$ ( $UI_{pp}$ )	$A_3$ ( $UI_{pp}$ )	$A_2$ ( $UI_{pp}$ )	$A_1$ ( $UI_{pp}$ )
3	10	NA	30	300	6.5	65	NA	15	1.5	0.15
12	10	18.5	30	300	25	250	27.8	15	1.5	0.15
48	10	70.9	600	6000	100	1000	106.4	15	1.5	0.15

図6 OC-Nのジッタ耐力

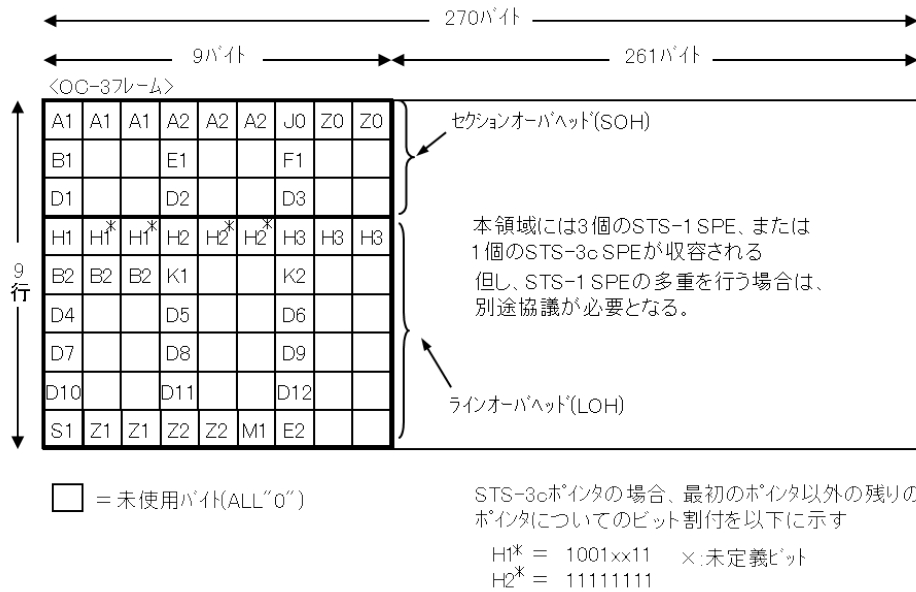


図7 OC-3信号のフレーム構成

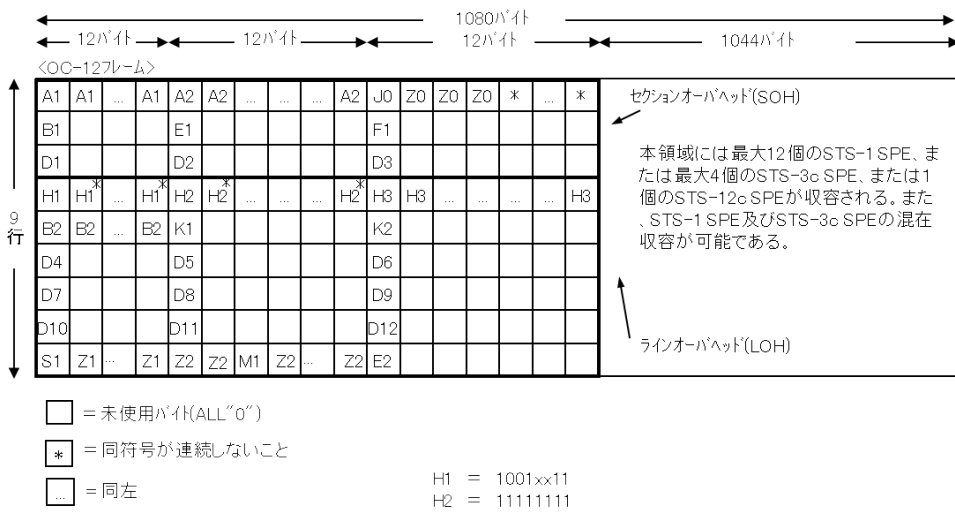


図8 OC-12信号のフレーム構成

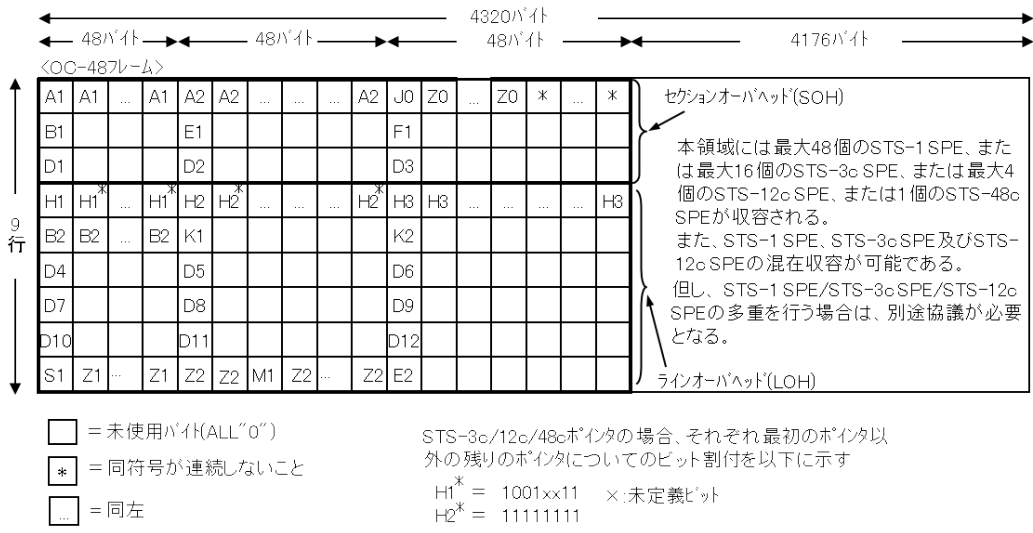
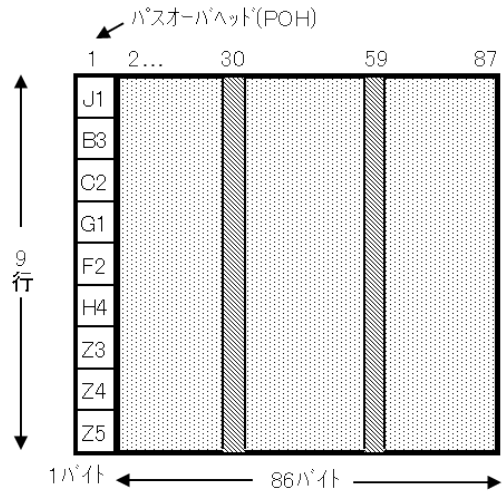
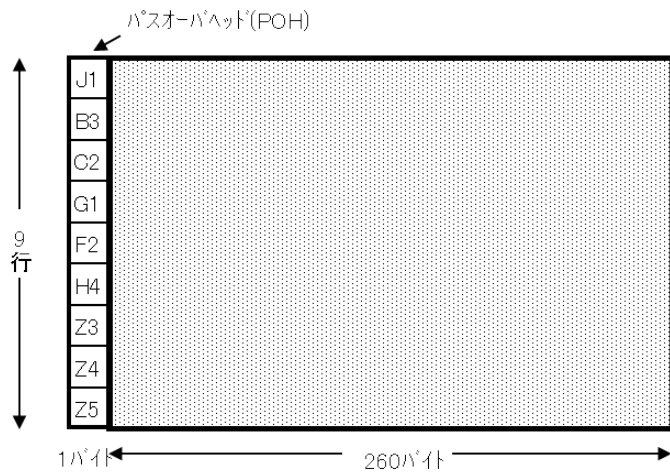


図9 OC-48信号のフレーム構成



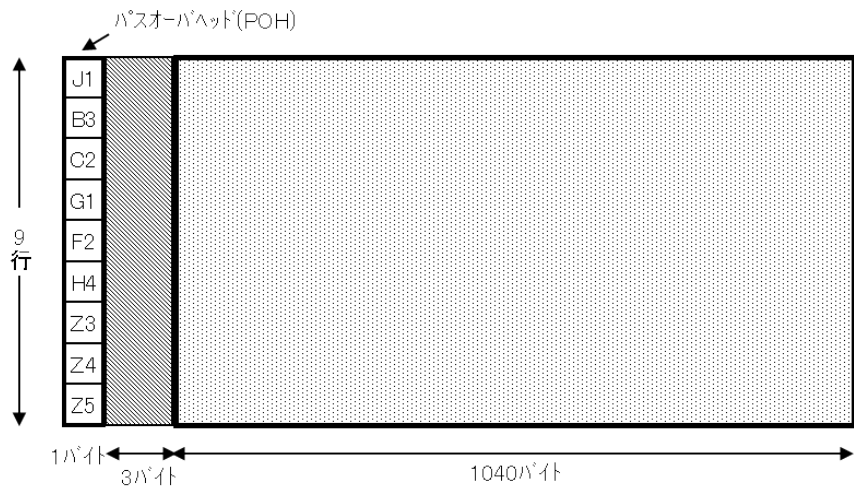
- = 固定スタッフバイト(同一値であること)
- = STS-1バイト

図 1 0 STS-1 SPEフレーム構成



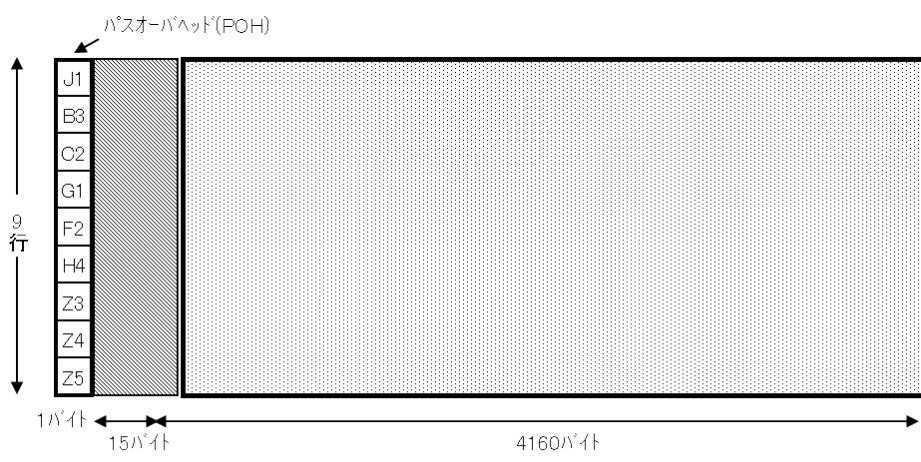
- = STS-3cバイト

図 1 1 STS-3c SPEフレーム構成



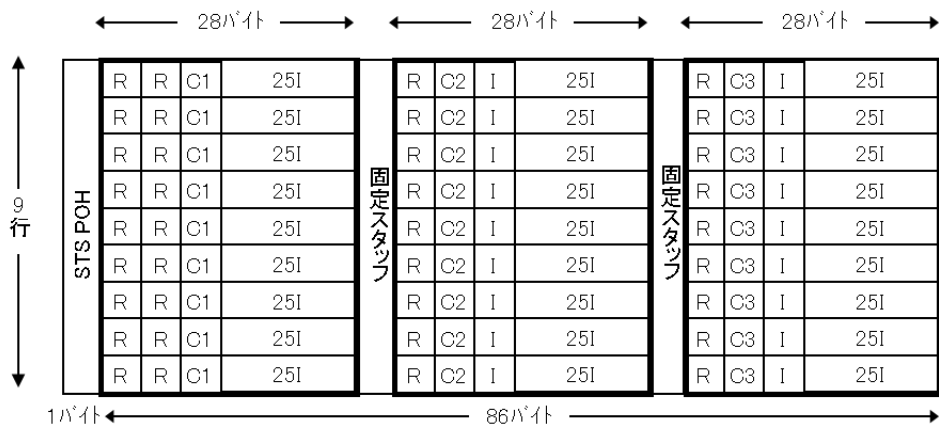
- = 固定スタッフバイト(同一値であること)
- = STS-12c<sup>レ</sup>ロード

図 1 2 STS-12c SPEフレーム構成



- = 固定スタッフバイト(同一値であること)
- = STS-48c<sup>レ</sup>ロード

図 1 3 STS-48c SPEフレーム構成



9行

バイト  
 I = iiiiii  
 R = mrrrrr  
 C1 = rrciiii  
 C2 = ocrrrrr  
 C3 = ocrrroors

ビット

i : information bit  
 r : fixed stuff bit  
 c : stuff control bit  
 s : stuff opportunity bit  
 o : overhead communications channel bit

□ : STS-1のヘッポード

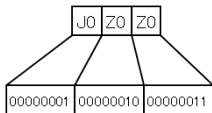
※DS3のフレームについては当社網ではノンフレームとする。

図 1 4 STS-1 SPE への DS3 の非同期マッピング

表2 OC-3信号のセクション・ラインオーバーヘッド

記号	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3上 の用途	本IFでの用途	各ビットの値
セクション オーバー ヘッド (SOH)	A1,A2	フレーム同期	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 A1:"11110110",A2:"00101000"
	J0	セクショントレース	未定義 送信(*1)による,受信:無視
	Z0	予約	未定義 送信(*1)による,受信:無視
	B1	セクションの誤り監視	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 前フレームの全ビットのBIP-8演算結果
	E1	セクションオーダワイヤ	未定義 送信:"01111111",受信:無視
	F1	セクションユーザチャンネル	未定義 送信:ALL"0",受信:無視
	D1~D3	セクションデータ通信チャンネル	未定義 送信:ALL"0",受信:無視
ライン オーバー ヘッド (LOH)	E2	ライン誤り監視	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 前フレームの第1行から第3行のSOHを除く 全ビットのBIP-24演算結果
	K1, K2(b1~b5)	ライン切替系制御	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 切替要求要因,切替元伝送路等(*2) (切替方式:1+1 Unidirectional)
	K2(b6~b8)	ライン状態の転送	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 正常:"100"(Uni) (*2) RDI:"110",AIS:"111"の検出
	D4~D12	ラインデータ通信チャンネル	未定義 送信:ALL"0",受信:無視
	S1	同期状態メッセージ	未定義 送信:ALL"0",受信:無視
	Z1, Z2	予約	未定義 送信:ALL"0",受信:無視
	M1	対局誤り表示	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 送信/受信:"対局E2の演算結果"
	E2	ラインオーダワイヤ	未定義 送信:"01111111",受信:無視
STS ポイント	H1	b1~b4	NDF Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 normal:"0110",set:"1001"
		b5,b6	未定義 Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 送信:"00",受信:無視
		b7,b8	STS-1 SPE,STS-3c SPE 先頭位相指示 正負スタッフ指示 Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 STS-1 SPE,STS-3c SPE先頭位相, スタッフ制御等
	H3	負スタッフ用バイト	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 負スタッフ時ハイド収容
ヘイロード	STS-1 SPE,STS-3c SPE 信号を格納	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 主信号伝送用	

(\*1) J0,Z0の送信内容



(\*2) K1, K2 (b1~b5) 及びK2 (b6~b8) にはTelcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠したビットを送受信する。  
また、切替方式はTelcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠した1+1 Uni-directional 切戻し無し的方式とする。



表3 OC-12信号のセクション・ラインオーバーヘッド

記号	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3上の 用途	本IFでの用途	各ビットの値
セクション 管理 情報 (SOH)	A1,A2	フレーム同期	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 A1:"11110110",A2:"00101000"
	J0	セクショント्रेस	未定義 送信(*1)による,受信:無視
	Z0	予約	未定義 送信(*1)による,受信:無視
	B1	セクションの誤り監視	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 前フレームの全ビットのEIP-8演算結果
	E1	セクションオーダワイヤ	未定義 送信:"01111111",受信:無視
	F1	セクションユーザチャネル	未定義 送信ALL"0",受信:無視
	D1~D3	セクションデータ通信チャネル	未定義 送信ALL"0",受信:無視
	ライン 管理 情報 (LOH)	E2	ライン誤り監視
K1, K2(b1~b5)		ライン切替系の制御	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 切替要求要因,切替元伝送路等(*2) (切替方式:1+1 Unidirectional)
K2(b6~b8)		ライン状態の転送	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 正常:"100"(Uni) (*2) RDI:"110",AIS:"111"の検出
D4~D12		ラインデータ通信チャネル	未定義 送信ALL"0",受信:無視
S1		同期状態メッセージ	未定義 送信ALL"0",受信:無視
Z1, Z2		予約	未定義 送信ALL"0",受信:無視
M1		対局誤り表示	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 送信/受信"対局E2の演算結果"
E2		ラインオーダワイヤ	未定義 送信:"01111111",受信:無視
STS ポイント	H1	b1~b4	NDF Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 normal:"0110",set:"1001"
		b5,b6	未定義 Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 送信:"00",受信:無視
		b7,b8	STS-1 SPE,STS-3c SPE, STS-12c SPE先頭位相指示 正負スタッフ指示 Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 STS-1 SPE,STS-3c SPE,STS-12c SPE先頭位相 スタッフ制御等
	H3	負スタッフ用バイト	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 負スタッフ時A'イロード'収容
A'イロード'	STS-1 SPE,STS-3c SPE, STS-12c SPE信号を格納	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 主信号伝送用	

(\*1) J0,Z0の送信内容

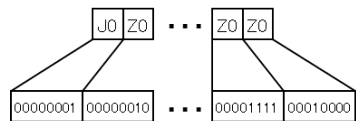


(\*2) K1, K2 (b1~b5) 及びK2 (b6~b8) にはTelcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠したビットを送受信する。  
また、切替方式はTelcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠した1+1 Uni-directional 切戻し無し的方式とする。

表4 OC-48信号のセクション・ラインオーバーヘッド

記号	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3上 の用途	本IFでの用途	各ビットの値
セクション 管理 情報 (SOH)	A1,A2	フレーム同期	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 A1:"11110110",A2:"00101000"
	J0	セクショントレース	未定義 送信(*1)による,受信:無視
	Z0	予約	未定義 送信(*1)による,受信:無視
	B1	セクションの誤り監視	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 前フレームの全ビットのBIP-8演算結果
	E1	セクションオーダワイヤ	未定義 送信:"01111111",受信:無視
	F1	セクションユーザチャンネル	未定義 送信ALL"0",受信:無視
	D1~D3	セクションデータ通信チャンネル	未定義 送信ALL"0",受信:無視
ライン 管理 情報 (LOH)	E2	ライン誤り監視	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 前フレームの第1行から第3行のSOHを除く 全ビットのBIP-384演算結果
	K1, K2(b1~b5)	ライン切替系の制御	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 切替要求要因,切替元伝送路等(*2) (切替方式:1+1 Unidirectional)
	K2(b6~b8)	ライン状態の転送	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 正常:"100"(Uni) (*2) RDI:"110",AIS:"111"の検出
	D4~D12	ラインデータ通信チャンネル	未定義 送信ALL"0",受信:無視
	S1	同期状態メッセージ	未定義 送信ALL"0",受信:無視
	Z1, Z2	予約	未定義 送信ALL"0",受信:無視
	M1	対局誤り表示	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 送信/受信:"対局E2の演算結果"
	E2	ラインオーダワイヤ	未定義 送信:"01111111",受信:無視
STS ポイント	H1	b1~b4	NDF Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 normal:"0110",set:"1001"
		b5,b6	未定義 Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 送信:"00",受信:無視
		b7,b8	STS-1 SPE,STS-3c SPE,S SPE, STS-48c SPE先頭 位相指示 正負スタフ指示
	H2	負スタフ用バイト	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 負スタフ時,ハイレード収容
H3	負スタフ用バイト	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 負スタフ時,ハイレード収容	
ハイレード	STS-1 SPE,STS-3c SPE, STS-12c SPE,STS-48 c SPE信号を格納	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠 主信号伝送用	

(\*1) J0,Z0の送信内容



(\*2) K1, K2 (b1~b5) 及び K2 (b6~b8) にはTelcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠したビットを送受信する。  
また、切替方式はTelcordia勧告 GR-253-CORE issue3に準拠した1+1 Uni-directional 切戻し無し的方式とする。

表5 STS-1/STS-3c/STS-12c/STS-48cのパスオーバーヘッド

記号	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3上 の用途	本IFでの用途	各ビットの値	
パス オーバ ヘッド (POH) ※1	J1	バストレース	未定義	規定しない
	B3	バス誤り監視	Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3 に準拠	バス誤り監視(前フレームのSTS-1 SPE/ STS-3c SPE/STS-12c SPE/STS-48c SPEの全ビットのBIP-8演算結果) ※2
	C2	シグナルラベル	未定義	"00"以外 ※3
	G1(b1~b4)	バス対局誤り表示	未定義	規定しない
	G1(b5)	送信バス状態の転送	未定義	規定しない
	G1(b6~b8)	未使用	未定義	規定しない
	F2	バスユーザチャンネル	未定義	規定しない
	H4	位置表示	未定義	規定しない
	Z3	予約	未定義	規定しない
	Z4	予約	未定義	規定しない
Z5	タンデムコネクション	未定義	規定しない	

※1: POHについては当社網においてはすべて透過である。

※2: B3バイトについて当社網においては透過するが、Telcordia勧告 GR-253-CORE issue3の規定以外のバイトを当社網にて受信した場合、当社網内の冗長切替機能に影響を与える。このため直接協定事業者網から当社網に対してTelcordia勧告 GR-253-CORE issue3の規定以外のバイトを送信しないことを要求する。

※3: C2バイトについて当社網においては透過するがC2="00"を当社網にて受信した場合、当社網の冗長切替機能に影響を与える。このため直接協定事業者網から当社網に対してC2="00"を送信しないことを要求する。

表6 フレーム同期方式

項目	フレーム同期パターン	・パターン探索法 ・パターン照合法	フレーム同期保護
OC-3信号 /OC-12信号 /OC-48信号	A1: "11110110" A2: "00101000"	・1ビット即時シフト方式(※1) ・連続したA1,A1,A2及びA2バイトの32ビット同時照合方式	・リセット方式 ・前方:5段 ・後方:2段

※1: パターン探索法については、1ビット即時シフト方式または、1ビット即時シフト方式と同等なフレーム同期復帰特性を有するフレーム同期方式とする。

表7 警報発出解除条件

警報種別	検出条件	解除条件
①LOS	・光入力断	・光入力回復かつ、フレーム同期確立
②LOF	・フレーム同期外れ (フレーム同期パターン不一致を3ms連続検出)	・フレーム同期復帰 (フレーム同期パターン一致を3ms連続検出)
③RDI-L	・デスクランブル後のK2のb6-b8="110"を5フレーム連続検出	・デスクランブル後のK2のb6-b8≠"110"を5フレーム連続検出
④AIS-L	・デスクランブル後のK2のb6-b8="111"を5フレーム連続検出	・デスクランブル後のK2のb6-b8≠"111"を5フレーム連続検出
⑤AIS-P	・H1,H2バイトでALL"1"を3フレーム連続検出時	・正常ポインタを3フレーム連続検出時
⑥LOP-P	・異常ポインタを8フレーム連続検出時	・正常ポインタを3フレーム連続検出時

※表中の①～⑥の数字は図15の警報種別に該当する

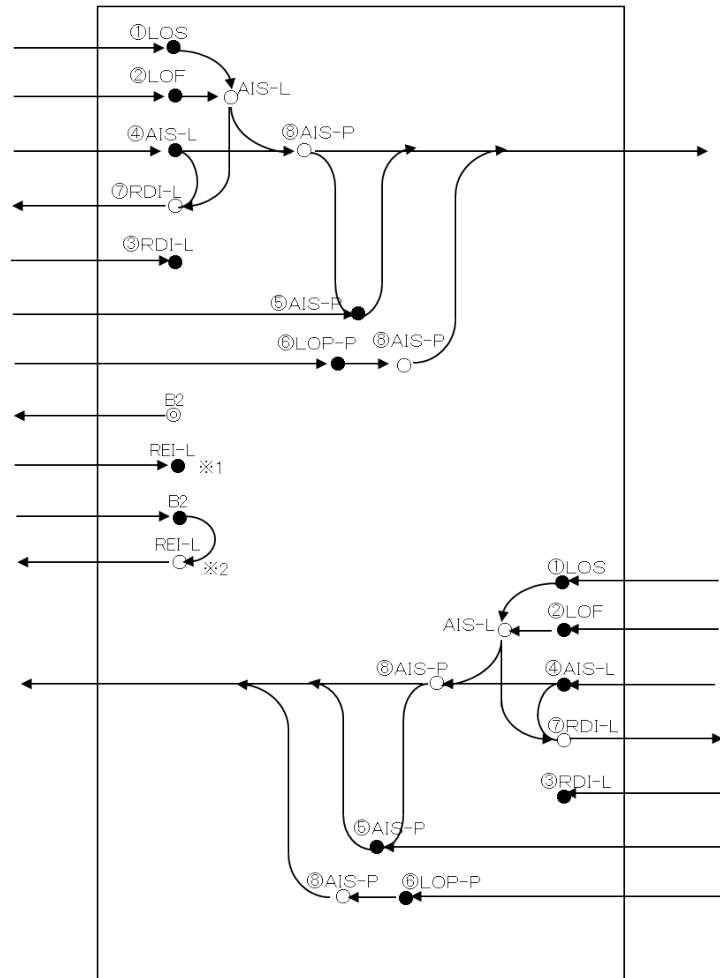
表8 警報転送条件

警報種別	転送情報	転送条件	解除条件
⑦RDI-L	・スクランブル前のK2のb6-b8="110"を挿入	・LOS, LOF又はAIS-L検出時	・LOS, LOF又はAIS-L回復時
⑧AIS-P	・ペイロード及びH1,H2,H3バイトをALL"1"	・LOS, LOF,AIS-L又はLOP-P検出時	・LOS, LOF,AIS-L又はLOP-P回復時

※表中の⑦～⑧の数字は図15の警報種別に該当する

直接協定事業者網

当社網：新超高速専用線ノド装置



当社網

●: 検出      ○: 生成      ◎: 演算及び生成  
 ※1: パフォーマンス情報として使用  
 ※2: M1バイトにB2のエラー個数を挿入  
 図中の①～⑧数字は表7/表8の警報種別に該当する

図 1 5 警報転送図

技術的条件集別表11.13 専用回線ノード装置インタフェース仕様(超高速専用回線ノード装置(SDH方式))

技術的条件集別表 11.13 削除

本インタフェースの記述に関する留意事項

I. 参考とした規格一覧

本インタフェースは以下の規格、勧告又は標準を参照している。

・ITU-T勧告 G.707 (03/96) Network node interface for the synchronous digital hierarchy (SDH)

・ITU-T勧告 G.957 (06/99) Optical interface for equipments and system relating synchronous digital hierarchy

・ITU-T勧告 G.841 (10/98) Types and characteristics of SDH network protection architectures

・ITU-T勧告 G.813 (08/96) Timing characteristics of SDH equipment slave clocks

・JIS規格 JIS C 6835 石英系シングルモード光ファイバ素線 1999

・JIS規格 JIS C 5973 (F04形単心光ファイバコネクタ) 1998

・JIS規格 JIS C 5983 (F14形単心光ファイバコネクタ) 1997

II. 本インタフェースの記述で使用する用語の定義

本インタフェースの記述において使用する「送信」「受信」の定義は以下の通りである。

・「送信」：当社網から直接協定事業者網へ流れる信号の方向のことをいう。

・「受信」：直接協定事業者網から当社網へ流れる信号の方向のことをいう。

また、「前方n段」、「後方m段」の定義は以下の通りである。

・「前方n段」：フレーム同期状態においてフレーム同期パターン照合結果、n回連続不一致を検出したとき、フレーム同期復帰過程に移ること。

・「後方m段」：フレーム同期復帰過程においてフレーム同期パターン照合結果、m回連続一致を検出したとき、フレーム同期状態に移ること。

III. 本インタフェースで提供する当社新超高速専用回線ノード装置の位置付け

本インタフェースで使用するSDHの中継セクション、端局セクション及びパスと各終端装置の関係を図1示す。

当社新超高速専用回線ノード装置は端局セクション終端装置に相当する。従って、中継セクション及び端局セクションは終端するがパスは終端しない。

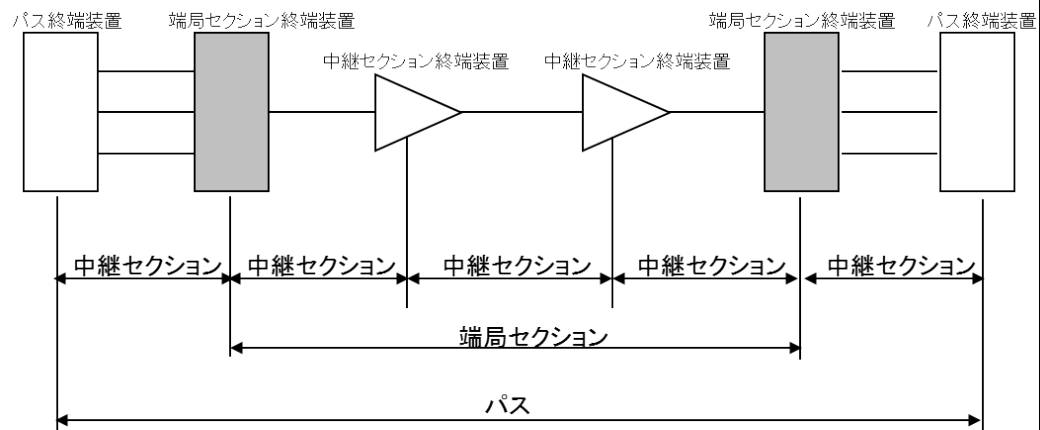


図1 SDHの中継セクション、端局セクション及びパスの規定

## 1. インタフェース規定点

本インタフェース条件を規定する規定点は図1及び図2のとおりである。

## 2. 物理的条件

### 2. 1 ケーブル

本インタフェースに適用するケーブルは、SM型光ファイバケーブルとし、光ファイバ素線はJIS C 6835 SSMA-9.5/125相当のものを使用する。

### 2. 2 コネクタ

本インタフェースに適用するコネクタは、JIS C 5973 (F04形単心光ファイバコネクタ) またはJIS C 5983 (F14形単心光ファイバコネクタ) とする。

## 3. 光学的条件

### 3. 1 同期ハイアラーキのレート

STM-1 (Synchronous Transport Module - 1)、STM-4、STM-16のビットレートはITU-T勧告 G.707に準拠する。

### 3. 2 光パラメータ条件

STM-1光インタフェースのパラメータはITU-T勧告 G.957の規定のうち、適用伝送路コードがI (局内) -1であり、光源がMLM (Multi-Longitudinal Mode) または、適用伝送路コードがL (長距離) -1.1であり、光源がSLM (Single-Longitudinal Mode) の各数値に準拠する。但し、適用伝送路コードがL-1.1の波長範囲については、1290~1330 (nm) を使用する。

STM-4光インタフェースのパラメータはITU-T勧告 G.957の規定のうち、適用伝送路コードがI-4であり、光源がMLMまたは、適用伝送路コードがL-4.1であり、光源がSLMの各数値に準拠する。但し、適用伝送路コードがL-4.1の波長範囲については、1290~1330 (nm) を使用する。

STM-16光インタフェースのパラメータはITU-T勧告 G.957の規定のうち、適用伝送路コードがI-16であり、光源がMLMまたは、適用伝送路コードがL-16.1であり、光源がSLMの各数値に準拠する。但し、適用伝送路コードがL-16.1の波長範囲については、1290~1330 (nm) を使用する。

STM-1、STM-4、STM-16の光パラメータ条件を表1に示す。

### 3. 3 光伝送路の符号則

光伝送路の符号則はITU-T勧告 G.707に従ってスクランプリングされたNRZ (Non-

Return-to-Zero) を使用する。

### 3. 4 光論理レベル

光論理レベルは論理"1"で発光、論理"0"で非発光とする。



### 3. 5 光伝送区間の符号誤り率 (BER (Bit Error Ratio))

光伝送区間の符号誤り率 (BER) は、 $1 \times 10^{-10}$ 以下とする。

### 3. 6 光パルスマスク

STM-1、STM-4、STM-16の送信光パルスマスクを規定するパラメータはITU-T勧告 G. 957に準拠する。

参考としてITU-T勧告 G. 957に記載されているSTM-1、STM-4、STM-16の光送信信号に対するパルスマスクを図3～図5に示す。

### 3. 7 ジッタ耐力

STM-1、STM-4、STM-16のジッタ耐力はITU-T勧告 G. 813に準拠する。

参考としてITU-T勧告 G. 813に記載されている STM-1、STM-4、STM-16のジッタ耐力を図6に示す。

## 4. 論理的条件

### 4. 1 フレーム構成

#### (1) フレームフォーマット

本インタフェースで規定するSTM-1のペイロードには3個のVC-3 (Virtual Container - 3) または1個のVC-4を収容する。

STM-4のペイロードには最大12個のVC-3または最大4個のVC-4または1個のVC-4-4c (4 time Concatenated VC-4) を収容する。また、VC-3/VC-4の混在収容が可能である。

STM-16のペイロードには最大48個のVC-3または最大16個のVC-4または最大4個のVC-4-4c または1個のVC-4-16c (16 time Concatenated VC-4) を収容する。また、VC-3フレーム/VC-4フレーム/VC-4-4cの混在収容が可能である。

それぞれのフレームフォーマットを図7～図13に示す。

#### (2) オーバヘッドバイトの定義

STM-1、STM-4、VC-3、VC-4、VC-4-4c 及びVC-4-16c のオーバヘッドバイトの定義を表2～5に示す。

### 4. 2 VC-3へのDS3の非同期マッピング

VC-3へのDS3の非同期マッピングはITU-T勧告 G. 707に準拠する。

参考としてITU-T勧告 G. 707に記載されている VC-3へのDS3の非同期マッピングを図14に示す。

### 4. 3 フレーム同期方式

STM-1、STM-4、STM-16フレーム同期方式を表6に示す。

### 4. 4 警報インタフェース条件

#### (1) 警報発出解除及び転送条件

LOS (Loss of Signal) 、LOF (Loss of Frame) 、MS-RDI (Multiplex Section - Remote Defect

Indication)、MS-AIS (Multiplex Section - Alarm Indication Signal)、AU-AIS (Administrative

Unit - Alarm Indication Signal) 及び AU-LOP (Administrative Unit - Loss of Pointer) の 警報発出解除及び転送条件はITU-T勧告 G.783に準拠する。

参考としてITU-T勧告 G.783に記載されている警報発出及び解除条件を表7～8に示す。

(2) 警報転送図

警報転送図を図15に示す。

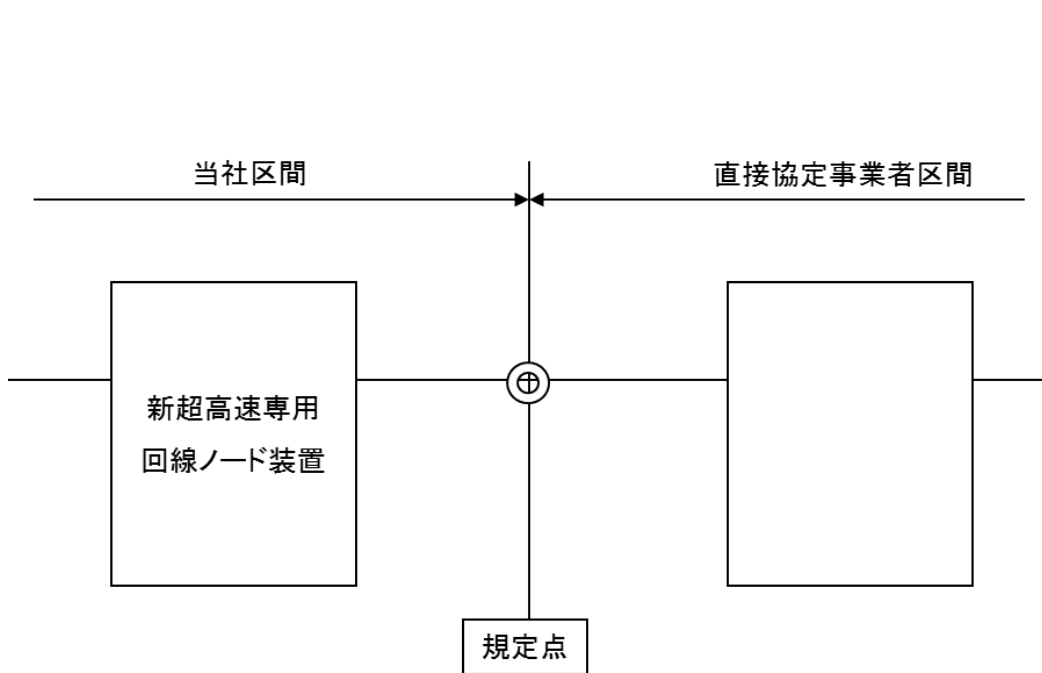


図1 インタフェース規定点

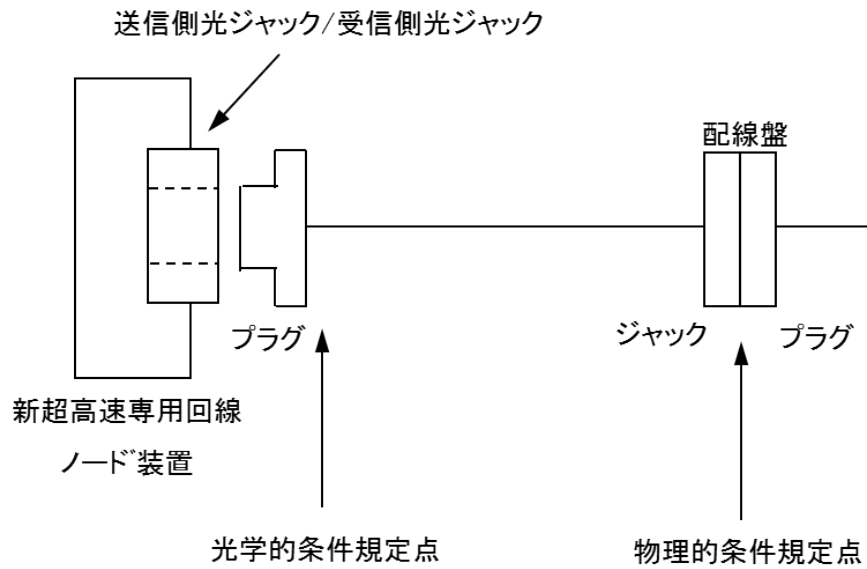
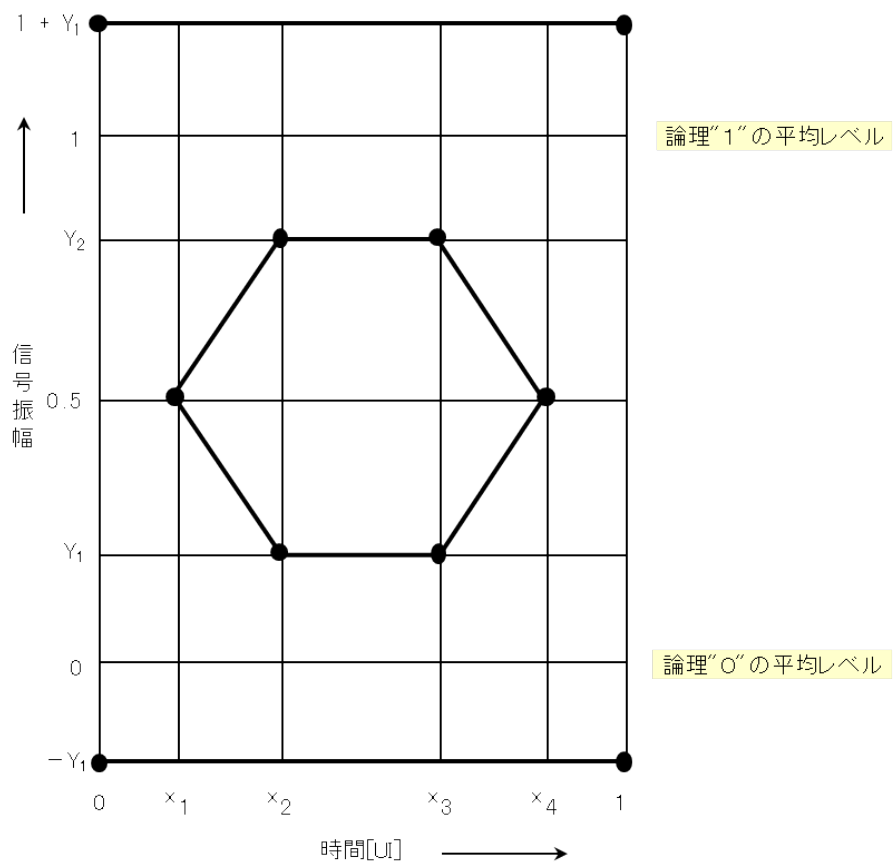


図2 光学的条件規定点及び物理的条件規定点

表1 光学的条件

項目	単位	SDH系(STM-1)インタフェース		SDH系(STM-4)インタフェース		SDH系(STM-16)インタフェース	
		局内用	局間用	局内用	局間用	局内用	局間用
デジタル信号 公称ビットレート	bit/s	155.520 M		622.080 M		2488.320 M	
適用伝送路コード	—	I-1	L-1.1	I-4	L-4.1	I-16	L-16.1
波長範囲	nm	1260~1360	1290~1330	1261~1360	1290~1330	1266~1360	1290~1330
光源	—	MLM	SLM	MLM	SLM	MLM	SLM
最大RMS幅( $\sigma$ )	nm	40	—	14.5	—	4	—
最大-20dB幅	nm	—	1	—	1	—	1
最小サイドモード 抑圧比	dB	—	30	—	30	—	30
平均送出レベル 最大	dBm	-8	0	-8	+2	-3	+3
平均送出レベル 最小	dBm	-15	-5	-15	-3	-10	-2
最小消光比	dB	8.2	10	8.2	10	8.2	8.2
減衰量範囲	dB	0~7	10~28	0~7	10~24	0~7	10~24
最大分散	ps/nm	18	NA	13	NA	12	NA
最小光ロス	dB	NA	NA	NA	20	24	24
送受信装置間の 最大反射	dB	NA	NA	NA	-25	-27	-27
最小受光レベル	dBm	-23	-34	-23	-28	-18	-27
最大受光レベル	dBm	-8	-10	-8	-8	-3	-9
最大光路パナリティ	dB	1	1	1	1	1	1
受信装置での 最大反射	dB	NA	NA	NA	-14	-27	-27

I: Intra-Office (局内)  
 L: Long-Haul (長距離)  
 MLM: Multi-Longitudinal Mode (マルチモード)  
 SLM: Single-Longitudinal Mode (シングルモード)  
 NA: Not Applicable (不適用)

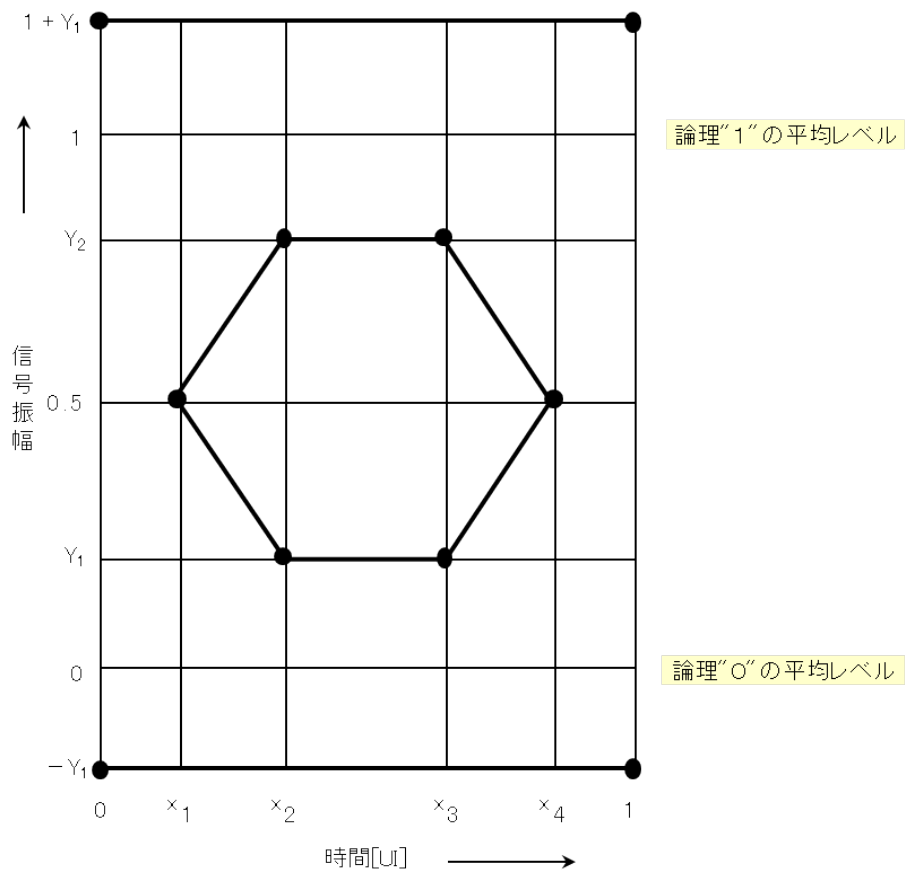


適用範囲：局内・局間STM-1

測定条件：f-3dBが伝送ビットレート×0.75の4次トムソフフィルタ

	$X_1/X_4$	$X_2/X_3$	$Y_1/Y_2$
STM-1	0.15/0.85	0.35/0.65	0.20/0.80

図3 STM-1信号のパルスマスク

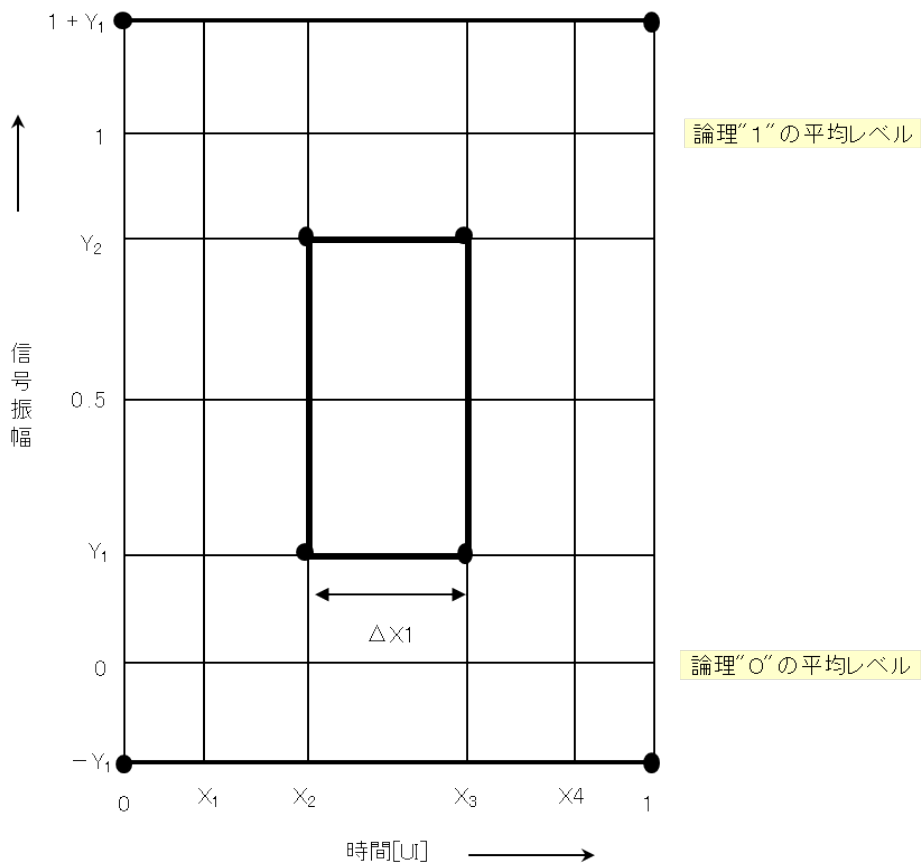


適用範囲：局内・局間STM-4

測定条件：f-3dBが伝送ビットレート×0.75の4次トムソンフィルタ

	$X_1/X_4$	$X_2/X_3$	$Y_1/Y_2$
STM-4	0.25/0.75	0.40/0.60	0.20/0.80

図4 STM-4信号のパルスマスク

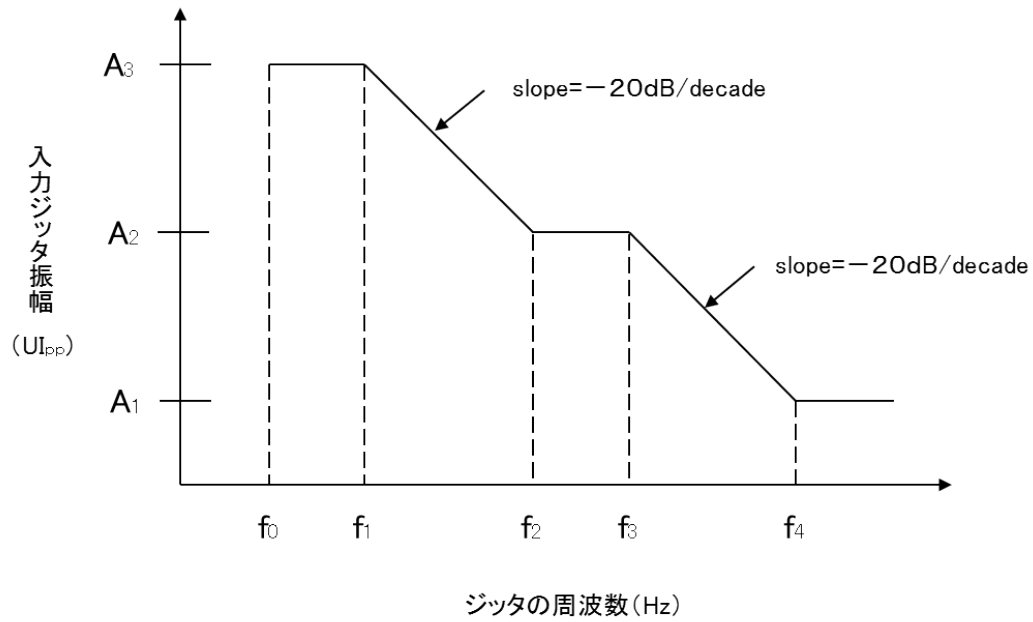


適用範囲：局内・局間STM-16

測定条件：f-3dBが伝送ビットレート×0.75の4次トムソンフィルタ

	$X_3 - X_2$	$Y_1 / Y_2$
STM-16	0.20	0.25/0.75

図5 STM-16信号のパルスマスク



STM-N Level	f <sub>0</sub> (Hz)	f <sub>1</sub> (Hz)	f <sub>2</sub> (Hz)	f <sub>3</sub> (Hz)	f <sub>4</sub> (Hz)	A <sub>1</sub> (UI <sub>pp</sub> )	A <sub>2</sub> (UI <sub>pp</sub> )	A <sub>3</sub> (UI <sub>pp</sub> )
1	10	30	300	6.5K	65K	0.15	1.5	15
4	10	30	300	25K	250K	0.15	1.5	15
16	10	600	6000	100K	1000K	0.15	1.5	15

図6 STM-Nのジッタ耐力





□ = 未使用バイト(ALL"1")

\* = 同符号が連続しないこと

AU-4ポインタの場合、最初のポインタ以外の残りのポインタについてのビット割付を以下に示す

H1\* = 1001ss11 s:未定義ビット

H2\* = 11111111

図7 STM-1信号のフレーム構成

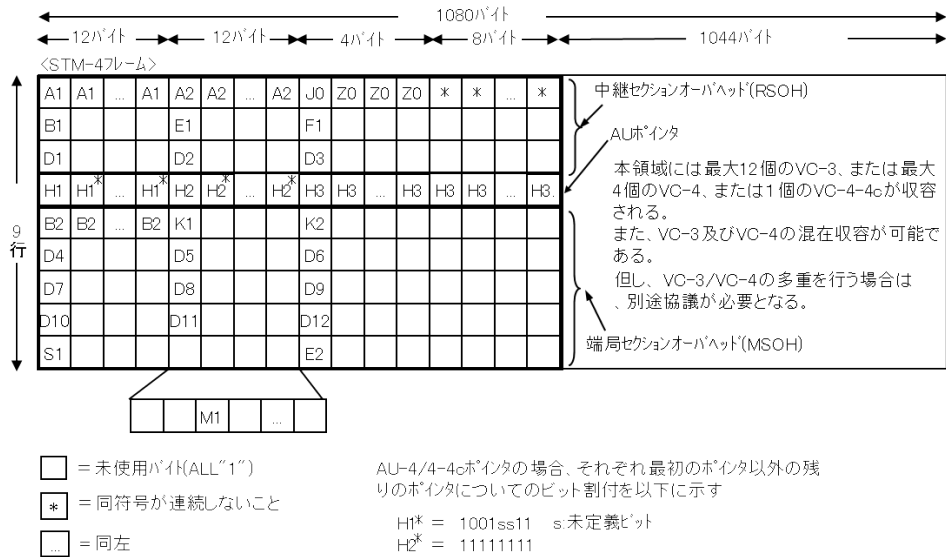


図8 STM-4信号のフレーム構成

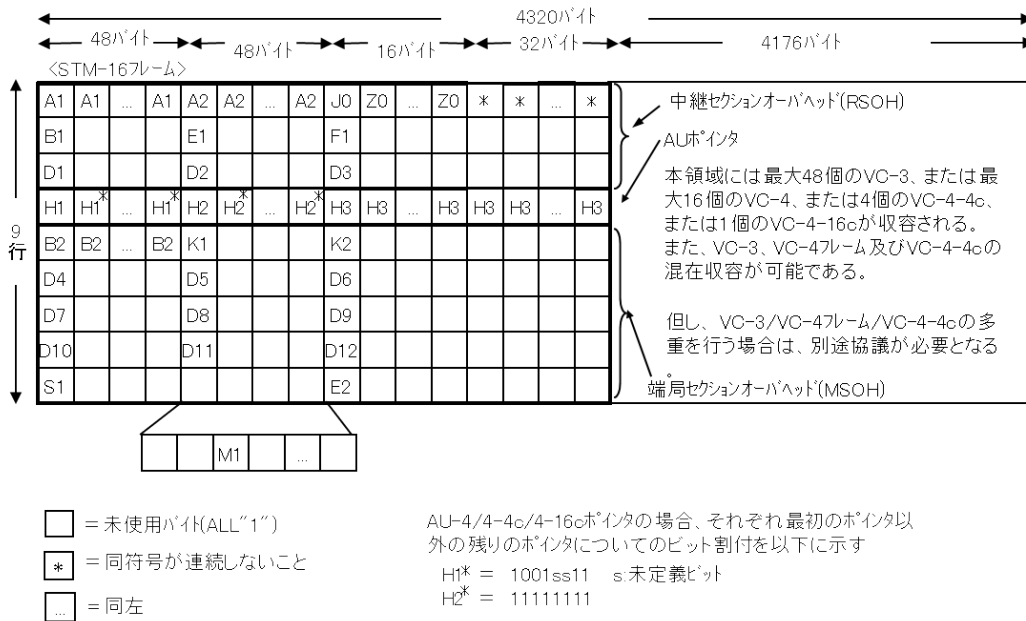
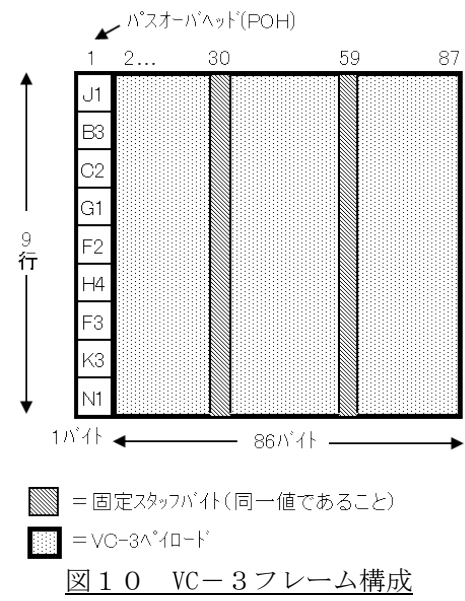
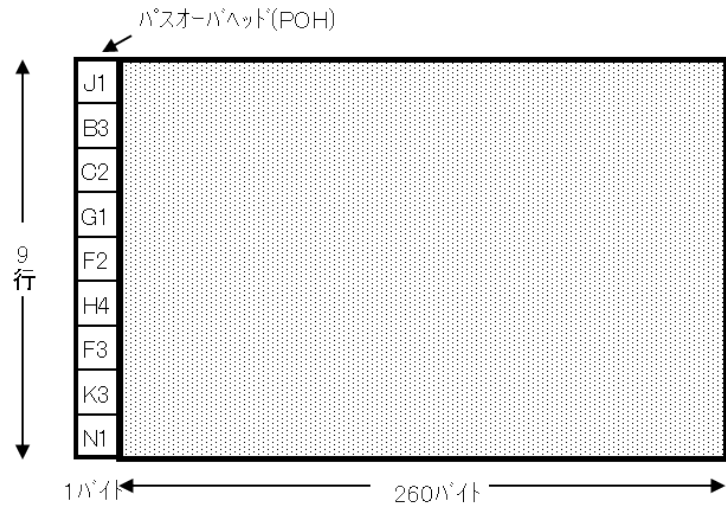


図9 STM-16信号のフレーム構成






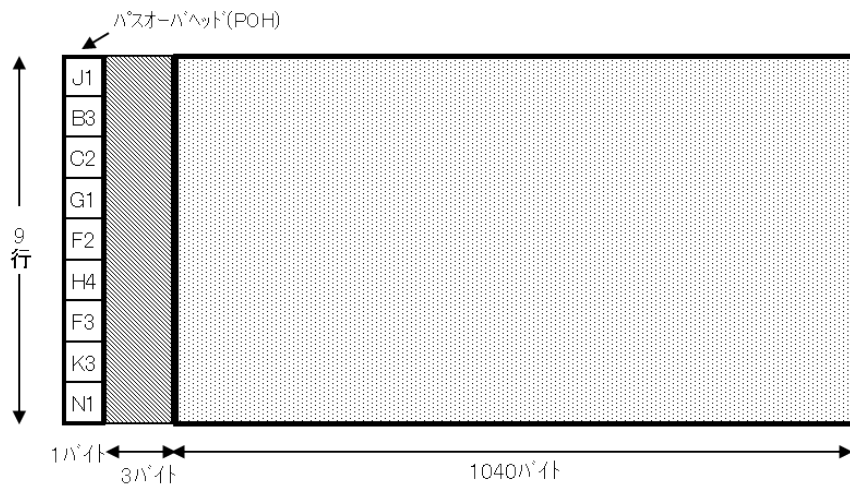

 = VC-4<sup>4</sup>ポード

図 1 1 VC-4 フレーム構成



 = 固定スタフバイト(同一値であること)


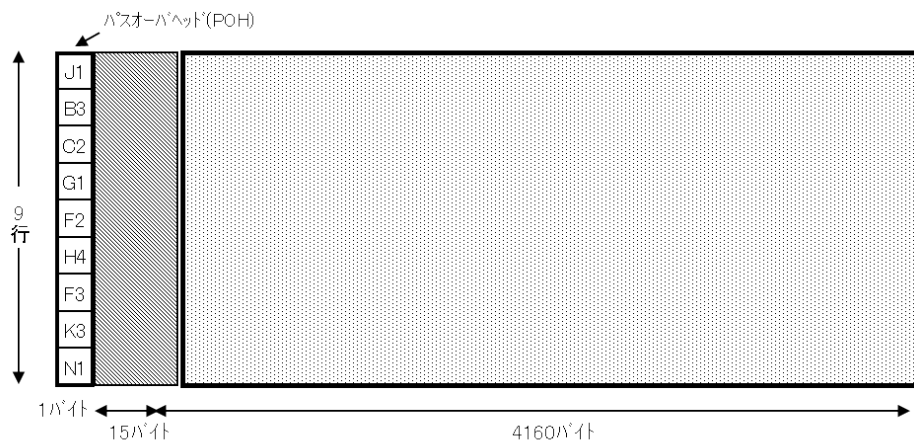
 = VC-4-4c<sup>4</sup>ポード

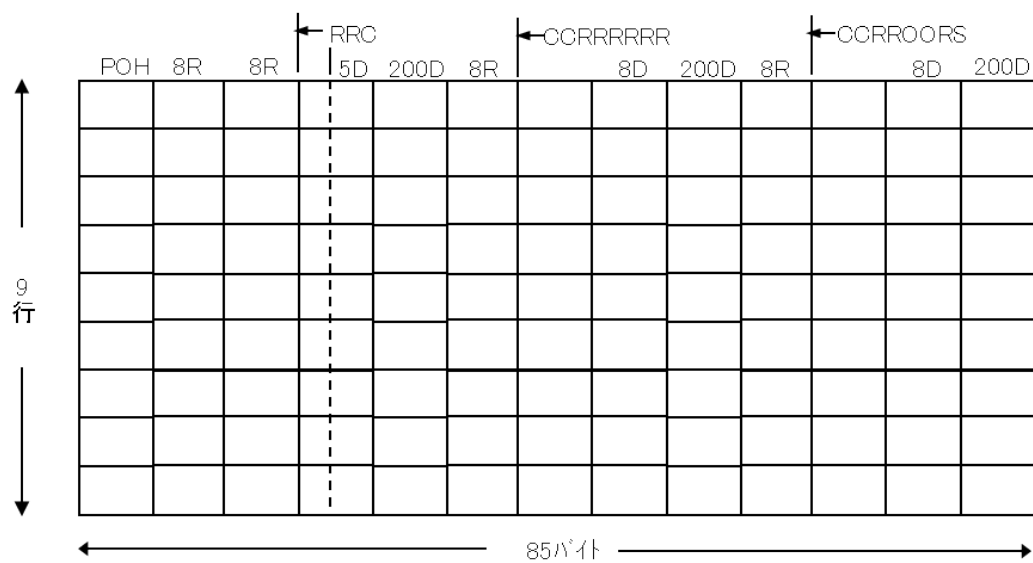
図 1 2 VC-4-4c フレーム構成



■ = 固定スタックバイト(同一値であること)

■ = VC-4-16cポッド

図13 VC-4-16cフレーム構成



- R : Fixed stuff bit
- C : Justification control bit
- S : Justification opportunity bit
- D : Data bit
- O : Overhead bit

※DS3のフレームについては当社網ではノンフレームとする。

図 1 4 VC - 3 への DS3 非同期マッピング

表2 STM-1信号のセクションオーバーヘッド

記号		ITU-T勧告 G.707上の用途	本IFの用途	各ビットの値	
中継セクション オーバーヘッド (RSOH)	A1,A2	フレーム同期	ITU-T勧告 G.707に準拠	A1:"11110110",A2:"00101000"	
	J0	中継セクショントレース	未定義	送信:"00000001",受信:無視	
	B1	中継セクションの誤り監視	ITU-T勧告 G.707に準拠	前フレームの全ビットのBIP-8演算結果	
	E1	中継セクションオーダワイヤ	未定義	送信:"01111111",受信:無視	
	F1	ユーザチャネル	未定義	送信:ALL"0",受信:無視	
	D1~D3	中継セクションDCC	未定義	送信:ALL"0",受信:無視	
端局セクション オーバーヘッド (MSOH)	B2	端局セクションの誤り監視	ITU-T勧告 G.707に準拠	前フレームの第1行から第3行のRSOHを除く全ビットのBIP-24演算結果	
	K1, K2(b1~b5)	端局セクション切替系の制御	ITU-T勧告 G.707に準拠	切替要求要因,切替元伝送路等(*1) (切替方式:1+1Unidirectional)	
	K2(b6~b8)	端局セクション状態の転送	ITU-T勧告 G.707に準拠	正常:"000" (*1) AIS:"111",RDI:"110"	
	D4~D12	端局セクションDCC	未定義	送信:ALL"0",受信:無視	
	S1	同期状態メッセージ	未定義	送信:ALL"0",受信:無視	
	M1	対局誤り表示	ITU-T勧告 G.707に準拠	送信/受信"対局B2の演算結果"	
	E2	端局セクションオーダワイヤ	未定義	送信:"01111111",受信:無視	
AU ポイント	H1	b1~b4	NDF	ITU-T勧告 G.707に準拠	normal:"0110",set:"1001"
		b5,b6	AUタイプ表示	ITU-T勧告 G.707に準拠	送信:"10",受信:無視
		b7,b8	VC-3,VC-4先頭位相指示 正負スタフ指示	ITU-T勧告 G.707に準拠	VC-3,VC-4先頭位相 スタフ制御等
	H2				
H3	負スタフ用バイト	ITU-T勧告 G.707に準拠	負スタフ時,バイト収容		
バイト		VC-3,VC-4信号を格納	ITU-T勧告 G.707に準拠	主信号伝送用	

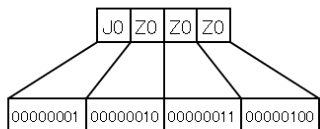
(\*1) K1,K2(b1~b5)及びK2(b6~b8)にはITU-T勧告 G.707に準拠したビットを送受信する。

また、切替方式はITU-T勧告 G.841に準拠した1+1Uni-directional 切戻し無し的方式とする。

表3 STM-4信号のセクションオーバーヘッド

記号	ITU-T勧告 G.707上の用途	本IFの用途	各ビットの値		
中継セクション オーバーヘッド (RSOH)	A1,A2	フレーム同期	ITU-T勧告 G.707に準拠	A1:"11110110",A2:"00101000"	
	J0	中継セクショントレース	未定義	送信:(*1)による,受信:無視	
	Z0	予備	未定義	送信:(*1)による,受信:無視	
	B1	中継セクションの誤り監視	ITU-T勧告 G.707に準拠	前フレームの全ビットのBIP-8演算結果	
	E1	中継セクションオーダワイヤ	未定義	送信:"01111111",受信:無視	
	F1	ユーザチャネル	未定義	送信:ALL"0",受信:無視	
	D1~D3	中継セクションDCC	未定義	送信:ALL"0",受信:無視	
端局セクション オーバーヘッド (MSOH)	B2	端局セクションの誤り監視	ITU-T勧告 G.707に準拠	前フレームの第1行から第3行のRSOHを除く全ビットのBIP-96演算結果	
	K1, K2(b1~b5)	端局セクション切替系の制御	ITU-T勧告 G.707に準拠	切替要求要因,切替元伝送路等(*2) (切替方式:1+1Unidirectional)	
	K2(b6~b8)	端局セクション状態の転送	ITU-T勧告 G.707に準拠	正常:"000" (*2) AIS:"111",RDI:"110"	
	D4~D12	端局セクションDCC	未定義	送信:ALL"0",受信:無視	
	S1	同期状態メッセージ	未定義	送信:ALL"0",受信:無視	
	M1	対局誤り表示	ITU-T勧告 G.707に準拠	送信/受信:"対局B2の演算結果"	
	E2	端局セクションオーダワイヤ	未定義	送信:"01111111",受信:無視	
AU ポイント	H1	b1~b4	NDF	ITU-T勧告 G.707に準拠	normal:"0110",set:"1001"
		b5,b6	AUタイプ表示	ITU-T勧告 G.707に準拠	送信:"10",受信:無視
		b7,b8	VC-3,VC-4,VC-4-4c 先頭位相指示 正負スタフ指示	ITU-T勧告 G.707に準拠	VC-3,VC-4,VC-4-4c先頭位相 スタフ制御等
	H3	負スタフ用バイト	ITU-T勧告 G.707に準拠	負スタフ時,ヘイロード収容	
ヘイロード	VC-3,VC-4,VC-4-4c 信号を格納	ITU-T勧告 G.707に準拠	主信号伝送用		

(\*1) J0,Z0の送信内容



(\*2) K1,K2(b1~b5)及びK2(b6~b8)にはITU-T勧告 G.707に準拠したビットを送受信する。

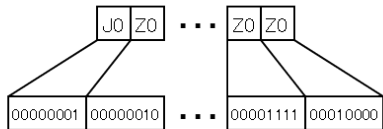
また、切替方式はITU-T勧告 G.841に準拠した1+1Uni-directional 切戻し無し的方式とする。



表4 STM-16信号のセクションオーバーヘッド

記号	ITU-T勧告 G.707上の用途	本IFの用途	各ビットの値		
中継セクション オーバーヘッド (RSOH)	A1,A2	フレーム同期	ITU-T勧告 G.707に準拠	A1:"11110110",A2:"00101000"	
	J0	中継セクショントレース	未定義	送信:(*1)による,受信:無視	
	Z0	予備	未定義	送信:(*1)による,受信:無視	
	B1	中継セクションの誤り監視	ITU-T勧告 G.707に準拠	前フレームの全ビットのBIP-8演算結果	
	E1	中継セクションオーダワイヤ	未定義	送信:"01111111",受信:無視	
	F1	ユーザチャネル	未定義	送信:ALL"0",受信:無視	
	D1~D3	中継セクションDCC	未定義	送信:ALL"0",受信:無視	
端局セクション オーバーヘッド (MSOH)	B2	端局セクションの誤り監視	ITU-T勧告 G.707に準拠	前フレームの第1行から第3行のRSOHを除く全ビットのBIP-384演算結果	
	K1, K2(b1~b5)	端局セクション切替系の制御	ITU-T勧告 G.707に準拠	切替要求要因,切替元伝送路等(*2) (切替方式:1+1Unidirectional)	
	K2(b6~b8)	端局セクション状態の転送	ITU-T勧告 G.707に準拠	正常:"000" (*2) AIS:"111",RDI:"110"	
	D4~D12	端局セクションDCC	未定義	送信:ALL"0",受信:無視	
	S1	同期状態メッセージ	未定義	送信:ALL"0",受信:無視	
	M1	対局誤り表示	ITU-T勧告 G.707に準拠	送信/受信:"対局B2の演算結果"	
	E2	端局セクションオーダワイヤ	未定義	送信:"01111111",受信:無視	
AU ポイント	H1	b1~b4	NDF	ITU-T勧告 G.707に準拠	normal:"0110",set:"1001"
		b5,b6	AUタイプ表示	ITU-T勧告 G.707に準拠	送信:"10",受信:無視
	H2	b7,b8	VC-3,VC-4,VC-4-4c, VC-4-16c 先頭位相指示 正負スタフ指示	ITU-T勧告 G.707に準拠	VC-3,VC-4,VC-4-4c,VC-4-16c 先頭位相 スタフ制御等
		H3	負スタフ用バイト	ITU-T勧告 G.707に準拠	負スタフ時,ヘイロード収容
ヘイロード	VC-3,VC-4,VC-4-4c, VC-4-16c信号を格納	ITU-T勧告 G.707に準拠	主信号伝送用		

(\*1) J0,Z0の送信内容



(\*2) K1,K2(b1~b5)及びK2(b6~b8)にはITU-T勧告 G.707に準拠したビットを送受信する。  
また、切替方式はITU-T勧告 G.841に準拠した1+1Uni-directional 切戻し無し的方式とする。

表5 VC-3/VC-4/VC-4-4c/VC-4-16cのパスオーバーヘッド

記号	ITU-T勧告 G.707上の用途	本IFでの用途	各ビットの値	
パス管理情報 (POH) ※1	J1	パストレース	未定義	規定しない
	B3	パス誤り監視	ITU-T勧告 G.707に準拠	パス誤り監視(前フレームのVC-3/VC-4/VC-4-4c/VC-4-16cの全ビットのBIP-8演算結果) ※2
	C2	シグナルラベル	未定義	“00”以外 ※3
	G1(b1~b4)	パス対局誤り表示	未定義	規定しない
	G1(b5)	送信パス状態の転送	未定義	規定しない
	G1(b6~b8)	未使用	未定義	規定しない
	F2	パスユーザチャンネル	未定義	規定しない
	H4	位置表示	未定義	規定しない
	F3	パスユーザチャンネル	未定義	規定しない
	K3	APSチャンネル	未定義	規定しない
	N1	網運用者バイト	未定義	規定しない

※1: POHについては当社網においてはすべて透過である。

※2: B3バイトについては当社網においては透過するが、ITU-T勧告 G.707の規定以外のバイトを当社網にて受信した場合、当社網内の冗長切替機能に影響を与える。このため当社網は直接協定事業者網から当社網に対してITU-T勧告 G.707の規定以外のバイトを送信しないことを要求する。

※3: C2バイトについては当社網においては透過するがC2=“00”を当社網にて受信した場合、当社網の冗長切替機能に影響を与える。このため直接協定事業者網から当社網に対してC2=“00”を送信しないことを要求する。

表6 フレーム同期方式

項目	フレーム同期パターン	・パターン探索法 ・パターン照合法	フレーム同期保護
STM-1信号 /STM-4信号 /STM-16信号	A1: “11110110” A2: “00101000”	・1ビット即時シフト方式(※1) ・連続したA1,A1,A2及びA2バイトの32ビット同時照合方式	・リセット方式 ・前方: 5段 ・後方: 2段

※1: パターン探索法については、1ビット即時シフト方式または、1ビット即時シフト方式と同等なフレーム同期復帰特性を有するフレーム同期方式とする。

表7 警報発出解除条件

警報種別	検出条件	解除条件
①LOS	・光入力断	・光入力回復
②LOF	・フレーム同期外れ (フレーム同期パターン不一致を3ms連続検出)	・フレーム同期復帰 (フレーム同期パターン一致を3ms連続検出)
③MS-RDI	・デスクランブル後のK2のb6-b8="110"を5フレーム連続検出	・デスクランブル後のK2のb6-b8≠"110"を5フレーム連続検出
④MS-AIS	・デスクランブル後のK2のb6-b8="111"を5フレーム連続検出	・デスクランブル後のK2のb6-b8≠"111"を5フレーム連続検出
⑤AU-AIS	・H1,H2バイトでALL"1"を3フレーム連続検出時	・正常ポイントを3フレーム連続検出時
⑥AU-LOP	・異常ポイントを8フレーム連続検出時	・正常ポイントを3フレーム連続検出時

※表中の①～⑥の数字は図15の警報種別に該当する

表8 警報転送条件

警報種別	転送情報	転送条件	解除条件
⑦MS-RDI	・スクランブル前のK2にb6-b8="110"を挿入	・LOS, LOF又はMS-AIS検出時	・LOS, LOF又はMS-AIS回復時
⑧AU-AIS	・ペイロード及びH1,H2,H3バイトにALL"1"	・LOS, LOF,MS-AIS又はAU-LOP検出時	・LOS, LOF,MS-AIS又はAU-LOP 回復時

※表中の⑦～⑧の数字は図15の警報種別に該当する

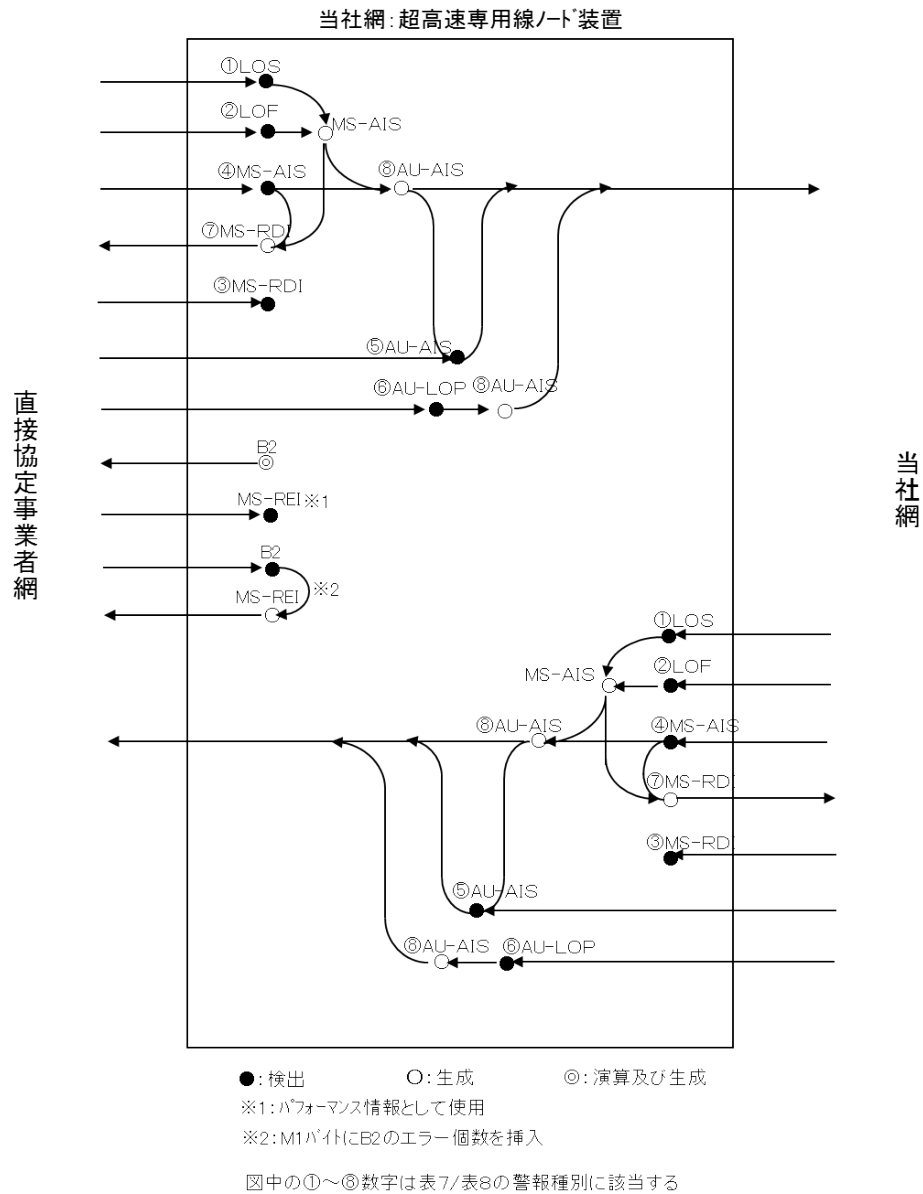


図15 警報転送図

技術的条件集別表 16

I. 網特有 ASE 共通部

1～3 (略)

4. パラメータ

4.1 (略)

4.2 パラメータのコーディング

4.2.1～4.2.99 (略)

4.2.100 付加ユーザ種別

(略)

g) NTT 長距離付加ユーザ種別 2 : サービスに関する情報を設定

00000000 予備

00000001 G S S

00000010 メンバーズネットサービス

00000011

|

11111111

予備

(略)

技術的条件集別表 16

I. 網特有 ASE 共通部

1～3 (略)

4. パラメータ

4.1 (略)

4.2 パラメータのコーディング

4.2.1～4.2.99 (略)

4.2.100 付加ユーザ種別

(略)

g) NTT 長距離付加ユーザ種別 2 : サービスに関する情報を設定

00000000 予備

00000001 予備

00000010 メンバーズネットサービス

00000011

|

11111111

予備

(略)

技術的条件集別表 17

(略)

1. (略)
- 2 転送データ部
2. 1 (略)
2. 2 パラメータ構成(P O P 1)
2. 2. 1 (略)
2. 2. 2 転送データ部個別構成
- (1)～(34) (略)
- (35) 付加ユーザ種別
- (略)

\*6 N T T長距離付加ユーザ種別2 :サービスに関する情報を設定

=00000000 : 予備  
=00000001 : G S S  
=00000010 : メンバーズネットサービス  
=000000110～11111111 : 予備

(略)

技術的条件集別表 17

(略)

1. (略)
- 2 転送データ部
2. 1 (略)
2. 2 パラメータ構成(P O P 1)
2. 2. 1 (略)
2. 2. 2 転送データ部個別構成
- (1)～(34) (略)
- (35) 付加ユーザ種別
- (略)

\*6 N T T長距離付加ユーザ種別2 :サービスに関する情報を設定

=00000000 : 予備  
=00000001 : 予備  
=00000010 : メンバーズネットサービス  
=000000110～11111111 : 予備

(略)